

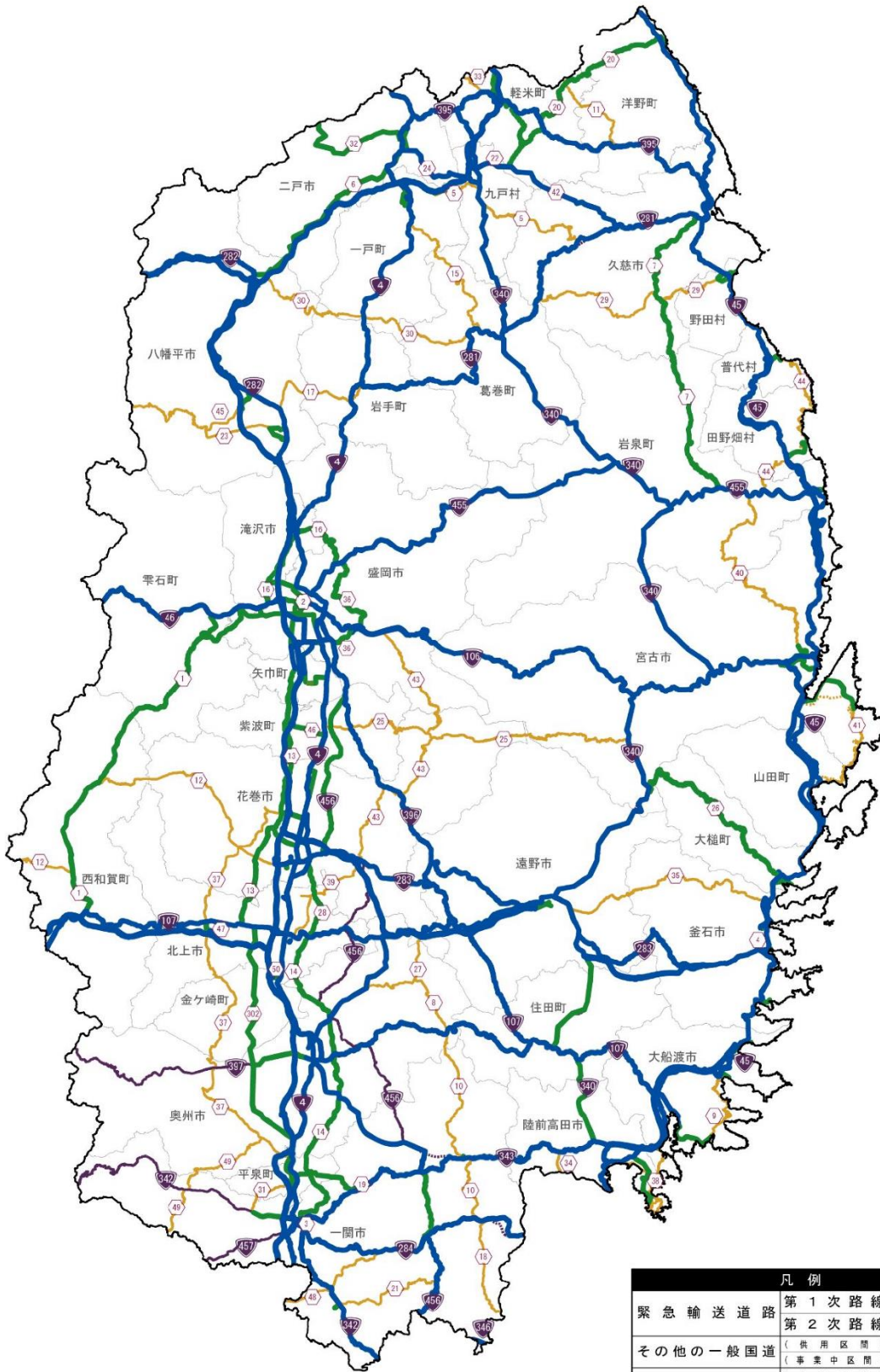
資料編

目 次

1 - 4 - 1	久慈市防災会議条例（平成 18 年久慈市条例第 160 号）	701
1 - 4 - 2	久慈市防災会議の組織	703
1 - 7 - 1	久慈市における主な災害記録	705
2 - 2 - 1	自主防災組織等の現況	708
2 - 4 - 1	気象観測施設一覧	711
2 - 4 - 2	地震・津波観測施設一覧	712
2 - 4 - 3	防災行政無線設備の整備状況	713
2 - 5 - 1	指定緊急避難場所等一覧	714
2 - 5 - 2	福祉避難所一覧	722
2 - 5 - 3	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン	723
2 - 6 - 1	久慈市避難行動要支援者避難支援全体計画	731
2 - 8 - 1	防災資機材の保有状況	743
2 - 13 - 1	ダムの現況	746
2 - 13 - 2	砂防指定地及び砂防施設一覧	747
2 - 13 - 3	水防警報施設一覧	749
2 - 13 - 4	河川水門一覧	751
2 - 13 - 5	河川水門管理要綱	756
2 - 13 - 6	災害時要配慮者施設一覧	762
2 - 13 - 7	久慈川タイムライン（防災行動計画）	770
2 - 13 - 8	長内川タイムライン（防災行動計画）	776
2 - 13 - 9	夏井川タイムライン（防災行動計画）	782
2 - 13 - 10	宇部川タイムライン（防災行動計画）	787
2 - 15 - 1	海岸保全区域延長	793
2 - 15 - 2	海岸防潮堤防設置一覧	794
2 - 15 - 3	海岸水門一覧	795
2 - 15 - 4	海岸水門管理要綱	796

2 - 16 - 1	土砂災害発生危険箇所一覧	801
2 - 16 - 2	地すべり危険箇所一覧	802
2 - 16 - 3	土砂災害警戒区域一覧	803
2 - 16 - 4	山地災害危険箇所一覧	837
2 - 16 - 5	急傾斜地崩壊危険区域一覧	844
2 - 17 - 1	消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況	845
2 - 17 - 2	消防力一覧	846
2 - 20 - 1	岩手県沿岸排出油等防除協議会会則	847
3 - 1 - 1	災害警戒本部設置要領（平成 18 年 3 月 6 日制定）	850
3 - 1 - 2	災害対策本部条例（平成 18 年久慈市条例第 161 号）	852
3 - 1 - 3	災害対策本部規程	853
3 - 2 - 1	気象警報発表基準等	869
3 - 2 - 2	気象庁震度階級関連解説表	873
3 - 2 - 3	気象警報等伝達系統図	878
3 - 2 - 4	火災気象通報・火災警報伝達系統図	879
3 - 2 - 5	土砂災害警戒情報伝達系統図	880
3 - 2 - 6	地震及び津波に関する情報伝達系統図	881
3 - 2 - 7	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図	882
3 - 2 - 8	原子力災害特定事象発生情報等伝達系統図	883
3 - 3 - 1	各防災機関における指定電話一覧	884
3 - 3 - 2	無線施設一覧	886
3 - 3 - 3	非常通信運用細則	893
3 - 3 - 4	東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）	900
3 - 3 - 5	アマチュア無線局一覧	901
3 - 4 - 1	被害状況判定の基準	902
3 - 4 - 2	災害情報の報告系統図	904
3 - 4 - 3	報告区分別系統図	905
3 - 4 - 4	災害情報の報告系統一覧表	913
3 - 4 - 5	災害報告取扱要領	916
3 - 4 - 6	火災・災害等即報要領	925

3 - 6 - 1	県本部長が指定する緊急輸送道路一覧	947
3 - 6 - 2	ヘリポートの設置基準	968
3 - 6 - 3	久慈広域圏におけるヘリポートの現況	975
3 - 9 - 1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	976
3 - 9 - 2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	981
3 - 9 - 3	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況	987
3 - 12 - 1	災害救助法による救助の種類、期間等（災害救助基準）	991
3 - 15 - 2	災害時の医療救護活動に関する協定書	999
3 - 16 - 1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書	1003
3 - 16 - 2	災害救助用米穀等に関する協定書	1005
3 - 16 - 3	災害救助用米穀代金納付契約書	1006
3 - 16 - 4	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	1007
3 - 16 - 5	政府所有米穀の販売要領(抜粋)	1011
3 - 26 - 1	液化石油ガス製造・貯蔵施設の状況	1012
3 - 30 - 1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	1013
3 - 30 - 2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	1018
3 - 30 - 3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	1030
4 - 2 - 1	災害復興住宅資金一覧	1038
4 - 2 - 2	生活福祉資金一覧	1041
4 - 2 - 3	災害援護資金一覧	1042



1 - 4 - 1 久慈市防災会議条例（平成 18 年久慈市条例第 160 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定により、久慈市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 久慈市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 久慈市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、4 人、1 人、10 人、6 人及び 6 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は

解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成20年4月30日までの間に第3条第7項の規定により委嘱される委員（同項ただし書に規定する補欠の委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

1 - 4 - 2 久慈市防災会議の組織

(令和8年3月1日現在)

区分	職	氏名	任命・委嘱区分
会長	市長	遠藤 讓一	
委員	三陸北部森林管理署 久慈支署長	十川 尚久	第3条第5項第1号 委嘱
	東北地方整備局三陸国道事務所 久慈維持出張所長	西村 春生	第3条第5項第1号 委嘱
	八戸海上保安部長	稲田 健二	第3条第5項第1号 委嘱
	県北広域振興局 理事兼副局長兼経営企画部長	似内 憲一	第3条第5項第2号 委嘱
	県北広域振興局 土木部長	馬場 聡	第3条第5項第2号 委嘱
	久慈保健所長	小森林 靖一	第3条第5項第2号 委嘱
	県北広域復興局土木部 滝ダム管理事務所長	阿部 光寿	第3条第5項第2号 委嘱
	久慈警察署長	後藤 俊生	第3条第5項第3号 委嘱
	副市長	澤里 充男	第3条第5項第4号 任命
	総務部長	久松 希美子	第3条第5項第4号 任命
	総合政策部長	大崎 健司	第3条第5項第4号 任命
	生活福祉部長	夕向 司	第3条第5項第4号 任命
	産業経済部長	下山 琢也	第3条第5項第4号 任命
	企業立地港湾部長	谷崎 勉	第3条第5項第4号 任命
	建設部長	高橋 淳史	第3条第5項第4号 任命
	山形総合支所長	下斗米 洋之	第3条第5項第4号 任命
	上下水道部長	笹原 賢二	第3条第5項第4号 任命
	教育長	坂川 孝志	第3条第5項第5号 委嘱
久慈広域連合消防本部 消防長	中屋敷 亨	第3条第5項第6号 委嘱	

区分	職	氏名	任命・委嘱区分
	久慈市消防団長	馬渡 正博	第3条第5項第6号 委嘱
	NTT東日本株式会社 岩手支店 災害対策室長	石川 美保子	第3条第5項第7号 委嘱
	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 八戸駅 駅長	吉田 正樹	第3条第5項第7号 委嘱
	公益社団法人岩手県トラック協会 久慈支部長	中新井田 聡	第3条第5項第7号 委嘱
	東北電力ネットワーク株式会社 久慈電力センター所長	佐々木 正幸	第3条第5項第7号 委嘱
	三陸鉄道株式会社 久慈派出所 久慈派出所長兼久慈駅長	畑田 健司	第3条第5項第7号 委嘱
	岩手県北自動車株式会社 久慈営業所長	佐々木 司	第3条第5項第7号 委嘱
	岩手県立久慈病院長	遠野 千尋	第3条第5項第8号 委嘱
	久慈市社会福祉協議会長	日當 光男	第3条第5項第8号 委嘱
	公益社団法人岩手県看護協会 久慈地区支部長	山田 由美子	第3条第5項第8号 委嘱
	久慈市婦人消防協力隊連合会長	大向 きみ子	第3条第5項第8号 委嘱
	気象庁盛岡地方气象台 次長	小田嶋 孝一	第3条第5項第8号 委嘱
	久慈市地域女性団体連合会長	大沢 リツ子	第3条第5項第8号 委嘱

1 - 7 - 1 久慈市における主な災害記録

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物被害						土木被害					農作物被害 ha	水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額合計 千円		
			世帯数	人員	死者 名	行方不明 名	傷者 名	全焼壊 戸	流出 戸	半焼壊 戸	一部破損 戸	床上浸水 戸	床下浸水 戸	非住家 棟	道路 箇所	橋りょう 箇所	堤防 箇所	港湾 箇所					その他 箇所	
明29. 6. 15	津波	三陸津波	世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所					
					487(行方不明含む)			150		400														
明30.	火災	宇部村久喜						47								1								
明37.	火災	宇部村小袖						30																
大7. 1. 13	火災	久慈町中心部						500																
大10. 3.	火災	宇部村久喜						20																
大11. 3. 7	火災	大川目村三日町						100																
大15. 1. 24	火災	久慈町中心街						440																
昭8. 3. 3	津波	三陸津波			18(行方不明含む)					14														
昭8. 5.	火災	侍浜村本波						18																
昭13. 2. 13	火災	山形村川井建物火災	1		5			1																
昭20. 4. 17	火災	久慈町中心街						955																
昭22. 12. 30	火災	久慈町巽町						25																
昭25. 12. 8	火災	久慈町表町						33																
昭33. 9. 27	水害	台風22号襲来 久慈市	2,913	12,354	2	1	14	15	8	20	137	901	2,000	234									548,028	
昭33. 12. 19	火災	山形村山形中学校						1																
昭35. 5. 24	津波	チリ地震津波襲来 久慈市							5			5											7	
昭36. 5. 29	火災	三陸フェーン火災 久慈市																			山林焼失 670			
昭37. 6. 19	火災	久慈市寺里地区		4	3			1															320	
昭39. 2. 1 ~3, 9~12	雪害	久慈市山根、玉の脇、小袖、久喜地区豪雪								8				2		2				3		200	23,367	
昭41. 3. 16	火災	久慈市新町地区		32	3		3	2		2	2												3,798	
昭41. 10. 13	水害	集中豪雨 久慈市	2,043	9,107	11		3	32	10	78		550	1,096	396	181	13	17	3		322.5		75	780,343	
昭42. 4. 15	火災	久慈市宇部町小袖地区	12	97			2	16		1													31,217	
昭42. 9. 22	水害	集中豪雨 久慈市	1,356	5,569								848	1,085	57	102	6	16			395.4	2,650	5	386,361	
昭43. 5. 16	水害 津波	長雨、増水並びに十勝沖地震に伴う津波 久慈市	75	338	1						75	3	14	23	6	2					47,540	43	101,266	
昭44. 5. 6	火災	山林火災 久慈市山根町																			山林焼失 218		38,241	
昭44. 5. 6	火災	山林火災 山形村平庭(霜畑)国有林						22													山林焼失 3,200		528,779	
昭46. 4. 20	火災	山林火災 久慈市侍浜町			1		1														山林焼失 66		16,129	
昭47. 5. 12	火災	久慈市中町(長福寺)		9				2		1													20,030	

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物被害							土木被害					農作物被害 ha	水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額 合計 千円	
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流出	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋りょう	堤防	港湾	その他					
昭48.4.20	火災	山林火災 山形村茅森地区	世帯	名	名	名	名	戸	戸	戸	戸	戸	戸	棟	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	山林焼失 150				7,785
昭49.5.4	火災	山林火災 久慈市大川目町																		山林焼失 22				10,773
昭50.3.21	水害	集中豪雨、融雪 久慈市	264	998						9	259	11	69	1						2.44	95	1	172,069	
昭52.12.28	火災	山形村霜畑建物火災	4					4															5,621	
昭54.3.31	風害	低気圧の通過に伴う強風 久慈市	53	64				1		27	37												7,560	
昭55.9.22	火災	山形村戸呂町小中学校(別棟技術教室1棟、教員住宅2棟)	4	5				2					1							り災面積 195㎡			6,876	
昭55.9.22	火災	山形村来内小中学校(校舎、講堂)											2							り災面積 708㎡			10,910	
昭56.9.26 ~27	水害	大雨、洪水 久慈市	233	630						45	110	42	79	7	3					91			586,217	
昭57.5.21	水害	大雨、洪水 久慈市	1,971	5,683	1						3	491	1,362	875	116	17	34	1		528	31,950		2,144,966	
昭57.9.12 ~13	水害	台風18号襲来 久慈市	555	601								230	325	109	80	6	11			74.5	349		428,004	
昭58.4.27	火災	山林火災 久慈市長内町	61	217				2	45					179						山林焼失 1,084		120	2,139,341	
昭60.5.1	火災	山林火災 山形村戸呂町地区																		山林焼失 15			15,293	
昭63.9.22	水害	集中豪雨 久慈市	22	65							1	1	18		7	1				49			123,000	
昭63.11.10	火災	山形村霜畑地区 建物火災	1	2					1					7						建物り災面積 1,797㎡ 山林焼失 0.42ha			75,490	
平2.10.24	高潮	高潮 久慈市						2														16	133,031	
平2.11.4	水害	集中豪雨 久慈市	61	184								13	51	29	37		4						308,598	
平3.2.15 ~17	高潮 雪害	低気圧接近に伴う 雪害 久慈市	1	3						1												53	760,937	
平3.9.19	水害	台風18号襲来 久慈市	11	22									11		9								136,069	
平3.9.28	風害	台風19号強風 山形村	29	131				2		5	22			76									不明	
平4.10.8	火災	山形村日野沢地区 建物火災						2												り災面積 7,524㎡			43,425	
平5.7.28	水害	集中豪雨 久慈市	49	129				1		1	1	23	18	8	25					9.3			132,991	

発生年月日	災害名	災害内容	り災		人的被害			建物被害							土木被害					農作物被害 ha	水産物被害 千円	船舶被害 隻	被害額合計 千円					
			世帯数	人員	死者	行方不明	傷者	全焼壊	流出	半焼壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家	道路	橋りょう	堤防	港湾	その他									
平6.9.15	水害	集中豪雨 久慈市	2	4										49		14											199,920	
平6.9.18	高潮	高潮 久慈市																								1,254	1	161,669
平11.10.28 ~29	水害	低気圧による大雨、洪水災害 久慈市	156	422					2	1	47	100	113	100	3	16						0.37			7		1,417,591	
平12.7.8 ~9	水害	台風3号による大雨、洪水、暴風災害 久慈市	52	146							9	42	34	84	2	15						0.92					788,250	
平13.9.11 ~12	水害	台風15号による大雨、洪水、波浪災害 久慈市	45	102							2	43	45	93	3	11						1.59					426,835	
平18.10.6 ~8	水害	低気圧に伴う大雨災害	173	416						1	67	105	122	52				17				37.12		32		1,691,420		
平18.12.26 ~28	水害	低気圧に伴う大雨災害	67	147							2	65	38	39								0.39					124,156	
平20.7.24	地震	岩手県沿岸北部地震	36	101									36														76,163	
平21.10.8	水害	台風18号による大雨、暴風災害	47	111									2	5	40	26	70			2		2.00		1		575,304		
平22.12.30 ~平23.1.2	高潮 雪害	低気圧に伴う波浪災害、雪害	7	20						7			12					6			0.1	548,885	8		640,220			
平23.3.11	地震 津波	東日本大震災			4	2	10				65		503			680	15	2		13	7	0.6	8,942,819	575	31,090,150			
平23.9.21 ~22	水害	台風15号による大雨、洪水、暴風								2	105	139		90						11	74.9					280,143		
平28.1.18 ~20	雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪被害																		119				18		1,520,628		
平28.8.29 ~31	水害	台風10号による洪水災害			1				40		230	21	1,389	748	801	160	14	80			72.4	582,870	2		19,501,911			
平29.10.22 ~23	水害	台風21号による大雨、洪水、暴風														62			10	15		67,448				201,178		
令元.10.12 ~13	水害	台風19号による大雨、洪水、暴風							6		7		483	627	344	300	1		6			24,328				3,379,529		
令4.8.3	水害	低気圧に伴う大雨、洪水災害												16		182			3	88	6.4	5,884				704,870		
令5.8.12 ~20	水害	低気圧に伴う大雨、洪水災害												2		44	3										81,080	
令6.8.11 ~13	水害	台風5号による大雨、洪水、暴風												18	7	92											1,335,246	
令7.10.31 ~11.1	水害	低気圧に伴う大雨、洪水・暴風														37					2						13,070	

2 - 2 - 1 自主防災組織等の現況

1 自主防災組織

(令和8年3月1日現在)

	名称	世帯数(世帯)	結成年月日
1	久慈湊地区自主防災会連合会 〔久慈湊小学校前、湊町上、湊町中・湊町下、源道、旭町・京の森、夏井駅前〕	738	平成18年6月11日
2	川崎町自主防災会	115	平成18年4月22日
3	幸町自主防災会	317	平成19年4月29日
4	宇部本町自主防災会	45	平成23年4月1日
5	畑田沢里自主防災会	401	平成23年4月1日
6	寺里自主防災会	392	平成24年1月10日
7	中長内自主防災会	165	平成24年3月11日
8	下長内自主防災会	189	平成24年3月11日
9	元木沢自主防災会	275	平成24年3月11日
10	上長内町内会自主防災会	396	平成24年3月11日
11	新井田地区自主防災委員会	372	平成25年8月1日
12	八日町自主防災会	69	平成26年2月9日
13	北の越自主防災会	85	平成26年4月1日
14	三日町・砂子・新丁千草地区自主防災会	163	平成26年10月25日
15	出生町自主防災会	197	平成27年3月1日
16	関地区自主防災会	126	平成27年3月2日
17	川井自主防災会	316	平成27年4月1日
18	大湊町内会自主防災会	178	平成29年1月28日
19	外屋敷町内会自主防災会	101	平成29年3月1日
20	向町自主防災会	108	平成30年2月25日
21	夏井町早坂自主防災会	29	平成30年9月1日
22	東広美町自主防災会	217	平成30年11月4日
23	宇部町第8区町内会自主防災会	129	令和2年2月16日
24	森中・森上下・山口地区自主防災会	300	令和3年2月25日
25	仲小路自主防災会	111	令和3年3月1日
26	荷軽部自主防災会	99	令和3年6月9日
27	田中地区自主防災会	50	令和3年10月6日
28	日野沢自主防災会	51	令和4年4月1日
29	根井地区自主防災会	19	令和4年9月18日
30	新築町自主防災会	215	令和4年10月1日
31	宇部町和野自主防災会	54	令和5年1月1日
32	日吉町内会	400	令和5年1月21日
33	夏井町生平自主防災会	28	令和5年2月1日
34	小国自主防災会	101	令和5年2月1日
35	角柄町内会自主防災会	36	令和5年2月12日
36	門前町内会	824	令和5年2月1日
37	田高自主防災会	405	令和5年2月18日
38	宇部町第三ブロック自主防災会	120	令和5年2月12日

	名称	世帯数(世帯)	結成年月日
39	来内自主防災会	66	令和5年2月15日
40	宇部町日向町内会自主防災会	150	令和5年2月26日
41	新長内自主防災会	104	令和5年1月29日
42	宇部町滝の沢自主防災会	29	令和5年3月19日
43	西の沢町内会	202	令和5年4月30日
44	保土沢自主防災会	55	令和5年4月30日
45	横沼自主防災会	131	令和5年4月23日
46	霜畑自主防災会	82	令和5年4月23日
47	やまね未来づくり会	128	令和5年5月20日
48	堀切自主防災会	94	令和5年6月11日
49	侍浜本町自主防災会	124	令和5年6月25日
50	桑畑自主防災会	119	令和5年7月3日
51	大沢田町内会	27	令和5年7月9日
52	下日当町内会	155	令和5年7月26日
53	大尻自主防災会	108	令和5年9月1日
54	天神堂自主防災会	832	令和5年9月10日
55	秋葉町内会	118	令和5年11月12日
56	上日当町内会自主防災会	53	令和5年12月10日
57	本波自主防災会	36	令和5年12月3日
58	白前自主防災会	59	令和6年1月28日
59	麦生自主防災会	60	令和6年2月11日
60	玉の脇自主防災会	77	令和6年1月28日
61	川貫町内会自主防災会	334	令和6年5月12日
62	宇部町久喜自主防災会	263	令和6年6月6日
63	小田町内会	14	令和6年7月7日
64	くにさか町内会	15	令和6年11月15日
65	大崎町内会	31	令和7年1月3日
66	枝成沢町内会自主防災部	77	令和7年3月1日
67	新中の橋町内会 自主防災部	118	令和6年5月19日
68	夏井部落会	56	令和7年2月2日
69	二子自主防災会	87	令和7年3月1日
70	宇津目町内会自主防災部	66	令和7年4月1日
	計	11,806	

2 婦人消防協力隊

(令和7年4月1日現在)

	名称	隊員数(人)	結成年月日
1	小袖婦人消防隊	19	昭和40年5月10日
2	久喜婦人消防協力隊	19	昭和46年3月3日
3	霜畑婦人消防協力隊	14	昭和47年4月1日
4	繫婦人消防協力隊	11	昭和47年4月1日

	名称	隊員数（人）	結成年月日
5	山根婦人消防協力隊	8	昭和49年4月1日
6	侍浜婦人消防協力隊	24	昭和49年4月7日
	計	95	

3 幼年・少年消防クラブ

(令和8年1月1日現在)

	名称	クラブ員数 (人)	結成年月日
1	大川目保育園幼年消防クラブ	8	昭和59年5月1日
2	幸町保育園幼年消防クラブ	27	昭和59年5月1日
3	小久慈保育園幼年消防クラブ	3	昭和59年5月1日
4	かわい児童館幼年消防クラブ	7	昭和60年12月15日
5	いなり保育園幼年消防クラブ	32	昭和62年2月1日
6	久慈湊保育園幼年消防クラブ	27	昭和63年4月1日
7	認定こども園門前保育園幼年消防クラブ	48	平成元年2月1日
8	山口保育園幼年消防クラブ	17	平成元年4月1日
9	ひばり保育園幼年消防クラブ	20	平成元年4月1日
10	認定こども園かわぬき幼年消防クラブ	65	平成23年7月1日
11	長内保育園幼年消防クラブ	33	平成24年3月1日
12	畑田保育園幼年消防クラブ	43	平成24年3月1日
	計	330	

2 - 4 - 1 気象観測施設一覧

(令和8年1月1日現在)

設置機関	種別	所在地
気象庁	地域気象観測所（久慈）	久慈市小久慈町第24地割
	地域気象観測所（山形）	久慈市山形町川井
	地域雨量観測所（下戸鎖）	久慈市山根町下戸鎖
	地域雨量観測所（大野）	九戸郡洋野町大野
岩手県 (県北広域振興局土木部)	雨量観測所（久慈）	久慈市八日町1-1
	雨量観測所（五枚橋）	久慈市山形町戸呂町1-66-1
	雨量観測所（明神）	久慈市山形町川井17-23-61
岩手県 (県北広域振興局 土木部 滝ダム管理事務所)	雨量観測所（高根）	久慈市山根町深田第14地割38-2
	雨量観測所（端神）	久慈市山根町端神第3地割41-5
	雨量観測所（小国）	久慈市山形町小国第12地割129-2
	雨量観測所（滝ダム）	久慈市小久慈町第1地割35-23
久慈広域連合 消防本部	雨量観測所（久慈）	久慈市長内町第29地割21番地1
	雨量観測所（山形）	久慈市山形町川井第8地割31番地

2 - 4 - 2 地震・津波観測施設一覧

(令和8年2月18日現在)

1 地震観測施設

設置機関	種別	所在地	備考
気象庁	計測震度計	久慈市川崎町1-1	
	多機能型地震計	久慈市枝成沢第19地割76	
国立研究開発法人防災科学技術研究所	強震観測施設	久慈市長内町第9地割67番2 (旧久慈老人福祉センター)	
	高感度地震観測施設	久慈市侍浜町本町第9地割152番地 (久慈市立侍浜中学校) 久慈市山根町下戸鎖第5地割41番地1 (旧山根小学校)	
	広帯域地震観測施設	久慈市山形町霜畑第18地割22番地21 (久慈市有林)	
国土地理院	電子基準点	久慈市宇部町第5地割132-8 (久慈市立宇部小学校) 久慈市山形町霜畑第7地割37	
岩手県	計測震度計	久慈市山形町川井第8地割31 (久慈消防署山形分署)	

2 津波観測施設

設置機関	種別	所在地	備考
東北地方整備局(港湾局)	潮位計	久慈市長内町	
気象庁	巨大津波観測計	久慈市長内町	

2 - 4 - 3 防災行政無線設備の整備状況

(令和8年1月1日現在)

1 親局、中継局、基地局及び遠隔制御局

種別	名称	所在地
親局 (1局)	久慈市役所(通信室)	久慈市川崎町1-1
中継局 (2局)	広野中継局	久慈市枝成沢18-193-1
	明神岳中継局	久慈市山形町来内23-63-1
遠隔制御局 (6局)	久慈市役所山形総合支所	久慈市山形町川井8-30-1
	久慈市防災センター	久慈市長内町29-21-1
	久慈消防署山形分署	久慈市山形町川井8-31
	久慈市漁業協同組合本所	久慈市長内町42-6
	久慈市漁業協同組合夏井出張所	久慈市夏井町大崎8-63-3
	久慈市漁業協同組合久喜支所	久慈市宇部町21-107-31

2 戸別受信機及び屋外拡声子局

種別	設置区分等	設置数量
戸別受信機 (1,300台)	市の施設(市庁舎等)	36台
	市の幹部職員宅(市長等)	3台
	消防関係者宅(消防長、消防団長等)	38台
	防災関係機関(県北広域振興局等)	24台
	保育園、学校(市内保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校等)	56台
	山形地区	1,132台
屋外拡声子局 (262基)	久慈地区	29基
	小久慈地区	13基
	長内地区	23基
	大川目地区	14基
	夏井地区	31基
	宇部地区	33基
	侍浜地区	40基
	山根地区	16基
	山形地区	63基

2 - 5 - 1 指定緊急避難場所等一覧

(令和8年1月1日現在)

地区	久慈地区	小久慈地区	長内地区	大川目地区	夏井地区	宇部地区	侍浜地区	山根地区	山形地区	合計
箇所数	49(22)	9(6)	20(14)	11(2)	20(7)	13(6)	15	6	22	165(57)

※ ()内は、指定緊急避難場所のうち津波対応避難場所

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所(災害ごと)								指定避難所		
				地区内人口(人)	面積(m ²)	収容人員(人/2m ²)	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積(m ²)	収容人員(人/3.5m ²)
1	久慈-1	立正寺	大沢9-40-10	777	4,814	2,407	○	×	-	○	○	×	-	-
2	久慈-2	川貫公民館	川貫9-3-1	777	140	70	○	×	-	○	○	○	95.7	27
3	久慈-3	三船十段記念館	川貫5-20-230	789	4,725	2,362	○	×	-	○	○	○	612.5	175
4	久慈-4	秋葉館	八日町2-25	486	96	48	○ 2F	○	-	○	×	○	96.02 8	27
5	久慈-5	大神宮	八日町2-73	394	99	49	○	×	-	○	×	×	-	-
6	久慈-6	久慈地区合同庁舎	八日町1-1	394	408	202	○ 3F	○	-	○	○ 3F	×	-	-
7	久慈-7	長福寺	中町1-41	255	3,599	1,799	○	○	-	○	○	×	-	-
8	久慈-8	中町イベント広場	中町1-67	1,052	3,488	1,743	○	×	-	○	○	×	-	-
9	久慈-9	巽山公園(巽山稲荷神社)	中町1-69	1,052	12,122	6,061	○	○ 神社	-	○	○	×	-	-
10	久慈-10	風の館	中町2-5-6	452	151	76	○ 2F	×	-	○	×	○	151	43
11	久慈-11	久慈第一ホテル	中央2-11	452	433	213	○ 3F	○	-	○	○ 4F	×	-	-
12	久慈-12	久慈市情報交流センター(YOMUSU)	中央3-58	580	1,634	817	○ 2F	○	-	○	○ 屋上	○	1,236	353
13	久慈-13	久慈市役所	川崎町1-1	253	382	190	○ 3F	○	-	○	×	×	-	-
14	久慈-14	久慈市保健センター	川崎町11-1	410	506	253	○ 2F	○	-	○	×	○	210	60
15	久慈-15	久慈グランドホテル	川崎町10-15	410	930	465	○ 2F	○	-	○	○ 4F	○	1,112 .7	318
16	久慈-16	久慈高等学校校長内校	川崎町1-15	253	2,500	1,250	×	○	-	○	×	○	872	249
17	久慈-17	久慈市文化会館(アンバーホール)	川崎町17-1	253	7,556	3,778	○ 3F	○	-	○	×	○	1,848 .8	528
18	久慈-18	久慈市民体育館	新中の橋4-13-3	2,493	10,623	5,311	○ 2F	○	-	○	×	○	2,957	845
19	久慈-19	久慈市中央市民センター	新中の橋5-28-4	742	425	212	×	○	-	○	×	○	578	165

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
20	久慈-20	田屋町子供会館	田屋町1-30-4	496	250	125	×	○	-	○	×	○	75.9	22
21	久慈-21	新井田子供会館	新井田5-17-2	698	842	421	×	○	×	○	×	○	81.1	23
22	久慈-22	久慈湊小学校	湊町15-10-1	1,305	6,073	3,036	×	○	×	○	×	○	660	189
23	久慈-23	金刀比羅神社	湊町13-90	895	2,970	1,485	○	×	○	○	○	×	-	-
24	久慈-24	長寿庵	湊町13-75	895	350	175	○	×	○	○	×	×	-	-
25	久慈-25	久慈市中央市民センター久慈湊分館	湊町19-8-1	1,146	374	187	×	○	○	○	×	○	102	29
26	久慈-26	湊地区防災センター	湊町21-15-4	895	101	745	○	○	○	○	×	○	120	34
27	久慈-27	湊地区避難タワー※1	湊町23-22-2	895	61	30	○	○	○	-	×	×	-	-
28	久慈-28	久慈市総合福祉センター	旭町7-127-3	729	1,337	668	○	×	○	○	○	○	487	139
29	久慈-29	屋内温水プール	旭町7-127-3	729	44.4	22	○	×	○	○	○	×	-	-
30	久慈-30	旭町公民館	旭町7-73	478	50	25	○	×	-	○	×	○	106	30
31	久慈-31	元気の泉	旭町8-100-1	729	80.325	40	○	○	○	○	×	×	-	-
32	久慈-32	旭町・京の森公園	京の森7-19-31	487	4,342	2,171	○	×	-	○	○	×	-	-
33	久慈-33	旧北リアス病院	門前1-151-1	1,754	7,394	3,696	○	×	-	○	○	×	-	-
34	久慈-34	長泉寺	門前1-111	1,754	4,093	2,046	○	○	-	○	×	×	-	-
35	久慈-35	門前子供会館	門前1-115-1	1,754	1,200	600	○	○	-	○	×	○	108.9	31
36	久慈-36	久慈東高等学校	門前36-10	3,769	18,400	9,200	○	○	-	○	○	○	2,020	577
37	久慈-37	天満天神社境内	天神堂35-83	1,475	1,400	699	○	×	-	○	○	×	-	-
38	久慈-38	天神堂公民館（コミュニティーセンター）	天神堂36-120-4	1,475	117	58	○	×	-	○	×	○	133.3	38
39	久慈-39	萩ヶ丘児童公園	天神堂34-35-2	1,475	1,681	840	○	○	-	○	○	×	-	-
40	久慈-40	久慈中学校	栄町32-88-5	2,919	13,500	6,750	×	○	-	○	×	○	812.6	232
41	久慈-41	久慈小学校	栄町31-149	2,919	9,237	4,618	○ 2F	○	-	○	×	○	888	253
42	久慈-42	栄町町民会館	栄町32-49-2	904	70	35	×	○	-	○	×	○	70	20

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）							指定避難所			
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
43	久慈-43	寺里公民館	寺里 30-47-2	922	364	182	×	○	-	○	×	○	67.4	19
44	久慈-44	寺里健康ひろば	寺里 29-20-1 他	922	2,357	1,178	○	○	-	○	○	×	-	-
45	久慈-45	久慈高等学校	畑田 26-96	1,924	31,191	15,595	○ 4F	○	-	○	○ 3F	○	1,888.6	540
46	久慈-46	畑田保育園	寺里 27-9-1	1,924	144	72	○	×	-	○	○	○	66.2	19
47	久慈-47	畑田・沢里公民館	畑田 24-52-2	1,002	100	50	○	○	-	○	○	×	-	-
48	久慈-48	羽黒山神社	畑田 20-37-1	1,002	330	165	○	○	-	○	-	×	-	-
49	久慈-49	久慈市中央市民センター 枝成沢分館	枝成沢 18-1-2	174	2,368	1,184	○	×	-	○	-	○	636	182
50	小久慈-1	日吉町公民館	小久慈町 53-56-2	884	300	150	○ 2F	○	-	○	○	○	161	46
51	小久慈-2	長内中学校	小久慈町 39-2-2	785	22,900	11,450	○	○	-	○	○	○	1,339.3	383
52	小久慈-3	岩瀬張公民館	小久慈町 3-49-3	774	1,584	792	○	×	-	○	-	○	158.16	45
53	小久慈-4	下日当公民館	小久慈町 13-19-4	852	547	273	×	○	-	○	-	○	64.8	19
54	小久慈-5	久慈市小久慈市民センター	小久慈町 21-47-14	852	2,979	1,489	○	○	-	○	○	○	676	193
55	小久慈-6	小久慈小学校	小久慈町 24-51	784	8,555	4,277	○	○	-	○	○	○	616	176
56	小久慈-7	下柏木公民館	小久慈町 30-47-5	784	64.8	32	○	×	-	○	○	○	64.8	19
57	小久慈-8	久慈文化財保管・展示施設	小久慈町 37-32-1	1,180	9,368	4,684	○ 2F	○	-	○	×	○	332	95
58	小久慈-9	小久慈焼陶芸苑駐車場	小久慈町 31-29-1 他	1,180	2,036	1,018	○	○	-	○	○	×	-	-
59	長内-1	元久慈老人福祉センター	長内町 9-67-2	833	1,294	647	○	×	-	○	○	×	-	-
60	長内-2	上長内公民館	長内町 20-27-3	833	129	64	○ 2F	○	-	○	○	○	146	42
61	長内-3	つつじヶ丘霊園	長内町 20-103-1 他	833	-	657	○	○	-	○	○	×	-	-
62	長内-4	久慈市長内市民センター	長内町 21-63-2	514	325	162	○ 2F	○	-	○	×	○	532.1	152
63	長内-5	いなり保育園	長内町 23-27	514	579	289	×	○	-	○	×	○	579	165
64	長内-6	NTT 東日本久慈ビル	長内町 23-40-11	1,172	675	337	×	×	×	×	○ 3F	×	-	-

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
65	長内-7	長内小学校	長内町 25-41	1,900	10,583	5,291	×	○	×	○	×	○	834	238
66	長内-8	下長内公民館	長内町 73-1	1,000	190	95	○	×	○	○	○	○	94.7	27
67	長内-9	久慈市防災センター	長内町 29-21-1	413	285.4	142	○	○	○ 3F	○	×	○	285.4	82
68	長内-10	西坪公葬地	長内町 43-132-174	126	2,017	1,008	○	○	○	○	○	×	—	—
69	長内-11	二子集会所	長内町 44-121	126	39	19	○	○	○	○	○	○	39	11
70	長内-12	山の神神社	長内町 44-125	126	207	100	○	○	○	○	○	×	—	—
71	長内-13	元木沢地区防災センター	長内町 35-74-9	587	840	420	○	×	○	○	×	○	120	34
72	長内-14	元木沢公民館	長内町 36-12-3	587	58.3	29	○	○	×	○	×	○	58.3	17
73	長内-15	諏訪神社	長内町 35-98-3	1,000	1,980	990	○	○	○	○	○	×	—	—
74	長内-16	諏訪公園	長内町 35-98-7	1,000	6,500	1,083	○	○	○	○	○	×	—	—
75	長内-17	ひらさわ山海公園	長内町 35-123-1	1,000	6,096	3,048	○	○	○	○	○	×	—	—
76	長内-18	久慈総合運動場	長内町 28-105-1	1,000	24,700	12,350	○	○	○	○	○	×	—	—
77	長内-19	久慈東高等学校長内校舎	長内町 43-81-2	309	20,301	10,150	○	○	○	○	○	○	350	100
78	長内-20	大尻地区漁村センター	長内町 45-135-139	293	509	254	○	×	○	○	○	○	182.3	52
79	大川目-1	ミニストップ久慈大川目店駐車場	大川目町 1-114-20 他	413	1,544	772	○	×	—	○	○	×	—	—
80	大川目-2	生出町公民館	大川目町 1-81	463	72.9	36	○	×	—	○	○	○	72.9	21
81	大川目-3	久慈市大川目市民センター	大川目町 8-10-2	700	1,283	641	○	○	—	○	—	○	539	154
82	大川目-4	大川目中学校	大川目町 13-105	762	15,228	7,614	×	○	—	○	—	○	813.9	233
83	大川目-5	大川目北部公民館	大川目町 13-104-2	762	181.6	90	×	○	—	○	—	○	181.6	52
84	大川目-6	大川目小学校	大川目町 14-45-1	762	5,856	2,928	○ 2F	○	—	○	—	○	708	202
85	大川目-7	山口八幡宮	大川目町 13-3	762	155	77	○	×	—	○	—	×	—	—
86	大川目-8	慈光寺	大川目町 22-62	336	9,917	4,958	○	○	—	○	—	×	—	—
87	大川目-9	山口地区農業技術伝承館	大川目町 22-56-1	336	300	150	○	○	—	○	—	○	136	39

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
88	大川目-10	田中公民館	大川目町27-117-4	132	594	297	○	○	-	○	-	○	72.6	21
89	大川目-11	滝地区農業センター	大川目町36-18-5	104	87	43	○	○	-	○	-	○	87	25
90	夏井-1	夏井農村地域交流館	夏井町夏井22-90-12	145	3,300	1,650	○	×	-	○	-	○	167.8	48
91	夏井-2	くにさか公民館	夏井町夏井10-9-5	78	66	33	○	×	-	○	-	○	66	19
92	夏井-3	生平公民館	夏井町夏井4-28-1	98	104	52	○	×	-	○	-	○	64.3	18
93	夏井-4	夏井小学校	夏井町夏井3-57-1	369	3,689	1,844	○	×	-	○	-	○	606.6	173
94	夏井-5	夏井中学校	夏井町早坂3-20	369	7,000	3,500	×	×	-	○	-	○	560	160
95	夏井-6	夏井地域ふれあい館	夏井町夏井1-88-5	132	120	60	○	○	-	○	-	○	62.2	18
96	夏井-7	黒沼公民館	夏井町黒沼5-1-2	237	45	22	×	○	-	○	-	○	45	13
97	夏井-8	久慈市夏井市民センター	夏井町早坂8-1-1	386	1,800	900	×	○	-	○	○	○	383	109
98	夏井-9	大崎生活技術伝承館	夏井町大崎4-1-3	386	38.5	19	○	○	-	○	×	○	38.5	11
99	夏井-10	ふっこう館	夏井町大崎9-28-1	424	115	745	×	○	○	○	×	○	120	34
100	夏井-11	久慈市総合防災公園※2	夏井町大崎5-39 他	1,105	39,500	19,750	○	○※2	○	○	○	×	-	-
101	夏井-12	大湊公葬地	夏井町大崎3-51	424	337	168	○	○	○	○	×	×	-	-
102	夏井-13	平山小学校	夏井町早坂14-51-7	527	4,208	2,104	○	○	○	○	○	○	517	148
103	夏井-14	若宮八幡宮	夏井町鳥谷9-1-4	293	990	495	○	○	○	○	○	×	-	-
104	夏井-15	へいのくち公民館	夏井町閉伊口7-12-7	293	53.1	26	○	×	○	○	×	○	53.1	15
105	夏井-16	鼻館地区公葬地	夏井町閉伊口7-66-3	293	751	375	○	×	-	○	○	×	-	-
106	夏井-17	半崎集会所	夏井町閉伊口8-85-3	275	404	202	○	×	○	○	○	○	96	27
107	夏井-18	高砂公民館	夏井町閉伊口1-28-1	396	72.9	36	○	○	-	○	○	○	72.9	21
108	夏井-19	鳥谷子供会館	夏井町鳥谷6-14	63	96	48	×	○	-	○	-	○	62.7	18
109	夏井-20	富原公民館	夏井町夏井21-72-4	53	75	37	○	○	-	○	-	○	49.5	14
110	宇部-1	久慈市宇部市民センター	宇部町5-41	870	1,217	608	○ 2F	○	-	○	○	○	402	115
111	宇部-2	宇部小学校	宇部町5-132-8	870	8,185	1,092	○	○	-	○	○	○	583	167

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口 (人)	面積 (㎡)	収容員 (人/2㎡)	①洪水	②崖崩れ 土石流 及び 地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能 面積 (㎡)	収容員 (人/3.5㎡)
112	宇部-3	宇部保育園	宇部町 5-118	651	1,217	608	○	○	-	○	-	○	402	115
113	宇部-4	宇部中学校	宇部町 6-133-13	839	12,240	6,120	○	○	-	○	-	○	709	203
114	宇部-5	久慈市宇部マレットゴルフ場	宇部町 7-158-1	86	84.2	421	○	○	-	○	○	○	84.2	24
115	宇部-6	和野公民館	宇部町 4-20-3	155	39.6	19	○	○	-	○	-	○	39.6	11
116	宇部-7	川原屋敷地区農村センター	宇部町 18-36-2	282	241	120	○	○	-	○	○	○	116.2	33
117	宇部-8	久喜地区防災センター（久喜保育園）	宇部町 20-146-1(20-149-1)	767	199 (1,891)	675	○	×	○	○	○	○	120	34
118	宇部-9	久喜小学校	宇部町 19-192-1	999	7,187	3,593	○	○	-	○	-	○	513	147
119	宇部-10	三崎林業センター	宇部町 22-27-4	232	497	248	○	○	-	○	-	○	168	48
120	宇部-11	三崎中学校	宇部町 22-961	232	7,930	3,965	○	○	-	○	-	○	652	186
121	宇部-12	小袖小学校	宇部町 23-128-3	622	7,600	3,800	○	○	-	○	-	○	430	123
122	宇部-13	小袖地区漁村センター	宇部町 23-37-1	622	527	263	○	×	○	○	○	○	272.1	78
123	侍浜-1	元侍浜小学校・角柄分校	侍浜町角柄 11-89-1	92	3,200	1,600	○	○	-	○	-	○	650.9	186
124	侍浜-2	堀切ふれあいセンター	侍浜町堀切 10-1-30	193	1,000	500	○	○	-	○	-	○	198	57
125	侍浜-3	桑畑コミュニティセンター	侍浜町桑畑 5-40-244	319	188.8	94	○	○	-	○	-	○	188.8	54
126	侍浜-4	侍浜小学校	侍浜町保土沢 8-27-1	966	13,727	6,863	○	○	-	○	-	○	708	202
127	侍浜-5	侍浜本町公民館	侍浜町本町 7-47-4	533	109.75	54	○	○	-	○	-	○	109.75	31
128	侍浜-6	侍浜中学校	侍浜町本町 9-152	810	11,643	5,821	○	○	-	○	-	○	1,924	550
129	侍浜-7	外屋敷公民館	侍浜町外屋敷 6-47-1	277	27	13	○	○	-	○	-	○	115.9	33
130	侍浜-8	久慈市侍浜市民センター	侍浜町向町 8-3-2	533	9,100	4,550	○	○	-	○	-	○	222.76	64
131	侍浜-9	北野公民館	侍浜町北野 10-116-4	164	1,408	704	○	○	-	○	-	○	105.7	30
132	侍浜-10	保つ土木館	侍浜町保土沢 8-43-179	320	183	91	○	○	-	○	-	○	98	28
133	侍浜-11	横沼公民館	侍浜町横沼 9-64-4	273	1,980	990	○	×	-	○	-	○	122.9	35

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）								指定避難所		
				地区内人口（人）	面積（㎡）	収容人員（人/2㎡）	①洪水	②崖崩れ土石流及び地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能面積（㎡）	収容人員（人/3.5㎡）
134	侍浜-12	白前公民館	侍浜町白前1-184	171	1,900	950	○	○	-	○	-	○	125.4	36
135	侍浜-13	本波林業センター	侍浜町本波11-75-4	91	475	237	○	○	-	○	-	○	115.9	33
136	侍浜-14	麦生地区農村センター	侍浜町麦生3-30	135	233	116	○	○	-	○	-	○	135.8	39
137	侍浜-15	元麦生小中学校跡地前広場	侍浜町麦生3-36-1	135	5,352	2,676	○	○	-	○	-	×	-	-
138	山根-1	馬越公民館	山根町下戸鎖3-95-2	34	1,000	500	○	○	-	○	-	○	38.1	11
139	山根-2	端神公民館	山根町端神2-8	54	990	495	○	○	-	○	-	○	385.2	110
140	山根-3	細野公民館	山根町細野2-165	23	500	250	×	×	-	○	-	○	153.2	44
141	山根-4	新山根温泉	山根町下戸鎖4-5-1	244	2,870	1,435	○	×	-	○	-	×	-	-
142	山根-5	元山根小学校	山根町下戸鎖5-41-1	244	6,512	3,256	○	○	-	○	-	×	-	-
143	山根-6	久慈市山根市民センター（元山根中学校）	山根町下戸鎖4-38-1	244	3,075	1,537	○ 2F	×	-	○	-	○	650	186
144	山形-1	久慈市山形総合センター	山形町川井8-30-1	800	7,000	3,500	○	○	-	○	-	○	619.2	177
145	山形-2	山形小学校	山形町川井10-13-1	800	6,454	3,227	×	×	-	○	-	○	390	111
146	山形-3	山形中学校	山形町川井10-87-11	800	19,320	9,660	○	×	-	○	-	○	1,208	345
147	山形-4	山形B&G海洋センター	山形町川井13-70-2	800	3,160	1,580	○	×	-	○	-	○	1,240	354
148	山形-5	山形老人福祉センター	山形町12-60-2	800	940	470	○	○	-	○	-	○	423.1	121
149	山形-6	沼袋町内会公民館	山形町川井4-46-1	800	63	31	○	○	-	○	-	○	42.4	12
150	山形-7	霜畑小学校	山形町霜畑7-44	514	3,736	1,868	○	○	-	○	-	○	750	214
151	山形-8	霜畑地区コミュニティセンター	山形町霜畑7-63	514	299	149	○	×	-	○	-	○	299	85
152	山形-9	霜畑営農研修館	山形町霜畑14-41	514	77.8	38	×	○	-	○	-	○	77.8	22
153	山形-10	元小国小学校	山形町小国9-11-4	238	10,578	5,289	○	○	-	○	-	×	-	-
154	山形-11	小国地区多目的集会施設	山形町小国9-21-3	238	187	93	○	○	-	○	-	○	187	53
155	山形-12	元日野沢小学校	山形町日野沢4-69-3	149	583.8	291	×	○	-	○	-	○	429	123

○：利用可 ×：利用不可

番号	指定番号	指定緊急避難場所	所在地	指定緊急避難場所（災害ごと）							指定避難所			
				地区内人口 (人)	面積 (㎡)	収容員 (人/2㎡)	①洪水	②崖崩れ 土石流 及び 地滑り	③高潮	④地震	⑤津波	避難所	利用可能 面積 (㎡)	収容員 (人/3.5㎡)
156	山形-13	日野沢公民館	山形町日野沢 4-72-1	149	189	94	×	○	-	○	-	×	-	-
157	山形-14	元荷軽部小学校	山形町荷軽部 5-1-1	277	6,203	101	○	○	-	○	-	×	-	-
158	山形-15	荷軽部地区集落センター	山形町荷軽部 3-7	277	240	120	○	○	-	○	-	○	240	69
159	山形-16	荷軽部保育園	山形町荷軽部 3-58-1	277	185.5	92	○	○	-	○	-	×	-	-
160	山形-17	荻間沢集会所	山形町荷軽部 8-17-11	277	99.4	49	○	○	-	○	-	○	99.4	28
161	山形-18	来内小学校	山形町来内 22-49-1	183	6,947	3,473	○	○	-	○	-	○	583	167
162	山形-19	来内地区集落センター	山形町来内 22-49-6	183	400	200	○	○	-	○	-	○	106	30
163	山形-20	戸呂町地区集落センター	山形町戸呂町 4-50-64	284	1,500	750	○	×	-	○	-	○	850	243
164	山形-21	岡堀公民館	山形町戸呂町 2-6-1	284	142.8	71	○	×	-	○	-	○	142.8	41
165	山形-22	つなぎ地区消防コミュニティセンター	山形町繁 20-30-2	107	300	150	○	○	-	○	-	○	96.1	27

※1：No.27「湊地区避難タワー」については、災害時、指定避難場所に避難する時間がないなどのやむを得ない場合にのみ使用する。
 ※2：No.100は土砂災害時、多目的広場4は使用できない。また、津波災害時、多目的広場1は使用できない。

2 - 5 - 2 福祉避難所一覧

(令和5年1月1日現在)

	施設名	施設住所
1	特別養護老人ホームぎんたらす久慈	旭町第7地割105番地10
2	養護老人ホーム養寿荘	大川目町第23地割2番地4
3	特別養護老人ホーム和光苑	長内町第46地割2番地11
4	特別養護老人ホーム愛山荘	山形町川井第12地割55番地1
5	介護老人保健施設リハビリタウンくじ	旭町第8地割100番地2
6	介護老人保健施設櫛の里	小久慈町第16地割12番地1
7	生活訓練施設银杏荘	門前第1地割151番地1
8	指定障害者支援施設恵水園	小久慈町第65地割16番地2
9	ひばり療護園	天神堂第32地割8番地
10	ファミリーサポートおひさま	栄町第32地割34番地2
11	元気の泉デイサービスセンター	旭町第8地割100番地1
12	宇部地区デイサービスセンター	宇部町第5地割41番地
13	山根地区デイサービスセンター	山根町下戸鎖第6地割63番地1
14	デイサービスセンターさむらい	侍浜町外屋敷第6地割10番地4
15	地域活動支援センターチャレンジランド	旭町第7地割127番地3
16	ふくしサロン「しあわせSUN」つどいの広場	二十八日町一丁目12番地
17	地域密着型特別養護老人ホームこはく苑	小久慈町第19地割118番地1
18	放課後等デイサービス COCO.R	田屋町第2地割54番地3

2 - 5 - 3 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン

第1章 避難者受入れの基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の流行で、災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者がためらうことなく避難していただくため、より多くの避難所の開設や衛生環境の確保など、避難所内における徹底した感染防止対策が求められている。

感染力が強く、比較的重症化リスクの低いオミクロン株の感染拡大により、自宅療養者が急増している現状を踏まえた県の基本的な考え方は下表のとおり。

区分	基本的な対応
自宅療養者 (無症状病原体保有者・ 軽症者)	自宅療養者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が悪化した場合は、速やかに最寄りの保健所又はいわて健康フォローアップセンターへ対応について協議する。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
濃厚接触者 (待機期間中の者)	濃厚接触者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
発熱者等 (発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、感染の疑いがある者)	発熱者等専用スペースに受入※1。 必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)	要配慮者専用スペースに受入。 状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。
上記以外の一般避難者	一般避難者用スペースに受入。

※1 濃厚接触者、発熱者等及び自宅療養者の受入に当たっては、運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に、人権への配慮とプライバシーの保護を徹底させる。市町村と保健所の自宅療養者に係る情報共有は、平常時には人数情報のみを必要に応じて共

有し、台風接近等に伴い災害発生の恐れがある場合や地震等の予知できない災害が発生した場合には、本人の同意が得られた部分について、必要に応じて共有する。ただし、保健所から提供できる自宅療養者の情報は発生届が出されているものに限る。

※2 「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」として国に承認されたものを使用すること。「研究用」は使用しないこと。承認状況は厚生労働省のHPで確認する。

第2章 事前準備

1 避難所における過密状態の防止等

避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染にも注意が必要であるため、感染拡大防止策の徹底が極めて重要。

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所として開設可能な公共施設等の活用について十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討する。

なお、ホテル・旅館等の活用にあっては、優先的に避難する者（介護・介助が必要な高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者、妊産婦・乳幼児、外国人等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成することが望ましい。

(2) 避難所スペースの利用方法等の検討

学校を避難所としている場合は、体育館以外の教室等の活用を検討し、施設管理者と調整する。

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難者にとって十分なスペースを確保した上で、避難所内の動線を一方通行とする分け方や、清潔な領域（一般区域）とウイルスによる汚染が懸念される（専用区域）のゾーニングを適切に行い、避難所施設利用計画図に色分けするなど、分かりやすく表示する。

また、動線計画を含めた施設の利用計画や感染症対策等の実施状況について、専門家に確認を要請する。

2 適切な避難行動に関する住民周知

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人はマスクを着用するなどの感染防止対策を行った上で、市町村から出される避難情報（警戒レベル）を基に早期に避難することが原則であるが、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合、避難所に行く必要はない。

また、豪雨時の屋外移動は車も含め危険であり、やむを得ず車で移動する場合は、浸水や土砂災害等、周囲の状況等を十分確認するなど、命を守るための最善の行動をとっていただくよう、事前に広報等で広く住民に周知することが重要。

(1) 避難場所及び避難所の周知

従来の災害の種類に応じた避難場所や避難所のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに開設することとした避難所について住民に周知する。

(2) 親戚や知人宅等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所に位置する親戚や知人宅等への避難の検討を促す。

(3) その他の避難

事情により「在宅避難」や「車両避難」を選択する場合にあっては、事前にハザードマップ等により、住居地域・駐車場所等の災害リスクを確認することや、避難生活における熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクなどについても周知を図る。

(4) 避難所への持参を求める衛生物資等

マスク、ハンドソープ（石鹸）、消毒液、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生物品、常備薬、着替え、上履き（スリッパ等）、ビニール袋（ゴミ、外履き保管用）、筆記用具等の持参について周知を図る。

3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資等について、避難所の収容人数に応じて備蓄を進める。

なお、大規模災害等が発生した場合等には、国及び県が保有する物資それぞれを積極的に融通し、被災地避難所、医療機関等、社会福祉施設等に配布する。

物資の備蓄状況については、随時「物資調達輸送調整等支援システム」に最新情報を入力する。

区 分	必要な物資・衛生資材等
避難者用	マスク、消毒液、体温計、ゴミ袋、間仕切り（パーティション・簡易テント）、段ボールベッド（簡易ベッド） など
避難所運営スタッフ用	マスク、消毒液、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（レインウェア）、アクリル板（ビニールシート）、使い捨て手袋 など
その他運営に係る資材	非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ペーパータオル）、ハンドソープ（石鹸）、アルコール消毒液（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、仮設トイレ（簡易トイレ）、清掃用具・洗剤一式 など

※ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援
「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について－情報共有及び避難所における対応の経費－（令和3年2月19日内閣府事務連絡）」を参照のこと。

I 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

- i 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。

また、例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事のほか、避難所において行う健康維持に資する活動に関する事業な

ど物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金を活用することが可能であること。

- ii 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
- iii 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

II 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

III 緊急防災・減債事業債

指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている施設における新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、令和3年度より換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減債事業債の対象とされたこと。

4 避難所運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、運営手順、必要備蓄材の検討等、訓練を通して様々な課題等を抽出するために有効であり、地域住民や施設管理者等も含め、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防災第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号）」を参考としつつ積極的に実施する。

第3章 避難所の開設

1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け

受付は、スタッフの防護（ビニール等の間仕切り、ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、あらかじめ①一般の避難者、②感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者、③発熱者等、④濃厚接触者、⑤自宅療養者の5つに分けて設置し、検温及び問診票、避難者名簿（各市町村が定める様式）の提出を済ませ、②③④⑤の避難者は個室等の専用スペース（③④⑤の避難

者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペース、専用のトイレ等、①一般避難者及び②要配慮者とは必ず区分する。)へ誘導する。

なお、受付時の混雑を避けるため、問診票及び避難者名簿（各市町村が定める様式）をホームページに掲載するなど、住民が事前に入手・記入の上、避難所に持参できるよう促すことも一案である。

2 避難所の滞在スペースのレイアウト等

通路の幅は2 m（最低で1 m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。

(1) 一般避難者（健康な方）

養生テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。

なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

ア 養生テープ等による区画表示の場合

基本、一家族（世帯）が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整（目安としては、スフィア基準の「一人当たり3.5㎡」を確保）し、家族（世帯）間の距離を前後左右2 m（最低で1 m）以上の間隔を取る。

イ パーティションと段ボールベッド設置の場合

パーティションは、プライバシーの保護及び飛沫感染対策上、少なくとも段ボールベッドに腰かけた状態で、口元より高い位置まで覆うものが望ましい。

なお、パーティションにより隣と仕切られていることから、隣との間隔を取る必要はない。

※ 段ボールベッドは、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられるほか、体を起こしやすいことから、エコノミー症候群や寝たきりの予防につながる効果が確認されている。

ウ テント設置の場合

複数のテントの設置に当たっては、構造上、隣と完全に仕切られている場合は、隣との間隔を取る必要はないが、隣同士接した面に通気口などの空気の入出力がないか留意する必要がある。

テントは、飛沫感染対策上、屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な場合は取り外す。

(2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）

学校等大規模な避難所の場合、教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、パーティション等で専用スペースを確保する。状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配する。

(3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者

敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合、動線を分け専用階段と専用の滞在スペース、専用のトイレ等(1)一般避難者及び(2)要配慮者とは必ず区分する。

また、避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにする。

健康観察を行っていく中で、発熱者等及び濃厚接触者に症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを求め、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

第4章 避難所の運営

1 定期的な換気

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

2 共同空間における衛生環境の確保

(1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低で1m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレは、利用者を決め、決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。
- ・ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底する。
- ・ 受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれ密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

(2) 衛生環境の確保

アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。

清掃は定期的に行うほか、目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤や消毒液（次亜塩素酸ナトリウムなど）等を用いて随時行う。

また、頻繁に手を触れる部分（ドアノブ・手すり、蛇口等）やトイレは、こまめな清掃・消毒を徹底する。

(3) ゴミ処理

ウイルスが付着している可能性の高いゴミ（使用済みのマスク、ティッシュ、

使い捨て手袋、弁当の容器など)については、防護(ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用)を行った上で、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかり縛って封をする、③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

3 食事・物資の配付

食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、占有スペース内での食事が望ましい。

食事や物資の配付は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配付場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配付するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にあつては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫が必要。

ただし、発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者への配布は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。

4 健康状態の確認及び保健指導

(1) 健康状態の確認

保健師等は、防護(ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用)を行った上で、定期的に避難者(在宅避難者及び車両避難者等を含む。)を見回り、急病人や体調不良者の把握を行うとともに、避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェックを求め、体調不良者等の状況に応じて福祉避難所や医療機関等へ移送の手配を行う。

また、感染が疑われる者が発生した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを行い、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

(2) 保健指導

ア ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。

イ 避難者の深部静脈血栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。

5 在宅避難者や車両避難への支援

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配付を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

6 避難所閉鎖に当たっての対応

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

第5章 その他

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、感染対策の専門資格を有する医

師・看護師等で構成する「いわて感染制御支援チーム（ICAT）」を派遣し、避難所の巡回、感染症発生予防の指導、発生動向調査を実施することとしている。

また、被災地の医療支援体制を確保するため、同計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣し、避難所の医療ニーズに応じて適切な支援を行っていくほか、必要に応じて精神医療チーム（DPAT）を派遣し、精神科医療及び被災者の心のケアをはじめとする精神保健活動の支援を行っていく。

2 - 6 - 1 久慈市避難行動要支援者避難支援全体計画

第1章 総則

1 概要

(1) 背景

近年、集中豪雨や台風による風水害など全国各地で大きな災害が発生している。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震・津波では、当市においても、死者や家屋等に大きな被害を及ぼしたところである。

こうした中、災害時に避難に時間を要する避難行動要支援者へ避難情報が行き届かないことによる逃げ遅れや、行政の避難誘導が行き届かないなどの問題が浮き彫りになっている。東日本大震災でも死者・行方不明者の多くが、高齢者等の避難行動要支援者となっており、あらかじめ、気象予報・警報・洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが求められている。

(2) 目的

この全体計画（以下「計画」という。）は、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン（平成18年）」及び「災害対策基本法（平成25年改正）」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を示すものである。また、内閣府が平成25年8月付けで発表した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づいて作成するものである。

本計画は、避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を強化することを目的とする。

(3) 運用と活用

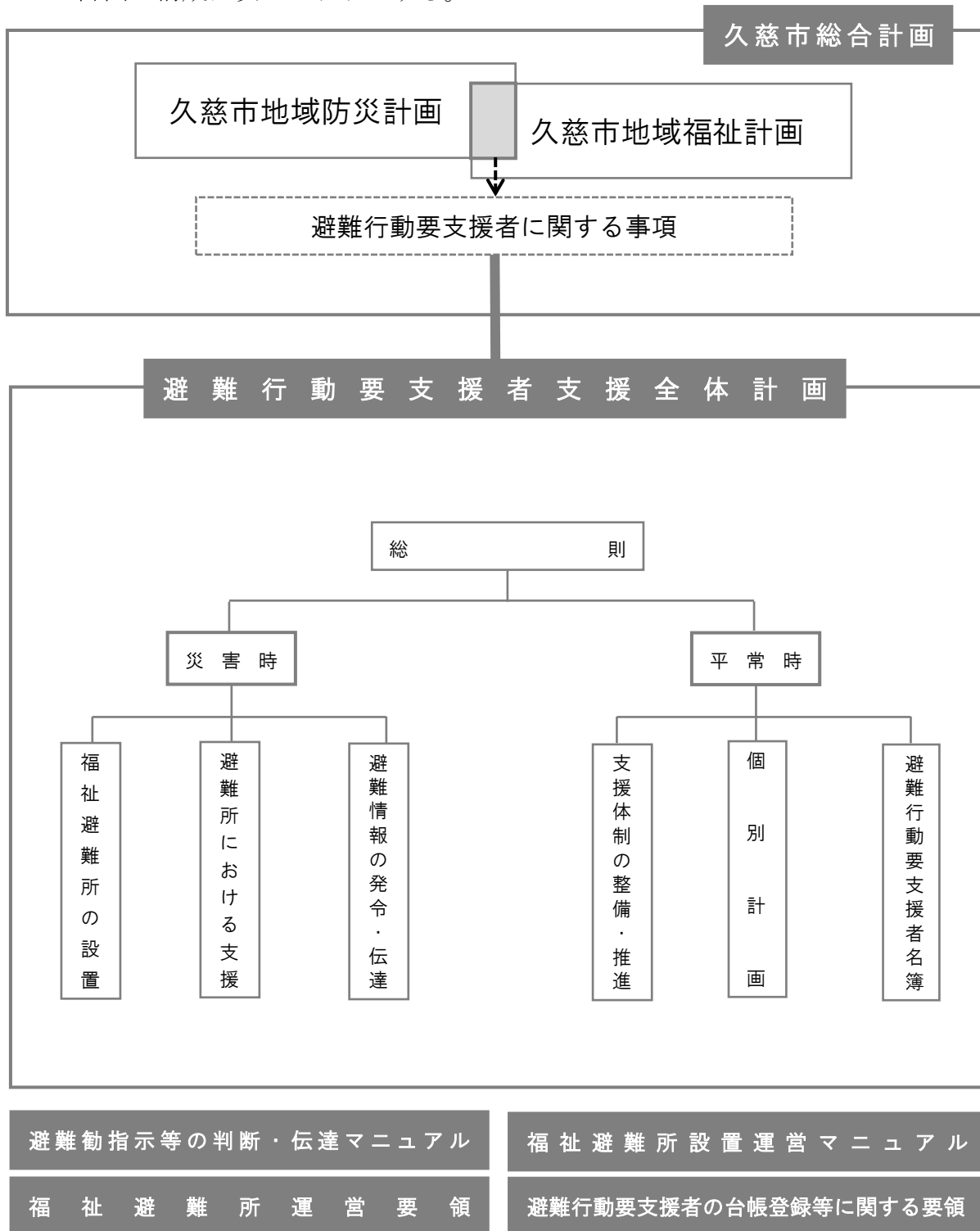
計画は、生活福祉部社会福祉課内において管理し、避難行動要支援者に係る避難支援活動の促進に活用する。また、災害時の避難所設置に係る地域説明会等にも活用し、周知・活用を図る。

2 全体計画の位置づけ

(1) 位置づけ

計画は、久慈市地域防災計画の下位計画として定め、久慈市地域福祉計画に規定する避難行動要支援者対策について、具体化し支援方法等を定めることで、災害時の要配慮者対応の指針とするためのものである。

(2) 構成
 計画の構成は次のとおりとする。



3 避難行動要支援者の定義

計画における対象者は、現に市内に居住し、次の要件に該当する者で災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援（以下「支援」という。）を必要とするものとする。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 高齢者のみの世帯
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分が概ね要介護3以上の在宅生活者
- ④ 地域での支援が必要な在宅の障害（児）者
- ⑤ その他市長が配慮を必要と認める者

また、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要になる可能性があることから、妊産婦・乳幼児、病弱者・傷病者・外国人についても、対象となる場合がある。

4 避難支援の関係機関等

災害時における備えとして、平常時から避難行動要支援者の支援や見守り活動を実施する者を以下の避難支援の関係者及び団体とし、それぞれが避難行動要支援者支援を進める。

(1) 市役所関係部署（福祉部局、防災部局、避難所担当部局）

災害時には、避難に関わる担当部署が横断的に連携し、避難行動要支援者の避難支援に努める。また、平常時から関係部署で情報共有を行い、見守り支援等により地域の防災力の強化努める。

保健師等による避難行動要支援者のケアを行うとともに、必要に応じ、災害福祉派遣チームの派遣要請を行い、避難行動要支援者の避難生活の支援を行う。

(2) 警察署・消防署

災害時に安否確認が取れない避難行動要支援者の救助・救出作業に携わるとともに、平常時から、市から提供された名簿を活用し、地域の防犯、防災の推進に努める。

(3) 消防組織法に規定されている消防団

消防署と連携し、災害区域の対応、避難行動要支援者の救助・救出作業に携わるほか、町内会等と協力し、避難行動要支援者の安否確認に努める。

また、市から提供された名簿を活用し、地域における災害に備えた防災活動を行う。

(4) 民生委員法に定める民生児童委員

災害時には、避難行動要支援者の安否確認に努めるとともに、町内会等と協力して、状況を速やかに把握し、市に情報を提供するよう体制づくりに協力する。

市から提供された名簿を活用し、平常時からの見守り支援活動や、個別計画の作成に協力するよう努める。また、見守り支援活動により新たな避難行動要支援者となりえる者については、事業について説明し、市と協力して登録を推

進するものとする。

(5) 福祉避難所として市と協定を締結した社会福祉施設等

平常時から、入所者を含めた避難訓練等を行い災害に備えるとともに、災害時に入所者以外の避難行動要支援者の受け入れを想定した、職員研修や物資の備蓄に努める。

(6) 市と協定を締結した町内会及び自主防災組織等

災害時には民生委員等と協力して避難行動要支援者の安否確認に努めるとともに、市に対し、状況を速やかに提供するよう努める。市から提供された名簿を活用し、民生委員等と協力して、平常時からの見守り支援活動を行うとともに、ご近所づきあいなどによる支えあいの体制づくりに努める。

(7) 地域で避難行動要支援者を支援するために登録した地域支援者

災害時は、事前に個別計画で定めた支援方法等を参考に、避難誘導に努め、町内会や民生委員と協力して、要配慮者の安否確認を行うよう努める。平常時には、地域支援者として同意した避難行動要支援者の見守り活動に努め、支えあい体制作りに協力する。

地域支援者としての同意は、避難誘導を強制的に実施するものではなく、支援者本人やその家族の生命や身体の安全を守ることが前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲内で活動するものとする。

(8) NTT東日本

避難行動要支援者の電話番号を市と共有し、災害時に災害区域の避難行動要支援者宅の通信状況の確認を行う。通信が途絶している場合は、優先的に復旧活動を行うなど、避難行動要支援者の安否確認手段の確保に関して支援を行う。

(9) その他、市長が特に認めるもの

上記に含まれない関係者については、災害の状況により判断するものとする。なお、市長が認める関係者となった場合は、災害時に必要な応援を得るために、緊急に名簿の提供をするものとして認められる。ただし、名簿を提供する場合は、個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 自助・共助・公助の役割

計画は、「久慈市地域防災計画」により、災害時に避難行動要支援者が自ら災害から身を守る「自助」の意識を高め、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を円滑に行うために、地域住民相互や地域に関係する団体の連携による「共助」の気運を醸成し、さらに、市や公的機関による「公助」が一体となり、共同で避難支援体制を取り組むものとする。

(1) 自助

災害時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」であり、避難行動要支援者とその家族は、日頃から情報を得る手段の準備や住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄、持ち出し可能な医療用具等を揃えておくことに加え、地

域の活動に積極的に参加するなど、近隣の人々とのつながりを確保しておくよう努める。

また、災害時には、自ら支援を受けられるところに連絡をとり、避難所等において必要な支援を求める等など、主体性を持って行動することが大切である。

(2) 共助

大規模な災害時には、公的機関による支援が間に合わないことは過去の教訓からの明らかであり、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが重要である。平常時から、町内会や自主防災組織の地域団体や、民生児童委員、ボランティア団体等が相互に連携し、市から提供される避難行動要支援者情報を活用しながら、避難行動要支援者を把握し、避難支援や避難方法を明確にするなど、避難行動要支援者に対する支援体制整備を協働で進めるよう努める。

支援者は、災害時に事前の役割分担に基づき、自らの生命や身体の安全の確保を図りながら、避難行動要支援者の支援を行い、避難行動要支援者班を組織し、避難所や在宅の避難行動要支援者の支援にあたる。

(3) 公助

市は避難行動要支援者の避難支援体制を確立するため、関係部局による横断的な体制により、関係団体と連携を図りながら取組を進める。平常時は、地域における避難行動要支援者支援の取り組みが円滑に進むよう、避難支援を希望する避難行動要支援者の情報を提供するなどの体制づくりの支援を行うとともに、避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施や、積極的な広報等を行う。

災害時には、災害対策本部を設置し、避難行動要支援者に避難情報等の伝達、避難状況の把握、支援団体の調整等を行う。

第2章 避難行動要支援者名簿

1 名簿の作成

災害発生時の迅速かつ適切な避難支援や、平常時からの支援活動が可能となるよう、対象者の同意のもと、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」）を作成するものとする。

その他、名簿登録に関する事項は「久慈市避難行動要支援者の名簿登録等に係る要領」で定める。

2 対象者の把握

名簿登録は、避難行動要支援者名簿登録申込書を市に提出する「手上げ方式」及び、地域関係団体が対象者に対して名簿登録を直接働きかける「同意方式」を採用する。

支援が必要と認められながらも、地域との関わりを望まないなどの理由により登録を希望しない者については、民生委員をはじめとする地域支援者による見守り等で対応し、継続的な登録の働きかけを行うとともに、名簿未登録者（未同意者）として掲載し、災害時の安否確認に使用する。

未登録者に関する情報は、町内会や自主防災組織、民生委員、地域包括支援センター等の関係機関・団体から情報を受け、または、通常業務等を通じて「関係

機関共有方式」によって対象者情報の把握に努めるものとする。

3 名簿の共有

名簿は平常時の見守り支援等にかかる業務の参考となるよう市の関係部署に対して概ね年1回配付する。

また、避難支援の関係機関等に対し、登録に同意した対象者名簿を、概ね年1回提供する。

4 個人情報の保護

久慈市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取扱いについては十分に配慮すること。守秘義務の義務付けの適用を受けていない団体に対しては、市と協定を締結した上で情報提供を行う。

配布する際は、複写防止用紙を用いて行い、取扱いに十分注意のうえ配付する。

5 名簿情報提供に不同意であった者に対する支援

災害対策基本法において、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合においては、本人の同意を得ることなく避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供できるとしている。

本市においては、福祉事務所、各支所等において不同意であったものも含めた名簿を保管し、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部からの指示に従い、同意の有無に関わらず関係団体等へ名簿を提供する。

第3章 個別計画

1 個別計画の作成

避難行動要支援者の避難のための詳細な計画を「個別計画（わたしの避難計画）」とし、市が指定する様式で避難行動要支援者が作成するものとする。

なお、作成にあたっては、避難行動要支援者や地域の実情を踏まえて決定することが望ましく、民生委員や地域関係団体等がコーディネーターとなり、避難行動要支援者と具体的な避難方法等について話し合いのうえ作成することが望まれる。

また、作成した計画は年に1回程度見直しを行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

2 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載するものとする。

- ① 災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など避難支援に必要な事項
- ② 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③ 緊急時の連絡先
- ④ 避難支援者の氏名、連絡先など
- ⑤ 指定緊急避難場所等の情報

3 個別計画の共有・管理

個別計画は災害時要支援者本人及び民生委員等避難支援の関係者が共有するものとする。

個別計画を共有する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することがないように情報管理に十分配慮するものとする。

第4章 支援体制の整備・推進

1 名簿の活用

名簿は、災害時のみならず、平常時からの見守り・支えあい活動に活用し、地域で避難行動要支援者の情報を共有し、多様な形態による支援体制を整えることとする。

また、災害時に、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を活用することができる。

2 地域の支援体制

災害時には行政機関のみで全ての避難行動要支援者を把握するのは困難であることから、久慈市地域防災計画に基づき、地域団体に話し合うなどし、避難行動要支援者の支援体制を整え、災害時の避難誘導に向けて取り組むよう努める。

災害時に避難所での支援や相談に対応できる体制を整え、必要な情報を対策本部等へすみやかに伝達する仕組みについて地域で整えるよう努める。

3 地域防災力の構築

町内会や自主防災組織が主体となった、避難行動要支援者を含めた避難訓練の実施を促進させる。また、支えあいマップ（地図に避難経路等の情報を書き込み、災害に応じた情報を共有するためのマップ）や、「久慈市総合災害ハザードマップ」等を活用し、安全な避難ルートの確保や危険地帯の状況についても共有するよう努める。避難行動要支援者や地域の実態に合わせた物資について検討し、備蓄や環境整備に努めるものとする。

第5章 避難情報の発令・伝達

1 情報伝達方法

市は、別に定める「避難指示等の判断・伝達マニュアル」により、避難準備情報等を発表し、情報通信技術を活用した情報の提供と収集を行う。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、対象となる地域の避難行動要支援者の避難が必要と認められた場合は、地域支援者、関係団体、または福祉関係機関のネットワークを活用し、確実に避難行動要支援者に情報を提供する。

避難行動要支援者は身体・障害の状況によって有効な伝達手段が異なることから、避難行動要支援者の特徴に配慮した対応を行う。

2 情報収集方法

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の対象となる地域の避難行動要支援者の避難が必要と認められた場合は、市は地域支援者、関係団体、

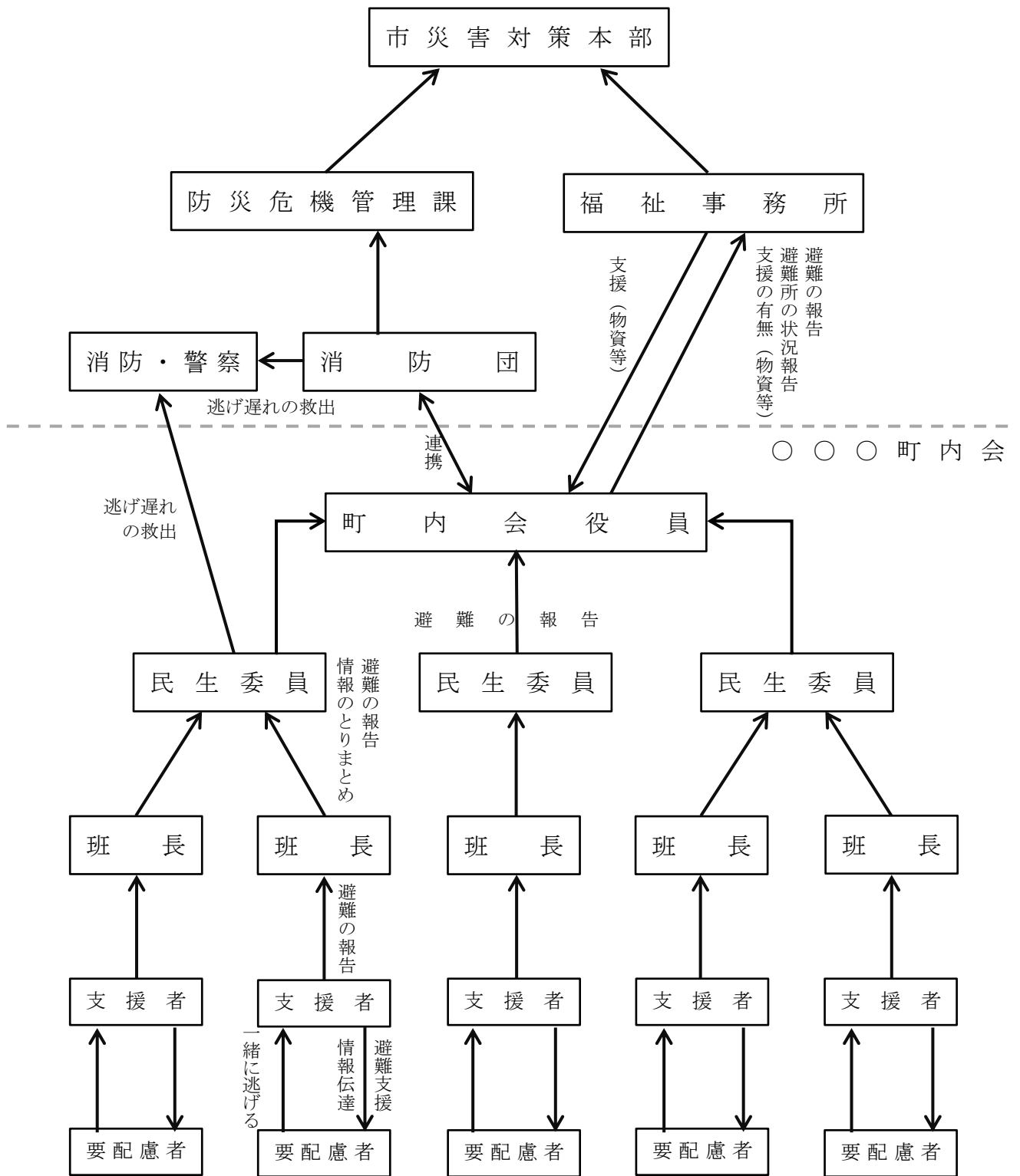
または福祉関係機関のネットワークを活用して情報収集を行い、避難行動要支援者の安否確認に努める（次頁、災害時・緊急時の連絡体制（例）参照）。

避難所に配置された職員や地域支援者等は、避難者のうち避難行動要支援者の情報を取りまとめ、安否確認ができたものについて、速やかに市の担当部署に連絡する。連絡を受けた市の担当部署は安否確認用紙等に記入するなどして情報を整理するとともに、連絡のない避難行動要支援者の避難状況の把握に努める。在宅で避難している避難行動要支援者等の情報にも留意し、2次災害に備える。

大規模災害時には全ての避難行動要支援者の安否確認が終了するまでに数日間かかる場合があることから、引継ぎを行い情報の整理に努める。

安否確認ができない避難行動要支援者に生命の危険がある等の状況であることが予想される場合には、すみやかに消防や警察に連絡し、救助要請を行う。

災害時・緊急時の連絡体制（例）



第6章 避難所における支援

1 専用窓口（避難行動要支援者支援窓口）の設置

避難所に避難行動要支援者を支援するための窓口（避難行動要支援者支援窓口）を設け、保健師や地域の有識者等により対応できるよう体制を整える。窓口では、避難行動要支援者の把握、支援の有無などの情報を取りまとめ、市の関係部署との連絡・調整を図る。

窓口は避難行動要支援者が相談しやすいように配慮するとともに、避難所における避難行動要支援者の窓口を一本化することで、対策本部等へ迅速で確実な情報を伝達する体制を整える。

2 避難行動要支援者に対応した環境の整備

避難所における避難行動要支援者に配慮した環境整備に努める。避難所の活用方法等については地域で話し合い、市と協力して必要な機材等の確保するよう努める。

また、避難行動要支援者に配慮した食料・生活用品の確保に努め、おむつや医療品・介護用品等についても関係機関と連携して調達する。

市は窓口からの情報提供をもとに、物資を確保・搬送できる体制を整える。また、平常時から物資の提供などについて民間企業等と協定を締結するなどし、対応を講じておく。

避難行動要支援者等からの聞き取りにより避難所での生活が困難と認められる時には、速やかに市の担当部署に連絡し、必要と認められる場合は福祉避難所へ移送する。

3 避難行動要支援者の心の支援

長期化する避難所生活等により避難行動要支援者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻すため、保健師による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケアなどを実施する。

4 長期的な支援

災害の規模によって、避難生活が長期に渡る場合も想定されることから、避難行動要支援者に対する支援を継続させるとともに、心身の回復や従前の保健福祉サービスを受けられるよう配慮する。

また復興期には、生活の再建に向けた支援体制を整え、早期に元の生活に戻れるよう支援する。

第7章 福祉避難所の設置

1 福祉避難所の役割

災害時に、必要と認められた場合は、市で設置する避難所での生活が困難な避難行動要支援者の避難のために「福祉避難所」を設置する。原則として、二次的

避難所であり、避難行動要支援者は避難所からの移送により避難する。

対象となるのは、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するにいたらない程度の避難行動要支援者のうち、避難所での生活が困難と判断した人で、必要性の高い人から優先的に避難させる。また、精神的安定のため介護等にあたる最低限の家族も対象とする。

また、介護認定を受けている者または被災後介護認定を受けた者のうち、身体状況等の悪化により緊急に入院や介護が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、入院等により対応を図る。

2 福祉避難所の指定と開設

避難行動要支援者の対応が可能で、安全性を確保できる社会福祉施設を福祉避難所として指定する。市は事前に協定により指定するとともに、必要に応じ、災害時の対応について職員等への周知・研修の機会を設け、必要な備品や設備について配置・整備する。

災害の規模により、協定を結んでいない施設への開設も検討する。

災害時における福祉避難所の運営については、別途定める「福祉避難所設置運営マニュアル」を参考にし、避難行動要支援者に配慮した開設に努める。

別紙) 避難行動要支援者の特徴と配慮事項

区分	特徴	避難所で特に配慮しなければならない事項
ひとり暮らし高齢者	同居者がいないため、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。迅速な情報伝達、避難誘導等が必要。	近所や友人など関係のある人の寄り添い、付き合い、相談できる環境づくり。
寝たきり高齢者（要介護高齢者）	支援者による安否確認及び状況把握が必要。自力で行動することができないため、避難時には車イス等の補助器具が必要。	十分に療養できるスペースの確保。普段の食事に近いメニューの準備。尊厳に配慮した排せつ環境づくり。
認知症高齢者	自分の状況を伝えることが困難であるため、安否確認・避難誘導等の援助が必要。	精神的な安定への配慮。徘徊への配慮。身内や友人など関係のある人の寄り添い。
視覚障害者	視覚による緊急時の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難な場合が多く、音声による情報伝達及び状況説明が必要。日常生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。	出入口や壁などに配慮した居場所づくり。ロープなど代用具の活用。情報収集の支援（音声・拡大文字、点字、携帯ラジオ提供）。
聴覚障害者	音声による避難・誘導の指示が認識できないため、文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要。音声による会話が困難であるため、筆談による状況把握が必要。	情報収集の支援（文字情報、FAX、手話通訳、筆談文具提供）
肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助器具が必要。	車イスの移動スペースの確保。利用できるトイレの確保、入浴介助、おむつ交換・着替え場所やしきりの確保。
難病患者等	外見からは難病等があることがわからないが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関等による支援が必要。難病等の状況によって、自力歩行や素早い避難行動が困難で、車イス等の補助器具が必要となる場合がある。	酸素ボンベ等の医療器具の確保。透析治療が必要な場合は、医療機関等への移送手段の確保。
知的障害者	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら安全な場所への誘導が必要。能力に応じた分かり易い説明が必要。作業所等への通所割合が高い。	気持ちを落ち着かせながら安全な場所への誘導や精神的な安定への支援。固有の空間の確保など。表示にはルビを振る。
精神障害者	災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。服薬の継続が必要であるため、薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要。	不安定な状態に陥りそうになった時の服薬や適切な治療による症状の緩和。空間やしきりの確保。
妊産婦・乳幼児	緊急事態の覚知が遅れたり、自力での避難が困難な場合があるため、適切な誘導が必要である。	アレルギーやアトピー対策退行現象、夜泣き、不眠などの精神的動揺による急変への対応。ミルクのお湯・哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保など衛生材料や必要備品の提供。固有の空間やしきりの確保。
外国人	日本語での情報収集や伝達が不十分な場合は緊急事態の覚知が遅れる。	母国語による情報の提供や相談の対応。災害の状況や避難所内の案内、情報はできるだけわかりやすい言葉を使い、イラストを使用などの情報伝達方法の確保。宗教・風俗・慣習（食事・礼拝等）へ配慮。

2 - 8 - 1 防災資機材の保有状況

1 水防用資機材

(令和8年1月1日現在)

		久慈市		県北 広域振興局	合計
		久慈市田屋町 1-13-10	久慈市長内町 29-21-1	久慈市川崎町 1-33	
器 材	スコップ (丁)	190	30	65	285
	つるはし (丁)	4	—	22	26
	唐くわ (丁)	—	—	—	—
	おの (丁)	3	1	4	8
	のこぎり (丁)	—	3	1	4
	かま (丁)	3	—	10	13
	掛矢 (丁)	3	—	4	7
	とびぐち (丁)	13	—	1	14
	ナタ (丁)	—	—	11	11
	クリッパー (丁)	—	—	—	—
	ペンチ (丁)	—	—	2	2
	ハンマー (丁)	—	—	5	5
資 材	杭木 (本)	44	—	180	224
	縄、ロープ (巻)	20	—	荒縄9	29
	ビニールシート (枚)	—	105	12	117
	箆 (枚)	60	—	—	60
	竹 (本)	—	—	—	—
	鉄線 (巻)	5(10kg/巻)	—	6	11
	土のう (袋)	—	1,000	8,000	9,000
その他	チェーンソー 1 排水用ポンプ 10 刈払機 4 竹割器 3 竹尖鎌 3 空気膨張用 ゴムボート 1 発電機 8	組立式FRPボート 1 小型ポンプ 1 ゴムボート 1	投光器 2 竹ざお 27本 ナイロンカラーテープ 4巻 松丸太 90 オイルマット 1,100枚 オイルフェンス 104m コンクリートパネル 7枚 油中和剤 30函 ハンマー(大) 7 一輪車 6 大型土のう 70袋		

2 空中消火用資機材

(令和8年2月17日現在)

		岩手県		久慈広域連合 消防本部	久慈地区分 合計
		計	久慈地区空 中消火等補 給基地		
散布 装置	7000水のう型 (台)	32	—	—	—
	1,8000 (台)	4	—	—	—
貯水槽	2,5000 (台)	7	—	2	2
	7,0000 (台)	2	—	—	—
混合機	(台)	3	—	—	—
粉碎機	(台)	5	—	—	—
可動式動力ポンプ	(台)	4	—	3	3
ベルトコンベア	(台)	1	—	0	0
充電機	(台)	1	—	—	—
バッテリーボックス	(個)	35	—	—	—
ホース	(本)	13	—	4	4
吹き流し	(本)	2	—	2	2
化学消火剤 〔エフアールT〕	(缶)	1,805	—	—	—
化学消火剤 〔MAP〕	(袋)	291	—	45	45
消火液増粘剤 〔CMC〕	(袋)	101	—	10	10
着色剤	(箱)	—	—	1	1

※ エフアールT 1缶=20kg MAP 1袋=30kg CMC 1袋=20kg

3 林野火災消火機（器）材

（令和8年1月1日現在）

	久慈市	久慈広域 連合消防 本部	県北広域 振興局	三陸北部森 林管理署久 慈支署	合計
可搬式散水装置（台）	207	84	131	19	441
軽可搬消防ポンプ（台）	—	—	1	2	3
山林防災スプレイヤー（台）	—	—	—	—	0
布製水槽（台）	—	—	—	2	2
布製バケツ（個）	—	—	47	27	74
チェーンソー（台）	41	15	—	3	59
刈払機（台）	—	—	—	2	2
スコップ（丁）	27	84	34	28	173
唐鍬（丁）	—	—	36	80	116
小型動力ポンプ（台）	2	4	—	—	6

※ 県北広域振興局分は、消防本部と委託契約し、久慈消防署、山形分署において保管しているものである。

2 - 13 - 1 ダムの現況

(令和8年1月1日現在)

1	ダム名	滝ダム		
2	水系名	久慈川		
3	河川名	長内川		
4	位置	久慈市		
5	ダム諸元	(1) 堤高	70.0m	
		(2) 堤頂長	187.0m	
		(3) 堤体積	220,000m ³	
		(4) 型式	重力式コンクリートダム	
6	貯水池	(1) 集水面積	152.6km ²	
		(2) 湛水面積	0.34km ²	
7	貯水容量	(1) 総量	7,600,000m ³	
		(2) 有効量	6,000,000m ³	
8	目的	(1) 治水	調整流量	380m ³ /s
		(2) 発電	最大出力	450kW
9	工期	(1) 実調	昭44～46	
		(2) 建設	昭47～57	
10	事業費 (億円)	145.8		
11	事業主体	岩手県		

2 - 13 - 2 砂防指定地及び砂防施設一覧

(令和4年11月1日現在)

番号	溪流名	位置		砂防施設の種類	指定年月日
		大字	字		
57	小屋畑川	長内町	上長内	床固	昭和26年9月6日
68	遠別川	山形町	関	堰堤	昭和26年10月2日
112	玉の脇川	長内町	玉の脇	堰堤、上流流路工	昭和32年9月25日
151	新田沢	山形町	豊国	堰堤	昭和37年11月8日
204	二又川	山形町	霜畑	堰堤	昭和41年8月9日
214	大沢川	宇部町	大沢	堰堤、流路工	昭和42年3月31日
215	谷地中川	宇部町	大沢	堰堤	昭和42年3月31日
216	沢小路沢	宇部町	久喜	堰堤	昭和42年3月31日
217	太田名部	普代	各神太田名部	堰堤	昭和42年3月31日
218	巽沢川	久慈	裏町	堰堤、山腹工、水路	昭和42年3月31日
219	夏井川	夏井町	第7地割	地すべり施設	昭和42年3月31日
220	遠別川	山形町	関、樽木沢	流路工のかん止堰堤	昭和42年3月31日
221	大尻川	長内町	長内	堰堤	昭和42年3月31日
222	小袖川	宇部町	小袖沢	堰堤、流路工	昭和42年3月31日
223	イルカ沢	宇部町	三崎山	堰堤、流路工	昭和42年3月31日
283	上田沢川	枝成沢	第17・18地割	堰堤	昭和45年10月6日
284	門前沢	門前	第1地割	流路工	昭和45年10月6日
294	平沢	長内町	玉の脇	堰堤	昭和46年10月5日
320	大平沢	宇部町	川原屋敷	堰堤	昭和47年11月16日
349	ナメリ沢	宇部町	宇部	堰堤	昭和48年12月7日
391	女沢川	夏井町	夏井	堰堤	昭和52年1月27日
403	深田沢	大川目町	滝	堰堤	昭和53年4月17日
415	南畑沢	山根町	円館	堰堤	昭和54年3月5日
427	南畑沢	山根町	円館	堰堤	昭和54年11月14日
428	深田沢	大川目町	滝	堰堤	昭和54年11月14日
443	細沢	山形町	豊口	堰堤	昭和55年8月14日
470	女沢川	夏井町	夏井	流路工	昭和57年5月25日
478	平沢川	長内町	玉の脇	堰堤	昭和58年12月15日
490	遠別川	山形町	霜畑、関	流路工	昭和59年2月17日
510	遠別川	山形町	霜畑、関	流路工	昭和60年9月18日
521	沢川	普代村	堀内	堰堤	昭和62年2月12日
522	遠別川	山形町	霜畑	流路工	昭和62年2月12日
546	荒巻川	洋野町	里	堰堤	昭和63年1月16日
547	遠別川	山形町	霜畑、関	流路工	昭和63年1月16日
567	女沢川	夏井町	夏井	流路工	昭和63年11月8日
568	遠別川	山形町	霜畑、関	流路工	昭和63年11月8日

番号	溪流名	位置		砂防施設の種類	指定年月日
		大字	字		
612	遠別川	山形町	霜畑、関	流路工	平成2年12月12日
613	沢山川	山形町	繫	堰堤	平成2年12月12日
630	夏井	夏井町	黒沼	堰堤工	平成4年2月4日
660	夏井	夏井町	黒沼	流路工	平成6年1月21日
670	遠別川	山形町	霜畑、岩井野	流路工	平成6年11月10日
671	戸呂町川	山形町	戸呂町	堰堤	平成6年11月10日
702	旭町の沢	旭町	旭町	堰堤	平成8年4月9日
713	中沢の沢	宇部町	久喜	堰堤	平成9年6月3日
721	平庭沢	山形町	平庭	流路工	平成10年7月16日
769	中沢の沢	宇部町	久喜	堰堤	平成14年8月27日
770	下川井の沢	山形町	川井	堰堤	平成14年8月27日
772	旭町の沢	門前	旭町	堰堤	平成14年12月13日
773	中清水の沢	山形町	霜畑	堰堤	平成14年12月13日
780	二又川	山形町	関	流路工	平成15年2月13日
786	下川井の沢	山形町	川井	堰堤	平成16年1月18日
797	中清水の沢	山形町	霜畑	堰堤	平成17年3月22日
798	沢里の沢	沢里	沢里	堰堤	平成17年8月23日
802	中清水の沢	山形町	霜畑	堰堤	平成19年5月18日
808	中清水の沢	山形町	霜畑	堰堤	平成21年4月15日

2 - 13 - 3 水防警報施設一覧

(令和8年1月1日現在)

1 雨量観測箇所（気象観測施設）

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高 (m)	既往最大日降水量		観測方式
					値 (mm)	観測年月日	
気象庁	久慈		小久慈町第24地割	13	224	1982. 5. 21	アメダス
	山形		山形町川井	290	243	1999. 10. 28	アメダス
	下戸鎖		山根町下戸鎖	232	316	1999. 10. 28	アメダス
岩手県 (県北広域振興局 土木部)	久慈	県北広域振興局	八日町1丁目1番地	-	276	S41. 10. 13	テレメーター
	五枚橋	五枚橋峠	山形町戸呂町1-66-1	500	-	-	テレメーター
	明神		山形町川井17-23-61	560	-	-	テレメーター
岩手県 (県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所)	高根		山根町深田14-38-2	335	269	H11. 10. 28	テレメーター
	端神		山根町端神3-41-5	355	316	H12. 7. 8	テレメーター
	小国		山形町小国12-129-2	447	262	H11. 10. 28	テレメーター
	滝ダム	滝ダム	小久慈町1-35-23	180	229	H12. 7. 8	テレメーター
久慈広域連合 消防本部	久慈	久慈消防署	長内町29-21-1	12	236	H21. 10. 8	
	山形	久慈消防署 山形分署	山形町川井8-31	7			

2 水位観測箇所（水位観測施設）

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	水防団 待機 水位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)	堤防 天端高 (m)	量水標 0点 (TP高) (m)	既往最大水位	
										水位 (m)	起因年月日
岩手県 (県北広域振興局 土木部)	久慈川	八日町	八日町	1.3	1.9	-	-	5.53	1.20	5.66	H28. 8. 30
	久慈川	生出町	大川目町2-18-12	1.6	2.3	3.1	3.4	-	6.673	4.84	H28. 8. 30
	久慈川	山形	山形町川井8	-	-	-	-	-	267.8	-	-
	長内川	長内橋	長内町	2.9	3.5	3.6	4.0	-	1.45	5.10	H28. 8. 30
	夏井川	夏井(夏井橋)	夏井町大崎8-18	1.4	1.9	1.9	2.2	3.50	4.70	3.78	R1. 10. 13
	宇部川	宇部	宇部町8-12	1.2	1.7	1.8	2.0	-	-	-	-
	日野沢川	日野沢川	山形町日野沢	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県 (県北広域振興局 土木部滝 ダム管理 事務所)	長内川	下戸鎖	山根町下戸鎖 6-105-1	-	-	-	-	-	-	-	-
	長内川	滝ダム	小久慈町1-35-23	-	-	-	-	-	-	-	-

3 危機管理型水位計による水位の観測箇所

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	設置位置座標	
				緯度 N	経度 E
岩手県 [県北広域振 興局土木部]	谷地中川	こだま橋	宇部町第18地割	40.131	141.809
	宇部川	町裏橋	宇部町和野	40.182	141.803
	玉の脇川	結の橋	長内町	40.17	141.62
	久慈川	止滝橋（上流側）	第4地割	40.16	141.598
	鳥谷川	鳥谷2号橋	夏井町鳥谷	40.133	141.702
	長内川	滝水位観測所上流 左岸	大川目町第38地割	40.133	141.702
	小屋畑川	長内小橋	長内町上長内	40.166	141.743
	大沢田川	日当橋	小久慈町	40.079	141.622
	川又川	小国橋	山形町小国	40.195	141.767
	沢川	新中の橋	新中ノ橋第4地割	40.192	141.726
	田沢川	田中橋	大川目町田中	40.186	141.708
	田子内川	大宮橋	大川目字田子内	40.203	141.592
	戸呂町川	戸呂町橋	山形町戸呂町	40.216	141.547
	戸呂町川	蛇ヶ沢橋	山形町戸呂町	40.175	141.538
	日野沢川	野場橋	山形町日野沢野場	40.153	141.514
	日野沢川	谷地橋	山形町荷軽部	40.115	141.6
	遠別川	類瀬橋	右岸：山形町霜畑類 瀬、左岸：山形町霜畑 中清水	40.092	141.599
	遠別川	向渡橋	山形町霜畑	40.096	141.597
	二又川	関落合橋	山形町霜畑	40.096	141.597

2 - 13 - 4 河川水門一覧

(令和7年4月1日現在)

	設置 機関	水門 番号	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備考
1	岩手県	1	久慈川	久慈川	新井田前の1	スルース	第2分団	
2	岩手県	2	久慈川	久慈川	新井田前の2	スルース	第2分団	
3	岩手県	4	久慈川	久慈川	新中の橋	スルース	第1分団	
4	岩手県	5	久慈川	久慈川	栄町	スルース	第12分団	
5	岩手県	6	久慈川	久慈川	中学校前	スルース	第12分団	
6	岩手県	8	久慈川	久慈川	寺里	スルース	第12分団	
7	岩手県	9	久慈川	久慈川	寺里上	スルース	第12分団	
8	岩手県	10	久慈川	久慈川	畑田前	スルース	第12分団	
9	岩手県	11	久慈川	久慈川	五日市前	スルース	第6分団	
10	岩手県	12	久慈川	久慈川	森前	スルース	第6分団	
11	岩手県	15	久慈川	久慈川	中の橋	フラップ	第1分団	
12	岩手県	16	久慈川	久慈川	十八日町	フラップ	第1分団	
13	岩手県	17	久慈川	久慈川	八日町	フラップ	第1分団	
14	岩手県	18	久慈川	久慈川	八日町	フラップ	第1分団	
15	岩手県	20	久慈川	久慈川	荒町	フラップ	第1分団	
16	岩手県	21	久慈川	久慈川	荒町	フラップ	第1分団	
17	岩手県	24	久慈川	久慈川	千草	スルース	第6分団	
18	岩手県	25	久慈川	久慈川	三日町	フラップ	第6分団	
19	岩手県	27	久慈川	長内川	本町	スルース	第11分団	
20	岩手県	29	久慈川	長内川	田高前	スルース	第11分団	
21	岩手県	30	久慈川	長内川	新築町	スルース	第5分団	
22	岩手県	31	久慈川	長内川	前川原	フラップ	第5分団	
23	岩手県	32	久慈川	長内川	勝田後	フラップ	第3分団	
24	岩手県	33	久慈川	長内川	勝田後	フラップ	第3分団	
25	岩手県	34	久慈川	長内川	野中下	フラップ	第5分団	
26	岩手県	35	久慈川	長内川	野中上	フラップ	第5分団	
27	岩手県	36	久慈川	長内川	田代	スルース	第5分団	
28	岩手県	37	久慈川	長内川	野田渡	フラップ	第5分団	
29	岩手県	40	久慈川	夏井川	野中上	フラップ	第7分団	
30	岩手県	41	久慈川	夏井川	稲荷	スルース	第7分団	
31	岩手県	44	久慈川	夏井川	生平	フラップ	第7分団	

	設置 機関	水門 番号	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備考
32	岩手県	45	久慈川	夏井川	生平	フラップ	第7分団	
33	岩手県	46	久慈川	夏井川	小田下	フラップ	第7分団	
34	岩手県	47	久慈川	夏井川	小田前	フラップ	第7分団	
35	岩手県	51	久慈川	夏井川	早坂	フラップ	第7分団	
36	岩手県	52	久慈川	夏井川	早坂	スルース	第7分団	
37	岩手県	53	久慈川	夏井川	黒沼	スルース	第7分団	
38	岩手県	54	久慈川	夏井川	上夏井	スルース	第7分団	
39	岩手県	55	久慈川	夏井川	上夏井	フラップ	第7分団	
40	岩手県	57	宇部川	谷地中川	樋ノ口	フラップ	第4分団	
41	岩手県	59	宇部川	谷地中川	樋ノ口の1	フラップ	第4分団	
42	岩手県	60	久慈川	夏井川	大湊	スルース	第2分団	
43	岩手県	61	久慈川	長内川	本町	スルース	第11分団	
44	岩手県	62	久慈川	久慈川	新井田	スルース	第2分団	
45	岩手県	63	久慈川	長内川	卯道裏	スルース	第3分団	
46	岩手県	65	久慈川	長内川	新長内	フラップ	第3分団	
47	岩手県	67	久慈川	久慈川	三日町橋上	スルース	第6分団	
48	岩手県	68	久慈川	長内川	新長内	フラップ	第3分団	
49	岩手県	69	久慈川	夏井川	早坂	スルース	第7分団	
50	岩手県	70	宇部川	谷地中川	樋ノ口の2	フラップ	第4分団	
51	岩手県	71	久慈川	夏井川	蕪田	フラップ	第7分団	
52	岩手県	75	宇部川	谷地中川	谷地中	フラップ	第4分団	
53	岩手県	76	宇部川	谷地中川	谷地中の1	フラップ	第4分団	
54	岩手県	77	宇部川	谷地中川	谷地中の2	フラップ	第4分団	
55	岩手県	78	宇部川	谷地中川	谷地中の3	フラップ	第4分団	
56	岩手県	79	宇部川	谷地中川	谷地中の4	フラップ	第4分団	
57	岩手県	80	宇部川	谷地中川	山屋敷	フラップ	第4分団	
58	岩手県	81	宇部川	谷地中川	山屋敷の1	フラップ	第4分団	
59	岩手県	82	宇部川	谷地中川	山屋敷の2	フラップ	第4分団	
60	岩手県	85	宇部川	谷地中川	川原屋敷の1	スルース	第4分団	
61	岩手県	90	久慈川	鳥谷川	閉伊口の1	フラップ	第7分団	
62	岩手県	92	久慈川	鳥谷川	閉伊口の3	フラップ	第7分団	
63	岩手県	93	久慈川	鳥谷川	閉伊口の4	フラップ	第7分団	
64	岩手県	94	久慈川	鳥谷川	閉伊口の5	フラップ	第7分団	

	設置 機関	水門 番号	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備考
65	岩手県	96	久慈川	鳥谷川	閉伊口の7	フラップ	第7分団	
66	岩手県	97	久慈川	鳥谷川	田中の1	フラップ	第7分団	
67	岩手県	98	久慈川	鳥谷川	田中の2	フラップ	第7分団	
68	岩手県	99	久慈川	鳥谷川	田中の3	フラップ	第7分団	
69	岩手県	109	久慈川	鳥谷川	宇津目の5	フラップ	第7分団	
70	岩手県	118	久慈川	鳥谷川	鳥谷の8	フラップ	第7分団	
71	岩手県	119	久慈川	鳥谷川	鳥谷の9	フラップ	第7分団	
72	岩手県	122	久慈川	久慈川	弥藤	フラップ	第11分団	
73	岩手県	124	久慈川	長内川	川崎	スルース	第11分団	
74	岩手県	125	久慈川	長内川	新街橋下の1	フラップ	第3分団	
75	岩手県	126	久慈川	長内川	新街橋下の2	フラップ	第3分団	
76	岩手県	127	久慈川	鳥谷川	宇津目の7	フラップ	第7分団	
77	岩手県	131	久慈川	久慈川	元木沢	フラップ	第3分団	
78	岩手県	132	久慈川	久慈川	諏訪下	フラップ	第3分団	
79	岩手県	135	宇部川	宇部川	長途	フラップ	第4分団	
80	岩手県	136	久慈川	夏井川	上夏井	フラップ	第7分団	
81	岩手県	137	久慈川	夏井川	小学校前	スルース	第7分団	
82	岩手県	138	宇部川	宇部川	田子沢	フラップ	第4分団	
83	岩手県	140	宇部川	宇部川	田子沢の2	フラップ	第4分団	
84	岩手県	141	宇部川	宇部川	田子沢の3	フラップ	第4分団	
85	岩手県	142	宇部川	宇部川	田子沢の4	フラップ	第4分団	
86	岩手県	144	宇部川	宇部川	桜の木	フラップ	第4分団	
87	岩手県	146	宇部川	宇部川	桜の木の2	フラップ	第4分団	
88	岩手県	147	宇部川	宇部川	桜の木の3	フラップ	第4分団	
89	岩手県	148	宇部川	宇部川	桜の木の4	フラップ	第4分団	
90	岩手県	149	宇部川	宇部川	日当	フラップ	第4分団	
91	岩手県	152	宇部川	宇部川	日当の3	フラップ	第4分団	
92	岩手県	153	宇部川	宇部川	日当の4	フラップ	第4分団	
93	岩手県	154	宇部川	宇部川	田子沢の6	フラップ	第4分団	
94	岩手県	157	宇部川	宇部川	宇部の2	フラップ	第4分団	
95	岩手県	158	宇部川	宇部川	宇部の3	フラップ	第4分団	
96	岩手県	159	宇部川	宇部川	宇部の4	フラップ	第4分団	
97	岩手県	160	久慈川	久慈川	羽黒前	スルース	第12分団	

	設置 機関	水門 番号	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備考
98	岩手県	161	久慈川	長内川	白山	スルース	第5分団	
99	岩手県	162	久慈川	長内川	白山	スルース	第5分団	
100	岩手県	163	久慈川	田沢川	田中の2	フラップ	第12分団	
101	岩手県	164	久慈川	田沢川	田中の3	フラップ	第12分団	
102	岩手県	165	久慈川	田沢川	田中	フラップ	第12分団	
103	岩手県	166	久慈川	田沢川	田中の1	フラップ	第12分団	
104	岩手県	167	久慈川	田沢川	田中の2	フラップ	第12分団	
105	岩手県	168	久慈川	田沢川	野場の1	フラップ	第12分団	
106	岩手県	169	久慈川	田沢川	野場の2	スルース	第12分団	
107	岩手県	170	久慈川	田沢川	枝成沢の1	フラップ	第12分団	
108	岩手県	171	久慈川	田沢川	枝成沢の2	スルース	第12分団	
109	岩手県	172	久慈川	田沢川	田中の4	フラップ	第12分団	
110	岩手県	173	久慈川	田沢川	田中の5	フラップ	第12分団	
111	岩手県	174	久慈川	田沢川	田中の6	フラップ	第12分団	
112	岩手県	175	久慈川	田沢川	田中の7	フラップ	第12分団	
113	岩手県	176	久慈川	田沢川	枝成沢	スルース	第12分団	
114	岩手県	177	久慈川	夏井川	国坂	スルース	第7分団	
115	岩手県	180	久慈川	大沢田川	大沢田の1	フラップ	第5分団	
116	岩手県	182	久慈川	大沢田川	大沢田の3	スルース	第5分団	
117	岩手県	183	久慈川	大沢田川	大沢田の4	フラップ	第5分団	
118	岩手県	186	久慈川	田沢川	羽黒前	フラップ	第12分団	
119	岩手県	188	久慈川	田沢川	枝成沢	フラップ	第12分団	
120	岩手県	189	久慈川	田沢川	枝成沢の1	フラップ	第12分団	
121	岩手県	190	久慈川	田子内川	山口の1	フラップ	第6分団	
122	岩手県	191	久慈川	田子内川	山口の2	フラップ	第6分団	
123	岩手県	193	久慈川	大沢田川	大沢田の8	フラップ	第5分団	
124	岩手県	194	久慈川	大沢田川	大沢田の9	フラップ	第5分団	
125	岩手県	195	久慈川	大沢田川	天田内	フラップ	第5分団	
126	岩手県	196	久慈川	大沢田川	天田内の1	フラップ	第5分団	
127	岩手県	198	久慈川	大沢田川	天田内の3	フラップ	第5分団	
128	岩手県	199	久慈川	久慈川	畑田	スルース	第12分団	
129	岩手県	200	久慈川	久慈川	畑田の1	スルース	第12分団	
130	岩手県	201	久慈川	長内川	新築町	スルース	第5分団	

	設置 機関	水門 番号	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備考
131	岩手県	203	久慈川	久慈川	天神堂	スルース	第12分団	
132	岩手県	204	久慈川	久慈川	田面	スルース	第12分団	
133	岩手県	205	久慈川	長内川	柏木	スルース	第5分団	
134	岩手県	207	久慈川	久慈川	生出町	スルース	第6分団	
135	岩手県	208	久慈川	長内川	幸町	スルース	第5分団	
136	岩手県	211	久慈川	久慈川	栄町	スルース	第12分団	
137	岩手県	212	久慈川	長内川	広美町	スルース	第3分団	
138	岩手県	213	久慈川	久慈川	八日町	フラップ	第1分団	
139	岩手県	214	久慈川	久慈川	表町	フラップ	第11分団	
140	岩手県	215	久慈川	久慈川	生出町裏	スルース	第6分団	
141	岩手県	216	久慈川	長内川	岩瀬張	スルース	第5分団	
142	岩手県	217	久慈川	小屋畑川	広美町	フラップ	第3分団	
143	岩手県	2	久慈川	日野沢川	日野沢	フラップ	第16分団	山形町
144	岩手県	9	久慈川	戸呂町川	岡堀	フラップ	第19分団	山形町
145	岩手県	10	久慈川	戸呂町川	岡堀の1	フラップ	第19分団	山形町
146	岩手県	11	久慈川	戸呂町川	岡堀の3	フラップ	第19分団	山形町
147	岩手県	12	久慈川	戸呂町川	岡堀の6	フラップ	第19分団	山形町
148	岩手県	13	久慈川	戸呂町川	岡堀の8	フラップ	第19分団	山形町
149	久慈市	市1	久慈川	久慈川	下幸屋裏付近	スルース	第6分団	道路河川 維持課
150	久慈市	市3	久慈川	長内川	新街橋上左岸	スルース	第11分団	上下水道 整備課
151	久慈市	市4	田高地区雨水排水路1号水門		田高	スルース	第11分団	上下水道 整備課

2 - 13 - 5 河川水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、陸閘、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

2 ただし、津波高潮対策機能を有する河川水門については、別に定める海岸水門管理要綱によるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水による危険が切迫した場合における河川水門の操作の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務態勢をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報又は気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨又は融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位に著しい変動がある場合

(4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところにより、河川水門の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとするが、別に操作規則を定めた河川水門については、その操作規則による。

(1) 平常時における河川水門の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。

- ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
- イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とすること。）以上河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務態勢に入るものとする。
 - ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
 - (ア) 洪水注意報
 - (イ) 大雨警報、洪水警報
 - イ 洪水予報又は水防警報が発表された場合
 - ウ 河川の水位が警戒水位に達した場合
 - エ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務態勢時における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門をいつでも操作できるようにしておくこと。
 - イ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
 - ウ 洪水の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できない恐れがある時は、避難を優先すること。
- (5) 第3号の規定により警戒勤務態勢に入った後で、洪水の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務態勢を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
 - ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管する広域振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
 - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管する広域振興局長に報告すること。
 - (ア) 河川水門の試運転をしたとき
 - (イ) 河川水門の異状を発見したとき
 - (ウ) 警戒勤務態勢に入ったとき
 - (エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき
 - (オ) 警戒勤務態勢を解除したとき
- (7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後15日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

（情報連絡）

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

（国土交通大臣等に対する協力要請）

第7 知事は、国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通

大臣及び市町村長の管理する河川に設置されている河川水門及び法第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市町村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるよう協力を求めるものとする。

様式第 1 号

河 川 水 門 巡 視 記 録

年 月 日	巡視者 氏名：
-------	---------

巡 視 状 況	河川水門名	巡 視 結 果	※対応状況(有の場合のみ)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
	<p>※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。 1：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。 2：障害の状況を施設管理者へ連絡した。 (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名) 3：その他 (以下に状況を記載のこと)</p>		

様式第2号

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

河川水門名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	管理操作担当者連絡先電話番号	試運転予定年月日その他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告をすること。

様式第3号

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市町村長 氏 名 印

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第7号の規定により報告します。

河川水門名	河川名及び設置場所	型式	開閉方法	門数	試運転の年月日	試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異状の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

2 - 13 - 6 災害時要配慮者施設一覧

1 高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設

- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等において、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は次のとおりである。

(1) 浸水想定区域内の要配慮者施設

ア 久慈川浸水想定区域

施設名称	所在地	電話番号
グループホーム大地	長内町8-21-5	53-0205
グループホーム太陽	長内町8-22-24	52-8184
グループホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
小規模多機能ホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
グループホームあさひ東館	旭町11-22-6	61-3310
元気の泉デイサービスセンター	旭町8-100-1	52-7167
介護老人保健施設リハビリタウンくじ	旭町8-100-2	53-0056
介護老人保健施設リハビリタウンくじユニット館	旭町8-100-2	53-0056
ファミリーサポートおひさま	栄町32-35-1	52-4799
こばやし歯科クリニック	旭町9-46-2	53-1118
グループホームひだまり	栄町32-37-9	75-3037
小規模多機能ホームひなたぼっこ	栄町32-37-9	75-3035
八重樫歯科医院	栄町37-128-10	53-1222
大川目中学校	大川目町13-105	55-3054
大川目小学校	大川目町14-45-1	55-3254
大川目学童根っこクラブ	大川目町14-45-1	75-3347
大川目保育園	大川目町6-81-24	55-3038
山口保育園	大川目町18-22-6	55-2411
認定こども園かわぬき	大沢8-10-8	52-0311
長内小学校	長内町25-41	52-3801
長内学童保育所わんぱくクラブ(長内小内)	長内町25-41	59-3471
長内学童保育所第2わんぱくクラブ	長内町25-41	75-4401
通所介護事業所まごころの家	長内町29-6-6	75-4488
住宅型有料老人ホームまごころの家	長内町29-6-6	75-4488
老人デイサービスセンター「ポルト」	長内町40-12-3	75-3451
いなり保育園	長内町23-27	53-4551
岩城歯科医院	川崎町9-31	53-2750
おおさわ歯科クリニック	川崎町15-29	61-3718

施設名称	所在地	電話番号
久慈学童保育所第一みつばちの家	栄町31-109-2	53-6371
久慈学童保育所第二みつばちの家	栄町31-109-2	52-7860
久慈小学校	栄町31-149	53-4361
久慈中学校	栄町32-88-5	53-4331
認定こども園門前保育園	新中の橋4-11-4	52-4340
グループホームやすらぎの里	新中の橋4-12-2	61-3917
子ども第三の居場所COCO.R Room	新中の橋37-65-4	66-8635
くじあさひ認定こども園	田屋町2-25-3	75-3862
デイサービス暖家	田屋町1-30-8	52-0278
デイサービスCalore	田屋町1-30-8 (インテリア 仙台)	52-0278
しろと内科循環器科クリニック	田屋町1-35-1	61-3330
岩本歯科医院	田屋町1-48	53-5155
すぎの子保育所	新井田3-170-1	53-2574
やまぐち歯科医院	中央2-16	61-3748
畑田保育園	寺里27-9-1	55-3550
ひばり保育園	天神堂32-4-1	53-4487
ひばり療護園	天神堂32-8	61-1111
竹下医院	中の橋一丁目5	53-0022
おおさわ内科・胃腸科医院	中の橋1-48-2	61-3033
久慈保育園	中町2-25	53-2088
宮澤歯科医院	八日町1-37	53-0390
鳥谷医院	十八日町1-30-3	53-2808
通所介護事業所 しあわせの家	二十八日町一丁目13	66-7466
くじ整形外科・内科クリニック	二十八日町一丁目4番地	66-8822
クロスハート (银杏荘)	本町1-15	75-4021
ふらっと	本町2-25	75-4815
幼稚園連携型認定こども園久慈幼稚園	本町3-11	53-1295
吉田歯科医院	本町2-40	53-2589
湊学童ひまわりクラブ	湊町15-13-1	52-2256
通所リハビリテーションけいあい	湊町17-100	52-2311
久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311
久慈湊保育園	湊町19-8-1	53-2375
優介護デイサービス	湊町21-48	53-1634
ウィズ友(ゆう)	長内町23-61-1	66-7380
シニアマンション久慈	門前2-36-2	75-3113
放課後児童クラブCOCO.R	門前3-152-1	75-3950

施設名称	所在地	電話番号
シルバーピュア久慈	門前6-99-2	75-3176
ちだ医院	門前37-56-26	61-3366
金子クリニック	門前2-26	61-1005
小規模多機能ホームときわ苑	湊町14-103	53-2275
久慈湊小学校	湊町15-10-1	53-2374
認定こども園かわぬき	大沢8-10-8	52-0311
岩手県立久慈病院	旭町10-1	53-6131
北リアス病院	源道12地割111番	53-2323
久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311
までっこ	中の橋1-5	66-8444

イ 長内川浸水想定区域

施設名称	所在地	電話番号
グループホーム大空	長内町12-13-4	53-2785
グループホーム大地	長内町8-21-5	53-0205
グループホーム太陽	長内町8-22-24	52-8184
長内中学校	小久慈町39-2-2	53-3143
長内小学校	長内町25-41	52-3801
長内学童保育所わんぱくクラブ(長内小内)	長内町25-41	59-3471
長内学童保育所第2わんぱくクラブ	長内町25-41	75-4401
通所介護事業所まごころの家	長内町29-6-6	75-4488
住宅型有料老人ホームまごころの家	長内町29-6-6	75-4488
老人デイサービスセンター「ポルト」	長内町40-12-3	75-3451
おのぞら耳鼻咽喉科クリニック	長内町24-147-1	61-3387
久慈眼科クリニック	長内町32-12-4	61-1530
関上こどもクリニック	長内町24-98-2	75-3722
長内歯科医院	長内町30-16-3	61-1555
あき矯正歯科医院	長内町32-1-3	66-9430
老人保健施設 櫻の里	小久慈町16-12-1	59-3181
介護老人保健施設 櫻の里	小久慈町16-12-1	59-3181
幸町保育園	小久慈町36-2-3	53-0380
小久慈小学校	小久慈町24-51	59-3555
竹下医院	中の橋一丁目5	53-0022
久慈保育園	中町2-25	53-2088
通所介護事業所 しあわせの家	二十八日町一丁目13	66-7466
クロスハート(銀杏荘)	本町1-15	75-4021
ふらっと	本町2-25	75-4815

施設名称	所在地	電話番号
幼稚園連携型認定こども園久慈幼稚園	本町3-11	53-1295
かあさんのいえ。	長内町16-20-2	66-9808
デイサービスセンターなごみ	長内町21-2	53-5225
ウィズ友(ゆう)	長内町23-61-1	66-7380

ウ 夏井川浸水想定区域

施設名称	所在地	電話番号
グループホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
小規模多機能ホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
グループホームあさひ東館	旭町11-22-6	61-3310
ファミリーサポートおひさま	栄町32-35-1	52-4799
グループホームひだまり	栄町32-37-9	75-3037
小規模多機能ホームひなたぼっこ	栄町32-37-9	75-3035
久慈中学校	栄町32-88-5	53-4331
認定こども園門前保育園	新中の橋4-11-4	52-4340
グループホームやすらぎの里	新中の橋4-12-2	61-3917
くじあさひ認定こども園	田屋町2-25-3	75-3862
デイサービス暖家	田屋町1-30-8	66-7799
デイサービスCalore	田屋町1-30-8 (インテリア 仙台)	52-0278
夏井中学校	夏井町早坂3-20	53-3755
湊学童ひまわりクラブ	湊町15-13-1	52-2256
通所リハビリテーションけいあい	湊町17-100	52-2311
久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311
久慈湊保育園	湊町19-8-1	53-2375
優介護デイサービス	湊町21-48	53-1634
優介護サービス事業所	湊町21-48	53-1634
小規模多機能ホームときわ苑	湊町14-103	53-2275
久慈湊小学校	湊町15-10-1	53-2374
うじょう歯科クリニック	湊町第15地割32番15	75-3860

エ 小屋畑川浸水想定区域

施設名称	所在地	電話番号
長内保育園	長内町16-74-7	53-2582
長内小学校	長内町25-41	52-3801
長内学童保育所わんぱくクラブ(長内小内)	長内町25-41	59-3471
長内学童保育所第2わんぱくクラブ	長内町25-41	75-4401
いなり保育園	長内町23-27	53-4551

かあさんのいえ。	長内町16-20-2	66-9808
デイサービスセンターなごみ	長内町21-2	53-5225

オ 宇部川浸水想定区域

施設名称	所在地	電話番号
放課後児童クラブCOCO.R SAKURA	宇部町5-110-1	62-1023
宇部地区デイサービスセンター	宇部町5-41	62-1234

カ 地下街等の施設

該当なし

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

施設名称	所在地	電話番号
久喜保育園	宇部町20-146-1	54-2510
夏井小学校	夏井町夏井3-57-1	53-3715
夏井中学校	夏井町早坂3-20	53-3755
特別養護老人ホームぎんたらす久慈	旭町7-105-10	61-3313
かわい児童館	山形町川井10-13-1	72-2002
山形小学校	山形町川井10-13-1	72-2001
山形中学校	山形町川井10-87-11	72-2050
認知症対応型生活介護しらかば園	久慈市山形町川井10-55-1	66-7891
小規模多機能型居宅介護しらかば園	久慈市山形町川井10-55-1	66-7890
久慈市国民健康保険山形診療所	山形町川井9-44-8	72-2033
地域活動支援センターはあと舎	西の沢5-35-7	66-7170
久慈保育園	中町2-25	53-2088
特別養護老人ホーム和光苑	長内町46-2-11	52-2665
生活訓練施設銀杏荘	門前1-151-1	53-2323
認定こども園かわぬき	大沢8-10-8	52-0311

(3) 津波浸水想定区域内の要配慮者施設

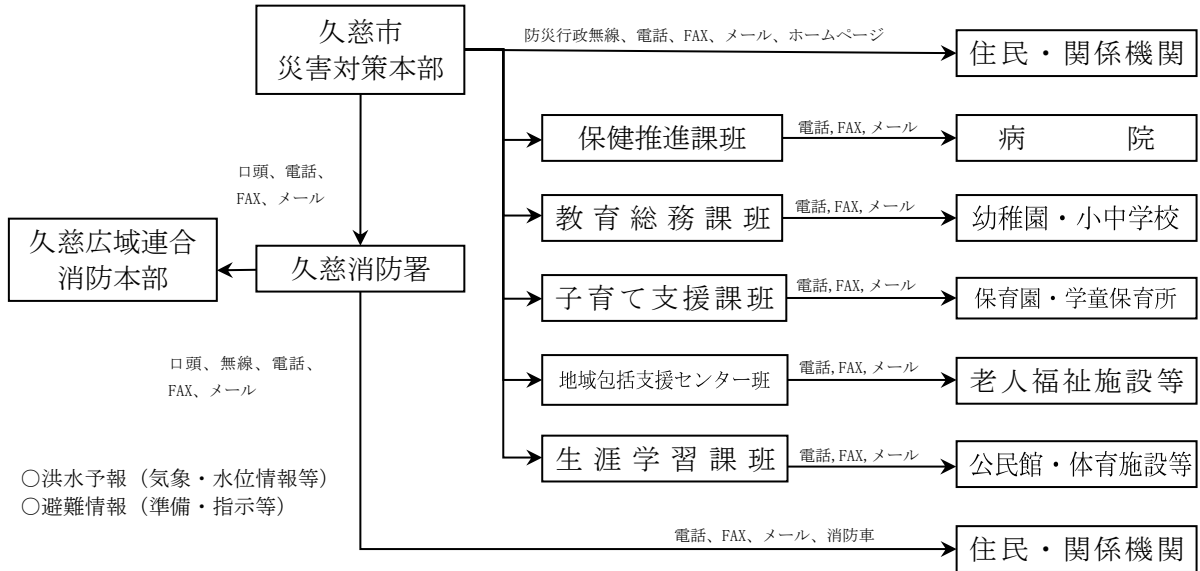
施設名称	所在地	電話番号
久慈保育園	中町二丁目25	53-2088
久慈湊保育園	湊町19-8-1	53-2375
いなり保育園	長内町23-27	53-4551
ひばり保育園	天神堂32-4-1	53-4487
幸町保育園	小久慈町36-2-3	53-0380
長内保育園	長内町16-74-7	53-2582

施設名称	所在地	電話番号
幼稚園連携型認定こども園久慈幼稚園	本町3-11	53-1295
認定こども園かわぬき	大沢8-10-8	52-0311
くじあさひ認定こども園	田屋町2-25-3	75-3862
認定こども園門前保育園	新中の橋4-11-4	52-4340
すぎの子保育所	新井田3-170-1	53-2574
久慈学童保育所第一みつばちの家	栄町31-109-2	53-6371
久慈学童保育所第二みつばちの家	栄町31-109-2	52-7860
長内学童保育所わんぱくクラブ	長内町25-41	59-3471
長内学童保育所第2わんぱくクラブ	長内町25-41	75-4401
久慈湊学童ひまわりクラブ	湊町15-13-1	52-2256
放課後児童クラブCOCO.R	門前3-152-1	75-3950
子ども第三の居場所COCO.R Room	新中の橋37-65-4	66-8635
久慈小学校	栄町31-149	53-4361
久慈湊小学校	湊町15-10-1	53-2396
長内小学校	長内町25-41	52-3801
久慈中学校	栄町32-88-5	53-4331
岩手県立久慈病院	旭町10-1	53-6131
北リアス病院	源道12地割111番	53-2323
久慈恵愛病院	湊町17-100	52-2311
齊藤内科	荒町2-9	53-3511
竹下医院	中の橋1-5	53-0022
おのぞら耳鼻咽喉科クリニック	長内町24-147-1	61-3387
久慈眼科クリニック	長内町32-12-4	61-1530
ちだ医院	門前37-56-26	61-3366
おおさわ内科・胃腸科医院	中の橋1-48-2	61-3033
金子クリニック	門前2-26	61-1005
関上こどもクリニック	長内町第24地割98番地 2	75-3722
しろと内科循環器科クリニック	田屋町1-35-1	61-3330
くじ整形外科・内科クリニック	二十八日町1丁目4番 地	66-8822
吉田歯科医院	本町2-40	53-2589
宮澤歯科医院	八日町1-37	53-0390
岩城歯科医院	川崎町9-31	53-2750
岩本歯科医院	田屋町1-48	53-5155
八重樫歯科医院	栄町37-128-10	53-1222
やまぐち歯科医院	中央2-16	61-3748
おおさわ歯科クリニック	川崎町15-29	61-3718

施設名称	所在地	電話番号
長内歯科医院	長内町30-16 - 3	61-1555
こばやし歯科クリニック	旭町9-46-2	53-1118
うじょう歯科クリニック	湊町第15地割32番15	75-3860
あき矯正歯科医院	長内町32-1-3	66-9430
鳥谷医院	十八日町1-30-3	53-2808
グループホーム大地	長内町8-21-5	53-0205
グループホーム太陽	長内町8-22-24	52-8184
グループホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
小規模多機能ホームあさひ	旭町10-66-1	61-3310
グループホームあさひ東館	旭町11-22-6	61-3310
元気の泉デイサービスセンター	旭町8-100-1	52-7167
介護老人保健施設リハビリタウンくじ	旭町 8 -100-2	53-0056
介護老人保健施設リハビリタウンくじユニット館	旭町 8 -100-2	53-0056
ファミリーサポートおひさま	栄町32-35-1	52-4799
グループホームひだまり	栄町32-37-9	75-3037
小規模多機能ホームひなたぼっこ	栄町32-37-9	75-3035
通所介護事業所まごころの家	長内町29-6-6	75-4488
住宅型有料老人ホームまごころの家	長内町29-6-6	75-4488
老人デイサービスセンター「ポルト」	長内町40-12-3	75-3451
グループホームやすらぎの里	新中の橋4-12-2	61-3917
デイサービス暖家	田屋町1-30-8	52-0278
デイサービスCalore	田屋町1-30-8	52-0278
ひばり療護園	天神堂32-8	61-1111
通所介護事業所 しあわせの家	二十八日町一丁目13	66-7466
クロスハート（銀杏荘）	本町1-15	75-4021
ふらっと	本町2-25	75-4815
通所リハビリテーションけいあい	湊町17-100	52-2311
優介護デイサービス	湊町21-48	53-1634
ウィズ友	長内町23-61-1	66-7380
シニアマンション久慈	門前2-36-2	75-3113
シルバーピュア久慈	門前6-99-2	75-3176
小規模多機能ホームときわ苑	湊町14-103	53-2275
かあさんのいえ	長内町16-20- 2	66-9808
デイサービスセンターなごみ	長内町21-2	53-5225
までっこ	中の橋1-5	66-8444

2 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

- 市は、住民・関係機関並びに前記(1)に規定された施設に対する洪水予報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



2 - 13 - 7 久慈川タイムライン（防災行動計画）

＜台風等風水害時の対応（久慈川）＞						
	気象・水位情報	警戒レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
台風の発生・北上（5～4日前）			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認
			○事前の点検	○災害危険箇所の確認 ○防災資機材の確認（水防資機材、土のう等）		
台風の接近（4～3日前）	（台風直撃型）	警戒レベル1	○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認 ・ハザードマップにより、指定避難所、避難ルートの確認 ・市からの注意喚起情報確認（自主防組織、民生委員等） ・地域内の要支援者の状況確認 ・自主防災組織資機材等の確認
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有など）			
			○事前の点検	○市内公共施設の確認	・本庁舎・各支所 ・保育園、小、中学校 ・指定避難所 ・福祉避難所	
				○河川管理施設の確認	・水門・排水ポンプ等	
			○避難行動要支援者への早期準備	・要支援者名簿の用意 ・名簿に記載のない要支援者の確認 ・現状の要支援者名簿の作成 ・名簿の作成状況の集約		
台風の接近（-72h）			○情報の収集	○気象庁の詳細情報収集（進路、雨量等に関する情報）		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市民への注意喚起	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等（気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認）		
			○消防団への注意喚起	○危険箇所確認、水防資機材確認等		
台風の接近（-48h）	降雨開始		○情報の収集	○盛岡地方気象台から詳細情報入手	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報の確認 ・インターネット等により降雨状況、河川情報の確認 ・交通機関の運
				○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有、職員配置体制、対応窓口確認など）		

			○公共施設の 休所の準備	○今後の対応 伝達 ○施設閉鎖の可能性伝達	・保育園の保護 者 ・小、中学生の 保護者	行情報等の収 集 ・非常用持出品 の準備・確認 ・家族、親戚等 と今後の対応 確認
			○交通手段の 運休の準備	○交通の運休 の調整 ○交通の運休 の可能性伝 達	・鉄道、路線バ ス、市民バス ・鉄道、路線バ ス、市民バス	
			○道路通行規 制の準備	○資機材の点 検・用意 ○要員の調整	・土のう、通行 止めバリケード ・直営、委託	
			○リエゾン派 遣の準備	○リエゾンの 派遣調整、 受け入れ準 備	・受け入れスペ ース ・必要資機材、 パソコン	
			○指定避難所 開設の準備 ○避難所開設 箇所の検討	○担当者の調 整 ○資機材の用 意	・指定避難場所 担当職員 ・解錠担当者 ・暖房・燃料 ・毛布・日用 品、電灯 ・食料等	
			○福祉避難所 開設の準備	○受け入れの 準備 ○資機材の用 意	・福祉施設、医 療施設 ・ベッド・寝 具、食料、医 薬品	
			○避難行動要 支援者の避 難準備	○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約		
台風の 接近 (-24h)	大雨注意 報・洪水 注意報発 表 強風注意 報発表	警戒レ ベル2	○台風進路に 伴う対応検 討	○今後の対応状況検討 ○対策本部の設置検討 ○各課の防災準備業務対応	・台風・その他 気象情報 ・河川水位情報 ・他市町村の避 難情報	
			○盛岡地方気 象台	台風に関する説明会		
			○風水害対策 支援チーム	○風水害対策支援チームを招集、 助言内容等の検討 ○検討結果を岩手県から久慈市に 助言		

台風の最接近 (-24h ~0h)	大雨警報 (浸水 害)・洪水 警報発表 暴風警報 発表	○災害警戒本 部設置	○職員の参集 (総務部長、防災危機管理課、 総務課)、その他関係課 ○今後の対応内容確認 ○「高齢者等避難」の発令時期検 討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖時期・市民バスの運 休・通行規制等検討・判断		
		○情報の収集	○気象・防災 情報の収集 ○道路冠水情 報収集 ○タクシー、 路線バス等 から道路情 報収集	・台風・その他 気象情報 ・河川水位情報 ・道路の冠水状 況等 ・他市町村の避 難情報	
		○市民へ警報 発表周知	○防災行政無線、市HP、自動配 信メール、自主防災会、災害時 要配慮者関係施設等 ○洪水時避難想定区域、開設予定 の指定避難所周知検討 (気象情報確認、ハザードマッ プ・避難ルート確認)		
	水防団待 機水位到 達 ・生出町 (1.6m) ・八日町 (1.3m)	○消防団(水 防団)待機	○水防資機材の整備・点検 ○水門等開閉準備及び幹部の出動		
		○市民への警 戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「水防団 待機水位到達」を周知		
		○岩手県	○岩手県から、水防団待機水位到 達が通知		
	氾濫注意 水位到達 ・生出町 (2.3m) ・八日町 (1.9m)	○災害警戒本 部会議	○災害対策本部設置検討 (職員の参集 1号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置準備 ○今後の対応内容確認 ○気象情報の収集、河川水位情報 の収集、県・盛岡地方气象台等 との協議 ○「高齢者等避難」の発令時期検 討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖・市民バスの運休・ 通行規制等の判断 ○報道対応		
		○消防団(水 防団)出動	○消防団警戒活動、水門閉鎖		
		○市民への警 戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「氾濫注 意水位到達」、「高齢者等避難」 発令の可能性を周知 ○テレビ等による気象情報確認、 浸水想定区域内の避難準備、開 設予定の指定避難所周知		

		○避難所の開設準備	○災害警戒本部で検討された避難所開設箇所について、施設管理者に開設予定であることを伝達、開設の準備を行う ○避難所対応職員の招集 ○食料や水の輸送準備	
		○岩手県	○岩手県から、氾濫注意水位到達が通知	
避難判断水位到達 ・ 生出町 (3.1m) 大雨警報 (土砂災害) 発表	警戒レベル3	○災害対策本部会議	○災害対策本部設置 (1号警戒配備又は2号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置 ○「高齢者等避難」発令・市民への避難開始呼びかけ ○「高齢者等避難」発令と同時に避難所を開設 ○気象情報、河川水位、土砂災害危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの避難情報受信 ・ 要配慮者避難開始 ・ 避難の準備 (要配慮者以外)
		○市民へ避難開始の呼びかけ	○各伝達手段により「高齢者等避難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知	
		○避難所の開設・運営	○避難者への説明 (現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
		○岩手県	○ホットラインによる避難判断水位超過のおそれがあることを伝達 ○岩手県から、避難判断水位到達が通知	
土砂災害警戒情報発表	警戒レベル4	○災害対策本部会議	○土砂災害危険地区に「避難指示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込み、今後の対応を検討 ○関係機関に連絡、情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの避難情報受信 ・ 避難開始
		○市民への避難呼びかけ	○土砂災害危険地区に「避難指示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配信、消防団警戒広報、行政連絡区長等へ連絡 ○関係機関に連絡、情報共有	
氾濫危険水位到達 ・ 生出町 (3.4m)		○災害対策本部会議	○氾濫危険地区に「避難指示」発令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集 (道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊等派遣要請の時期検討・	

				判断 ○報道対応	
			○市民へ避難の呼びかけ	○各伝達手段により「避難指示」の発令を周知	
			○岩手県	○岩手県から、氾濫危険水位到達が通知	
	堤防天端高到達のおそれがある場合		○災害対策本部会議	○「緊急安全確保」発令の検討・市民への避難呼びかけ・誘導 ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集（道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害） ○自衛隊の派遣要請 ○報道対応 ○支援対応の準備（ボランティアセンター、救援物資受け入れ） ○「避難指示等」の発令対象地域が適切であるか適宜再検討を行う	・市からの避難情報受信 ・避難行動拡大及び全員避難
			○防災対応要員の避難	○消防団、避難支援者、職員の退避	
			○岩手県	○堤防その他の施設の決壊、越水の可能性を情報提供	
	堤防天端高到達	警戒レベル5	○市民への警戒呼びかけ	○「緊急安全確保」発令・各伝達手段により市民への周知	・市からの避難情報受信 ・命を守る行動をとる
	大雨特別警報発表		○盛岡地方気象台	○ホットラインにより大雨特別警報の発表を伝達 ○記録的な大雨に関する岩手県気象情報発表 ○大雨特別警報発表に関する記者会見	
			○災害対策本部会議	○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○リエゾン派遣要請	
			○市民への警戒呼びかけ	○特別警報周知、浸水想定区域内の避難周知	
	土砂災害・氾濫発生		○災害発生の周知	○「緊急安全確保」発令・市民への周知	
			○災害対策本部会議	○被害状況の収集（災害発生現場、道路・通行規制状況、建物被害、けが人、インフラ被害） ○消防救助隊、自衛隊派遣要請 ○今後の状況の検討 ○報道対応 ○河川管理者（県北広域振興局土木部）へ報告	
台風の通過後	浸水被害・土砂		○応急対応の実施	○断水地区への給水対応、漏水箇所確認、道路啓開作業の実施	・市からの説明による危険回

(災害 対応)	災害被害		○救助・救護 の実施	○消防救助隊、自衛隊による救助 活動	避判断、避難 終了
			○避難所の運 営	○避難者への説明 (現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
			○排水対策の 実施	○ポンプ車等のマネジメント ○排水作業の実施 ○排水状況の集約	
			○災害対策本 部会議	○「緊急安全確保」・「避難指示」 解除の検討・解除 ○今後の状況の検討	
※気象・水象情報に関する発表のタイミングは異なる場合がある。また、災害の状況によっては上記によらず必要な防災行動をとる必要がある。					

2 - 13 - 8 長内川タイムライン（防災行動計画）

＜台風等風水害時の対応（長内川）＞						
	気象・水位情報	警戒レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
台風の発生・北上（5～4日前）			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認
			○事前の点検	○災害危険箇所の確認 ○防災資機材の確認（水防資機材、土のう等）		
台風の接近（4～3日前）	（台風直撃型）	警戒レベル1	○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等により気象情報確認 ・ハザードマップにより、指定避難所、避難ルートの確認 ・市からの注意喚起情報確認（自主防組織、民生委員等） ・地域内の要支援者の状況確認 ・自主防災組織資機材等の確認
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有など）			
			○事前の点検	○市内公共施設の確認	・本庁舎・各支所 ・保育園、小、中学校 ・指定避難所 ・福祉避難所	
				○河川管理施設の確認	・水門・排水ポンプ等	
			○避難行動要支援者への早期準備	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者名簿の用意 ・名簿に記載のない要支援者の確認 ・現状の要支援者名簿の作成 ・名簿の作成状況の集約 		
台風の接近（-72h）			○情報の収集	○気象庁の詳細情報収集（進路、雨量等に関する情報）		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市民への注意喚起	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等（気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認）		
			○消防団への注意喚起	○危険箇所確認、水防資機材確認等		
台風の接近（-48h）	降雨開始		○情報の収集	○盛岡地方気象台から詳細情報入手		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有、職員配置体制、対応窓口確認など）			
			○公共施設の休所の準備	○今後の対応伝達	・保育園の保護者	

					・小、中学生の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用持出品の準備・確認 ・家族、親戚等と今後の対応確認
				○施設閉鎖の可能性伝達		
			○交通手段の運休の準備	○交通の運休の調整	・鉄道、路線バス、市民バス	
				○交通の運休の可能性伝達	・鉄道、路線バス、市民バス	
			○道路通行規制の準備	○資機材の点検・用意	・土のう、通行止めバリケード	
				○要員の調整	・直営、委託	
			○リエゾン派遣の準備	○リエゾンの派遣調整、受け入れ準備	・受け入れスペース ・必要資機材、パソコン	
			○指定避難所開設の準備 ○避難所開設箇所の検討	○担当者の調整	・指定避難場所担当職員 ・解錠担当者	
				○資機材の用意	・暖房・燃料 ・毛布・日用品、電灯 ・食料等	
			○福祉避難所開設の準備	○受け入れの準備	・福祉施設、医療施設	
				○資機材の用意	・ベッド・寝具、食料、医薬品	
			○避難行動要支援者の避難準備	○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約		
台風の接近 (-24h)	大雨注意報・洪水注意報発表 強風注意報発表	警戒レベル2	○台風進路に伴う対応検討	○今後の対応状況検討 ○対策本部の設置検討 ○各課の防災準備業務対応		<ul style="list-style-type: none"> ・市からの防災情報確認 ・テレビ、ラジオ、インターネット等からの気象情報、河川水位情報、避難情報等確認 ・自主避難準備開始
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報 ・他市町村の避難情報	
			○盛岡地方気象台	台風に関する説明会		
			○風水害対策支援チーム	○風水害対策支援チームを招集、助言内容等の検討 ○検討結果を岩手県から久慈市に助言		
台風の最接近 (-24h ~ 0h)	大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 暴風警報発表		○災害警戒本部設置	○職員の参集（総務部長、防災危機管理課、総務課）、その他関係課 ○今後の対応内容確認 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖時期・市民バスの運		

				休・通行規制等検討・判断	
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集 ○道路冠水情報収集 ○タクシー、路線バス等から道路情報収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報 ・道路の冠水状況等 ・他市町村の避難情報
			○市民へ警報発表周知	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時動要配慮者関係施設等 ○洪水時避難想定区域、開設予定の指定避難所周知検討(気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認)	
	水防団待機水位到達 ・長内橋(2.9m)		○消防団(水防団)待機	○水防資機材の整備・点検 ○水門等開閉準備及び幹部の出動	
			○市民への警戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「水防団待機水位到達」を周知	
			○岩手県	○岩手県から、水防団待機水位到達が通知	
	氾濫注意水位到達 ・長内橋(3.5m)		○災害警戒本部会議	○災害対策本部設置検討(職員の参集 1号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置準備 ○今後の対応内容確認 ○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖・市民バスの運休・通行規制等の判断 ○報道対応	
			○消防団(水防団)出動	○消防団警戒活動、水門閉鎖	
			○市民への警戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「氾濫注意水位到達」、「高齢者等避難」発令の可能性を周知 ○テレビ等による気象情報確認、浸水想定区域内の避難準備、開設予定の指定避難所周知	
			○避難所の開設準備	○災害警戒本部で検討された避難所開設箇所について、施設管理者に開設予定であることを伝達、開設の準備を行う ○避難所対応職員の招集 ○食料や水の輸送準備	
			○岩手県	○岩手県から、氾濫注意水位到達が通知	

避難判断 水位到達 ・長内橋 (3.6 m) 大雨警報 (土砂災害) 発表	警戒レ ベル3	○災害対策本 部会議	○災害対策本部設置 (1号警戒配備又は2号警戒配 備) ○災害対策本部支援室設置 ○「 高齢者等避難 」発令・市民へ の避難開始呼びかけ ○「高齢者等避難」発令と同時に 避難所を開設 ○気象情報、河川水位、土砂災害 危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状 況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応	・市からの避難 情報受信 ・要配慮者避難 開始 ・避難の準備 (要配慮者以 外)
		○市民へ避難 開始の呼び かけ	○各伝達手段により「高齢者等避 難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知	
		○避難所の開 設・運営	○避難者への説明 (現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
		○岩手県	○ホットラインによる避難判断水 位超過のおそれがあることを伝 達 ○岩手県から、避難判断水位到達 が通知	
土砂災害 警戒情報 発表	警戒レ ベル4	○災害対策本 部会議	○土砂災害危険地区に「避難指 示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込 み、今後の対応を検討 ○関係機関に連絡、情報共有	・市からの避難 情報受信 ・避難開始
		○市民への避 難呼びかけ	○土砂災害危険地区に「避難指 示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配 信、消防団警戒広報、行政連絡 区長等へ連絡 ○関係機関に連絡、情報共有	
氾濫危険 水位到達 ・長内橋 (4.0m)		○災害対策本 部会議	○氾濫危険地区に「 避難指示 」発 令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集 (道路・通行規制、建物被害、け が人、インフラ被害) ○自衛隊等派遣要請の時期検討・ 判断 ○報道対応	
		○市民へ避難 の呼びかけ	○各伝達手段により「避難指示」 の発令を周知	
		○岩手県	○岩手県から、氾濫危険水位到達 が通知	

	堤防天端高到達のおそれがある場合		○災害対策本部会議	○「避難指示」発令・市民への避難呼びかけ・誘導 ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集 (道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊の派遣要請 ○報道対応 ○支援対応の準備 (ボランティアセンター、救援物資受け入れ) ○「避難指示等」の発令対象地域が適切であるか適宜再検討を行う	・市からの避難情報受信 ・避難行動拡大及び全員避難
			○防災対応要員の避難	○消防団、避難支援者、職員の退避	
			○岩手県	○堤防その他の施設の決壊、越水の可能性を情報提供	
			○岩手県	○滝ダム管理事務所からのホットライン（滝ダム緊急放流の可能性がある場合：①3時間前、②1時間前、③緊急放流開始時）※降雨状況、流入量等により、ホットラインのタイミングは異なる。）	
堤防天端高到達 大雨特別警報発表 土砂災害・氾濫発生	警戒レベル5	○市民への警戒呼びかけ	○「緊急安全確保」発令・各伝達手段により市民への周知	・市からの避難情報受信 ・命を守る行動をとる	
		○盛岡地方気象台	○ホットラインにより大雨特別警報の発表を伝達 ○記録的な大雨に関する岩手県気象情報発表 ○大雨特別警報発表に関する記者会見		
		○災害対策本部会議	○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○リエゾン派遣要請		
		○市民への警戒呼びかけ	○特別警報周知、浸水想定区域内の避難周知		
		○災害発生の周知	○「緊急安全確保」発令・市民への周知		
		○災害対策本部会議	○被害状況の収集 (災害発生現場、道路・通行規制状況、建物被害、けが人、インフラ被害) ○消防救助隊、自衛隊派遣要請 ○今後の状況の検討 ○報道対応 ○河川管理者 (県北広域振興局土木部)へ報告		
台風の通過後	浸水被害・土砂		○応急対応の実施	○断水地区への給水対応、漏水箇所確認、道路啓開作業の実施	・市からの説明による危険回

(災害 対応)	災害被害		○救助・救護 の実施	○消防救助隊、自衛隊による救助 活動	避判断、避難 終了
			○避難所の運 営	○避難者への説明 (現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
			○排水対策の 実施	○ポンプ車等のマネジメント ○排水作業の実施 ○排水状況の集約	
			○災害対策本 部会議	○「緊急安全確保」・「避難指示」 解除の検討・解除 ○今後の状況の検討	
※気象・水象情報に関する発表のタイミングは異なる場合がある。また、災害の状況によっては上記によらず必要な防災行動をとる必要がある。					

2 - 13 - 9 夏井川タイムライン（防災行動計画）

＜台風等風水害時の対応（夏井川）＞						
	気象・水位情報	警戒レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
台風の発生・北上（5～4日前）			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認
			○事前の点検	○災害危険箇所の確認 ○防災資機材の確認（水防資機材、土のう等）		
台風の接近（4～3日前）	（台風直撃型）	警戒レベル1	○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報・その他気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等により気象情報確認 ・ハザードマップにより、指定避難所、避難ルートの確認 ・市からの注意喚起情報確認（自主防組織、民生委員等） ・地域内の要支援者の状況確認 ・自主防災組織資機材等の確認
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有など）			
			○事前の点検	○市内公共施設の確認	・本庁舎・各支所 ・保育園、小、中学校 ・指定避難所 ・福祉避難所	
				○河川管理施設の確認	・水門 ・排水ポンプ等	
			○避難行動要支援者への早期準備	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者名簿の用意 ・名簿に記載のない要支援者の確認 ・現状の要支援者名簿の作成 ・名簿の作成状況の集約 		
			○情報の収集	○気象庁の詳細情報収集（進路、雨量等に関する情報）		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
台風の接近（-72h）			○市民への注意喚起	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等（気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認）		
			○消防団への注意喚起	○危険箇所確認、水防資機材確認等		
台風の接近（-48h）	降雨開始		○情報の収集	○盛岡地方気象台から詳細情報入手		<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等により気象情報の確認 ・インターネット等により降雨状況、河川情報の確認 ・交通機関の運行情報等の収集 ・非常用持出品の準備・確認
				○気象・防災情報の収集	・台風 ・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有、職員配置体制、対応窓口確認など）			
			○公共施設の休所の準備	○今後の対応伝達	・保育園の保護者 ・小、中学生の保護者	

				○施設閉鎖の可能性伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、親戚等と今後の対応確認 	
			○交通手段の運休の準備	○交通の運休の調整		・鉄道、路線バス、市民バス
				○交通の運休の可能性伝達		・鉄道、路線バス、市民バス
			○道路通行規制の準備	○資機材の点検・用意		・土のう、通行止めバリケード
				○要員の調整		・直営、委託
			○リエゾン派遣の準備	○リエゾンの派遣調整、受け入れ準備		・受け入れスペース ・必要資機材、パソコン
				○指定避難所開設の準備 ○避難所開設箇所の検討		○担当者の調整
						○資機材の用意
			○福祉避難所開設の準備	○受け入れの準備		・福祉施設、医療施設
						○資機材の用意
			○避難行動要支援者の避難準備	○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約		
台風の接近 (-24h)	大雨注意報・洪水注意報発表 強風注意報発表	警戒レベル2	○台風進路に伴う対応検討	○今後の対応状況検討 ○対策本部の設置検討 ○各課の防災準備業務対応		
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・台風 ・その他気象情報 ・河川水位情報 ・他市町村の避難情報 	
			○盛岡地方気象台	台風に関する説明会		
			○風水害対策支援チーム	○風水害対策支援チームを招集、助言内容等の検討 ○検討結果を岩手県から久慈市に助言		
台風の最接近 (-24h ~ 0h)	大雨警報 (浸水害)・洪水警報発表 暴風警報発表		○災害警戒本部設置	○職員の参集 (総務部長、防災危機管理課、総務課)、その他関係課 ○今後の対応内容確認 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖時期・市民バスの運		
					<ul style="list-style-type: none"> ・市からの防災情報確認 ・テレビ、ラジオ、インターネット等からの気象情報、河川水位情報、避難情報等確認 ・自主避難準備開始 	

				休・通行規制等検討・判断	
			○情報の収集	○気象・防災情報の収集 ○道路冠水情報収集 ○タクシー、路線バス等から道路情報収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報 ・道路の冠水状況等 ・他市町村の避難情報
			○市民へ警報発表周知	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等 ○洪水時避難想定区域、開設予定の指定避難所周知検討 (気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認)	
	水防団待機水位到達 ・夏井 (1.4m)		○災害警戒本部会議	○災害対策本部設置検討 (職員の参集 1号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置準備 ○今後の対応内容確認 ○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○「高齢者等避難」の発令時期検討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖・市民バスの運休・通行規制等の判断 ○報道対応	
			○消防団(水防団)待機	○水防資機材の整備・点検 ○水門等開閉準備及び幹部の出動	
			○市民への警戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「水防団待機水位到達」、「高齢者等避難」発令の可能性を周知 ○テレビ等による気象情報確認、浸水想定区域内の避難準備、開設予定の指定避難所周知	
			○避難所の開設準備	○災害警戒本部で検討された避難所開設箇所について、施設管理者に開設予定であることを伝達、開設の準備を行う ○避難所対応職員の招集 ○食料や水の輸送準備	
			○岩手県	○岩手県から、水防団待機水位到達が通知	
	氾濫注意水位到達 ・夏井 (1.9 m) 避難判断水位到達 ・夏井 (1.9 m)	警戒レベル3	○災害対策本部会議	○災害対策本部設置 (1号警戒配備又は2号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置 ○「 高齢者等避難 」発令・市民への避難開始呼びかけ ○「 高齢者等避難 」発令と同時に避難所を開設	・市からの避難情報受信 ・要配慮者避難開始 ・避難の準備 (要配慮者以外)

大雨警報 (土砂災害) 発表			○気象情報、河川水位、土砂災害危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応	
		○市民へ避難開始の呼びかけ	○各伝達手段により「高齢者等避難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知	
		○避難所の開設・運営	○避難者への説明(現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
		○消防団(水防団) 出動	○消防団警戒活動、水門閉鎖	
		○岩手県	○ホットラインによる避難判断水位超過のおそれがあることを伝達 ○岩手県から、避難判断水位到達が通知	
土砂災害警戒情報発表	警戒レベル4	○災害対策本部会議	○土砂災害危険地区に「避難指示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込み、今後の対応を検討 ○関係機関に連絡、情報共有	・市からの避難情報受信 ・避難開始
		○市民への避難呼びかけ	○土砂災害危険地区に「避難指示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配信、消防団警戒広報、行政連絡区長等へ連絡 ○関係機関に連絡、情報共有	
氾濫危険水位到達・夏井(2.2m)		○災害対策本部会議	○氾濫危険地区に「 避難指示 」発令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集(道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊等派遣要請の時期検討・判断 ○報道対応	
		○市民へ避難の呼びかけ	○各伝達手段により「避難指示」の発令を周知	
		○岩手県	○岩手県から、氾濫危険水位到達が通知	
堤防天端高到達のおそれがある場合		○災害対策本部会議	○ 緊急安全確保発令の検討 ・市民への避難呼びかけ・誘導 ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集(道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊の派遣要請 ○報道対応 ○支援対応の準備(ボランティアセンター、救援物)	・市からの避難情報受信 ・避難行動拡大及び全員避難

				資受け入れ) ○「避難指示等」の発令対象地域が適切であるか適宜再検討を行う	
			○防災対応要員の避難	○消防団、避難支援者、職員の退避	
			○岩手県	○堤防その他の施設の決壊、越水の可能性を情報提供	
	堤防天端高到達	警戒レベル5	○市民への警戒呼びかけ	○「緊急安全確保」発令・各伝達手段により市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市からの避難情報受信 命を守る行動をとる
	大雨特別警報発表		○盛岡地方気象台	○ホットラインにより大雨特別警報の発表を伝達 ○記録的な大雨に関する岩手県気象情報発表 ○大雨特別警報発表に関する記者会見	
			○災害対策本部会議	○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○リエゾン派遣要請	
			○市民への警戒呼びかけ	○特別警報周知、浸水想定区域内の避難周知	
	土砂災害・氾濫発生		○災害発生の周知	○「緊急安全確保」発令・市民への周知	
			○災害対策本部会議	○被害状況の収集 (災害発生現場、道路・通行規制状況、建物被害、けが人、インフラ被害) ○消防救助隊、自衛隊派遣要請 ○今後の状況の検討 ○報道対応 ○河川管理者 (県北広域振興局土木部)へ報告	
台風の通過後(災害対応)	浸水被害・土砂災害被害		○応急対応の実施	○断水地区への給水対応、漏水箇所の確認、道路啓開作業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市からの説明による危険回避判断、避難終了
			○救助・救護の実施	○消防救助隊、自衛隊による救助活動	
			○避難所の運営	○避難者への説明(現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
			○排水対策の実施	○ポンプ車等のマネジメント ○排水作業の実施 ○排水状況の集約	
			○災害対策本部会議	○「緊急安全確保」・「避難指示」解除の検討・解除 ○今後の状況の検討	
<p>※夏井川は、氾濫注意水位と避難判断水位が同じ水位であることから、水防団待機水位到達時点で、避難準備情報の発表について検討を開始する。</p> <p>※気象・水象情報に関する発表のタイミングは異なる場合がある。また、災害の状況によっては上記によらず必要な防災行動をとる必要がある。</p>					

2 - 13 - 10 宇部川タイムライン（防災行動計画）

＜台風等風水害時の対応（宇部川）＞						
	気象・水位情報	警戒レベル	久 慈 市			住民行動
			第一階層	第二階層	第三階層	
台風の発生・北上（5～4日前）			○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	・テレビ、ラジオ等により気象情報確認
			○事前の点検	○災害危険箇所の確認 ○防災資機材の確認（水防資機材、土のう等）		
台風の接近（4～3日前）	（台風直撃型）	警戒レベル1	○情報の収集	○気象・防災情報の収集	・台風情報 ・その他気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等により気象情報確認 ・ハザードマップにより、指定避難所、避難ルートの確認 ・市からの注意喚起情報確認（自主防組織、民生委員等） ・地域内の要支援者の状況確認 ・自主防災組織資機材等の確認
			○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有など）			
			○事前の点検	○市内公共施設の確認	・本庁舎・各支所 ・保育園、小、中学校 ・指定避難所 ・福祉避難所	
				○河川管理施設の確認	・水門 ・排水ポンプ等	
			○避難行動要支援者への早期準備	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者名簿の用意 ・名簿に記載のない要支援者の確認 ・現状の要支援者名簿の作成 ・名簿の作成状況の集約 		
台風の接近（-72h）			○情報の収集	○気象庁の詳細情報収集（進路、雨量等に関する情報）		
				○気象・防災情報の収集	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	
			○市民への注意喚起	○防災行政無線、市HP、自動配信メール、自主防災会、災害時要配慮者関係施設等（気象情報確認、ハザードマップ・避難ルート確認）		
			○消防団への注意喚起	○危険箇所確認、水防資機材確認等		
台風の接近（-48h）	降雨開始		○情報の収集	○盛岡地方気象台から詳細情報入手	・台風・その他気象情報 ・河川水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等により気象情報の確認 ・インターネット等により降雨状況、河川情報の確認 ・交通機関の運
				○市内での行動確認（行動方針・行動確認・行動共有、職員配置体制、対応窓口確認など）		

			○公共施設の 休所の準備	○今後の対応伝 達	・保育園の保護 者 ・小、中学生の 保護者	行情報等の収 集 ・非常用持出品 の準備・確認 ・家族、親戚等 と今後の対応 確認
				○施設閉鎖の可能性伝達		
			○交通手段の 運休の準備	○交通の運休の 調整	・鉄道、路線バ ス、市民バス	
				○交通の運休の 可能性伝達	・鉄道、路線バ ス、市民バス	
			○道路通行規 制の準備	○資機材の点 検・用意	・土のう、通行 止めバリケー ド	
				○要員の調整	・直営、委託	
			○リエゾン派 遣の準備	○リエゾンの派 遣調整、受け 入れ準備	・受け入れスペ ース ・必要資機材、 パソコン	
			○指定避難所 開設の準備 ○避難所開設 箇所の検討	○担当者の調整	・指定避難場所 担当職員 ・解錠担当者	
○資機材の用意	・暖房・燃料 ・毛布・日用 品、電灯 ・食料等					
○福祉避難所 開設の準備	○受け入れの準 備	・福祉施設、医 療施設				
	○資機材の用意	・ベッド・寝 具、食料、医 薬品				
○避難行動要 支援者の避 難準備	○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約					
台風 の 接 近 (-24h)	大雨注意 報・洪水 注意報発 表 強風注意 報発表	警 戒 レ ベル 2	○台風進路に 伴う対応検 討	○今後の対応状況検討 ○対策本部の設置検討 ○各課の防災準備業務対応	・市からの防災 情報確認 ・テレビ、ラジ オ、インター ネット等から の気象情報、 河川水位情 報、避難情報 等確認 ・自主避難準備 開始	
			○情報の収集	○気象・防災情 報の収集		・台風・その他 気象情報 ・河川水位情報 ・他市町村の避 難情報
			○盛岡地方気 象台	台風に関する説明会		
			○風水害対策 支援チーム	○風水害対策支援チームを招集、 助言内容等の検討 ○検討結果を岩手県から久慈市に 助言		

台風の 最接近 (-24h ~0h)	大雨警報 (浸水 害)・洪 水警報発 表 暴風警報 発表	○災害警戒本 部設置	○職員の参集 (総務部長、防災危機管理課、総 務課)、その他関係課 ○今後の対応内容確認 ○「高齢者等避難」の発令時期検 討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖時期・市民バスの運 休・通行規制等検討・判断		
		○情報の収集	○気象・防災情 報の収集 ○道路冠水情報 収集 ○タクシー、路 線バス等から 道路情報収集	・台風 ・その他気象情 報 ・河川水位情報 ・道路の冠水状 況等 ・他市町村の避 難情報	
		○市民へ警報 発表周知	○防災行政無線、市HP、自動配信 メール、自主防災会、災害時要 配慮者関係施設等 ○洪水時避難想定区域、開設予定 の指定避難所周知検討 (気象情報確認、ハザードマッ プ・避難ルート確認)		
	水防団待 機水位到 達 (1.0m)	○消防団(水 防団)待機	○水防資機材の整備・点検 ○水門等開閉準備及び幹部の出勤		
		○市民への警 戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「水防団待 機水位到達」を周知		
	氾濫注意 水位到達 (1.4m)	○岩手県	○岩手県から、水防団待機水位到 達が通知		
		○災害警戒本 部会議	○災害対策本部設置検討 (職員の参集 1号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置準備 ○今後の対応内容確認 ○気象情報の収集、河川水位情報 の収集、県・盛岡地方气象台等 との協議 ○「高齢者等避難」の発令時期検 討・判断 ○避難所開設箇所・時期の判断 ○施設の閉鎖・市民バスの運休・ 通行規制等の判断 ○報道対応		
○消防団(水 防団)出勤		○消防団警戒活動、水門閉鎖			
	○市民への警 戒呼びかけ	○各種伝達手段により、「氾濫注意 水位到達」、「高齢者等避難」発 令の可能性を周知 ○テレビ等による気象情報確認、 浸水想定区域内の避難準備、開 設予定の指定避難所周知			

			○避難所の開設準備	○災害警戒本部で検討された避難所開設箇所について、施設管理者に開設予定であることを伝達、開設の準備を行う ○避難所対応職員の招集 ○食料や水の輸送準備	
			○岩手県	○岩手県から、氾濫注意水位到達が通知	
避難判断水位到達(1.6m) 大雨警報(土砂災害)発表	警戒レベル3	○災害対策本部会議	○災害対策本部設置(1号警戒配備又は2号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置 ○「高齢者等避難」発令・市民への避難開始呼びかけ ○「高齢者等避難」発令と同時に避難所を開設 ○気象情報、河川水位、土砂災害危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応	○災害対策本部設置(1号警戒配備又は2号警戒配備) ○災害対策本部支援室設置 ○「高齢者等避難」発令・市民への避難開始呼びかけ ○「高齢者等避難」発令と同時に避難所を開設 ○気象情報、河川水位、土砂災害危険度情報の収集 ○道路状況・避難所状況・浸水状況等の情報収集 ○被災状況周知 ○報道対応	・市からの避難情報受信 ・要配慮者避難開始 ・避難の準備(要配慮者以外)
		○市民へ避難開始の呼びかけ	○各伝達手段により「高齢者等避難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知	○各伝達手段により「高齢者等避難」の発令を周知 ○福祉施設等へ通知	
		○避難所の開設・運営	○避難者への説明(現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	○避難者への説明(現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
		○岩手県	○ホットラインによる避難判断水位超過のおそれがあることを伝達 ○岩手県から、避難判断水位到達が通知	○ホットラインによる避難判断水位超過のおそれがあることを伝達 ○岩手県から、避難判断水位到達が通知	
土砂災害警戒情報発表	警戒レベル4	○災害対策本部会議	○土砂災害危険地区に「避難指示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込み、今後の対応を検討 ○関係機関に連絡、情報共有	○土砂災害危険地区に「避難指示」発令・避難所開設 ○土砂災害危険地域の拡大を見込み、今後の対応を検討 ○関係機関に連絡、情報共有	・市からの避難情報受信 ・避難開始
		○市民への避難呼びかけ	○土砂災害危険地区に「避難指示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配信、消防団警戒広報、行政連絡区長等へ連絡 ○関係機関に連絡、情報共有	○土砂災害危険地区に「避難指示」の発令を周知 ○防災行政無線、防災メール配信、消防団警戒広報、行政連絡区長等へ連絡 ○関係機関に連絡、情報共有	
氾濫危険水位到達(2.2m)		○災害対策本部会議	○氾濫危険地区に「避難指示」発令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集(道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊等派遣要請の時期検討・判断	○氾濫危険地区に「避難指示」発令・市民への避難呼びかけ ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集(道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害) ○自衛隊等派遣要請の時期検討・判断	

				○報道対応	
			○市民へ避難の呼びかけ	○各伝達手段により「避難指示」の発令を周知	
			○岩手県	○岩手県から、氾濫危険水位到達が通知	
堤防天端高到達のおそれがある場合			○災害対策本部会議	○「緊急安全確保」発令の検討・市民への避難呼びかけ・誘導 ○避難所の増設検討・実施 ○被害状況の収集（道路・通行規制、建物被害、けが人、インフラ被害） ○自衛隊の派遣要請 ○報道対応 ○支援対応の準備（ボランティアセンター、救援物資受け入れ） ○「避難指示等」の発令対象地域が適切であるか適宜再検討を行う	・市からの避難情報受信 ・避難行動拡大及び全員避難
			○防災対応要員の避難	○消防団、避難支援者、職員の退避	
			○岩手県	○堤防その他の施設の決壊、越水の可能性を情報提供	
堤防天端高到達(2.97m)	警戒レベル5		○市民への警戒呼びかけ	○「緊急安全確保」発令・各伝達手段により市民への周知	・市からの避難情報受信 ・命を守る行動をとる
大雨特別警報発表			○盛岡地方気象台	○ホットラインにより大雨特別警報の発表を伝達 ○記録的な大雨に関する岩手県気象情報発表 ○大雨特別警報発表に関する記者会見	
			○災害対策本部会議	○気象情報の収集、河川水位情報の収集、県・盛岡地方気象台等との協議 ○リエゾン派遣要請	
			○市民への警戒呼びかけ	○特別警報周知、浸水想定区域内の避難周知	
土砂災害・氾濫発生			○災害発生の周知	○「緊急安全確保」発令・市民への周知	
			○災害対策本部会議	○被害状況の収集（災害発生現場、道路・通行規制状況、建物被害、けが人、インフラ被害） ○消防救助隊、自衛隊派遣要請 ○今後の状況の検討 ○報道対応 ○河川管理者（県北広域振興局土木部）へ報告	
台風の通過後	浸水被害・土砂		○応急対応の実施	○断水地区への給水対応、漏水箇所確認、道路啓開作業の実施	・市からの説明による危険回避

(災害 対応)	災害被害		○救助・救護 の実施	○消防救助隊、自衛隊による救助 活動	避難判断、避難 終了
			○避難所の運 営	○避難者への説明 (現状、今後の見込み) ○食料や水の配布 ○避難状況の集約	
			○排水対策の 実施	○ポンプ車等のマネジメント ○排水作業の実施 ○排水状況の集約	
			○災害対策本 部会議	○「緊急安全確保」・「避難指示」 解除の検討・解除 ○今後の状況の検討	
※気象・水象情報に関する発表のタイミングは異なる場合がある。また、災害の状況によっては上記によらず必要な防災行動をとる必要がある。					

2 - 15 - 1 海岸保全区域延長

(令和5年3月31日現在)

所管別	海岸線延長 (m)	要保全海岸延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)	要指定延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	443,482	32,064	31,814	250
国土交通省 港湾局	54,657	25,386	22,830	2,556
水産庁	208,414	48,513	47,863	650
農林水産省 農村振興局	2,333	4,397	4,209	188
計	708,886	110,360	106,716	3,644

※ 延長に重複区間を含む。

2 - 15 - 2 海岸防潮堤防設置一覽

(令和8年1月1日現在)

所管別	地区名	堤防延長 (m)	堤高 (T. P) (m)	門扉		施工年度	摘要 (設置機 関)
				水門	陸閘		
国土交通省 港湾局	諏訪下地区	2,322.0	8.00	-	10	昭38~63 平3~7 平24~28	岩手県
	湾口地区	2,626.0	-	-	-	平2~	国
水産庁	久慈湊地区	1,239.2	8.00	4	-	昭33~37 昭51~平 11 平25~28	久慈市
	小袖地区	286.9	12.00	1	1	昭44~48 平25~令 2	久慈市
	久喜地区	693.52	14.00	2	4	昭43~47 昭50~58 平3~16 平24~29	岩手県

2 - 15 - 3 海岸水門一覽

(令和7年4月1日現在)

	水門名	設置場所	開閉方式	管理担当 消防団
1	北1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	2分団
2	西1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
3	西2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
4	南1号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
5	南2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
6	西3号門扉	久慈港	遠隔(自動)	1分団
7	南3号門扉	久慈港	遠隔(自動)	11分団
8	南4号門扉	久慈港	遠隔(自動)	3分団
9	南6号門扉	久慈港	遠隔(自動)	3分団
10	東2号門扉	久慈港	遠隔(自動)	2分団
11	久喜漁港 1号樋門	久喜漁港	自動	9分団
12	久喜漁港 2号樋門	久喜漁港	自動	9分団
13	久喜漁港 1号通路陸閘	久喜漁港	手動	9分団
14	久喜漁港 2号通路陸閘	久喜漁港	手動	9分団
15	久喜漁港 3号通路陸閘	久喜漁港	手動	9分団
16	久喜漁港 2号陸閘	久喜漁港	遠隔(自動)	9分団
17	小袖漁港 海岸水門	小袖漁港	遠隔(自動)	9分団
18	小袖漁港 陸閘扉門	小袖漁港	遠隔(自動)	9分団
19	久慈湊漁港 海岸2号樋門	湊町	自動	2分団
20	久慈湊漁港 海岸3号樋門	湊町	自動	2分団
21	久慈湊漁港 海岸4号樋門	湊町	自動	2分団
22	久慈湊漁港 海岸5号樋門	湊町	自動	2分団

2 - 15 - 4 海岸水門管理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者及び河川管理者（以下「海岸管理者等」という。）が管理する津波高潮等対策機能を有する水門、陸閘、樋門及び樋管（以下「水門等」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等（以下「津波等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるよう維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、水門等の操作を適時適切に行うため、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事務)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これらに係る日常管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の開閉に支障となる導水部や路面上の支障物を除去すること。その他水門等の開閉操作に支障のないよう日常管理すること。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視日誌（様式第1号）を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、水門・陸閘操作規則等（以下「操作規則等」という。）に定めるところにより試運転を行うものとする。ただし、操作規則等に定めのない水門等については、毎年3回（原則として、7月、11月及び3月とすること。）以上開閉操作の試運転（水門等の主要部分への注油等を含む。）を行うものとする。
- (4) 操作態勢については、第6及び操作規則等に定めるところによる。

(操作態勢)

第6 水門等の操作態勢は、操作規則等に定めるところによるが、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 津波対応の場合は、現地に赴いての機側操作等による閉鎖は行わないこと。

- (2) 津波対応の場合は、水門等の閉鎖操作は遠隔自動閉鎖または遠隔手動閉鎖により行われる。ただし、何らかの事情により遠隔自動閉鎖が行われない場合は、遠隔手動操作により閉鎖を行うこと。
- (3) 高潮、その他海水の変動の場合は、操作規則等に定めるところによる。
- (4) 開放操作は、現地機側操作又は遠隔手動操作により行うこと。

(報告)

第7 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 委託を受けた市町村は、第5第3項に規定する試運転を行ったときは、海岸水門等開閉操作報告書(様式第3号)を、当該試運転の日後15日以内に所管する広域振興局長に提出しなければならない。

様式第 1 号

海 岸 水 門 等 巡 視 記 録

年 月 日	巡視者 氏名：
-------	---------

巡 視 状 況	水門等名	巡 視 結 果	※対応状況(有の場合のみ)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)
		支障 (有 ・ 無)	(1 ・ 2 ・ 3)

※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。
 1：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖できるように対応した。
 2：障害の状況を施設管理者へ連絡した。
 (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名)
 3：その他 (以下に状況を記載のこと)

様式第 2 号

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

市 町 村 長

海岸水門等管理体制（変更）報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第 7 第 1 項（第 2 項）の規定により報告します。

水門等名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者氏名	管理操作担当者氏名	管理操作担当者連絡先電話番号	試運転予定月日その他管理方法

様式第3号

第 年 月 日 号

振興局長 様

市町村長 氏 名 印

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第7第3項の規定により報告します。

水門等名	設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	試運転及 び注油等 の月日	試運転の結果 及び水門等 の異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異状の有無の欄には、具体的に記入すること。

2 - 16 - 1 土砂災害発生危険箇所一覧

(令和8年1月1日現在)

所管別		区分	箇所数	保全対象人家	
農林水産省 林野庁	国有林	地すべり危険箇所	1箇所	—	
		山地災害危険地区	山腹崩壊	5箇所	8戸
			流出崩壊	3箇所	10戸
			計	8箇所	18戸
岩手県	民有林	地すべり危険箇所	4箇所	62戸	
		山地災害危険地区	山腹崩壊	86箇所	1,681戸
			土砂流出	139箇所	2,633戸
			計	225箇所	4,314戸

※山地災害危険地区の保全対象人家数は延数

2 - 16 - 2 地すべり危険箇所一覧

地すべり危険箇所…地すべりを起こしやすい地質または地質構造であり、地すべりが断続的に発生したことをしめす特異な地すべり地形を形成している箇所。

地すべり防止区域…地すべり地域及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するもので、主務大臣が指定した区域。

地すべり危険箇所（国有林） （令和4年11月1日現在）

危険地区 番号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家（戸）	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
久慈-1	久慈市	宇部町	三崎山	B	7.0	-	一部概成

地すべり危険箇所（岩手県）

（令和4年11月1日現在）

箇所 番号	箇所名	位置		斜面 状況	危険度	面積 (ha)	人家 (戸)	防止施設の 整備状況	法に基づく 「地すべり防止区域」 指定年月日
		大字	字						
52-1	中崎	夏井町	中崎		B	88.9	5	概成	昭和47年7月13日
52-2	麦生	侍浜町	麦生		A	23.0	28	概成	昭和53年5月13日
52-3	門前	門前	門前		A	23.4	21	未着手	
52-4	門の沢	夏井町	門の沢		B	54.6	8	概成	
計							62		

地すべり防止区域（岩手県）

（令和4年11月1日現在）

箇所 番号	箇所名	区・町・村	字	指定年月日
2	巽山	巽山	巽山	昭和37年12月5日
4	上夏井	夏井町	夏井	昭和39年9月30日
5	夏井	夏井町	夏井	昭和45年11月26日
9	半崎	夏井町	半崎	昭和49年4月12日
10	大芦	夏井町	大芦	昭和57年3月27日
19	桑畑	侍浜町	桑畑	平成14年1月25日

2 - 16 - 3 土砂災害警戒区域一覧

(令和7年9月30日現在)

土砂災害警戒区域 …土砂災害（急傾斜地の崩壊等）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、都道府県知事が指定する区域。

土砂災害特別警戒区域…「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、都道府県知事が指定する区域。

1 指定区域数

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		計	
警戒区域		警戒区域		警戒区域		警戒区域	
	うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
282	280	333	281	20	0	635	561

2 急傾斜地の崩壊警戒区域

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
1	023A1002	枝成沢-2	久慈市		枝成沢第18地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
2	023A1003	寺里-1	久慈市		寺里第28地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
3	023D1001	寺里	久慈市		寺里第28地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
4	023E1004	大沢	久慈市		大川目町第1地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
5	024A1001	半崎	久慈市		夏井町閉伊口第8地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
6	024A1012	上長内町	久慈市		長内町第17地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
7	024A1013	上長内町-1	久慈市		長内町第17地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
8	024E1005	閉伊口-3	久慈市		夏井町閉伊口第3地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
9	033A0655	小袖	久慈市		宇部町第23地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
10	033A1002	小袖-4	久慈市		宇部町第21地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
11	033B1002	小袖-1	久慈市		宇部町第22地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
12	033B1014	久喜-4	久慈市		宇部町第21地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
13	033B1024	久喜-18	久慈市		宇部町第20地割	岩手県告示第888号	H18.9.5
14	041A0818	下戸鎖	久慈市		山根町下戸鎖	岩手県告示第888号	H18.9.5
						岩手県告示第166号	R4.3.22
15	023A1001	枝成沢	久慈市		枝成沢	岩手県告示第144号	H22.2.19
16	024A0657	大尻	久慈市		長内町	岩手県告示第144号	H22.2.19
17	024A1008	湊町-2	久慈市		湊町	岩手県告示第144号	H22.2.19
18	024A1016	元木沢	久慈市		長内町	岩手県告示第144号	H22.2.19
19	024A1022	大尻-3	久慈市		長内町	岩手県告示第144号	H22.2.19
20	024D0095	中町	久慈市		中町一丁目	岩手県告示第144号	H22.2.19
21	033A1006	久喜-20	久慈市		宇部町	岩手県告示第144号	H22.2.19
22	033D0100	久喜(2)	久慈市		宇部町	岩手県告示第144号	H22.2.19
23	024D0093	巽町1	久慈市		巽町	岩手県告示第144号	H22.2.19
24	024D0094	巽町2	久慈市		巽町一丁目	岩手県告示第144号	H22.2.19
25	024D1002	下長内	久慈市		長内町	岩手県告示第144号	H22.2.19
26	024A1014	下長内-1	久慈市		長内町	岩手県告示第144号	H22.2.19
27	033A1001	下村-1	久慈市		宇部町	岩手県告示第144号	H22.2.19

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
28	024A1015	下長内-3	久慈市		長内町	岩手県告示 第144号	H22. 2. 19
29	024A0658	川貫	久慈市	川貫	第5地割	岩手県告示 第269号	H24. 4. 3
30	024A0659	西の沢	久慈市	川貫	第5地割	岩手県告示 第269号	H24. 4. 3
31	033A1003	久喜-1	久慈市	宇部町	第21地割	岩手県告示 第269号	H24. 4. 3
32	033A1004	久喜-3	久慈市	宇部町	第21地割	岩手県告示 第269号	H24. 4. 3
33	015A1001	桑畑	久慈市	侍浜町桑畑	第5地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
34	015A1002	堀切	久慈市	侍浜町堀切	第10地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
35	024A1007 -1	源道	久慈市	湊町源道	第13地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
36	032B1028	長坂-1	久慈市	山根町深田	第4地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
37	032B1029	長坂-2	久慈市	山根町深田	第4地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
38	032B1030	長坂-3	久慈市	山根町深田	第4地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
39	041B1008	木売内	久慈市	山根町木売内	第8地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
40	041B1009	木売内-1	久慈市	山根町木売内	第8地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
41	041B1010	木売内-2	久慈市	山根町木売内	第6地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
42	033B1003	小袖-2	久慈市	宇部町	第24地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
43	033B1004	小袖-3	久慈市	宇部町	第24地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
44	033B1043	小袖-5	久慈市	宇部町	第22地割	岩手県告示 第93号	H26. 2. 7
45	024B1005	寺里-4	久慈市	寺里	第4地割	岩手県告示 第311号	H27. 3. 31
46	024B1009	下長内-2	久慈市	長内町	第35地割	岩手県告示 第311号	H27. 3. 31
47	024B1010	元木沢-1	久慈市	長内町	第35地割	岩手県告示 第311号	H27. 3. 31
48	024A1017	元木沢-2	久慈市	長内町	第35地割	岩手県告示 第311号	H27. 3. 31
49	023B1009	中小路	久慈市	大川目町	第5地割	岩手県告示 第311号	H27. 3. 31

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
50	023B1008	新丁	久慈市	大川目町	第5地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
51	023B1007	三日町	久慈市	大川目町	第5地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
52	032B1039	滝	久慈市	大川目町	滝	岩手県告示 第311号	H27.3.31
53	032B1041	滝-1	久慈市	大川目町	滝	岩手県告示 第311号	H27.3.31
54	032B1040	小田瀬	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
55	032B1042	たもの木	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
56	032B1043	たもの木 -1	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
57	032B1044	たもの木 -2	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
58	032A1005	たもの木 -3	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
59	032B1045	遠川	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
60	032B1046	遠川-1	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第311号	H27.3.31
61	032B1050	下戸鎖-1	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第311号	H27.3.31
62	041B1022	下戸鎖-5	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第311号	H27.3.31
63	041D1001	下戸鎖-6	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第311号	H27.3.31
64	033B1027	和野	久慈市	宇部町	第3地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
65	033B1028	和野-1	久慈市	宇部町	第3地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
66	033E1010	和野-2	久慈市	宇部町	第1地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
67	033B1029	和野-3	久慈市	宇部町	第1地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
68	033B1030	地京沢	久慈市	宇部町	第6地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
69	033B1031	地京沢-2	久慈市	宇部町	第6地割	岩手県告示 第311号	H27.3.31
70	024B1015	浜野	久慈市	長内町	第44地割	岩手県告示 第493号	H28.5.24
71	024B1016	舟渡	久慈市	長内町	第44地割	岩手県告示 第493号	H28.5.24

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
72	024A1020	舟渡-1	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
73	024A1021	舟渡-2	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
74	024B1017	舟渡-3	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
75	024E1010	大尻-1	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
76	024B1018	大尻-2	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
77	024A0664	八日町 (2)	久慈市	八日町	2 丁目	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
78	024A0665	荒町	久慈市	荒町	第 4 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
79	024A1003	早坂-1	久慈市	夏井町	早坂第 14 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
80	023B1010	大沢-1	久慈市	大沢	第 9 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
81	024B0662	中町	久慈市	中町	第 1 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
82	024B1002	早坂	久慈市	夏井町	早坂第 15 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
83	024B1004	大湊	久慈市	夏井町	閉伊口第 8 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
84	024B1008	川貫-2	久慈市	川貫	第 5 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
85	024E1006	夏井	久慈市	夏井町	夏井第 3 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
86	024E1007	黒沼	久慈市	夏井町	黒沼第 1 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
87	024A1002	麦生	久慈市	侍浜町	麦生第 1 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
88	024B1001	鳥谷-1	久慈市	夏井町	鳥谷第 5 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
89	024E1008	早坂-2	久慈市	夏井町	早坂第 14 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
90	033B1011	谷地中-3	久慈市	宇部町	第 16 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
91	033B1012	谷地中-5	久慈市	宇部町	第 16 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
92	033B1005	山田-1	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
93	033B1006	川原屋敷	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
94	033B1007	川原屋敷 -1	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
95	033B1008	川原屋敷 -2	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
96	033E1002	山田	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
97	033E1003	山田-2	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
98	033C1002	谷地中-4	久慈市	宇部町	第 18 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
99	033B1020	久喜-13	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
100	033B1021	久喜-14	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
101	033B1015	久喜-6	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
102	033B1016	久喜-7	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
103	033B1018	久喜-9	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
104	033B1025	久喜-19	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
105	033E1004	久喜-2	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
106	033E1005	久喜-10	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
107	033E1006	久喜-12	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
108	033E1007	久喜-17	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
109	023E1002	枝成沢-1	久慈市	枝成沢	第 19 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
110	023E1003	中田	久慈市	大川目町	第 22 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
111	032B1018	水無	久慈市	大川目町	第 32 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
112	032B1019	馬内	久慈市	大川目町	第 32 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
113	032B1020	馬内-1	久慈市	大川目町	第 34 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
114	024A1019	玉の脇-2	久慈市	長内町	第 43 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
115	024A0820	玉の脇 (2)	久慈市	長内町	第 35 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
116	024B1011	玉の脇	久慈市	長内町	第 43 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
117	024B1012	玉の脇-1	久慈市	長内町	第 43 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
118	024B1013	二子	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
119	024B1014	二子-1	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
120	024B1003	麦生-1	久慈市	侍浜町	麦生第 4 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
121	024F1003	閉伊口-4	久慈市	夏井町	烏谷第 5 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
122	024E1002	宇津目	久慈市	夏井町	烏谷第 6 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
123	024F1002	閉伊口-1	久慈市	夏井町	閉伊口第 3 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
124	024F1004	半崎-1	久慈市	夏井町	閉伊口第 8 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
125	032B1027	長坂	久慈市	山根町	深田第 6 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
126	024F0095	中町-1	久慈市	中町	1 丁目	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
127	024A1006	旭町	久慈市	旭町	第 7 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
128	024A1005	天神堂-1	久慈市	天神堂	第 36 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
129	024E1009	旭町-1	久慈市	旭町	第 7 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
130	024B1007	湊町-1	久慈市	湊町	第 13 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
131	024F0663	八日町 (1)	久慈市	八日町	第 4 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
132	032B1021	川代	久慈市	小久慈町	第 3 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
133	032B1023	誂子	久慈市	小久慈町	第 71 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
134	032B1024	誂子-1	久慈市	小久慈町	第 72 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
135	015A1003	横沼	久慈市	侍浜町	横沼	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
136	015B1003	外屋敷	久慈市	侍浜町	外屋敷第 6 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
137	015E1003	桑畑-1	久慈市	侍浜町	桑畑第 5 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
138	023B1006	寺里-2	久慈市	寺里	第 28 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
139	024A0661	柏崎	久慈市	長内町	第 9 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
140	024A0819	玉の脇 (1)	久慈市	長内町	第 43 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
141	024A1004	天神堂	久慈市	天神堂	第 34 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
						岩手県告示 第 166 号	R4. 3. 22
142	024A1009	川貫-1	久慈市	川貫	第 9 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
143	024A1010	石倉	久慈市	長内町	第 10 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
144	024A1011	柏木	久慈市	小久慈町	第 25 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
145	024A1018	長内町	久慈市	長内町	第 28 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
146	024C1003	寺里-3	久慈市	寺里	第 34 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
147	024C1004	湊町-3	久慈市	湊町	第 13 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
148	024E1001	白前	久慈市	侍浜町	白前第 3 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
149	024E1004	閉伊口-2	久慈市	夏井町	閉伊口第 3 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
150	024F1005	大湊-1	久慈市	閉伊口	第 9 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
151	032A1002	根井	久慈市	大川目町	第 34 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
152	032A1003	日当	久慈市	小久慈町	第 13・14 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
153	033A0654	下村	久慈市	宇部町	第 24 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
154	033A0821	久喜(1)	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
155	033A0822	久喜(3)	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
156	033A1005	久喜-5	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
157	033B1001	小久慈	久慈市	小久慈町	第 56 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
158	033B1009	谷地中-1	久慈市	宇部町	第 16 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
159	033B1010	谷地中-2	久慈市	宇部町	第 10 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
160	033B1013	谷地中-6	久慈市	宇部町	第 15 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
161	033B1017	久喜-8	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
162	033B1019	久喜-11	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
163	033B1022	久喜-15	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
164	033B1023	久喜-16	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
165	033B1026	久喜-22	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
166	033B1032	田子沢	久慈市	宇部町	第 12 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
167	033B1033	田子沢-1	久慈市	宇部町	第 12 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
168	033B1042	北ノ越	久慈市	宇部町	第 3 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
169	033E1001	上長内-1	久慈市	長内町	第 17 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
170	033E1008	久喜-21	久慈市	宇部町	第 20 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
171	033E1009	日向	久慈市	宇部町	第 5 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
172	033E1011	地京沢-3	久慈市	宇部町	第 6 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
173	033E1012	田子沢-2	久慈市	宇部町	第 12 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
174	033E1013	田子沢-3	久慈市	宇部町	第 12 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
175	032B1025	深田	久慈市	山根町	深田第 5 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
176	032B1026	深田-1	久慈市	山根町	深田第 5 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
177	032B1031	戸鎖沢	久慈市	山根町	深田第 9 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
178	032B1032	相沢	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
179	032B1033	相沢-1	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
180	032B1034	横倉	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
181	032B1035	横倉-1	久慈市	山根町	深田第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
182	032B1036	川又	久慈市	山根町	深田第11地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
183	032B1037	川又-1	久慈市	山根町	深田第11地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
184	032B1038	川又-2	久慈市	山根町	深田第10地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
185	032B1047	保礼羅	久慈市	山根町	木壳内第10地 割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
186	032B1048	保礼羅-1	久慈市	山根町	木壳内第10地 割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
187	032B1049	保礼羅-2	久慈市	山根町	木壳内第10地 割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
188	041B1011	木壳内-3	久慈市	山根町	木壳内第6地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
189	041B1012	橋場	久慈市	山根町	木壳内第9地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
190	041B1013	橋場-1	久慈市	山根町	下戸鎖第6地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
191	041B1014	橋場-2	久慈市	山根町	木壳内第9地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
192	041B1015	木壳内-4	久慈市	山根町	木壳内第5地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
193	041B1016	木壳内-5	久慈市	山根町	木壳内第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
194	041B1017	木壳内-6	久慈市	山根町	木壳内第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
195	041B1018	木壳内-7	久慈市	山根町	木壳内第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
196	041B1019	木壳内-8	久慈市	山根町	木壳内第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
197	041B1020	木壳内-9	久慈市	山根町	木壳内第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
198	041B1021	木壳内- 10	久慈市	山根町	木壳内第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
199	041B1023	得部	久慈市	山根町	端神第5地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
200	041B1024	端神	久慈市	山根町	端神第5地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
201	041B1025	下野	久慈市	山根町	下戸鎖第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
202	041B1026	下馬越	久慈市	山根町	下戸鎖第3地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
203	041B1027	上馬越	久慈市	山根町	下戸鎖第2地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
204	041B1028	中戸鎖	久慈市	山根町	下戸鎖第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
205	041B1029	上戸鎖	久慈市	山根町	上戸鎖第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
206	023A1004	生出町	久慈市	大川目町	第1地割	岩手県告示 第166号	R4.3.22
207	024D1001	中長内	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第166号	R4.3.22
208	032A1004	馬渡	久慈市	山根町	深田	岩手県告示 第166号	R4.3.22
209	032B1051	下戸鎖-2	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
210	032B1052	下戸鎖-3	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
211	041A1001	下戸鎖-4	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
212	207AN061	京の森-1	久慈市	京の森	第7地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
213	207AN105	川貫-3	久慈市	川貫	第5地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
214	207AN105	川貫-4	久慈市	川貫	第5地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
215	207AN111	大沢-2	久慈市	大沢	第8地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
216	207AN128	長内町-1	久慈市	長内町	第9地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
217	207BN055	源道-1	久慈市	源道	第13地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
218	207BN055	源道-2	久慈市	源道	第13地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
219	207BN055	源道-3	久慈市	源道	第13地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
220	207BN149	長内町-2	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
221	207BN149	長内町-3	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
222	207BN157	長内町-4	久慈市	長内町	第35地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
223	207BN158	長内町-5	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
224	207BN159	長内町-6	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
225	207BN274	長内町-7	久慈市	長内町	第13地割	岩手県告示 第227号	R7.3.28
226	031A1005	川井-3	久慈市	山形町川井	第9地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
227	022D2001	岡堀	久慈市	山形町戸呂町	第2地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
228	031D1001	川井-2	久慈市	山形町川井	第10地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
229	032A1001	繫	久慈市	山形町繫	第20地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
230	031A1002	下川井	久慈市	山形町川井	第9地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
231	031A1003	下川井-1	久慈市	山形町川井	第9地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
232	031A1006	川井-5	久慈市	山形町川井	第10地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
233	031A1004	下川井-2	久慈市	山形町川井	第9地割	岩手県告示 第269号	H24.4.3
234	041B1001	上小国-1	久慈市	山形町小国	第7地割	岩手県告示 第93号	H26.2.7
235	041B1002	上小国-2	久慈市	山形町小国	第13地割	岩手県告示 第93号	H26.2.7
236	041B1003	上小国-3	久慈市	山形町小国	第12地割	岩手県告示 第93号	H26.2.7
237	031E1001	案内	久慈市	山形町川井	第4地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
238	031A0667	沢口	久慈市	山形町川井	第9地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
239	031E1002	猪瀬	久慈市	山形町川井	第11地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
240	031A1007	川井-4	久慈市	山形町川井	第12地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
241	031B1002	川井	久慈市	山形町川井	第14地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
242	031B1003	川井-1	久慈市	山形町川井	第14地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
243	031E1005	川井-6	久慈市	山形町川井	第13地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
244	031A1001	沼袋	久慈市	山形町川井	第6地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
245	031B1001	沼袋-1	久慈市	山形町川井	第6地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8
246	031B1005	二又	久慈市	山形町霜畑	第1地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
247	031B1006	馬寄平	久慈市	山形町霜畑	第1地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
248	031B1007	馬寄平-1	久慈市	山形町霜畑	第2地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
249	031B1008	関	久慈市	山形町霜畑	第6地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
250	032B1001	水穴	久慈市	山形町繫	第14地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
251	032B1002	大城	久慈市	山形町繫	第14地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
252	032B1003	大城-1	久慈市	山形町繫	第14地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
253	032B1004	大城-2	久慈市	山形町繫	第15地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
254	032B1005	宮ノ沢	久慈市	山形町繫	第16地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
255	032B1006	沢山	久慈市	山形町繫	第13地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
256	032B1007	目移	久慈市	山形町繫	第24地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
257	032B1008	夕向	久慈市	山形町繫	第23地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
258	032B1009	漆久保	久慈市	山形町繫	第8地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
259	032B1010	繫-1	久慈市	山形町繫	第20地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
260	032B1011	繫-2	久慈市	山形町繫	第20地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
261	032B1012	繫-3	久慈市	山形町繫	第8地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
262	032B1013	繫-4	久慈市	山形町繫	第22地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
263	032B1014	繫-5	久慈市	山形町繫	第3地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
264	032B1015	繫-6	久慈市	山形町繫	第7地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
265	032B1016	木沢畑	久慈市	山形町繫	第6地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
266	032B1017	木沢畑-1	久慈市	山形町繫	第4地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
267	032E1001	漆久保-1	久慈市	山形町繫	第20地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
268	022B2003	出ル町	久慈市	山形町日野沢	第13地割	岩手県告示第837号	R3.12.17

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
269	022B2004	出ル町-1	久慈市	山形町日野沢	第12地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
270	022B2005	出ル町-2	久慈市	山形町日野沢	第13地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
271	022B2006	二ツ神	久慈市	山形町日野沢	第9地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
272	031B1004	室沢	久慈市	山形町荷軽部	第1地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
273	031E1003	大峰沢	久慈市	山形町荷軽部	第25地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
274	031E1004	泥崎	久慈市	山形町荷軽部	第25地割	岩手県告示第837号	R3.12.17
275	022B2001	高松沢	久慈市	山形町戸呂町	第7地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
276	022B2002	間刈沢	久慈市	山形町戸呂町	第2地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
277	022B2007	見年代	久慈市	山形町戸呂町	第5地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
278	040E1002	平庭	久慈市	山形町来内	第20地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
279	041B1004	卯坂	久慈市	山形町小国	第16地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
280	041B1005	内間木	久慈市	山形町小国	第16地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
281	041B1006	内間木-1	久慈市	山形町小国	第16地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
282	041B1007	内間木-2	久慈市	山形町小国	第16地割	岩手県告示第857号	R3.12.28
283	207AN186	長内町A	久慈市	長内町	第45地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
284	207AN186	長内町B	久慈市	長内町	第45地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
285	207AN225	宇部町A	久慈市	宇部町	第22地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
286	207AN227	宇部町B	久慈市	宇部町	第20地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
287	207AN253	宇部町C	久慈市	宇部町	第20地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
288	207AN275	小久慈町A	久慈市	小久慈町	第50地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
289	207AN275	小久慈町B	久慈市	小久慈町	第50地割	岩手県告示第37号	R8.1.20
290	207AN275	小久慈町C	久慈市	小久慈町	第50地割	岩手県告示第37号	R8.1.20

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
291	207BN001	桑畑 A	久慈市	侍浜町桑畑	第 5 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
292	207BN005	桑畑 B	久慈市	侍浜町桑畑	第 5 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
293	207BN008	横沼	久慈市	侍浜町横沼	第 9 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
294	207BN011	鳥谷 A	久慈市	夏井町鳥谷	第 4 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
295	207BN013	本波 A	久慈市	侍浜町本波	第 12 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
296	207BN014	本波 B	久慈市	侍浜町本波	第 11 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
297	207BN014	本波 C	久慈市	侍浜町本波	第 9 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
298	207BN014	本波 D	久慈市	侍浜町本波	第 9 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
299	207BN022	鳥谷 B	久慈市	夏井町鳥谷	第 5 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
300	207BN023	鳥谷 C	久慈市	夏井町鳥谷	第 5 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
301	207BN023	鳥谷 D	久慈市	夏井町鳥谷	第 5 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
302	207BN027	鳥谷 E	久慈市	夏井町鳥谷	第 7 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
303	207BN036	夏井 A	久慈市	夏井町夏井	第 21 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
304	207BN037	夏井 B	久慈市	夏井町夏井	第 14 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
305	207BN039	夏井 D	久慈市	夏井町夏井	第 9 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
306	207BN039	夏井 E	久慈市	夏井町夏井	第 13 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
307	207BN041	夏井 F	久慈市	夏井町夏井	第 8 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
308	207BN042	夏井 G	久慈市	夏井町夏井	第 6 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
309	207BN046	夏井 I	久慈市	夏井町夏井	第 1 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
310	207BN072	枝成沢 A	久慈市	枝成沢	第 17 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
311	207BN072	枝成沢 B	久慈市	枝成沢	第 18 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20
312	207BN077	枝成沢 C	久慈市	枝成沢	第 15 地割	岩手県告示第 37 号	R8. 1. 20

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
313	207BN081	大川目町 A	久慈市	大川目町	第 11 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
314	207BN083	大川目町 B	久慈市	大川目町	第 21 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
315	207BN084	大川目町 C	久慈市	大川目町	第 21 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
316	207BN084	大川目町 D	久慈市	大川目町	第 21 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
317	207BN084	大川目町 E	久慈市	大川目町	第 21 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
318	207BN089	大川目町 F	久慈市	大川目町	第 22 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
319	207BN090	大川目町 G	久慈市	大川目町	第 20 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
320	207BN091	大川目町 H	久慈市	大川目町	第 10 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
321	207BN092	大川目町 I	久慈市	大川目町	第 10 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
322	207BN093	大川目町 J	久慈市	大川目町	第 11 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
323	207BN123	大川目町 K	久慈市	大川目町	第 5 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
324	207BN123	大川目町 L	久慈市	大川目町	第 8 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
325	207BN133	小久慈町 D	久慈市	小久慈町	第 31 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
326	207BN133	小久慈町 E	久慈市	小久慈町	第 31 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
327	207BN133	小久慈町 F	久慈市	小久慈町	第 31 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
328	207BN147	木壳内 A	久慈市	山根町木 壳内	第 4 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
329	207BN147	木壳内 B	久慈市	山根町木 壳内	第 4 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
330	207BN156	木壳内 C	久慈市	山根町木 壳内	第 4 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
331	207BN167	長内町 C	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
332	207BN167	長内町 D	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
333	207BN168	木壳内 D	久慈市	山根町木 壳内	第 3 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
334	207BN169	長内町 E	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
335	207BN187	長内町 H	久慈市	長内町	第 46 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
336	207BN189	長内町 I	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
337	207BN190	長内町 J	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
338	207BN190	長内町 K	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
339	207BN196	宇部町 D	久慈市	長内町	第 24 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
340	207BN197	宇部町 E	久慈市	長内町	第 24 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
341	207BN200	宇部町 F	久慈市	長内町	第 23 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
342	207BN202	宇部町 G	久慈市	長内町	第 23 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
343	207BN206	宇部町 H	久慈市	長内町	第 23 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
344	207BN223	宇部町 I	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
345	207BN223	宇部町 J	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
346	207BN224	宇部町 K	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
347	207BN234	宇部町 L	久慈市	長内町	第 22 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
348	207BN236	宇部町 M	久慈市	長内町	第 22 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
349	207BN258	宇部町 N	久慈市	長内町	第 20 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
350	207BN259	長内町 L	久慈市	長内町	第 20 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
351	207BN268	長内町 O	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
352	207BN269	長内町 Q	久慈市	長内町	第 17 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
353	207BN272	長内町 R	久慈市	長内町	第 17 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
354	207BN273	長内町 S	久慈市	長内町	第 17 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
355	207BN288	宇部町 O	久慈市	宇部町	第 2 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20
356	207BN289	宇部町 P	久慈市	宇部町	第 3 地割	岩手県告示 第 37 号	R8. 1. 20

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
357	207BN290	宇部町Q	久慈市	宇部町	第3地割	岩手県告示 第37号	R8.1.20
358	504BN144	小国	久慈市	山形町小国	第16地割	岩手県告示 第37号	R8.1.20

3 土石流警戒区域

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
1	A024026	宇津目の沢(3)	久慈市		夏井町閉伊口第2地割	岩手県告示 第888号	H18.9.5
2	A024027	田中の沢	久慈市		夏井町閉伊口第3地割	岩手県告示 第888号	H18.9.5
3	A024028	田中の沢(2)	久慈市		夏井町鳥谷第5地割	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示 第166号	R4.3.22
4	A024101	田中の沢(3)	久慈市		夏井町鳥谷第5地割	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示 第166号	R4.3.22
5	A024103	大湊沢	久慈市		夏井町閉伊口第9地割	岩手県告示 第888号	H18.9.5
6	A032001	下戸鎖の沢	久慈市		山根町下戸鎖	岩手県告示 第888号	H18.9.5
7	A032005	馬内の沢	久慈市		大川目町	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示 第166号	R4.3.22
8	A032101	横合の沢	久慈市		小久慈町	岩手県告示 第888号	H18.9.5
9	A041001	下戸鎖の沢(3)	久慈市		山根町下戸鎖	岩手県告示 第888号	H18.9.5
10	A041003	瑞神の沢	久慈市		山根町端神	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示 第166号	R4.3.22
11	A041105	細野の沢(4)	久慈市		山根町細野	岩手県告示 第888号	H18.9.5
12	A041106	大久保の沢(2)	久慈市		山根町端神	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示 第166号	R4.3.22
13	B023104	蟹屋敷の沢(2)	久慈市		夏井町夏井	岩手県告示 第888号	H18.9.5
						岩手県告示	R4.3.22

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第 166 号	
14	B023105	蟹屋敷の 沢	久慈市		夏井町夏井	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
15	B023112	枝成沢 (4)	久慈市		枝成沢	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
						岩手県告示 第 166 号	R4. 3. 22
16	B024101	本波の沢 (2)	久慈市		侍浜町本波	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
17	B024102	本波の沢	久慈市		侍浜町本波	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
18	B024104	鳥谷の沢	久慈市		夏井町鳥谷第 6 地割	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
19	B024107	大湊沢 (2)	久慈市		夏井町閉伊口第 8 地割	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
20	B032103	誂子の沢	久慈市		小久慈町	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
						岩手県告示 第 166 号	R4. 3. 22
21	B033106	大沢の沢	久慈市		宇部町第 17 地割	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
22	B033108	山田の沢 (2)	久慈市		宇部町第 17 地割	岩手県告示 第 888 号	H18. 9. 5
23	B041106	細野の沢 (2)	久慈市		山根町	岩手県告示 第 144 号	H22. 2. 19
24	B041107	細野の沢 (6)	久慈市		山根町	岩手県告示 第 144 号	H22. 2. 19
25	A033002	中田の沢	久慈市	宇部町	第 10 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
26	B032130	馬渡の沢 (2)	久慈市	山根町深 田	第 4 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
27	A041005	細野の沢	久慈市	山根町細 野	第 2 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
28	A033003	中田の沢 (2)	久慈市	宇部町	第 10 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
29	B032131	馬渡の沢 (3)	久慈市	山根町深 田	第 4 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
30	N207007	元木沢	久慈市	長内町		岩手県告示 第 311 号	H27. 3. 31
31	A024010	蕪田の沢	久慈市	夏井町	夏井第 3 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
32	J023102	国坂の沢	久慈市	夏井町	夏井第 8 地割	岩手県告示 第 493 号	H28. 5. 24
33	B023102	小田の沢	久慈市	夏井町	小田	岩手県告示	H30. 6. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(2)				第 478 号	
34	J023101	小田の沢 (3)	久慈市	夏井町	小田	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
35	A033005	久喜の沢	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
36	B033104	久喜の沢 (2)	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
37	A033004	中沢の沢	久慈市	宇部町	第 21 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
38	A023014	枝成沢	久慈市	枝成沢	第 19 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
39	A024021	田高の沢 (3)	久慈市	長内町	第 9 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
40	B024111	田高の沢	久慈市	長内町	第 9 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
41	A024018	新築町の 沢	久慈市	長内町	第 10 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
42	A024016	石倉の沢	久慈市	小久慈 町	第 31 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
43	A024014	柏木の沢 (2)	久慈市	小久慈 町	第 30 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
44	A024013	柏木の沢	久慈市	小久慈 町	第 25 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
45	A024015	柏木の沢 (3)	久慈市	小久慈 町	第 30 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
46	A024008	旭町の沢	久慈市	門前	第 1 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
47	A024005	門前の沢	久慈市	門前	第 1 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
48	A024006	門前の沢 (2)	久慈市	門前	第 1 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
49	A024004	天神堂の 沢	久慈市	天神堂	第 34 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
50	A024003	西の沢	久慈市	西の沢	第 5 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20
51	A023001	砂子の沢 (1)	久慈市	大川目町	第 8 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
52	A023002	砂子の沢 (2)	久慈市	大川目町	第 8 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
53	A023005	生出町の 沢(1)	久慈市	大川目町	第 1 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
54	A023007	生出町の 沢(3)	久慈市	大川目町	第 1 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
55	A023009	大沢	久慈市	大川目町	第 1 地割	岩手県告示	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第 233 号	
56	A023010	沢里の沢	久慈市	沢里		岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
57	A023011	門ノ沢	久慈市	夏井町	夏井第 14 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
58	A023012	門ノ沢 (2)	久慈市	夏井町	夏井第 14 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
59	A024009	旭町の沢 (2)	久慈市	京の森	第 7 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
60	A024017	石倉の沢 (2)	久慈市	小久慈町	石倉	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
61	A024020	田高の沢 (2)	久慈市	田高		岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
62	A024025	宇津目の 沢(2)	久慈市	夏井町	宇津目	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
63	A024032	大尻の沢	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
64	A024102	夏井の沢 (2)	久慈市	夏井町	夏井	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
65	A032003	滝の沢	久慈市	大川目町	滝	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
66	A032004	滝の沢 (2)	久慈市	大川目町	滝	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
67	A032006	馬内の沢 (2)	久慈市	大川目町	馬内	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
68	A032007	川代の沢	久慈市	小久慈町	川代	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
69	A032008	川代の沢 (2)	久慈市	小久慈町	第 1 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
70	A032009	和野の沢	久慈市	小久慈町	第 6 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
71	B023101	小田の沢	久慈市	夏井町	夏井第 5 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
72	B023103	蟹屋敷の 沢(3)	久慈市	夏井町	夏井第 13 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
73	B023106	大芦の沢	久慈市	夏井町	夏井第 15 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
74	B023110	枝成沢 (2)	久慈市	枝成沢	第 19 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
75	B023111	枝成沢 (3)	久慈市	枝成沢	第 13 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
76	B023113	沢里の沢 (2)	久慈市	沢里		岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
77	B023114	生出町の	久慈市	大川目町	第 1 地割	岩手県告示	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		沢(4)				第 233 号	
78	B023115	生出町の 沢(2)	久慈市	大川目町	第 1 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
79	B023116	生出町の 沢(5)	久慈市	大川目町	生出町	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
80	B023117	千草の沢	久慈市	大川目町	第 6 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
81	B023118	新町の沢	久慈市	大川目町	第 6 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
82	B024103	宇津目の 沢	久慈市	夏井町	宇津目	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
83	B024105	夏井の沢	久慈市	夏井町	夏井第 1 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
84	B024106	早坂の沢	久慈市	夏井町	早坂第 2 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
85	B024108	川貫の沢	久慈市	川貫		岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
86	B024109	川貫の沢 (2)	久慈市	川貫	第 5 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
87	B024110	新築町の 沢(2)	久慈市	長内町	新築町	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
88	B024112	上長内の 沢	久慈市	長内町	上長内	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
89	B024113	上長内の 沢(2)	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
90	B024114	元木沢	久慈市	長内町	第 35 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
91	B024115	長内町の 沢	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
92	B024116	長内町の 沢(2)	久慈市	長内町	第 44 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
93	B032101	岸里の沢	久慈市	小久慈町	岸里	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
94	B032102	堀内の沢	久慈市	小久慈町	第 67 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
95	B033101	小袖の沢 (3)	久慈市	宇部町	小袖	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
96	B033102	小袖の沢 (2)	久慈市	宇部町	小袖	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
97	B033103	小袖の沢	久慈市	宇部町	小袖	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
98	B033105	日吉町の 沢(2)	久慈市	小久慈町	第 40 地割	岩手県告示 第 233 号	R3. 3. 26
99	B033107	山田の沢	久慈市	宇部町	山田	岩手県告示	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第 233 号	
100	B033110	小田屋敷の沢(2)	久慈市	宇部町	小田屋敷	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
101	J023103	葡萄峯の沢	久慈市	夏井町	夏井第 6 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
102	J023105	川代の沢(3)	久慈市	夏井町	夏井第 23 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
103	J023106	川代の沢(2)-2	久慈市	夏井町	夏井第 23 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
						岩手県告示第 166 号	R4. 3. 22
104	J023107	川代の沢-2	久慈市	夏井町	夏井第 23 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
105	J023112	中小路の沢	久慈市	大川目町	第 5 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
106	J024101	国丹の沢	久慈市	夏井町	鳥谷第 4 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
107	J024102	菱倉の沢	久慈市	夏井町	鳥谷第 2 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
108	J024103	早坂の沢(2)	久慈市	夏井町	早坂第 1 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
109	J024104	上長内の沢-2	久慈市	長内町	第 19 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
						岩手県告示第 166 号	R4. 3. 22
110	J024105	大尻の沢(2)	久慈市	長内町	第 45 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
111	J032101	滝の沢(3)	久慈市	大川目町	第 38 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
112	J032102	滝の沢(4)	久慈市	大川目町	第 38 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
						岩手県告示第 166 号	R4. 3. 22
113	J033101	北ノ越の沢	久慈市	宇部町	第 3 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
114	J033103	小田屋敷の沢	久慈市	宇部町	第 16 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
115	J033104	小田屋敷の沢(4)	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
116	J033105	小田屋敷の沢(3)	久慈市	宇部町	第 17 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
117	A041008	浅小沢(7)	久慈市	山根町	木売内第 9 地割	岩手県告示第 70 号	R4. 2. 8
118	B032117	深田沢	久慈市	山根町	深田第 6 地割	岩手県告示	R4. 2. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第 70 号	
119	B032124	横倉の沢 (4)	久慈市	山根町	深田第 1 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
120	B032125	横倉の沢	久慈市	山根町	深田第 1 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
121	B032126	横倉の沢 (3)	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
122	B032127	相沢の沢 (1)	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
123	B032128	相沢の沢 (2)	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
124	B032129	相沢の沢 (3)	久慈市	山根町	深田第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
125	B032132	小田瀬の 沢	久慈市	大川目町	第 37 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
126	B032134	遠川の沢	久慈市	山根町	深田第 13 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
127	B032135	葛形沢 (3)	久慈市	山根町	木売内第 10 地 割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
128	B032136	葛形沢 (4)	久慈市	山根町	木売内第 10 地 割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
129	B041101	馬越の沢	久慈市	山根町	下戸鎖第 2 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
130	B041102	中戸鎖の 沢	久慈市	山根町	下戸鎖第 1 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
131	B041103	清水川の 沢	久慈市	山根町	端神第 5 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
132	B041108	細工藤の 沢	久慈市	山根町	細野第 4 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
133	B041109	千足の沢 (2)	久慈市	山根町	木売内第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
134	B041110	千足の沢	久慈市	山根町	木売内第 3 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
135	B041111	塚宗の沢	久慈市	山根町	細野第 4 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
136	B041112	塚宗の沢 (2)	久慈市	山根町	細野第 4 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
137	B041113	塚宗の沢 (3)	久慈市	山根町	細野第 4 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
138	B041114	葛形沢 (2)	久慈市	山根町	木売内第 4 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
139	B041115	浅小沢の 沢(6)	久慈市	山根町	木売内第 5 地割	岩手県告示 第 70 号	R4. 2. 8
140	B041116	葛形沢	久慈市	山根町	木売内第 4 地割	岩手県告示	R4. 2. 8

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第70号	
141	B041126	村井の沢	久慈市	山根町	木売内第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
142	B041127	村井の沢 (2)	久慈市	山根町	木売内第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
143	B041128	大久保の 沢	久慈市	山根町	端神第4地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
144	J032104	深田沢 (2)	久慈市	山根町	深田第6地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
145	J032109	戸鎖沢の 沢	久慈市	山根町	深田第9地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
146	J032110	川又の沢 (2)	久慈市	山根町	深田第11地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
147	J032111	川又の沢	久慈市	山根町	深田第10地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
148	J041101	得部の沢 (2)	久慈市	山根町	端神第5地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
149	J041102	得部の沢	久慈市	山根町	端神第5地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
150	J041104	上戸鎖の 沢	久慈市	山根町	上戸鎖第1地割	岩手県告示 第70号	R4.2.8
151	A024007	門前の沢 (3)	久慈市	門前		岩手県告示 第166号	R4.3.22
152	A024022	中長内の 沢	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第166号	R4.3.22
153	A032002	下戸鎖の 沢(2)	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
154	A041004	野頭の沢	久慈市	山根町	野頭	岩手県告示 第166号	R4.3.22
155	A041009	木売内の 沢	久慈市	山根町	木売内	岩手県告示 第166号	R4.3.22
156	A041101	下戸鎖の 沢(6)	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
157	A041102	下戸鎖の 沢(5)	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
158	A041103	橋場の沢 (2)	久慈市	山根町	木売内第9地割	岩手県告示 第166号	R4.3.22
159	A041104	橋場の沢	久慈市	山根町	木売内第9地割	岩手県告示 第166号	R4.3.22
160	B032133	たもの木 の沢	久慈市	山根町	たもの木	岩手県告示 第166号	R4.3.22
161	B032137	下戸鎖の 沢(4)	久慈市	山根町	下戸鎖	岩手県告示 第166号	R4.3.22
162	B041104	端神の沢	久慈市	山根町	端神	岩手県告示	R4.3.22

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(2)				第 166 号	
163	B041105	細野沢 (5)	久慈市	山根町	細野	岩手県告示 第 166 号	R4. 3. 22
164	AN207005	旭町の沢 (3)	久慈市	旭町	第 7 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
165	BN207004	源道の沢	久慈市	源道	第 12 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
166	N207015	源道の沢 (2)	久慈市	源道	第 12 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
167	N207016	源道の沢 (3)	久慈市	源道	第 13 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
168	N207008	長内町の 沢(3)	久慈市	長内町	第 36 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
169	N207012	長内町の 沢(4)	久慈市	長内町	第 28 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
170	N207013	長内町の 沢(5)	久慈市	長内町	第 28 地割	岩手県告示 第 227 号	R7. 3. 28
171	B032123	女供の沢	久慈市	山形町小 國	第 6 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
172	B031103	沼袋の沢	久慈市	山形町川 井	第 6 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
173	B022119	岡堀の沢 (7)	久慈市	山形村戸 呂町	第 3 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
174	A031004	川井の沢 (3)	久慈市	山形町小 國	第 16 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
175	A031014	成谷の沢 (2)	久慈市	山形町霜 畑	第 10 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
176	A032011	繫の沢	久慈市	山形町繫	第 8, 第 20, 第 21 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
177	A032012	繫の沢 (2)	久慈市	山形町繫	第 8, 第 20, 第 21 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
178	A031013	成谷の沢	久慈市	山形町霜 畑	第 5, 第 10 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
179	A032013	大城の沢	久慈市	山形町繫	第 13~15, 第 17~19 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
180	A032014	大城の沢 (2)	久慈市	山形町繫	第 13~19 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
181	A031005	川井の沢 (4)	久慈市	山形町川 井	第 9, 第 10 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
182	B041125	内間木の 沢(3)	久慈市	山形町小 國	第 16 地割	岩手県告示 第 269 号	H24. 4. 3
183	A031017	類瀬の沢	久慈市	山形町霜 畑	第 12 地割	岩手県告示 第 93 号	H26. 2. 7
184	A031103	類瀬の沢	久慈市	山形町霜	第 12 地割	岩手県告示	H26. 2. 7

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(2)		畑		第 93 号	
185	A031102	間瀬の沢	久慈市	山形町霜畑	第 18 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
186	B031121	間瀬の沢(2)	久慈市	山形町霜畑	第 18 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
187	A031018	清水川の沢	久慈市	山形町霜畑	第 18 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
188	A031019	清水川の沢(2)	久慈市	山形町霜畑	第 18 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
189	A031011	関の沢	久慈市	山形町霜畑	第 7 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
190	A041107	上小国の沢(3)	久慈市	山形町小国	第 13 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
191	B041117	上小国の沢(2)	久慈市	山形町小国	第 13 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
192	B041118	上小国の沢	久慈市	山形町小国	第 12 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
193	B031126	清水川の沢(3)	久慈市	山形町霜畑	第 16 地割	岩手県告示第 93 号	H26. 2. 7
194	B022129	蒲野の沢	久慈市	山形町日野沢	第 8 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
195	B022130	日野沢	久慈市	山形町日野沢	第 3 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
196	B022131	落安の沢	久慈市	山形町日野沢	第 1 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
197	J022125	蒲野の沢(2)	久慈市	山形町日野沢	第 4 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
198	J022126	日野沢(2)	久慈市	山形町日野沢	第 4 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
199	J022127	日野沢(3)	久慈市	山形町日野沢	第 4 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
200	J022128	野場の沢(4)	久慈市	山形町日野沢	第 1 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
201	J022129	野場の沢(3)	久慈市	山形町日野沢	第 1 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
202	J022130	野場の沢(2)	久慈市	山形町日野沢	第 2 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
203	B030101	滝の沢(2)	久慈市	山形町来内	第 18 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
204	B030102	悪津の沢(3)	久慈市	山形町来内	第 16 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
205	B030103	悪津の沢	久慈市	山形町来内	第 16 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
206	B030104	悪津の沢	久慈市	山形町来	第 17 地割	岩手県告示	H28. 5. 24

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(2)		内		第 493 号	
207	J030101	滝の沢	久慈市	山形町来内	第 18 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
208	J030102	滝の沢 (4)	久慈市	山形町来内	第 19 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
209	J030103	滝の沢 (3)	久慈市	山形町来内	第 19 地割	岩手県告示第 493 号	H28. 5. 24
210	B031101	案内の沢	久慈市	山形町川井	第 4 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
211	B031104	猪瀬の沢	久慈市	山形町川井	第 11 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
212	B031105	川井の沢 (10)	久慈市	山形町川井	第 10 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
213	B031106	川井の沢 (6)	久慈市	山形町川井	第 10 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
214	B031107	川井の沢 (5)	久慈市	山形町川井	第 14 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
215	A031007	下川井の沢 (2)	久慈市	山形町川井	第 9 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
216	J031101	下川井の沢	久慈市	山形町川井	第 11 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
217	B031115	滝ノ沢	久慈市	山形町川井	第 11 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
218	B031116	滝ノ沢 (2)	久慈市	山形町川井	第 17 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
219	B031102	沼袋の沢 (2)	久慈市	山形町川井	第 6 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
220	B031118	明神沢の沢	久慈市	山形町川井	第 13 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
221	A031101	明神沢 (2)	久慈市	山形町川井	第 13 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
222	J022131	野場の沢	久慈市	山形町日野沢	第 2 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
223	B031117	戈神の沢	久慈市	山形町川井	第 15 地割	岩手県告示第 478 号	H30. 6. 8
224	A031015	中清水の沢	久慈市	山形町霜畑	第 11 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
225	A031016	中清水の沢 (2)	久慈市	山形町霜畑	第 13 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
226	B031122	清水川の沢 (4)	久慈市	山形町霜畑	第 17 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
227	B031127	類瀬の沢 (3)	久慈市	山形町霜畑	第 12 地割	岩手県告示第 233 号	R3. 3. 26
228	B031128	中清水の	久慈市	山形町霜	第 13 地割	岩手県告示	R3. 3. 26

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		沢(3)		畑		第233号	
229	B031129	成谷の沢(3)	久慈市	山形町霜畑	第10地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
230	B031130	岩井野の沢	久慈市	山形町霜畑	第8地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
231	B031131	二又の沢	久慈市	山形町霜畑	第2地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
232	B031132	馬寄平の沢	久慈市	山形町霜畑	第2地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
233	B031133	合戦場の沢	久慈市	山形町霜畑	第1地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
234	J031111	霜畑の沢(4)	久慈市	山形町霜畑	第14地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
235	J031113	霜畑の沢	久慈市	山形町霜畑	第13地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
236	J031114	中清水の沢(2)-2	久慈市	山形町霜畑	第11地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
237	J031115	岩井野の沢-2	久慈市	山形町霜畑	第5地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
238	J031117	二又の沢(2)	久慈市	山形町霜畑	第1地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
239	J031119	馬寄平の沢(3)	久慈市	山形町霜畑	第1地割	岩手県告示第233号	R3.3.26
240	A032102	向屋敷の沢	久慈市	山形町繫	第24地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
241	B032104	大城の沢(3)	久慈市	山形町繫	第13地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
242	B032105	小節の沢	久慈市	山形町繫	第10地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
243	B032106	茅野の沢	久慈市	山形町繫	第10地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
244	B032107	沢山の沢(2)	久慈市	山形町繫	第19地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
245	B032108	沢山の沢	久慈市	山形町繫	第19地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
246	B032109	漆久保の沢(2)	久慈市	山形町繫	第8地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
247	B032110	繫の沢(4)	久慈市	山形町繫	第20地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
248	B032111	繫の沢(3)	久慈市	山形町繫	第7地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
249	B032112	向屋敷の沢(4)	久慈市	山形町繫	第2地割	岩手県告示第798号	R3.11.30
250	B032113	夕向の沢	久慈市	山形町繫	第24地割	岩手県告示	R3.11.30

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
						第 798 号	
251	B032114	向屋敷の 沢(2)	久慈市	山形町繫	第 24 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
252	B032115	小深田の 沢(2)	久慈市	山形町繫	第 24 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
253	B032116	小深田の 沢	久慈市	山形町繫	第 24 地割, 第 1 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
254	B032118	木沢畑の 沢(2)	久慈市	山形町繫	第 4 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
255	B032119	木沢畑の 沢	久慈市	山形町繫	第 4 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
256	J032105	向屋敷の 沢(3)	久慈市	山形町繫	第 2 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
257	J032106	大矢内の 沢(6)	久慈市	山形町繫	第 5 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
258	J032107	大矢内の 沢(5)	久慈市	山形町繫	第 5 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
259	J032108	大矢内の 沢(4)	久慈市	山形町繫	第 5 地割	岩手県告示 第 798 号	R3. 11. 30
260	B022121	出ル町の 沢(6)	久慈市	山形町日 野沢	第 14 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
261	B022122	出ル町の 沢	久慈市	山形町日 野沢	第 13 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
262	B022123	出ル町の 沢(2)	久慈市	山形町日 野沢	第 11 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
263	B022124	出ル町の 沢(3)	久慈市	山形町日 野沢	第 10 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
264	B022125	二ツ神の 沢(2)	久慈市	山形町日 野沢	第 10 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
265	B022132	木藤古の 沢(5)	久慈市	山形町荷 軽部	第 9 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
266	B022133	木藤古の 沢(6)	久慈市	山形町荷 軽部	第 9 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
267	B031108	室沢の沢 (4)	久慈市	山形町荷 軽部	第 1 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
268	B031109	室沢の沢 (2)	久慈市	山形町荷 軽部	第 1 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
269	B031110	谷地の沢	久慈市	山形町荷 軽部	第 1 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
270	B031111	大峰沢の 沢	久慈市	山形町荷 軽部	第 24 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
271	B031112	荷軽部の 沢	久慈市	山形町荷 軽部	第 4 地割	岩手県告示 第 837 号	R3. 12. 17
272	B031113	荷軽部の	久慈市	山形町荷	第 25 地割	岩手県告示	R3. 12. 17

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		沢(2)		軽部		第 837 号	
273	B031114	荷軽部の沢(3)	久慈市	山形町荷軽部	第 25 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
274	J022118	出ル町の沢(4)	久慈市	山形町日野沢	第 13 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
275	J022119	出ル町の沢(5)	久慈市	山形町日野沢	第 12 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
276	J022120	出ル町の沢(7)	久慈市	山形町日野沢	第 11 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
277	J022121	出ル町の沢(8)	久慈市	山形町日野沢	第 10 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
278	J022122	出ル町の沢(9)	久慈市	山形町日野沢	第 10 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
279	J022123	二ツ神の沢	久慈市	山形町日野沢	第 10 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
280	J022124	松坂の沢	久慈市	山形町日野沢	第 9 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
281	J022133	木藤古の沢(3)	久慈市	山形町荷軽部	第 9 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
282	J022134	木藤古の沢(2)	久慈市	山形町荷軽部	第 9 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
283	J022135	木藤古の沢	久慈市	山形町荷軽部	第 9 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
284	J031102	室沢の沢(3)	久慈市	山形町荷軽部	第 1 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
285	J031103	室沢の沢	久慈市	山形町荷軽部	第 1 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
286	J031104	荷軽部の沢(4)	久慈市	山形町荷軽部	第 25 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
287	J031105	荷軽部の沢(5)	久慈市	山形町荷軽部	第 25 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
288	J031106	泥崎の沢	久慈市	山形町荷軽部	第 25 地割	岩手県告示第 837 号	R3. 12. 17
289	B022106	高松沢	久慈市	山形町戸呂町	第 8 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
290	B022108	高成沢(2)	久慈市	山形町戸呂町	第 2 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
291	B022109	高成沢(4)	久慈市	山形町戸呂町	第 2 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
292	B022110	高成沢(5)	久慈市	山形町戸呂町	第 2 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
293	B022111	高成沢(3)	久慈市	山形町戸呂町	第 2 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
294	B022112	高松沢	久慈市	山形町戸	第 7 地割	岩手県告示	R3. 12. 28

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(3)		呂町		第 857 号	
295	B022113	尾無の沢	久慈市	山形町戸呂町	第 9 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
296	B022114	尾無の沢(2)	久慈市	山形町戸呂町	第 10 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
297	B022116	岡堀の沢(10)	久慈市	山形町戸呂町	第 1 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
298	B022117	岡堀の沢(3)	久慈市	山形町戸呂町	第 2 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
299	B022118	岡堀の沢(5)	久慈市	山形町戸呂町	第 3 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
300	B022126	松坂の沢(2)	久慈市	山形町戸呂町	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
301	B022127	見年代の沢	久慈市	山形町戸呂町	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
302	B022128	見年代の沢(2)	久慈市	山形町戸呂町	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
303	B031119	川井の沢(9)	久慈市	山形町川井	第 12 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
304	B031120	川井の沢(8)	久慈市	山形町川井	第 12 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
305	B031123	大矢内の沢(3)	久慈市	山形町川井	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
306	B031124	大矢内の沢(2)	久慈市	山形町川井	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
307	B031125	大矢内の沢	久慈市	山形町川井	第 5 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
308	B032120	岡沢	久慈市	山形町小国	第 1 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
309	B032121	岡沢(2)	久慈市	山形町小国	第 1 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
310	B032122	間木平	久慈市	山形町小国	第 6 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
311	B041119	卯坂の沢(3)	久慈市	山形町小国	第 16 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
312	B041120	卯坂の沢(2)	久慈市	山形町小国	第 16 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
313	B041121	卯坂の沢	久慈市	山形町小国	第 16 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
314	B041123	内間木の沢(2)	久慈市	山形町小国	第 16 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
315	B041124	内間木の沢	久慈市	山形町小国	第 16 地割	岩手県告示第 857 号	R3. 12. 28
316	J022104	高松沢	久慈市	山形町戸呂町	第 8 地割	岩手県告示	R3. 12. 28

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
		(2)		呂町		第 857 号	
317	J022105	高成沢 (7)	久慈市	山形町戸 呂町	第 7 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
318	J022106	高松沢 (4)	久慈市	山形町戸 呂町	第 25 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
319	J022107	高成沢 (6)	久慈市	山形町戸 呂町	第 7 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
320	J022108	尾無の沢 (4)	久慈市	山形町戸 呂町	第 10 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
321	J022110	戸呂町の 沢	久慈市	山形町戸 呂町	第 4 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
322	J022113	岡堀の沢 (4)	久慈市	山形町戸 呂町	第 2 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
323	J022114	岡堀の沢 (6)	久慈市	山形町戸 呂町	第 3 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
324	J022115	岡堀の沢 (2)	久慈市	山形町戸 呂町	第 3 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
325	J022116	岡堀の沢 (12)	久慈市	山形町戸 呂町	第 3 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
326	J022117	岡堀の沢 (11)	久慈市	山形町戸 呂町	第 1 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
327	J031107	川井の沢 (7)	久慈市	山形町川 井	第 12 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
328	J031108	川井の沢 (11)	久慈市	山形町川 井	第 13 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
329	J031109	日影の沢	久慈市	山形町川 井	第 5 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
330	J031120	越田の沢	久慈市	山形町来 内	第 20 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
331	J031121	越田の沢 (2)	久慈市	山形町来 内	第 20 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
332	J031122	川代の沢	久慈市	山形町来 内	第 19 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28
333	J031123	川代の沢 (2)	久慈市	山形町来 内	第 19 地割	岩手県告示 第 857 号	R3. 12. 28

4 地すべり警戒区域

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
1	102	桑畑	久慈市	侍浜町	桑畑第 4 地割、 第 5 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
2	147	半崎	久慈市	夏井町	閉伊口第 8 地割	岩手県告示 第 478 号	H30. 6. 8
3	67	巽山	久慈市	中町	第 1 地割	岩手県告示 第 573 号	H30. 7. 20

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
4	66	西の沢	久慈市	大沢	第9地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
5	68	中長内	久慈市	長内町	第28地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
6	103	麦生	久慈市	侍浜町	麦生第7地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
7	104	小袖	久慈市	宇部町	第23地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
8	105	日向	久慈市	宇部町	第10地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
9	138	大芦	久慈市	夏井町	夏井第14地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
10	140	川代	久慈市	夏井町	夏井第23地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
11	141	上夏井	久慈市	夏井町	夏井第8地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
12	142	枝成沢	久慈市	枝成沢	第14地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
13	143	夏井-2	久慈市	夏井町	黒沼第1地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
14	144	黒沼	久慈市	夏井町	早坂第5地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
15	146	大湊	久慈市	夏井町	大崎第8地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
16	163	夏井	久慈市	夏井町	夏井第5地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
17	164	鳥谷	久慈市	夏井町	鳥谷第5地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
18	165	京の森	久慈市	京の森	第7地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
19	190	枝成沢-2	久慈市	枝成沢	第15地割	岩手県告示 第233号	R3.3.26
20	149	戸呂町	久慈市	山形町戸 呂町	第5地割	岩手県告示 第478号	H30.6.8

2 - 16 - 4 山地災害危険箇所一覽

(令和8年1月1日現在)

1の1 山腹崩壊危険地区(国有林)

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
久慈- 1	久慈市	宇部町	三崎山	A	3.0	0	一部概成
久慈- 2	久慈市	宇部町	三崎山	B	4.0	—	一部概成
久慈- 3	久慈市	宇部町	三崎山	C	2.0	4	概成
久慈- 4	久慈市	山根町	たもの木	C	2.0	—	一部概成
久慈- 5	久慈市	山形町	沼袋	B	1.0	4	一部概成
計						8	

1の2 山腹崩壊危険地区(民有林)

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
山52- 1	久慈市		八日町	A	1.0	88	未着手
山52- 2	久慈市		荒町	A	2.0	15	概成
山52- 3	久慈市		川貫	B	1.0	2	概成
山52- 4	久慈市	枝成沢	津内口	C	1.0	3	概成
山52- 5	久慈市	湊町	金刀比羅	B	1.0	63	概成
山52- 6	久慈市	大川目町	砂子	C	1.0	—	概成
山52- 7	久慈市	大川目町	馬内	A	2.0	8	未着手
山52- 8	久慈市	大川目町	馬内	A	2.0	7	未着手
山52- 9	久慈市	大川目町	滝	A	5.0	34	未着手
山52- 10	久慈市	大川目町	根井	A	4.0	8	未着手
山52- 11	久慈市	大川目町	新町	A	1.0	33	一部概成
山52- 12	久慈市	大川目町	新町	B	1.0	50	概成
山52- 13	久慈市	大川目町	仲小路	B	1.0	300	概成
山52- 14	久慈市	大川目町	生出町	B	1.0	3	一部概成
山52- 15	久慈市	大川目町	三日町	B	1.0	5	一部概成
山52- 16	久慈市	大川目町	三日町	B	1.0	15	未着手
山52- 17	久慈市	大川目町	根森	B	6.0	3	概成
山52- 18	久慈市	門前	沢川	A	1.0	46	未着手
山52- 19	久慈市	大川目町	沢山川	B	6.0	—	概成
山52- 20	久慈市	長内町	下長内	B	1.0	17	未着手
山52- 21	久慈市	長内町	浜沢田	B	1.0	11	未着手
山52- 22	久慈市	長内町	元木沢	B	1.0	24	未着手
山52- 23	久慈市	長内町	元木沢	C	1.0	—	未着手
山52- 24	久慈市	長内町	諏訪下	B	1.0	2	一部概成
山52- 25	久慈市	長内町	玉の脇	A	1.0	69	概成

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
山52- 26	久慈市	長内町	玉の脇	C	1.0	4	未着手
山52- 27	久慈市	長内町	舟渡	A	3.0	17	概成
山52- 28	久慈市	長内町	大尻	A	1.0	18	一部概成
山52- 29	久慈市	長内町	大尻	B	1.0	14	概成
山52- 30	久慈市	小久慈町	大沢田	B	1.0	12	概成
山52- 31	久慈市	小久慈町	大沢田	B	1.0	11	未着手
山52- 32	久慈市	小久慈町	柏木	A	1.0	49	未着手
山52- 33	久慈市	山根町	端神	A	12.0	20	未着手
山52- 34	久慈市	山根町	馬渡	C	1.0	5	未着手
山52- 35	久慈市	山根町	保礼羅	A	7.0	9	未着手
山52- 36	久慈市	山根町	橋場	C	3.0	9	未着手
山52- 37	久慈市	山根町	橋場	C	4.0	4	未着手
山52- 38	久慈市	山根町	下野	C	2.0	3	未着手
山52- 39	久慈市	山根町	下戸鎖	A	1.0	19	未着手
山52- 40	久慈市	山根町	下戸鎖	B	1.0	28	未着手
山52- 41	久慈市	山根町	木壳内	C	2.0	4	未着手
山52- 42	久慈市	山根町	遠川	B	4.0	4	未着手
山52- 43	久慈市	山根町	小田瀬	C	1.0	8	未着手
山52- 44	久慈市	山根町	たもの木	B	2.0	1	未着手
山52- 45	久慈市	山根町	千足	A	6.0	16	未着手
山52- 46	久慈市	山根町	千足	B	2.0	16	未着手
山52- 47	久慈市	夏井町	閉伊口	C	1.0	9	未着手
山52- 48	久慈市	夏井町	閉伊口	C	1.0	5	未着手
山52- 49	久慈市	枝成沢	津内口	C	1.0	2	未着手
山52- 50	久慈市	夏井町	中崎	B	1.0	16	未着手
山52- 51	久慈市	夏井町	沢山	C	1.0	1	未着手
山52- 52	久慈市	夏井町	生平	C	1.0	3	概成
山52- 53	久慈市	宇部町	和野	B	2.0	19	一部概成
山52- 54	久慈市	宇部町	地京沢	C	1.0	4	未着手
山52- 55	久慈市	宇部町	小袖沢	A	2.0	6	未着手
山52- 56	久慈市	宇部町	小袖沢	A	1.0	5	未着手
山52- 57	久慈市	宇部町	小袖	A	1.0	24	概成
山52- 58	久慈市	宇部町	小袖	A	1.0	37	概成
山52- 59	久慈市	宇部町	小袖	A	1.0	80	概成
山52- 60	久慈市	宇部町	小袖	A	3.0	50	概成
山52- 61	久慈市	宇部町	久喜	A	1.0	14	未着手
山52- 62	久慈市	宇部町	久喜	B	1.0	6	未着手

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
山52- 63	久慈市	長内町	玉の脇	B	1.0	14	概成
山52- 64	久慈市	侍浜町	本波	B	1.0	2	概成
山52- 65	久慈市	長内町	二子	B	1.0	6	概成
山52- 66	久慈市	夏井町	小田	B	1.0	6	概成
山52- 67	久慈市	長内町	大尻	B	1.0	—	未着手
山52- 68	久慈市	源道	源道	A	1.0	77	概成
山52- 69	久慈市	夏井町	鳥谷	B	1.0	10	概成
山52- 70	久慈市	枝成沢		C	1.0	—	概成
山55- 1	久慈市	山形町	沼袋	B	3.0	8	未着手
山55- 2	久慈市	山形町	松淵	B	1.0	3	未着手
山55- 3	久慈市	山形町	下川井	B	1.0	21	未着手
山55- 4	久慈市	山形町	下川井	B	1.0	30	未着手
山55- 5	久慈市	山形町	川井	A	1.0	15	未着手
山55- 6	久慈市	山形町	川井	B	1.0	11	未着手
山55- 7	久慈市	山形町	日野沢	A	2.0	18	未着手
山55- 8	久慈市	山形町	戸呂町	A	1.0	25	未着手
山55- 9	久慈市	山形町	悪津	B	2.0	30	未着手
山55- 10	久慈市	山形町	茅森	B	22.0	—	概成
山55- 11	久慈市	山形町	日影畑	B	1.0	3	概成
山55- 12	久慈市	山形町	関	A	4.0	9	未着手
山55- 13	久慈市	山形町	関	A	2.0	8	未着手
山55- 14	久慈市	山形町	二又	B	1.0	13	未着手
山55- 15	久慈市	山形町	二又	B	1.0	13	未着手
山55- 16	久慈市	山形町	沼袋	C	2.0	1	概成
計						1,681	

2の1 崩壊土砂流出危険地区（国有林）

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
久慈- 1	久慈市	宇部町	三崎山	C	0.4	2	一部概成
久慈- 2	久慈市	宇部町	三崎山	C	0.5	—	一部概成
久慈- 3	久慈市	山根町	馬渡川山	C	0.4	8	概成
計						10	

2の2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
崩52- 1	久慈市	夏井町	川代	B	0.49	—	一部概成
崩52- 2	久慈市	夏井町	門の沢	C	0.68	2	未着手
崩52- 3	久慈市	夏井町	門の沢	C	0.40	8	概成
崩52- 4	久慈市	夏井町	門の沢	C	0.39	5	概成
崩52- 5	久慈市	夏井町	天間の沢	C	0.34	6	未着手
崩52- 6	久慈市	夏井町	蟹屋敷	B	1.22	12	概成
崩52- 7	久慈市	夏井町	国坂	C	1.26	4	概成
崩52- 8	久慈市	夏井町	中崎	C	0.25	—	未着手
崩52- 9	久慈市	夏井町	葡萄峯	C	0.61	7	未着手
崩52- 10	久慈市	夏井町	葡萄峯	C	0.40	2	未着手
崩52- 11	久慈市	夏井町	夏井	C	2.16	—	未着手
崩52- 12	久慈市	夏井町	夏井	B	1.38	14	未着手
崩52- 13	久慈市	夏井町	早坂	B	0.77	26	一部概成
崩52- 14	久慈市	夏井町	大崎	A	0.85	23	一部概成
崩52- 15	久慈市	枝成沢	津内口	B	0.18	5	一部概成
崩52- 16	久慈市	枝成沢	小下沢	A	0.77	12	概成
崩52- 17	久慈市	枝成沢		B	0.41	6	一部概成
崩52- 18	久慈市	枝成沢		A	0.49	10	一部概成
崩52- 19	久慈市		畑田	C	0.56	—	一部概成
崩52- 20	久慈市		畑田	B	1.13	29	概成
崩52- 21	久慈市		沢里	B	0.68	16	未着手
崩52- 22	久慈市		寺里	B	1.10	15	一部概成
崩52- 23	久慈市		寺里	C	0.43	—	一部概成
崩52- 24	久慈市		天神堂	A	0.45	116	一部概成
崩52- 25	久慈市	門前	沢川	B	0.43	45	一部概成
崩52- 26	久慈市		門前	B	0.39	17	概成
崩52- 27	久慈市		旭町	B	0.14	18	概成
崩52- 28	久慈市		旭町	B	0.14	28	未着手
崩52- 29	久慈市	大川目町	新町	B	0.81	53	概成
崩52- 30	久慈市	大川目町	神成	C	0.77	6	未着手
崩52- 31	久慈市	大川目町	砂子	C	0.86	—	概成
崩52- 32	久慈市	大川目町	砂子	B	0.22	59	概成
崩52- 33	久慈市	大川目町	三日町	B	0.15	14	概成
崩52- 34	久慈市	大川目町	三日町	B	0.26	92	概成
崩52- 35	久慈市	大川目町	三日町	C	0.14	4	概成
崩52- 36	久慈市	大川目町	仲小路	C	0.43	7	一部概成
崩52- 37	久慈市	大川目町	仲小路	C	0.33	—	一部概成
崩52- 38	久慈市	大川目町	生出町	B	0.60	71	未着手
崩52- 39	久慈市	大川目町	生出町	B	0.32	102	一部概成
崩52- 40	久慈市	大川目町	生出町	C	0.31	—	概成
崩52- 41	久慈市	大川目町	生出町	C	0.37	1	一部概成
崩52- 42	久慈市	大沢	大沢	C	0.52	9	一部概成
崩52- 43	久慈市	川貫	川貫	B	0.91	90	未着手
崩52- 44	久慈市	川貫	川貫	B	0.41	36	未着手
崩52- 45	久慈市	西の沢	西の沢	B	0.21	85	一部概成
崩52- 46	久慈市	小久慈町	石倉	B	0.34	15	一部概成

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
崩52- 47	久慈市	小久慈町	柏木	B	0.20	52	一部概成
崩52- 48	久慈市	小久慈町	柏木	B	0.41	58	概成
崩52- 49	久慈市	小久慈町	柏木	B	0.27	98	一部概成
崩52- 50	久慈市	小久慈町	柏木	A	0.65	119	一部構成
崩52- 51	久慈市	小久慈町	大沢田	C	0.44	—	一部概成
崩52- 52	久慈市	小久慈町	大沢田	C	2.22	5	一部概成
崩52- 53	久慈市	小久慈町	和野	B	0.37	75	概成
崩52- 54	久慈市	小久慈町	白山	B	0.08	65	未着手
崩52- 55	久慈市	小久慈町	堀内	B	0.30	23	一部概成
崩52- 56	久慈市	小久慈町	日吉	B	1.22	148	一部概成
崩52- 57	久慈市	小久慈町	日吉	B	0.19	14	一部概成
崩52- 58	久慈市	小久慈町	日吉	B	0.76	42	一部概成
崩52- 59	久慈市	小久慈町	日陰	B	0.28	42	一部概成
崩52- 60	久慈市	小久慈町	日陰	C	0.02	5	未着手
崩52- 61	久慈市	長内町	芦ヶ沢	B	0.57	30	概成
崩52- 62	久慈市	上長内町	小屋畑沢	C	0.89	5	概成
崩52- 63	久慈市	上長内町	石沢	C	0.65	1	未着手
崩52- 64	久慈市	上長内町	沢田沢	C	0.69	—	未着手
崩52- 65	久慈市	長内町	バチ沢	C	0.58	8	概成
崩52- 66	久慈市	長内町	元木沢	B	0.32	30	未着手
崩52- 67	久慈市	長内町	浜田沢	C	0.49	6	一部概成
崩52- 68	久慈市	長内町	玉の脇	C	3.90	1	一部概成
崩52- 69	久慈市	長内町	二子	B	0.42	100	一部概成
崩52- 70	久慈市	長内町	二子	A	0.68	10	未着手
崩52- 71	久慈市	長内町	舟渡	C	0.45	6	一部概成
崩52- 72	久慈市	長内町	大尻	C	1.66	3	一部概成
崩52- 73	久慈市	長内町	大尻36, 37	C	1.07	—	一部概成
崩52- 74	久慈市	宇部町	小袖	A	0.84	20	未着手
崩52- 75	久慈市	宇部町	小袖	B	2.17	12	一部概成
崩52- 76	久慈市	宇部町	久喜	A	0.24	27	一部概成
崩52- 77	久慈市	宇部町	久喜	B	0.21	14	未着手
崩52- 78	久慈市	宇部町	久喜	C	1.67	—	未着手
崩52- 79	久慈市	宇部町	川原屋敷	C	0.66	1	一部概成
崩52- 80	久慈市	宇部町	川原屋敷	A	0.33	25	未着手
崩52- 81	久慈市	宇部町	川原屋敷	C	0.40	—	未着手
崩52- 82	久慈市	宇部町	大沢	C	1.05	—	未着手
崩52- 83	久慈市	宇部町	山屋敷	B	0.14	19	一部概成
崩52- 84	久慈市	宇部町	山屋敷	C	0.25	—	概成
崩52- 85	久慈市	宇部町	中田	C	0.28	4	一部概成
崩52- 86	久慈市	宇部町	中田	B	0.19	52	概成
崩52- 87	久慈市	宇部町	十三塚	B	0.41	24	一部概成
崩52- 88	久慈市	宇部町	北の越	C	0.87	—	一部概成
崩52- 89	久慈市	宇部町	滝沢	C	0.84	7	未着手
崩52- 90	久慈市	宇部町	地京沢	C	0.44	5	一部概成
崩52- 91	久慈市	小久慈町	岸里	B	0.14	26	概成
崩52- 92	久慈市	小久慈町	白山	C	0.06	—	一部概成
崩52- 93	久慈市	夏井町	切屋田	C	0.06	4	一部概成

危険地区 番 号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
崩52-94	久慈市	夏井町	下の沢	C	0.82	4	一部概成
崩52-95	久慈市	長内町	田高	B	0.42	46	一部概成
崩52-96	久慈市	枝成沢	津内口	C	0.20	4	一部概成
崩52-97	久慈市	夏井町	黒沼	B	0.44	37	一部概成
崩52-98	久慈市	宇部町	中田	C	0.26	6	概成
崩52-99	久慈市	小久慈町	下日吉	B	0.31	10	未着手
崩52-100	久慈市	大川目町	生出町	B	0.21	22	概成
崩52-101	久慈市	宇部町	北の越	C	0.71	5	概成
崩52-102	久慈市	大川目町	第11地割67-1	C	0.34	—	概成
崩52-103	久慈市	大川目町	第11地割67-1	C	0.09	—	概成
崩52-104	久慈市	山根町	深田第4地割	A	0.43	6	概成
崩52-105	久慈市	夏井町	宇津目	C	0.29	—	一部概成
崩52-106	久慈市	侍浜町	麦生	A	0.66	12	未着手
崩52-107	久慈市	小久慈町	第65地割	C	1.55	—	概成
崩52-108	久慈市	夏井町	鳥谷7-106-1	B	0.17	27	未着手
崩52-109	久慈市	夏井町	早坂1-16-1	C	0.62	—	一部概成
崩52-110	久慈市	夏井町	第8地割67-2	C	0.07	1	未着手
崩52-111	久慈市	枝成沢		B	1.40	5	概成
崩52-112	久慈市	枝成沢		A	0.69	22	一部概成
崩52-113	久慈市	長内町	上長内	B	0.16	10	一部概成
崩52-114	久慈市	大川目町	生出町	B	0.02	20	未着手
崩55-1	久慈市	山形町	合戦場	B	1.00	4	一部概成
崩55-2	久慈市	山形町	清水川	A	2.08	9	一部概成
崩55-3	久慈市	山形町	繫	A	0.77	12	未着手
崩55-4	久慈市	山形町	繫	B	0.53	14	一部概成
崩55-5	久慈市	山形町	漆久保	C	0.49	3	未着手
崩55-6	久慈市	山形町	日野沢	C	1.20	—	一部概成
崩55-7	久慈市	山形町	日野沢	A	1.85	11	一部概成
崩55-8	久慈市	山形町	下川井	A	0.73	10	未着手
崩55-9	久慈市	山形町	下川井	B	0.77	12	未着手
崩55-10	久慈市	山形町	木藤吉	C	0.98	1	概成
崩55-11	久慈市	山形町	刈間沢	B	0.03	22	一部概成
崩55-12	久慈市	山形町	中清水	A	1.58	19	概成
崩55-13	久慈市	山形町	類瀬	C	0.86	6	未着手
崩55-14	久慈市	山形町	明神沢	C	0.03	—	一部概成
崩55-15	久慈市	山形町	外山	C	0.85	1	概成
崩55-16	久慈市	山形町	外山	C	0.15	2	概成
崩55-17	久慈市	山形町	川井第4地割外山48-129	C	0.09	—	概成
崩55-18	久慈市	山形町	川井第5地割25-15	C	0.42	1	概成
崩55-19	久慈市	山形町	木沢畑	A	0.89	6	概成
崩55-20	久慈市	山形町	木沢畑	B	0.82	6	未着手
崩55-21	久慈市	山形町	川井第5地割25-16	C	0.21	1	概成
崩55-22	久慈市	山形町	川井第5地割26-1	C	0.30	—	概成
崩55-23	久慈市	山形町	川井第5地割26-1	C	0.26	—	概成
崩55-24	久慈市	山形町	川井第4地割外山	C	0.21	—	概成
崩55-25	久慈市	山形町	身沢	B	2.47	—	一部概成
崩55-26	久慈市	山形町	霜畑	A	0.50	0	概成

危険地区 番号	位置			危険度	面積 (ha)	保全対象 人家(戸)	治山事業の 進捗状況
	市町村	大字	字				
計						2,633	

2 - 16 - 5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和4年11月1日現在)

法に基づく区域指定…崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地及び、これに隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある土地で、都道府県知事が指定した区域。

急傾斜地崩壊危険区域（岩手県）

箇所番号	箇所名	区・町・村	字	指定年月日
97	荒町	荒町	第4地割	昭和54年4月3日
145	八日町	八日町	-	平成元年4月18日
189	川井	山形町川井	第9地割	平成6年9月2日
266	久喜	宇部町	第21地割	平成14年5月17日

2 - 17 - 1 消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況
(令和 5 年 1 月 1 日現在)

相互応援協定名	応援協定締結団体名 () 内は合併前の市町村名	応援協定 締結年月日
相互援助協定	久慈市 (山形村)、葛巻町	昭和34年 6 月 7 日
相互応援協定	久慈市、洋野町 (種市町)	昭和34年 8 月 10 日
相互応援協定	久慈市、洋野町 (大野村)	昭和34年 8 月 10 日
相互応援協定	久慈市、野田村	昭和34年 8 月 10 日
相互応援協定	久慈市、岩泉町	昭和38年 7 月 20 日
相互応援協定	久慈市 (山形村)、九戸村	昭和46年 6 月 10 日
相互応援協定	久慈市 (山形村)、軽米町	昭和46年10月20日
消防相互応援に関する協定	久慈地区広域行政事務組合、 八戸地域広域市町村圏事務組合	昭和59年11月 1 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定	久慈市 (旧久慈市、山形村)、 洋野町 (種市町、大野村)、 野田村、普代村	昭和62年 4 月 1 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定変更消防 相互応援協定	久慈市、洋野町、野田村、普代村	平成18年12月15日
消防相互応援に関する協定	盛岡地区広域行政事務組合、 宮古地区広域行政組合、 一関市 (両盤地区消防組合)、 釜石大槌地区行政事務組合、 胆沢地区消防組合 (胆沢地区消防 組合、江刺市)、 久慈地区広域行政事務組合、 花巻市 (花巻地区消防事務組合)、 北上地区消防組合、 大船渡地区消防組合、 遠野市 (遠野地区消防事務組合)、 陸前高田市、 二戸地区広域行政事務組合	平成19年 4 月 1 日
消防相互応援に関する協定	久慈広域連合、 八戸地域広域市町村圏事務組合	平成20年 4 月 1 日

2 - 17 - 2 消防力一覧

(令和8年1月1日現在)

区 分	久慈消防署	山形分署	消 防 団																				合 計	
			団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団	第11分団	第12分団	第13分団	第14分団	第15分団	第16分団	第17分団	第18分団	第19分団		第20分団
消防吏員	45	15																						60 人
消防団員			47	26	28	31	34	25	54	32	53	35	35	27	49	22	19	18	18	26	16	19	11	625 人
水槽付ポンプ車	2	1																						3 台
普通ポンプ車	1			2	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1		1		18 台
化学車	2																							2 台
積載車					1	3	4	4	3	2	4	4	6		3	1	1	1		1	1	1	1	41 台
小型ポンプ			1						1				2											4 台
はしご車	1																							1 台
水槽車	1																							1 台
査察車	1																							1 台
救助工作車	1																							1 台
救急車																								1 台
高規格救急車	2	1																						3 台
赤バイ	1																							1 台
資材搬送車	1		3																					4 台
指令車			2																					2 台
指揮車	1																							1 台
広報車	1	1																						2 台
指令予備車			2																					2 台

2 - 20 - 1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として岩手県沿岸海域において大量の油又は大量の有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
 - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
 - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
 - (3) 山田地区（山田町）
 - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
 - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

- 7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

- 第5条** 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。
- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
 - 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

- 第6条** 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。
なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。
- (1) 資機材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他、必要な事項

(訓練等)

- 第7条** 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

- 第8条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

- 第9条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既に行われた防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。
- 2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。
 - 3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

- 第10条** 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、

海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安本部警備救難課で行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成10年1月28日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成20年3月5日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成26年3月31日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成27年3月31日）から施行する。

3 - 1 - 1 災害警戒本部設置要領 (平成18年3月6日制定)

(目的)

第1 この要領は、気象警報、天気予報等が発表され、又は地震の発生等により、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は原子力災害において特定事象の発生に関する通知があった場合において、情報の収集、伝達等を迅速かつ円滑に行うため、久慈市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(設置基準)

第2 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、波浪警報（海上に対するものを除く。）又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) 市内で震度4又は震度5弱を観測する地震が発生したとき。
- (3) 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等が発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総務部長が必要と認めるとき。
- (5) 原子力災害において岩手県から特定事象の発生に関する通知があったとき。

(所掌事項)

第3 災害警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の取集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 市内の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 各地区の対応状況の把握に関すること。
- (5) 応急措置の実施に関すること。
- (6) 原子力災害における特定事象の発生に関する情報の受領・収集及び関係機関への伝達に関すること。
- (7) その他情報の収集等に関し必要な事項

(組織)

第4 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、防災危機管理課長をもって充てる。
- 4 本部員は、防災危機管理課地域防災係長、防災危機管理課危機管理係長及び本部長が指名する市の職員をもって充てる。
- 5 本部職員は、防災危機管理課職員及び本部長が指名する市の職員をもって充てる。

(本部長等の職務)

第5 本部長は、災害警戒本部の事務を統括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部職員は、上司の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。

(本部員会議)

第6 本部長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、本部員会議を招集する。

(事務所)

第7 災害警戒本部の事務所は、防災危機管理課に置く。

(岩手県災害警戒本部久慈地方支部長への報告)

第8 本部長は、岩手県災害警戒本部久慈地方支部長に次の事項を報告するものとする。

- (1) 災害警戒本部の設置及び廃止に関する事。
- (2) 被害の発生状況及びこれに対する措置状況に関する事。
- (3) その他必要と認める事項

(廃止基準等)

第9 災害警戒本部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害の発生のおそれなくなったと認めるとき。
- (2) 原子力災害の発生による影響が市域に及ぶおそれがないと本部長が認めるとき。
- 2 災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、久慈市災害対策本部を設置する。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

3 - 1 - 2 災害対策本部条例 (平成18年久慈市条例第161号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、久慈市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員のうちから、災害対策本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

3 - 1 - 3 災害対策本部規程

(令和7年3月31日災害対策本部長訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、災害対策本部条例（平成18年久慈市条例第161号）第5条の規定により、久慈市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び支部並びに班
- (2) 緊急初動特別班
- (3) 現地災害対策本部
- (4) 本部支援室
- (5) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、久慈市役所内に置く。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長部局行政組織規則（平成18年久慈市規則第4号）第3条に規定する部の部長
- (2) 山形総合支所長
- (3) 会計管理者
- (4) 上下水道部長
- (5) 教育長
- (6) 教育部長
- (7) 議会事務局長

3 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、総務部長の職にある本部員が本部長の職務を代理する。

6 前項の場合において、総務部長の職にある本部員に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順序により、本部員が本部長の職務を代理する。

(本部員会議)

第4条 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか一部の本部員の出席により会議を開催し、並びに副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(部及び支部)

第5条 本部に、別表第1に掲げる部及び支部（以下「部等」という。）を置く。

- 2 部等に、部長及び支部長（以下「部長等」という。）並びに副部長及び副支部長（以下「副部長等」という。）を置き、部長等にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長等にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長等は、部長等を補佐し、部長等に事故があるとき、又は部長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

第6条 部等に、別表第2の第2欄に掲げる班を置く。

- 2 班に班長を置き、別表第2の第3欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
- 4 部等内の各班に属する班員は、当該部等の部長等が別表第2の第4欄に掲げる職員のうちから指名する。

(部等及び班の分掌事務)

第7条 部等及び班の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(本部連絡員)

- 第8条 本部に、本部連絡員を置き、各部長等が当該部等内の職員のうちから指名する。
- 2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部等間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(部等の運営)

第9条 この訓令に定めるもののほか、部等の運営に関し必要な事項は、当該部等の部長等が定める。

(緊急初動特別班)

第10条 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部に緊急初動特別班を置く。

- 2 緊急初動特別班は、本部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。
 - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
 - (2) 災害応急対策の実施に関すること。
 - (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
 - (4) その他本部長が特に命じること。
- 3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が指名する。
- 4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(現地災害対策本部)

第11条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）

を置く。

- 2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
 - (2) 現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
 - (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
 - (4) その他本部長が特に命じること。

(本部支援室)

第 12 条 本部における各部の総合調整、防災関係機関との連絡調整等を行い、本部長を補佐し、本部の機能を円滑にするため、本部支援室を置く。

- 2 本部支援室に、本部支援室長、副室長、班長及び班員を置く。
- 3 本部支援室長は、総務部長をもって充てる。
- 4 副室長は、防災危機管理課長をもって充てる。
- 5 総務部長は、班長及び班員を、総務部にあつてはあらかじめ総務部の職員のうちから、総務部以外の部にあつては関係部長等と協議して当該部等内の職員のうちから指名する。
- 6 本部支援室の構成及び分掌事務は、別表第 5 のとおりとする。

(調査班)

第 13 条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が関係部長等と協議してそれぞれ指名する。

(現地作業班)

第 14 条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、防疫班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

- 2 現地作業班は、災害地における救護の実施、防疫の指導その他の応急対策の実施又は指導に当たる。
- 3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長等がそれぞれ指名する。

(配備体制)

第 15 条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
1 号 警 戒 配 備	ア 津波注意報が発表された場合 イ 気象警報等が発表され、高齢者等避難を発令する場合 ウ 気象警報等が発表され、避難指示を発令する可能性が高まった場合 エ 高潮警報が発表された場合 オ インフラの故障等により避難所を開設する可能性が高まった場合 カ その他、本部長が必要と認める場合	ア 本部長が指名する本部員 イ その他部課長が指名するもの

区分	配備基準	配備職員の範囲
2号警戒配備	ア 気象警報、波浪警報（海上に対するものを除く。）、洪水警報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 （ア） 気象特別警報 （イ） 高潮特別警報 （ウ） 波浪特別警報 ウ 津波警報が発表された場合 エ 市内で震度5強の地震が発生した場合 オ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、その影響が市域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合 カ その他、本部長が必要と認める場合	ア すべての課長、室長及び公の施設等の長並びに防災及び庶務担当係長 イ その他部課長が指名する者
1号非常配備	ア 相当規模の災害が発生した場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 （ア） 気象特別警報 （イ） 高潮特別警報 （ウ） 波浪特別警報 ウ 大津波警報が発表された場合 エ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合 オ その他、本部長が必要と認める場合	ア 係長相当職以上のすべての職員 イ その他部課長が指名する者
2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合 イ 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ウ 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に市域が含まれる場合又は市域が含まれることが想定されるとき エ その他、本部長が必要と認める場合	全職員

2 各部長等は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、1号警戒配備、2号警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

（活動要領）

第16条 1号警戒配備、2号警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長等は、次の措置を講じる。
 - ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。
 - イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。
 - ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を検討すること。
 - エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。
- (2) 本部長は、状況に応じ本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。
- 2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 各部長等は、前項第1号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。
 - (2) 本部長は、本部員会議を開催し、状況に対応する措置を講じる。
- 3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(配備指令)

- 第17条 本部長は、第15条第1項に規定する配備基準に従い、各部長等に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部等に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することができる。
- 2 各部長等は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
 - 3 前項の指令を受けた職員は、各部長等の定めるところにより、当該職員が所属する公署（以下「所属公署」という。）に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

- 第18条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第15条第1項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公署に参集する。
- 第19条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公署に参集できないときは、最寄りの市民センターその他の市の公署に参集する。
- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
 - 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長等に報告するものとする。
 - 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第2項に規定する職員を所属公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

- 第20条 各部長等は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部等内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長に対し応援職員の派遣を要請する。
- 2 総務部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合は、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。

(災害情報の報告)

第 21 条 各部長等及び各班長は、災害に関する情報を次の表に掲げる種類ごとに、総務部長に報告する。

種類	内容
初期情報報告	災害発生直後に当該被害の概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及び進捗状況を、逐次、報告するもの並びに災害の規模又は状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、被害の種類別に報告するもの
被害額等報告	被害額等が判明した時に、被害の種類別に報告するもの
その他の報告	上記以外の報告で、必要な事項について報告するもの

2 総務部長は、各部長及び各班長から受けた災害情報を本部長に報告する。

(本部の廃止)

第 22 条 本部長は、災害が発生するおそれがなくなつたと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部を廃止する。

(補則)

第 23 条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 19 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 3 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日災害対策本部長訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 30 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 24 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 29 日災害対策本部長訓令第 2 号)

この訓令は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 26 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 1 日災害対策本部長訓令第 1 号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月20日災害対策本部長訓令第2号）

この訓令は、令和3年5月20日から施行する。

附 則（令和4年3月31日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日災害対策本部長訓令第2号）

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日災害対策本部長訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

部等	部長等に充てる職	副部長等に充てる職
総務部	総務部長	総務課長
総合政策部	総合政策部長	政策推進課長
生活福祉部	生活福祉部長	市民課長
産業経済部	産業経済部長	農政課長
企業立地港湾部	企業立地港湾部長	企業立地課長
建設部	建設部長	建設企画課長
山形総合支部	山形総合支所長	ふるさと振興課長
会計部	会計管理者	会計課長
上下水道部	上下水道部長	経営企画課長
教育部	教育長 教育部長	教育総務課長
協力部	議会事務局長	議会事務局次長

別表第2（第6条関係）

部等	班	班長に充てる職	班員
総務部	総務課班	総務課長	総務部職員
	財政課班	財政課長	
	税務課班	税務課長	
	収納課班	収納課長	
	防災危機管理課班	防災危機管理課長	
総合政策部	政策推進課班	政策推進課長	総合政策部職員

部等	班	班長に充てる職	班員
	総合戦略班	総合戦略課長	
	地域づくり振興課班	地域づくり振興課長	
	情報システム課班	情報システム課長	
	市民センター班	市民センター所長	
生活福祉部	市民課班	市民課長	生活福祉部職員
	生活環境課班	生活環境課長	
	保健推進課班	保健推進課長	
	地域包括支援センター一班	地域包括支援センター所長	
	社会福祉課班	社会福祉課長	
	こども家庭センター班	こども家庭センター所長	
	山形福祉室班	山形福祉室長	
産業経済部	農政課班	農政課長	産業経済部職員
	林業水産課班	林業水産課長	
	商工観光課班	商工観光課長	
企業立地港湾部	企業立地課班	企業立地課長	企業立地港湾部職員
	港湾エネルギー推進課班	港湾エネルギー推進課長	
建設部	建設企画課班	建設企画課長	建設部職員
	建設整備課班	建設整備課長	
	道路河川維持課班	道路河川維持課長	
山形総合支部	ふるさと振興課班	ふるさと振興課長	山形総合支所職員
	産業建設課班	産業建設課長	
会計部	会計課班	会計課長	会計課職員
上下水道部	経営企画課班	経営企画課長	上下水道部職員
	上下水道整備課班	上下水道整備課長	
教育部	教育総務課班	教育総務課長	教育委員会事務局職員
	学校教育課班	学校教育課長	
	学校給食センター班	学校給食センター所長	
	生涯学習課班	生涯学習課長	
	文化課班	文化課長	
	山形教育室班	山形教育室長	
	学校建設推進室班	学校建設推進室長	

部等	班	班長に充てる職	班員
協力部	協力班	議会事務局次長	議会事務局職員、選挙管理委員会事務局職員、監査委員事務局職員及び農業委員会事務局職員

別表第3 (第7条関係)

部等	班	分掌事務
総務部	総務課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書の受領及び発送に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 報道対応に関すること。 4 防災行政用無線局の管理及び運用に関すること。 5 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 6 各部門の応援職員の調整及び配備に関すること。 7 海外からの支援の受入れに関すること。 8 部内各班の連絡調整に関すること。 9 各部の総合調整に関すること。
	財政課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産（他の所管に属するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。 2 緊急予算の編成等財政措置に関すること。 3 応急公用負担に基づく補償に関すること。 4 本部用車両の集中管理及び配車並びに燃料の確保に関すること。 5 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関すること。 6 職員、被災者、物資等の輸送に関すること。 7 応急対策用資機材及び生活関連物資等の調達並びに受払いに関すること。 8 本部の電話交換に関すること。
	税務課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害調査に関すること。 2 市税の減免に関すること。 3 部内他班に対する応援に関すること。
	収納課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の徴収猶予に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。
	防災危機管理課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関すること。 2 防災会議及び本部員会議の総括に関すること。 3 気象警報、天気予報等の災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 職員の非常招集及び配備体制に関すること。 5 緊急初動特別班、現地本部、本部支援室及び調査班に関すること。

部等	班	分掌事務
		6 被害情報収集の総括及び報告に関すること。 7 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく従事命令等に関すること。 9 非常通信に関すること。 10 防災関係機関との連絡調整に関すること。 11 大規模災害時の他市町村等との相互応援に関すること。 12 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。 13 消防団の動員に関すること。 14 消防及び水防活動に関すること。 15 行方不明者の捜索に関すること。 16 避難の指示、誘導及び確認に関すること。 17 警戒区域の設定に関すること。 18 危険区域の巡視及び警戒に関すること。 19 臨時ヘリポートの設置及び運営に関すること。 20 他班の主管に属さない事務に関すること。
総合政策部	政策推進課班	1 陳情及び請願に関すること。 2 政府国会関係者等の災害視察対応に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	総合戦略班	部内他班に対する応援に関すること。
	地域づくり振興課班	1 災害広報に関すること。 2 災害写真の撮影記録に関すること。 3 輸送機関との連絡調整に関すること。 4 放送業者との連絡調整に関すること（報道対応に関することを除く。） 5 ボランティアの受入れ及び配備の総括に関すること。 6 市民センターとの連絡調整に関すること。 7 町内会等との連絡調整に関すること。 8 女性団体等との連絡調整に関すること。
	情報システム課班	1 通信機関との連絡調整に関すること（非常通信に関することを除く。） 2 電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に関すること。
	市民センター班	1 収容避難所の設置及び運営に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。
生活福祉部	市民課班	1 災害に伴う各種証明に関すること。 2 収容避難所の設置及び運営の総括に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	生活環境課班	1 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市民相談の窓口に関すること。

部等	班	分掌事務
		3 被災地の仮設便所及び公衆浴場等の設置に関する こと。 4 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する こと。 5 交通安全対策に関する こと。 6 庁内放送に関する こと。 7 被災した愛玩動物の救護対策に関する こと。
	保健推進課班	1 人的被害の調査に関する こと。 2 医療施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 3 医療及び保健衛生指導に関する こと。 4 医薬品及び医療資機材の確保に関する こと。 5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整 に関する こと。 6 遺体の検案及び処理に関する こと。 7 防疫及び感染症予防に関する こと。
	地域包括支援 センター班	1 介護保険事業所等との連絡調整に関する こと。 2 部内他班に対する応援に関する こと。
	社会福祉課班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 義援金品等の受領及び配分支給に関する こと。 3 支援物資の集積場所の設置及び運営に関する こと。 4 遺体の埋・火葬に関する こと。 5 遺体収容施設の開設及び遺体の名簿作成に関する こと。 6 社会福祉協議会及び日本赤十字社との連絡調整 に関する こと。 7 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用 手続事務に関する こと及び同法に基づく救助の総 括に関する こと。 8 災害弔慰金に関する こと。 9 福祉避難所の設置・調整に関する こと。
	こども家庭セ ンター班	1 児童福祉施設等との連絡調整に関する こと。 2 部内他班に対する応援に関する こと。
	山形福祉室班	1 人的被害の調査に関する こと。 2 山形総合支部への被害調査及び応急対策の報告 に関する こと。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 4 支援物資の集積場所の設置及び運営に関する こと。
産業経済部	農政課班	1 農業施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 2 農作物等の被害調査及び応急対策に関する こと。 3 家畜等の被害調査及び応急対策に関する こと。

部等	班	分掌事務
		4 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 各種組合との連絡調整に関すること。 6 被災農家等に対する農業関係資材のあっせん等の援助に関すること。 7 部内各班の連絡調整に関すること。
	林業水産課班	1 林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 漁港施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 海岸保全施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 各種組合との連絡調整に関すること。 6 被災林家等に対する林業関係資材のあっせん等の援助に関すること。 7 被災漁家等に対する漁業関係資材のあっせん等の援助に関すること。
	商工観光課班	1 商工関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 商工団体等との連絡調整に関すること。 3 被災商工関係者に対する融資等の援助に関すること。 4 高压ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関すること。 5 自然公園及び観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 他市町村等からの応援部隊等の宿泊施設の確保に関すること。 7 部内他班に対する応援に関すること。
企業立地港湾部	企業立地課班	1 久慈地区拠点工業団地周辺の被害調査及び応急対策に関すること。 2 誘致企業等との連絡調整に関すること。 3 労働力の確保に係る連絡調整に関すること。 4 産業経済部に対する応援に関すること。 5 所管施設の被災調査及び応急対策に関すること。 6 所管施設の指定管理者との連絡調整に関すること。
	港湾エネルギー推進課班	1 港湾管理者等との連絡調整に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。
建設部	建設企画課班	1 被災宅地の危険度判定及び被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること。 2 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 3 市営住宅入居者の救助に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。

部等	班	分掌事務
		5 被災建築物の応急危険度判定に関する事 6 応急仮設住宅の供与に関する事 7 市営住宅等への入居のあっせんに関する事 8 部内各班の連絡調整に関する事 9 部内他班の応援に関する事
	建設整備課班	1 河川、道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関する事 2 公園施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 部内他班に対する応援に関する事
	道路河川維持課班	1 道路交通規制及び道路情報に関する事 2 河川、道路、橋りょう等の被害調査及び仮復旧に関する事 3 公園施設の被害調査及び仮復旧に関する事 4 河川、道路、橋りょう等の復旧に係る資機材の確保及びあっせんに関する事 5 公園施設の復旧に係る資機材の確保及びあっせんに関する事 6 部内他班に対する応援に関する事
山形総合支部	ふるさと振興課班	1 本部との連絡調整に関する事 2 支部内の被害情報の収集の総括及び伝達に関する事 3 本部への支部内の被害情報の報告に関する事 4 市有財産（他の所管に属するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事 5 支部内の車両の集中管理及び配車並びに燃料の確保に関する事 6 生活福祉部への応援要請に関する事 7 収容避難所の設置及び運営に関する事 8 町内会等との連絡調整に関する事 9 支部内各班の連絡調整に関する事
	産業建設課班	1 産業経済部への応援要請に関する事 2 農業施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 農作物等の被害調査及び応急対策に関する事 4 家畜等の被害調査及び応急対策に関する事 5 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事 6 被災農家等に対する農業関係資材のあっせん等の援助に関する事 7 林業関係の被害調査及び応急対策に関する事 8 被災林家等に対する林業関係資材のあっせん等の援助に関する事 9 淡水漁業関係の被害調査及び応急対策に関する事

部等	班	分掌事務
		10 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11 商工団体等との連絡調整に関すること。 12 建設部への応援要請に関すること。 13 河川、道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 14 道路交通規制及び道路情報に関すること。
上下水道部	経営企画課班	1 飲料水の供給施設の設置及び管理に関すること。 2 水道の使用に係る広報に関すること。 3 部内他班に対する応援に関すること。
	上下水道整備課班	1 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 水道施設の復旧に係る資機材の確保及びあっせんに関すること。
会計部	会計課班	1 応急対策に要する経費の経理に関すること。 2 義援金の出納及び保管に関すること。 3 他部に対する応援に関すること。
教育部	教育総務課班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内各班の連絡調整に関すること。
	学校教育課班	1 児童、生徒及び教員の被害調査に関すること。 2 学校に対する連絡及び指示に関すること。 3 児童及び生徒の避難救助に関すること。 4 収容避難所の設置及び運営に関すること（所管する小学校及び中学校に開設するものに限る。） 5 教育関係団体との連絡調整に関すること。
	学校給食センター班	1 炊き出しに関すること。 2 学校給食の応急対策に関すること。
	生涯学習課班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設の指定管理者との連絡調整に関すること。 3 収容避難所の設置及び運営に関すること（所管する社会教育施設に開設するものに限る。） 4 社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 5 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 収容避難所の設置及び運営に関すること（所管する体育施設に開設するものに限る。） 7 体育関係団体との連絡調整に関すること。
	文化課班	1 文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内他班に対する応援に関すること。
	山形教育室班	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

部等	班	分掌事務
		2 児童及び生徒の避難救助に関する事。 3 収容避難所の設置及び運営に関する事（所管施設に開設するものに限る。） 4 部内他班に対する応援に関する事。
	学校建設推進室班	部内他班に対する応援に関する事。
協力部	協力班	1 自衛隊の集結場所の設置及び運営に関する事。 2 他市町村等からの応援隊及びボランティアの受入場所の設置及び運営に関する事。 3 他部に対する応援に関する事。

別表第4（第10条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

班名	分掌事務
総務班	1 本部員会議及び本部連絡員会議の開催に関する事。 2 本部長の指令等の伝達に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。
対策班	1 災害派遣要請に関する事。 2 各部が実施する災害応急対策の調整に関する事。 3 市民からの要請の処理に関する事。 4 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関する事。 5 関係機関等との連絡調整に関する事。
情報班	1 気象警報、天気予報等の受領及び伝達に関する事。 2 被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集に関する事。 3 県に対する報告に関する事。
広報班	1 災害情報の発表に関する事。 2 放送要請に関する事。 3 災害応急対策に関する広報に関する事。

別表第5（第12条関係）

本部支援室の構成及び分掌事務

班名	分掌事務
総括班	1 本部支援室の総括に関する事。 2 本部員会議の運営に関する補佐に関する事。 3 本部長の指令等の伝達に関する事。 4 各部の総合調整及び関係機関との連絡調整に関する事。
対策班	1 災害応急対策に係る情報収集及び指示に関する事。 2 各部が実施する災害応急対策の調整に関する事。 3 市民からの要請の処理に関する事。 4 災害派遣要請に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。

班名	分掌事務
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報、天気予報等の受領及び伝達に関すること。 2 被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集に関すること。 3 県及び関係機関に対する報告に関すること。 4 外部からの電話対応に関すること。
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の発表に関すること。 2 災害応急対策に関する広報に関すること。

3 - 2 - 1 気象警報発表基準等

1 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在
発表官署 盛岡地方気象台

久慈市	府県予報区	岩手県		
	一次細分区域	沿岸北部		
	市町村等をまとめた地域	久慈地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=7.9, 安堵城沢流域=2.4, 久慈川流域=42.8, 夏井川流域=14, 長内川流域=28.3, 茅森川流域=6.7, 日野沢川流域=5.1, 遠別川流域=14.2, 小屋畑川流域=7.5, 川又川流域=14.2, 葛形沢流域=12.5, 南畑沢流域=9.5, 二又川流域=6.9, 宇部川流域=9.7, 谷地中川流域=7.7, 鳥谷川流域=7.9	
		複合基準*1	久慈川流域=(5, 39.1), 夏井川流域=(5, 14), 長内川流域=(5, 22.9), 小屋畑川流域=(5, 6.7), 宇部川流域=(5, 8.7), 鳥谷川流域=(5, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	16m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	16m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ30cm
			山沿い	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	74	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬月内川流域=6.3, 安堵城沢流域=1.9, 久慈川流域=21.4, 夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6, 茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=4, 遠別川流域=11.3, 小屋畑川流域=6, 川又川流域=11.3, 葛形沢流域=10, 南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5, 宇部川流域=7.7, 谷地中川流域=6.1, 鳥谷川流域=6.3	
		複合基準*1	瀬月内川流域=(5, 5), 安堵城沢流域=(5, 1.5), 久慈川流域=(5, 17.9), 夏井川流域=(5, 8.3), 長内川流域=(5, 20.6), 茅森川流域=(5, 5.3), 日野沢川流域=(5, 4), 遠別川流域=(5, 9), 小屋畑川流域=(5, 6), 川又川流域=(5, 11.1), 葛形沢流域=(5, 8), 南畑沢流域=(5, 6.1), 二又川流域=(5, 4.4), 宇部川流域=(5, 7.7), 谷地中川流域=(5, 6.1), 鳥谷川流域=(5, 6.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ15cm
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度65%、風速7m/s以上が2時間継続 ②最小湿度35%、実効湿度60%			
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続			
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期:①最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下6℃以下であって、最低気温が平年より2℃以上低い日が数日続くとき			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

2 市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。

- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

表面雨量指数： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

3 気象等に関する特別警報の発表基準

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※
高潮		高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

※： 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量

指数)、積雪量、台風を中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

3 - 2 - 2 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録さ	—	—

	れる。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができ	固定していない家具のほ	壁のタイルや窓ガラス

	ず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	とんどが移動し、倒れるものが増える。	が破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することもある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

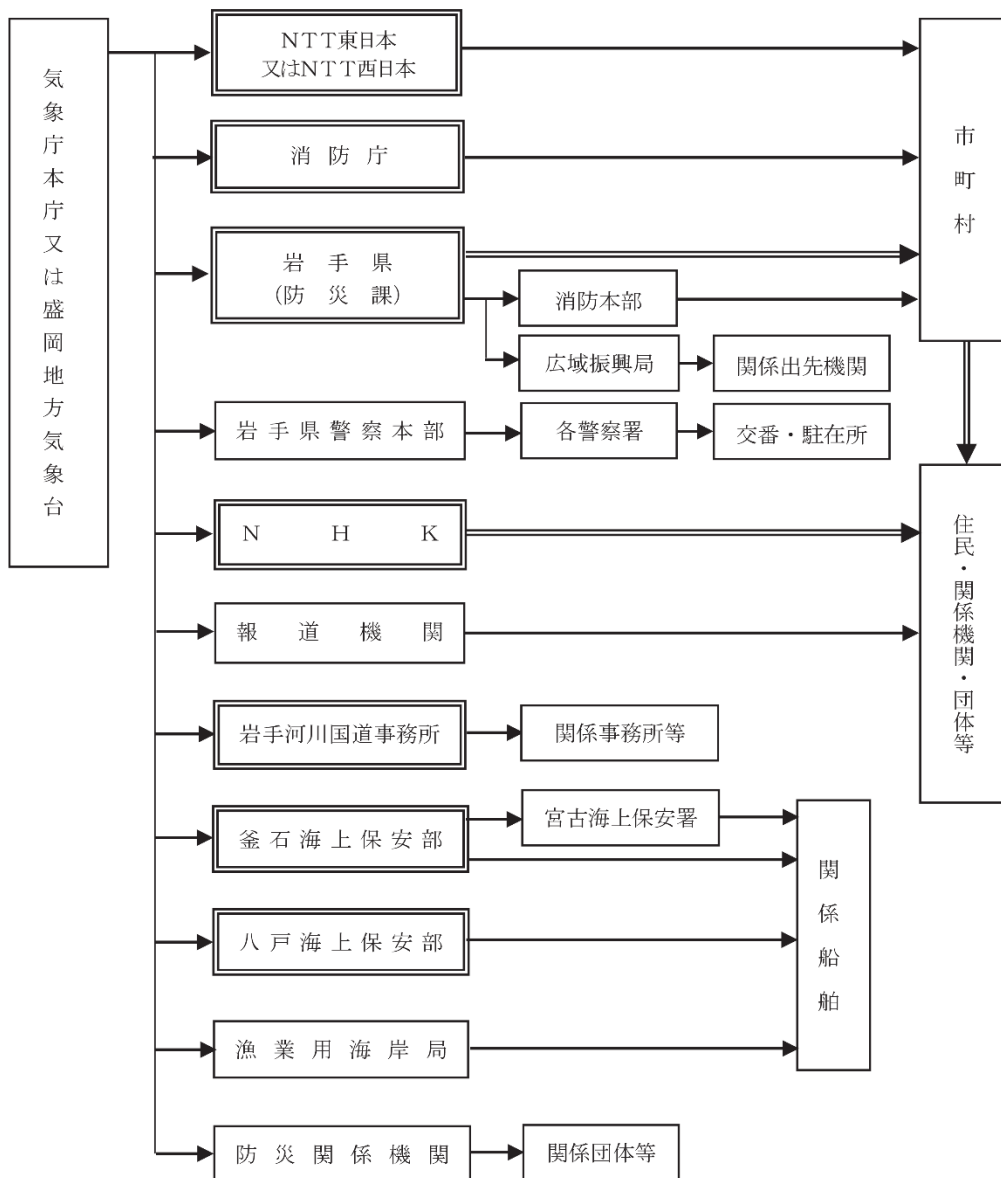
※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

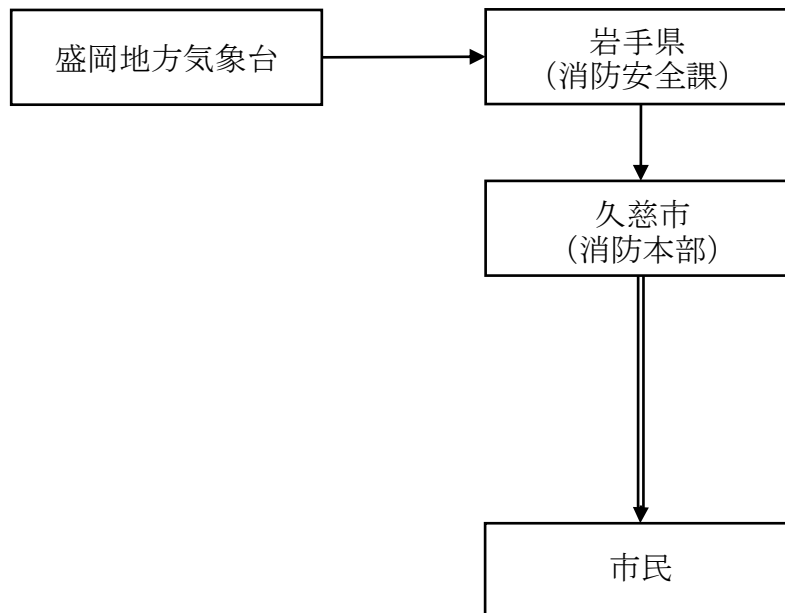
3 - 2 - 3 気象警報等伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

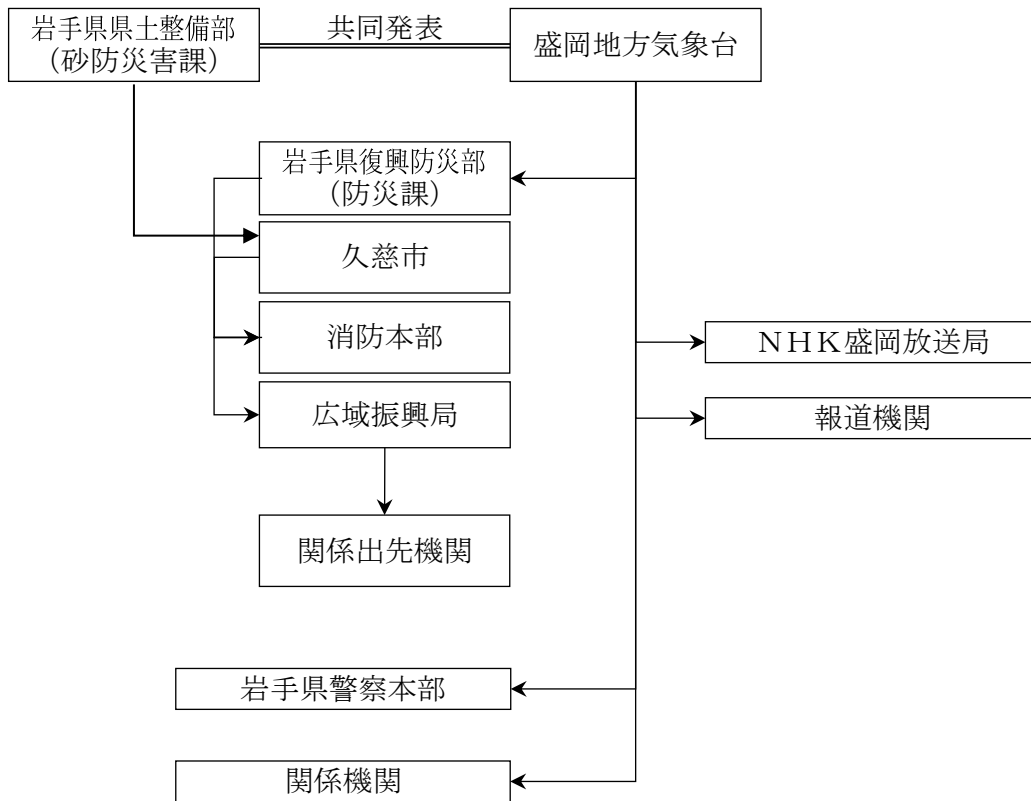
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 - 2 - 4 火災気象通報・火災警報伝達系統図

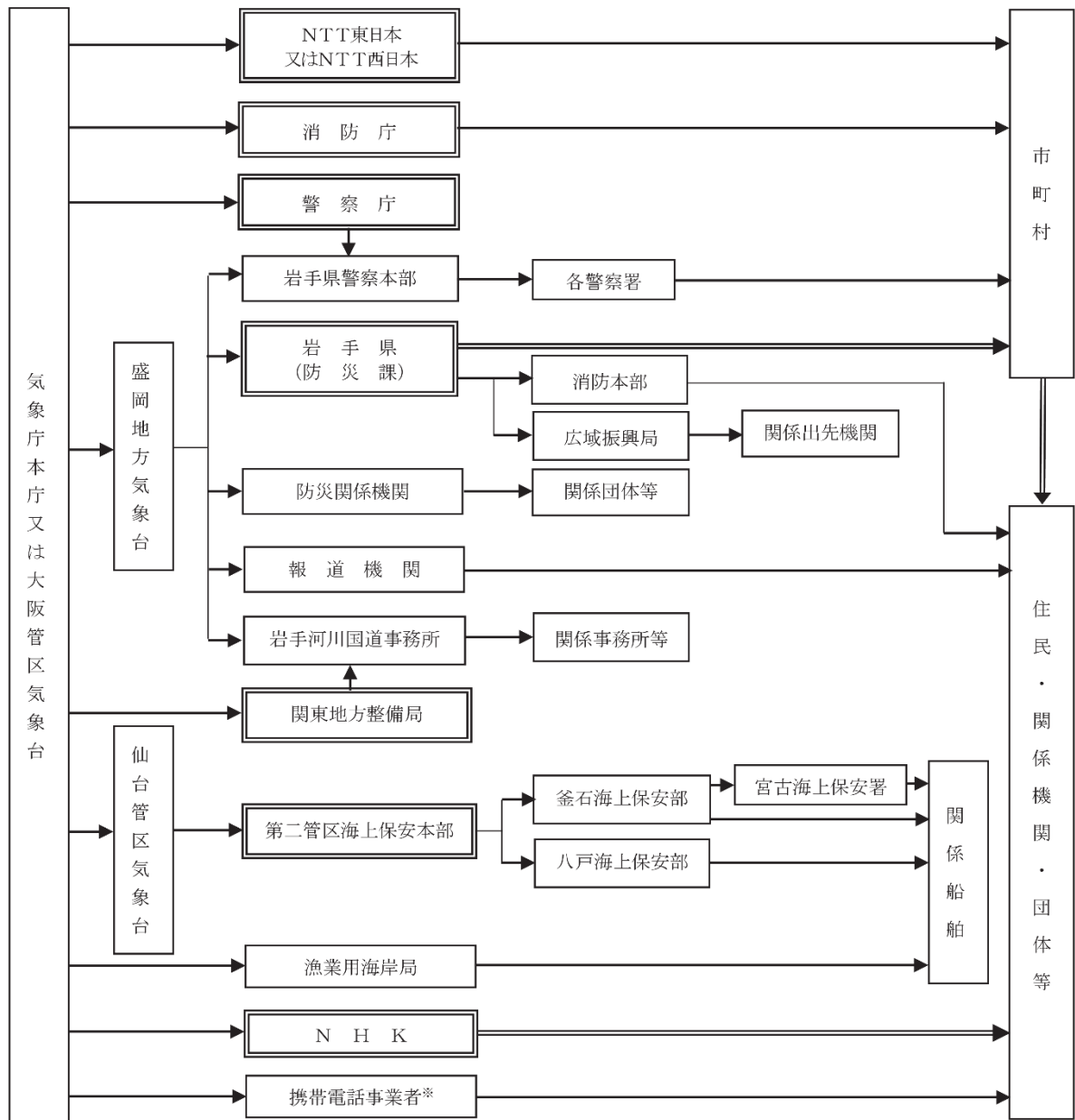


- (注) 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発する。
- 2 **——** 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 **====** 線は、火災警報の伝達系統

3 - 2 - 5 土砂災害警戒情報伝達系統図



3 - 2 - 6 地震及び津波に関する情報伝達系統図

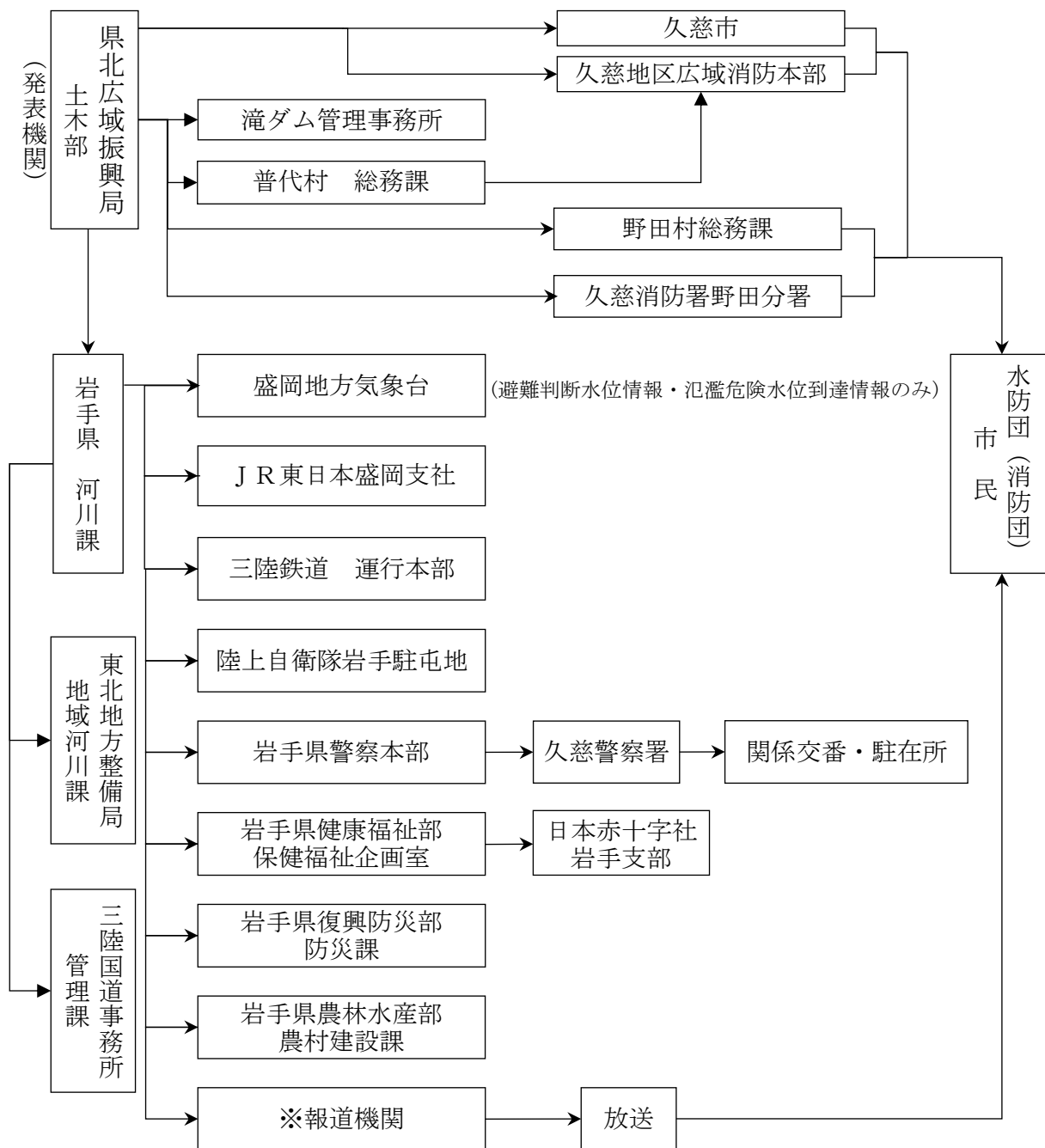


※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

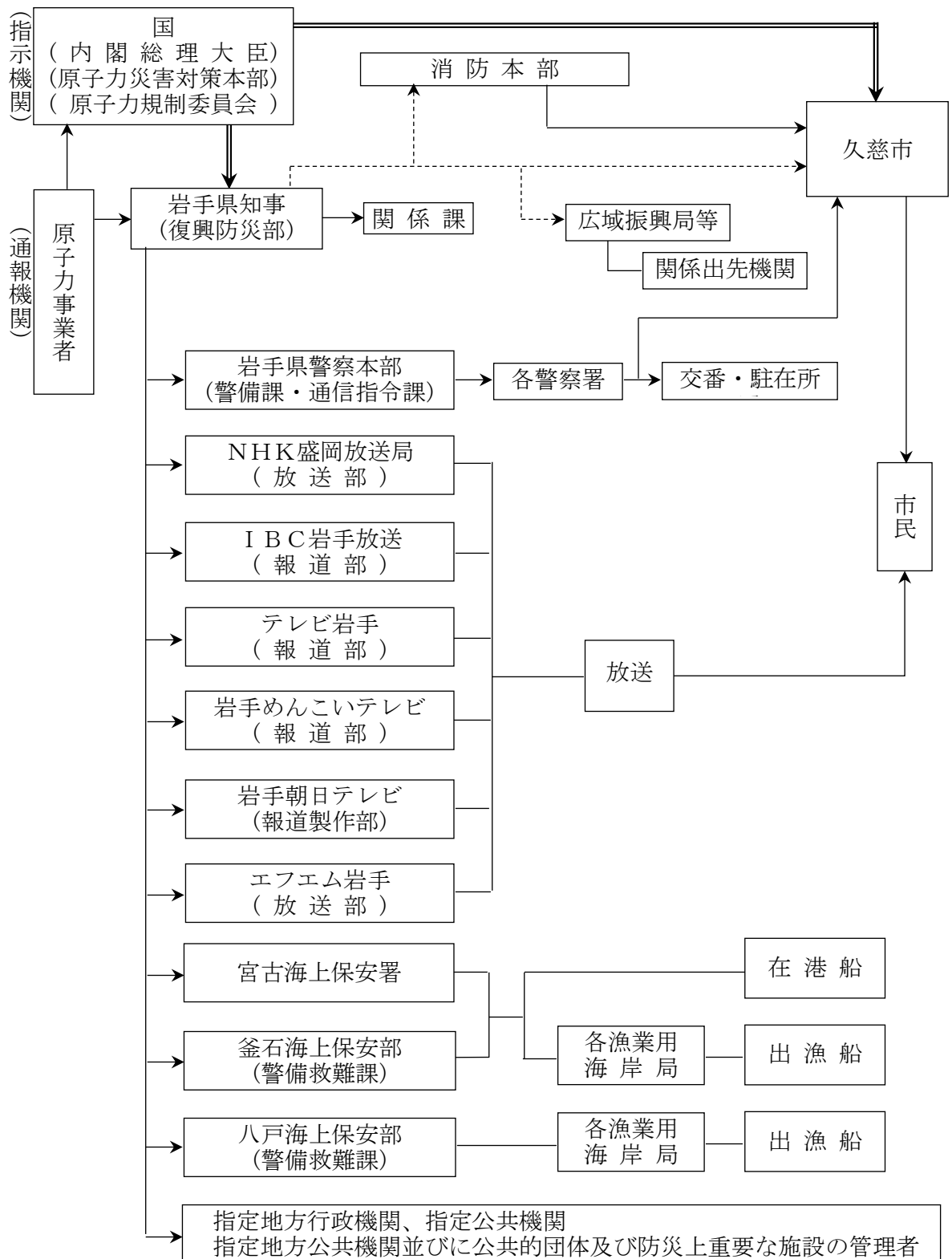
3 - 2 - 7 岩手県知事が行う水防警報伝達系統図

＜久慈川、長内川、夏井川、普代川、宇部川（上流）、宇部川（下流）
水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報＞



(注) ※ 報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

3 - 2 - 8 原子力災害特定事象発生情報等伝達系統図



注)
 ——— は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示。
 - - - - - は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線。

3 - 3 - 1 各防災機関における指定電話一覧

種別	防災関係機関名	指定電話
指定地方行政機関	東北管区警察局	022-221-7181
	東北財務局盛岡財務事務所	019-625-3351
	東北厚生局	022-726-9260
	東北農政局	022-263-1111
	東北農政局岩手県拠点 橋市庁舎	019-624-1125
	三陸北部森林管理署	0193-62-6448
	三陸北部森林管理署久慈支署	0194-53-3391
	東北経済産業局	022-263-1111
	関東東北産業保安監督部東北支部	022-263-1111
	東北運輸局	022-299-8851
	八戸海上保安部	0178-33-1221
	仙台管区气象台	022-297-8100
	盛岡地方气象台	019-622-7870
	盛岡中央郵便局	019-624-5350
	久慈郵便局	0194-53-3318
	東北総合通信局	022-221-0684
	岩手労働局	019-604-3001
	東北地方整備局釜石港湾事務所	0193-22-9111
	釜石港湾事務所久慈港出張所	0194-53-0257
	東北地方整備局三陸国道事務所	0193-62-1711
三陸国道事務所久慈維持出張所	0194-53-2790	
自衛隊	陸上自衛隊東北方面特科連隊	019-688-4311
地方公共団体	県北広域振興局経営企画部	0194-53-4981
	県北広域振興局土木部	0194-53-4990
	県北広域振興局土木部滝ダム管理事務所	0194-59-3838
	久慈保健所	0194-53-4987
	県北教育事務所	0194-53-4991
	岩手県立久慈病院	0194-53-6131
	久慈警察署	0194-53-0110
	久慈広域連合消防本部	0194-53-0119
公共機関等	日本銀行盛岡事務所	019-624-3622
	日本赤十字社岩手県支部	019-638-3610
	日本放送協会盛岡放送局	019-626-8826
	東日本高速道路(株)東北支社盛岡管理事務所	019-638-0190
	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	019-625-4021
	東日本旅客鉄道(株)久慈駅	0194-53-3277
	N T T 東日本(株)岩手支店	019-625-4411

種別	防災関係機関名	指定電話
	日本通運(株)盛岡支店	019-623-1700
	東北電力ネットワーク(株)岩手支店	019-653-2115
	東北電力ネットワーク(株)久慈電力センター	0194-53-2001
	(株)IBC岩手放送	019-623-3141
	(株)テレビ岩手	019-624-9012
	(株)岩手めんこいテレビ	019-656-3303
	(株)岩手朝日テレビ	019-629-2901
	(株)エフエム岩手	019-625-5514
	岩手県北自動車(株)	019-641-7711
	岩手県北自動車(株)久慈営業所	0194-53-5200
	三陸鉄道(株)	0193-52-0177
	三陸鉄道(株)久慈派出所	0194-52-3411
	久慈市土地改良区	0194-53-3913
	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所	0194-52-2215
	日本地下石油備蓄(株)久慈事業所	0194-53-2277

3 - 3 - 2 無線施設一覧

(令和8年1月1日現在)

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考	
久慈市	地方行政用	くじしけんせつ	基地局	久慈市役所	基地局	
		くじしけんせつ 1	移動局	久慈市役所	パトロール車	
		くじしけんせつ 2	移動局	久慈市役所	パトロール車	
		くじしけんせつ 3	移動局	久慈市役所	パトロール車	
		くじしけんせつ 4	移動局	久慈市役所	3tダンプ1号	
		くじしけんせつ 5	移動局	久慈市役所	3tダンプ2号	
		くじしけんせつ 6	移動局	久慈市役所	軽トラック	
		くじしけんせつ 7	移動局	久慈市役所	5tダンプ1号	
		くじしけんせつ 8	移動局	久慈市役所	7tダンプ3号	
		くじしけんせつ 9	移動局	久慈市役所	ドーザ5号	
		くじしけんせつ 10	移動局	久慈市役所	7tダンプ2号	
		くじしけんせつ 11	移動局	久慈市役所	ドーザ2号	
		くじしけんせつ 12	移動局	久慈市役所	グレーダー1号	
		くじしけんせつ 13	移動局	久慈市役所	ドーザ3号	
		くじけんせつやまがた	移動局	久慈市山形総合支所	ショベルドーザ	
		くじけんせつやまがた 1	移動局	久慈市山形総合支所	5tダンプ	
		くじけんせつやまがた 2	移動局	久慈市山形総合支所	7tダンプ	
		くじけんせつやまがた 3	移動局	久慈市山形総合支所	新7tダンプ	
		くじけんせつやまがた 4	移動局	久慈市山形総合支所	パトロール車	
		くじけんせつやまがた 5	基地局	久慈市山形総合支所	基地局	
		くじけんせつやまがた 6	移動局	久慈市山形総合支所	グレーダー	
		くじけんせつやまがた 7	移動局	久慈市山形総合支所	ロータリー	
		くじけんせつやまがた 8	移動局	久慈市山形総合支所	簡易移動型	
		くじけんせつやまがた 9	移動局	久慈市山形総合支所	簡易移動型	
		くじけんせつやまがた 10	移動局	久慈市山形総合支所	簡易移動型	
		くじけんせつやまがた 11	移動局	久慈市山形総合支所	新5tダンプ	
		くじけんせつやまがた 12	移動局	久慈市山形総合支所	ハイゼット	
		水道事業用	くじしすいどう	基地局	久慈市上下水道部	基地局
			くじしすいどう 1	移動局	久慈市上下水道部	水道1号車
	くじしすいどう 2		移動局	久慈市上下水道部	水道2号車	
	くじしすいどう 3		移動局	久慈市上下水道部	水道8号車	
	くじしすいどう 4		移動局	久慈市上下水道部	水道4号車	
	くじしすいどう 5		移動局	久慈市上下水道部	水道5号車	
くじしすいどう 6	移動局		久慈市上下水道部	白山浄水場		
くじしすいどう 7	移動局		久慈市上下水道部	携帯		
くじしすいどう 8	移動局		久慈市上下水道部	水道6号車		

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
		くじしすいどう 9	移動局	久慈市上下水道部	給水車
	消防用 (デジタル)	くじぼうさい	移動局	久慈市防災センター	指揮広報車
		くじだんしれい 1	移動局	久慈市防災センター	団指令車(久慈)
		くじだんしれい 2	移動局	久慈市山形総合支所	団指令車(山形)
		くじだんはんそう 1	移動局	久慈市防災センター	資材搬送車
		くじだんはんそう 2	移動局	久慈市山形総合支所	資材搬送車
		くじ1ぶんだん 1	移動局	第1分団1部屯所	ポンプ車
		くじ1ぶんだん 2	移動局	第1分団2部屯所	ポンプ車
		くじ2ぶんだん 1	移動局	第2分団1部屯所	ポンプ車
		くじ2ぶんだん 2	移動局	第2分団2部屯所	積載車
		くじ3ぶんだん 1	移動局	第3分団1部屯所	積載車
		くじ3ぶんだん 2	移動局	第3分団2部屯所	ポンプ車
		くじ3ぶんだん 31	移動局	第3分団3部屯所	積載車
		くじ3ぶんだん 32	移動局	第3分団3部屯所	積載車
		くじ4ぶんだん 11	移動局	第4分団1部屯所	ポンプ車
		くじ4ぶんだん 12	移動局	第4分団1部屯所	積載車
		くじ4ぶんだん 13	移動局	第4分団1部屯所	積載車
		くじ4ぶんだん 21	移動局	第4分団2部屯所	積載車
		くじ4ぶんだん 22	移動局	第4分団2部屯所	積載車
		くじ5ぶんだん 11	移動局	第5分団1部屯所	積載車
		くじ5ぶんだん 12	移動局	第5分団1部屯所	積載車
		くじ5ぶんだん 21	移動局	第5分団2部屯所	ポンプ車
		くじ5ぶんだん 22	移動局	第5分団2部屯所	積載車
		くじ5ぶんだん 3	移動局	第5分団3部屯所	積載車
		くじ6ぶんだん 11	移動局	第6分団1部屯所	積載車
		くじ6ぶんだん 12	移動局	第6分団1部屯所	ポンプ車
		くじ6ぶんだん 21	移動局	第6分団2部屯所	積載車
		くじ6ぶんだん 22	移動局	第6分団2部屯所	積載車
		くじ7ぶんだん 11	移動局	第7分団1部屯所	ポンプ車
		くじ7ぶんだん 12	移動局	第7分団1部屯所	積載車
		くじ7ぶんだん 2	移動局	第7分団2部屯所	積載車
くじ8ぶんだん 11	移動局	第8分団1部屯所	ポンプ車		
くじ8ぶんだん 12	移動局	第8分団1部屯所	積載車		

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
		くじ8ぶんだん 2	移動局	第8分団2部屯所	積載車
		くじ8ぶんだん 31	移動局	第8分団3部屯所	積載車
		くじ8ぶんだん 32	移動局	第8分団3部屯所	積載車
		くじ9ぶんだん 11	移動局	第9分団1部屯所	積載車
		くじ9ぶんだん 12	移動局	第9分団1部屯所	積載車
		くじ9ぶんだん 21	移動局	第9分団2部屯所	積載車
		くじ9ぶんだん 22	移動局	第9分団2部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 1	移動局	第10分団1部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 21	移動局	第10分団2部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 23	移動局	第10分団2部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 31	移動局	第10分団3部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 32	移動局	第10分団3部屯所	積載車
		くじ10ぶんだん 33	移動局	第10分団3部屯所	積載車
		くじ11ぶんだん 1	移動局	第11分団1部屯所	ポンプ車
		くじ12ぶんだん 1	移動局	第12分団1部屯所	ポンプ車
		くじ12ぶんだん 2	移動局	第12分団2部屯所	積載車
		くじ12ぶんだん 3	移動局	第12分団3部屯所	積載車
		くじ12ぶんだん 4	移動局	第12分団4部屯所	積載車
		くじ13ぶんだん 1	移動局	第13分団1部屯所	ポンプ車
		くじ13ぶんだん 2	移動局	第13分団2部屯所	積載車
		くじ14ぶんだん 1	移動局	第14分団1部屯所	ポンプ車
		くじ14ぶんだん 2	移動局	第14分団2部屯所	積載車
		くじ15ぶんだん 1	移動局	第15分団1部屯所	ポンプ車
		くじ15ぶんだん 2	移動局	第15分団2部屯所	積載車
		くじ16ぶんだん 1	移動局	第16分団1部屯所	ポンプ車
		くじ17ぶんだん 1	移動局	第17分団1部屯所	ポンプ車
		くじ17ぶんだん 2	移動局	第17分団2部屯所	積載車
		くじ18ぶんだん 1	移動局	第18分団1部屯所	積載車
		くじ19ぶんだん 1	移動局	第19分団1部屯所	ポンプ車
		くじ19ぶんだん 2	移動局	第19分団2部屯所	積載車
		くじ20ぶんだん 1	移動局	第20分団1部屯所	積載車
		くじだんけいたい 1	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 2	移動局	久慈市防災センター	携帯

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
		くじだんけいたい 3	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 4	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 5	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 10	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 11	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 12	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 13	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 14	移動局	久慈市防災センター	携帯
		くじだんけいたい 15	移動局	久慈消防署山形分署	携帯
		くじだんけいたい 16	移動局	久慈消防署山形分署	携帯
		くじだんけいたい 17	移動局	久慈消防署山形分署	携帯
		くじだんけいたい 18	移動局	久慈消防署山形分署	携帯
		くじだんけいたい 19	移動局	久慈消防署山形分署	携帯
		久慈広域 連合消防 本部	消防用 (アナログ)	くじしょうぼう	基地局
くじかがく 20	移動局			久慈消防署	携帯
くじしれい 10	移動局			久慈消防署	携帯
くじしき 10	移動局			久慈消防署	携帯
くじかがく 10	移動局			久慈消防署	携帯
くじきゅうじょ 10	移動局			久慈消防署	携帯
くじきよてん10	移動局			久慈消防本部	携帯
くじきよてん20	移動局			久慈消防本部	携帯
やまがたたんく 10	移動局			久慈消防署山形分署	携帯
消防用 (デジタル)	くじしょうぼう		基地局	久慈消防本部	
	くじしょうぼうひらさわ 1		移動局	平沢基地	卓上固定型
	くじしょうぼうひらさわ 2		移動局	平沢基地	卓上固定型
	くじかはん 1		移動局	久慈消防署	可搬型
	くじかはん 2		移動局	久慈消防署(市役所使用)	可搬型
	やまがたかはん 1		移動局	久慈消防署山形分署	可搬型
	くじしれい 1		移動局	久慈消防本部	司令車
	くじはんそう 1		移動局	久慈消防署	資機材搬送車
	くじほんぶきゅうきゅう 1		移動局	久慈消防本部	本部救急車
	くじきよてん 1		移動局	久慈消防本部	拠点機能形成車
	くじしき 1		移動局	久慈消防署	指揮車
	くじたんく 1		移動局	久慈消防署	久慈1号車
	くじたんく 2		移動局	久慈消防署	久慈2号車
	くじたんく 3		移動局	久慈消防署	久慈3号車
	くじかがく 1		移動局	久慈消防署	化学1号車
	くじかがく 2		移動局	久慈消防署	化学2号車

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
		くじこうほう 1	移動局	久慈消防署	久慈広報車
		くじこうほう 2	移動局	久慈消防署	久慈査察2号車
		くじきゅうきゅう 1	移動局	久慈消防署	久慈救急1号車
		くじきゅうきゅう 2	移動局	久慈消防署	久慈救急2号車
		くじすいそう 1	移動局	久慈消防署	水槽車
		くじきゅうじょ 1	移動局	久慈消防署	救助工作車
		くじはしご 1	移動局	久慈消防署	はしご車
		やまがたたんく 1	移動局	久慈消防署山形分署	山形1号車
		やまがたきゅうきゅう 1	移動局	久慈消防署山形分署	山形救急車
		やまがたこうほう 1	移動局	久慈消防署山形分署	査察指導車
		くじしき 11	移動局	久慈消防署	携帯
		くじしき 12	移動局	久慈消防署	携帯
		くじかがく 21	移動局	久慈消防署	携帯
		くじかがく 11	移動局	久慈消防署	携帯
		くじたんく 21	移動局	久慈消防署	携帯
		くじきゅうじょ 11	移動局	久慈消防署	携帯
		くじすいそう 11	移動局	久慈消防署	携帯
		くじきゅうきゅう 11	移動局	久慈消防署	携帯
		くじきゅうきゅう 21	移動局	久慈消防署	携帯
		くじきゅうきゅう 91	移動局	久慈消防署	携帯
		くじたんく 11	移動局	久慈消防署	携帯
やまがたたんく 11	移動局	久慈消防署山形分署	携帯		
やまがたきゅうきゅう 11	移動局	久慈消防署山形分署	携帯		
やまがたこうほう 11	移動局	久慈消防署山形分署	携帯		
岩手県	防災行政用	LASCOM岩手県岩手スパー -パート`可搬地球V3(N)	地球局	久慈市役所	
		LASCOM岩手県岩手スパー -パート`可搬地球V22(N)	地球局	久慈広域連合消防本部	
岩手県警 察本部	防災対策用 (アナログ)	いわて808	移動局	久慈警察署	携帯
国土交通省 東北地方 整備局 三陸国道 事務所 (デジタル)	水防道路用	建設 久慈国道 1	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	連絡車
		建設 久慈国道 2	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	連絡車
		建設 久慈国道 3	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	連絡車
		建設 久慈国道 4	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	パトロール車
		建設 久慈国道 5	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	パトロール車
		建設 久慈国道 6	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	パトロール車
		建設 久慈国道 7	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	パトロール車
		建設 久慈国道 31	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯
		建設 久慈国道 32	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
		建設 久慈国道 33	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯
		建設 久慈国道 34	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯
		建設 久慈国道 35	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯
		建設 久慈国道 36	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	携帯
国土交通省 東北地方 整備局 釜石港湾 事務所	港湾工事用	こうわんくじ	基地局	釜石港湾事務所久慈港出張所	
		こうわんくじ 1	移動局	釜石港湾事務所久慈港出張所	
		こうわんくじ 2	移動局	釜石港湾事務所久慈港出張所	
		こうわんくじ 3	移動局	釜石港湾事務所久慈港出張所	
		こうわんくじ 5	移動局	釜石港湾事務所久慈港出張所	
東北電力 ネットワーク(株) 岩手支社	電力業務用	くじはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
		ひらにわはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
		くじはいでん 1	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 2	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 3	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 4	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 5	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 6	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 7	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 8	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 9	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 10	移動局	東北電力NW久慈電力センター	車載
		くじはいでん 51	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 52	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 53	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 54	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 55	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 56	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 57	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		くじはいでん 58	移動局	東北電力NW久慈電力センター	携帯
		たねいちはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
		おおのはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
		のだはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
		ふだいはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター	
ひろのはいでん	基地局	東北電力NW久慈電力センター			
久慈市漁業協同組合	出漁漁船との連絡用	くじしぎょぎょう	海岸局	久慈市漁業協同組合	
久慈地区 石油コン	防災対策用 (アナログ)	ちかびぼうさい 1	移動局	久慈国家石油備蓄基地	事務所 計器室
		ちかびぼうさい 2	移動局		

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考
ビナート 等特別防 災区域防 災対策協 議会		ちかびぼうさい 3	移動局		高台計器室
		ちかびぼうさい 4	移動局		事務所
		ちかびぼうさい 5	移動局		計器室

3 - 3 - 3 非常通信運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、非常通信規約（以下単に「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

第2条 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央協議会会長が、特に必要ないと認めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

第3条 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

第4条 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会なき都道府県では、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

第5条 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地方協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会なき都道府県では地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会なき都道府県は前号に同じ。）

第6条 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の

疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

第7条 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 遭難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

(非常通報の発信)

第8条 非常通報は、法令上許される範囲において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

第9条 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

(非常通信の実施)

第10条 構成員は、第7条に係る者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

(暴動の場合の非常通信の実施)

第11条 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又

は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

(非常通信の協力)

第12条 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

第13条 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りでない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

第13条の2 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上便宜の措置を講ずるものとする。

第2章 非常通信の運用

(非常通信の運用)

第14条 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

第15条 災害地にある無線局及び、その他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

第16条 無線通信による連絡設定の場合において、A 1 A電波4,630kHzによるところが困難であるか、又はA 1 A電波4,630kHzの設備がないときは、通常通信波又は第18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

第17条 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線電信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

第18条 非常通信に使用する無線局の周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

第19条 非常事態発生のおそれがある場合は、その附近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

第20条 削除

第21条 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通報の伝送順序等)

第22条 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

二 記載方法

- (1) 受付時分は24時間制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

四 伝送方法

(1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次の区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

(2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

(3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

第23条 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

第24条 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力を挙げるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BKOSO」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

第25条 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは他数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

第26条 前条の訓練は、定期又は臨時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

第27条 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、総務省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

第28条 各無線局は、近接地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

第29条 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

第30条 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

第31条 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

第32条 削除

(訓練通信の模擬通報)

第33条 訓練通信は、原則として模擬通報によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差し出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事（または局内心得）及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

第34条 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

第35条 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別表の様式により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局による非常通信実施上に資するものとする。

第35条の2 非常通信の取扱要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

第35条の3 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

第36条 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

第37条 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は昭和26年10月17日から実施する。

附 則

この規則は昭和53年3月17日から実施する。

附 則

この規則は平成元年3月14日から実施する。

附 則

この規則は平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は平成22年2月24日から実施する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から実施する。

3 - 3 - 4 東北地方非常通信協議会構成員名簿（岩手県内構成員）
 （令和7年4月1日現在）

構成員名	
岩手県	軽米町
岩手県警察本部	野田村
盛岡市	九戸村
宮古市	洋野町
大船渡市	一戸町
北上市	岩手県町村会
久慈市	東北漁業無線協会
遠野市(消防本部)	日本放送協会盛岡放送局
陸前高田市	(株)アイビーシー岩手放送
釜石市	(株)テレビ岩手
二戸市	(株)岩手めんこいテレビ
八幡平市	(株)岩手朝日テレビ
奥州市	(株)エフエム岩手
滝沢市	(株)ラヂオ・もりおか
雫石町	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク
葛巻町	奥州エフエム放送(株)
岩手町	えふえむ花巻(株)
紫波町	一関コミュニティFM(株)
矢巾町	特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会
西和賀町	宮古エフエム放送株式会社
金ヶ崎町	北上ケーブルテレビ株式会社
住田町	盛岡ガス(株)
大槌町	三陸鉄道(株)
山田町	岩手県北自動車(株)
岩泉町	岩手開発鉄道(株)
田野畑村	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
普代村	(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業

3 - 3 - 5 アマチュア無線局一覧

(久慈ラジオクラブ会員アマチュア無線局)

(令和8年1月1日現在)

	識別信号	住所
1	J A 7 C Q Q	久慈市長内町
2	J A 7 O J K	久慈市山形町川井
3	J A 7 W X M	久慈市栄町
4	J A 7 X M V	久慈市大川目町
6	J H 7 P S Z	久慈市寺里
8	J H 7 O W R	久慈市長内町
9	J A 7 W X L	久慈市長内町
10	J R 7 A W H	久慈市大川目町
11	J H 7 Y B Q	久慈市長内町
12	J R 7 N R S	久慈市宇部町小袖

3 - 4 - 1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

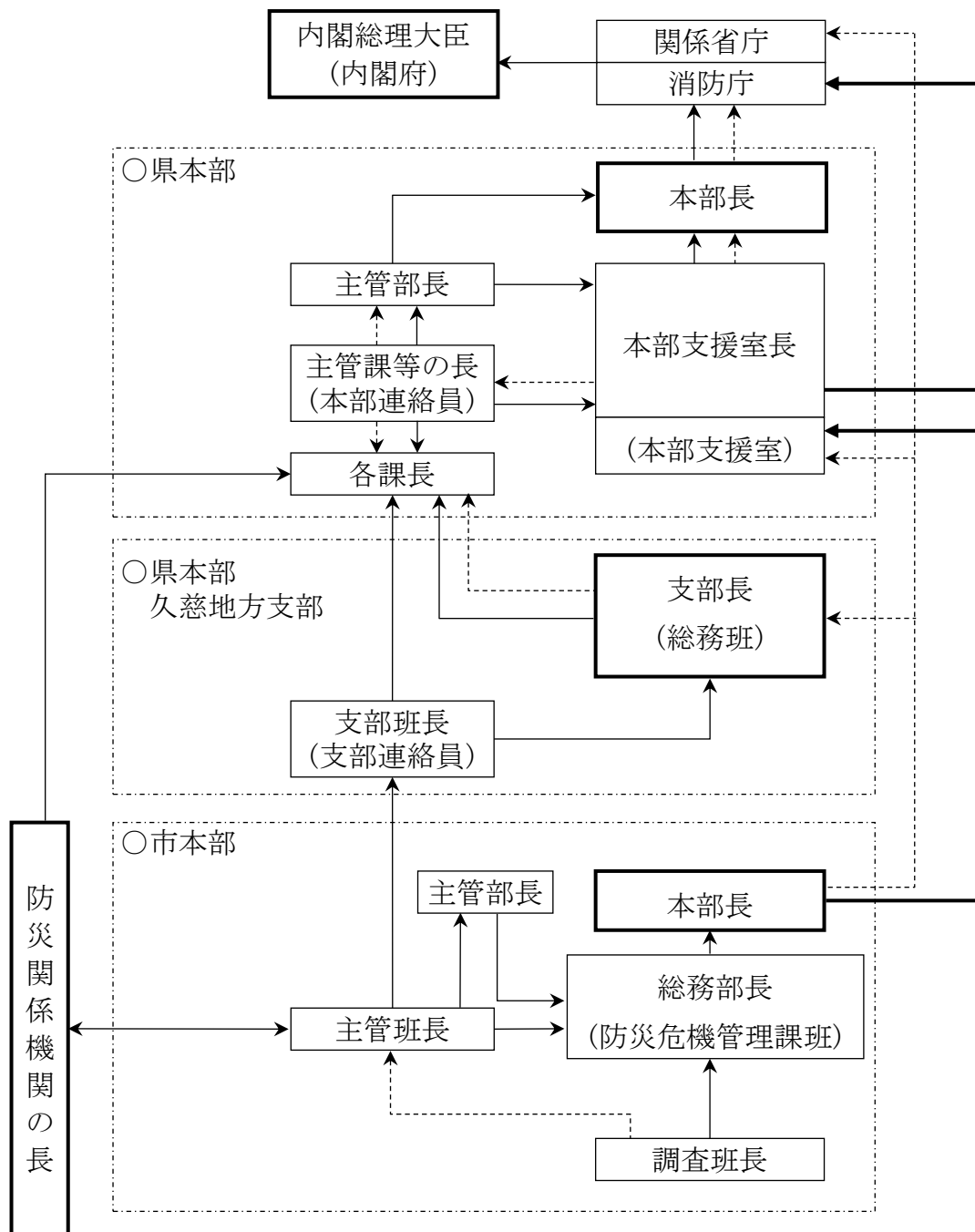
被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。	
	災害関連死者	災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疫病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	全壊、全焼、全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	半壊、半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。	
	一部破損	被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの。	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの。
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの。
田畑の被害	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害。	
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害。	
	堤防決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害。	
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの。
		流失	流失し、所在が不明になったもの。
破損		修理しなければ航行できないもの。	

	分区害被	判定基準
文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚しく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの。
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの。
	一部破損	被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの。

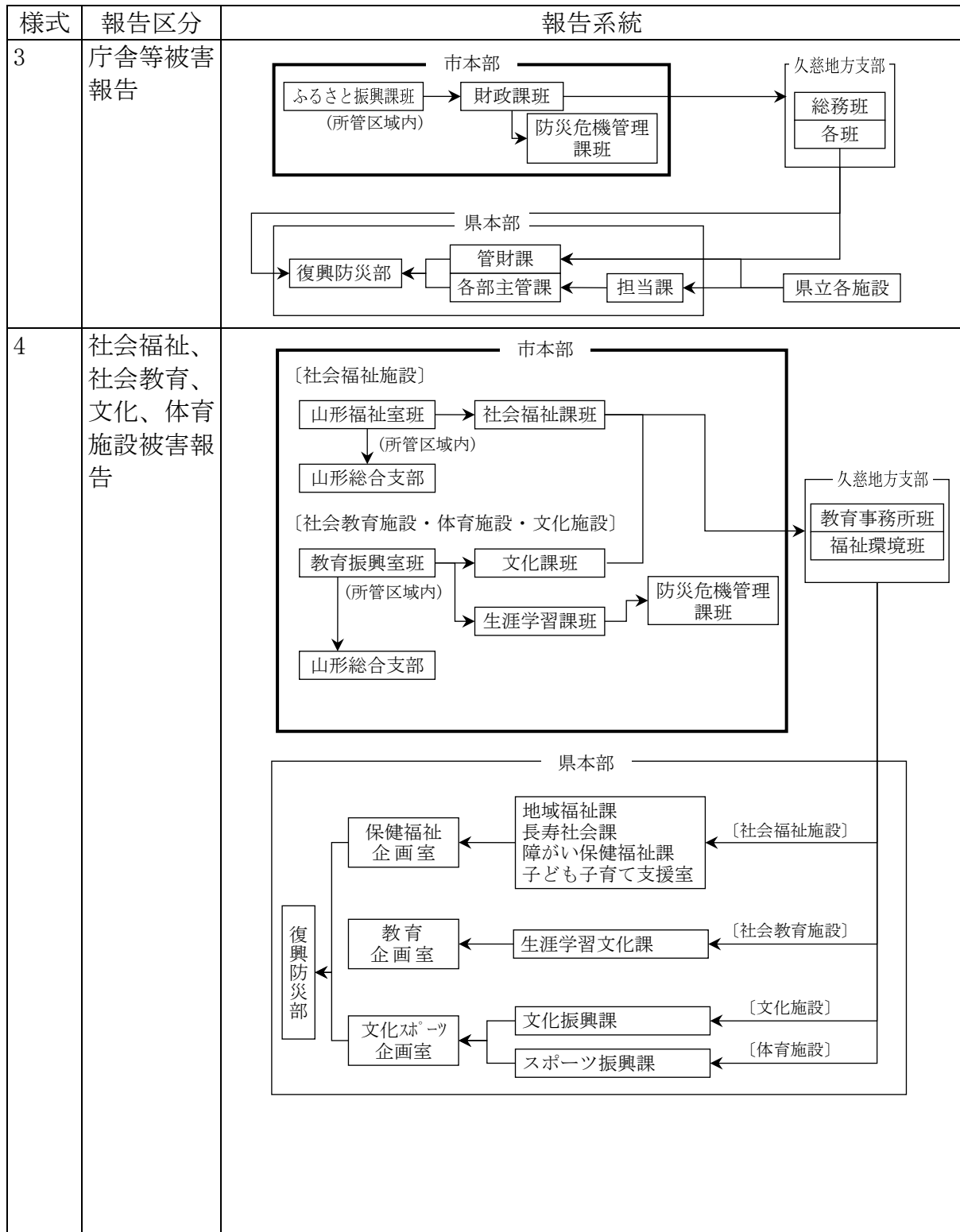
(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

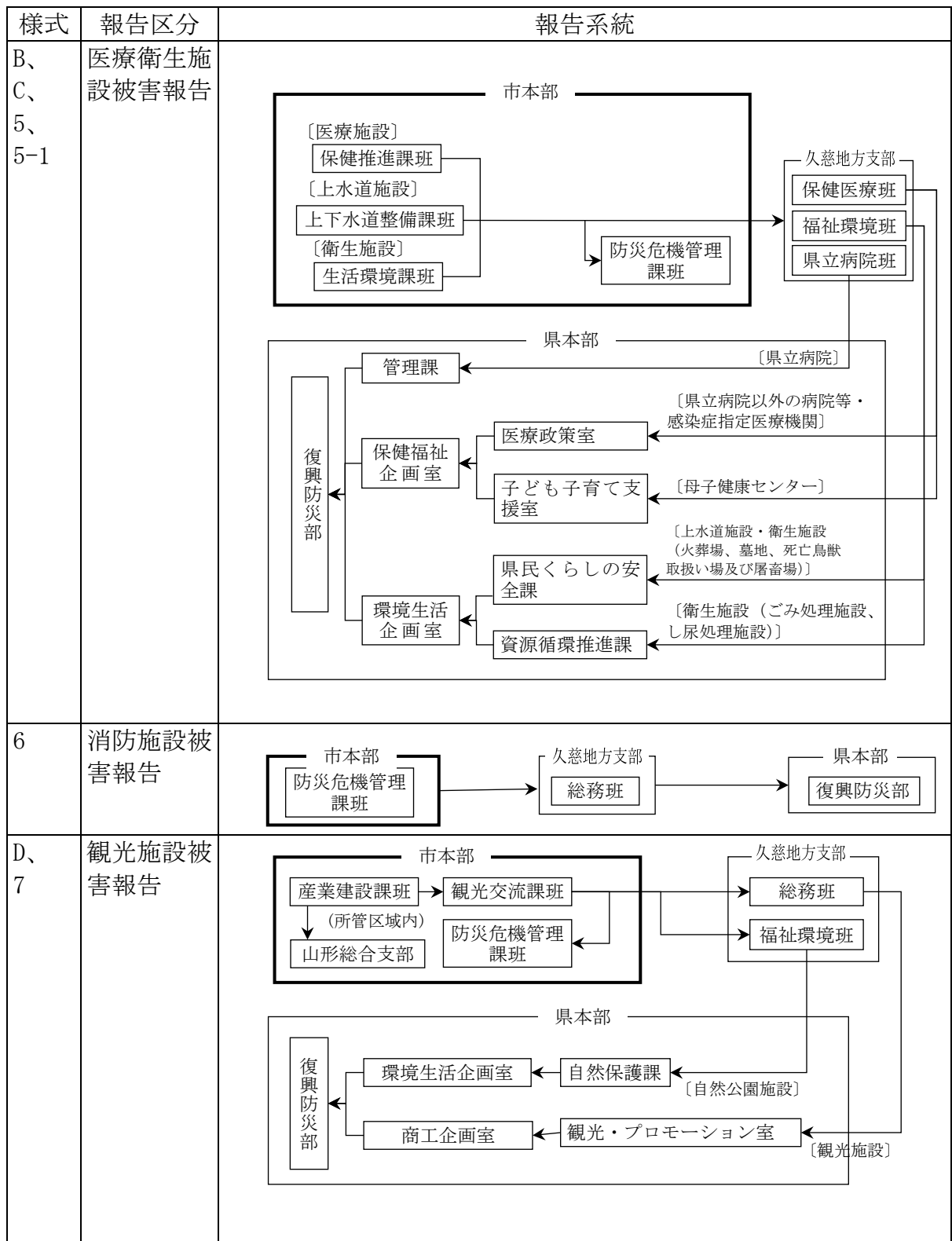
用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

3 - 4 - 2 災害情報の報告系統図

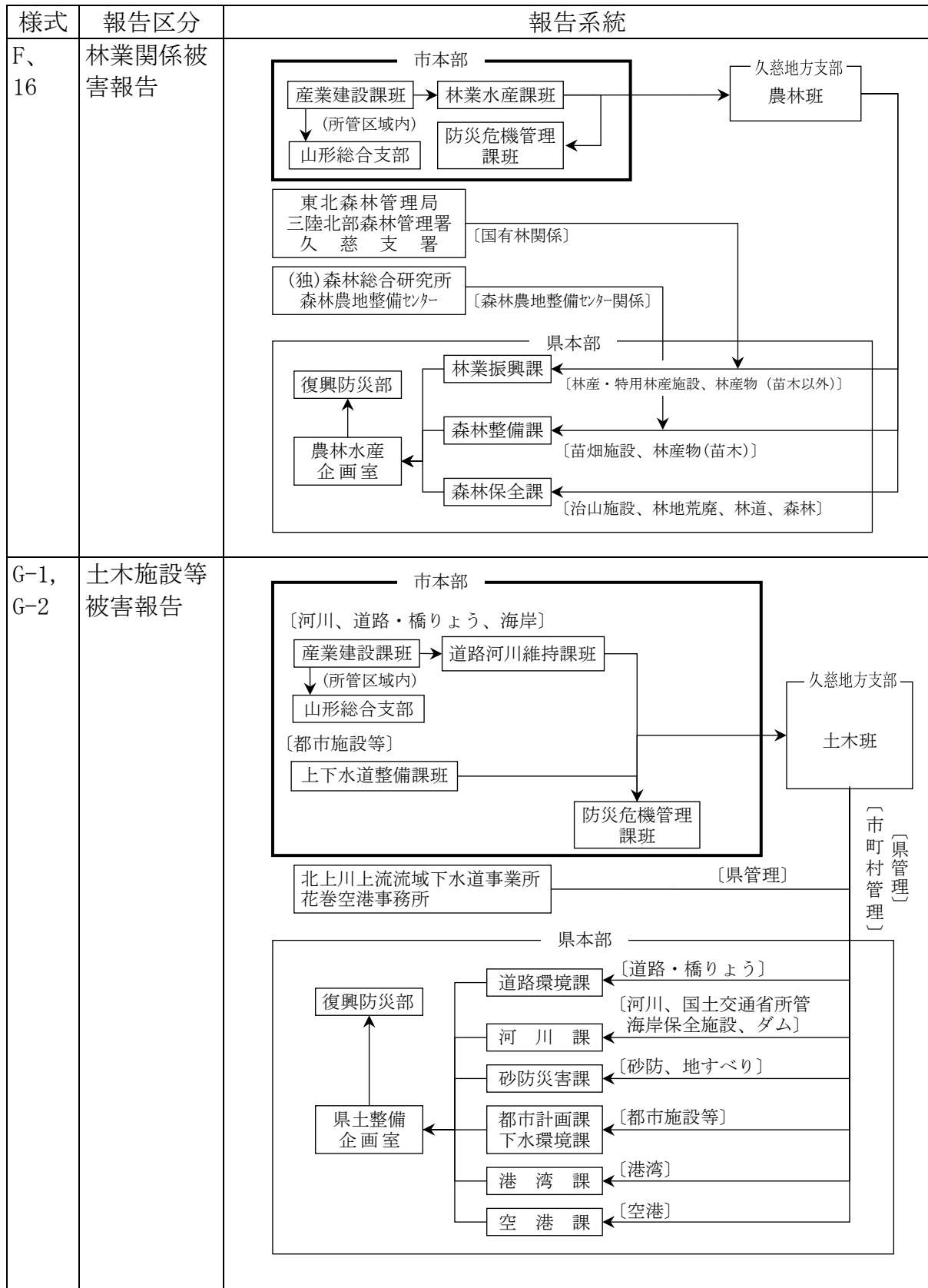


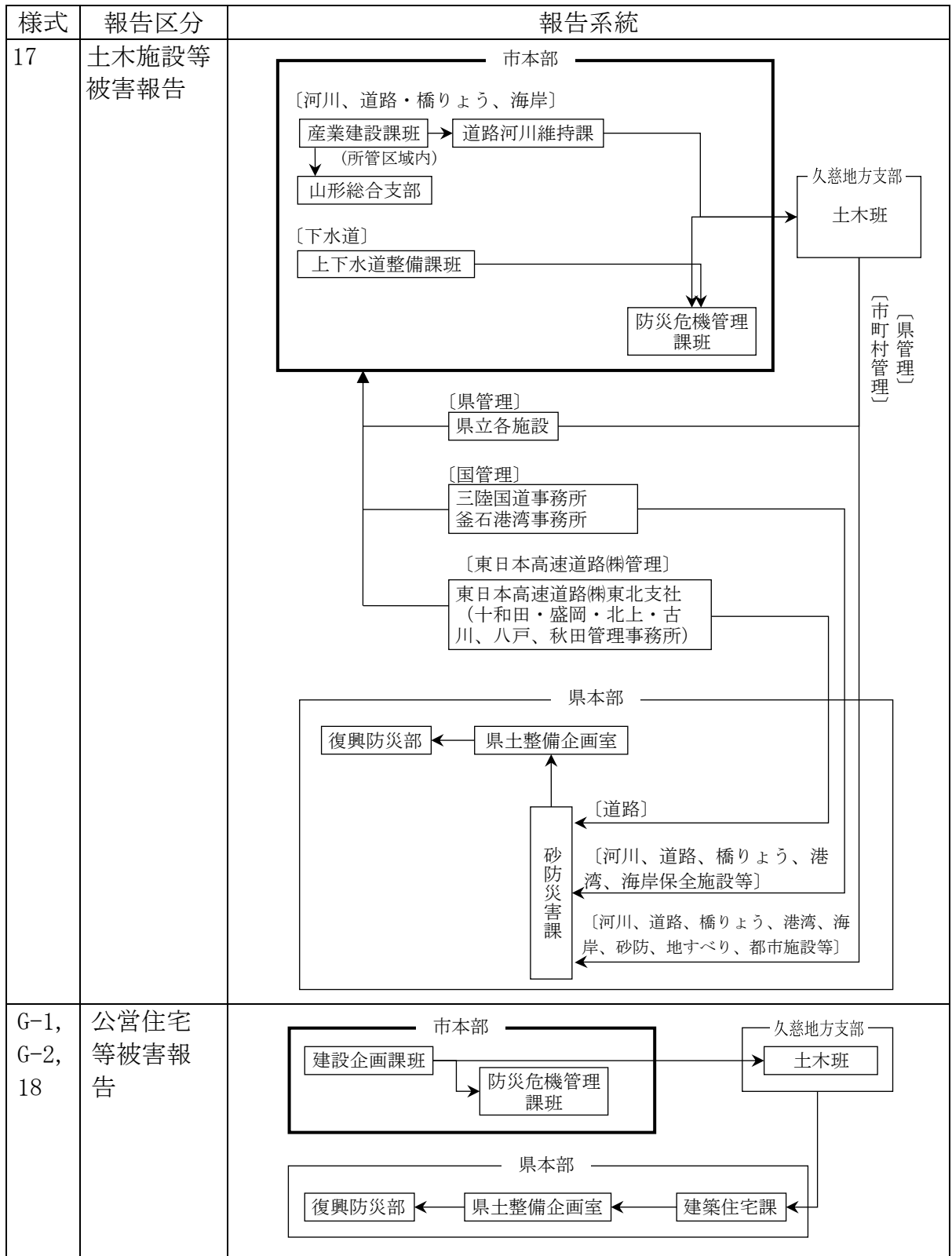
- 初期情報報告、被害額等報告、その他の報告
- 殺到情報、概括情報、直接速報基準に該当する火災・報告等の情報
- 必要な情報連絡、報告

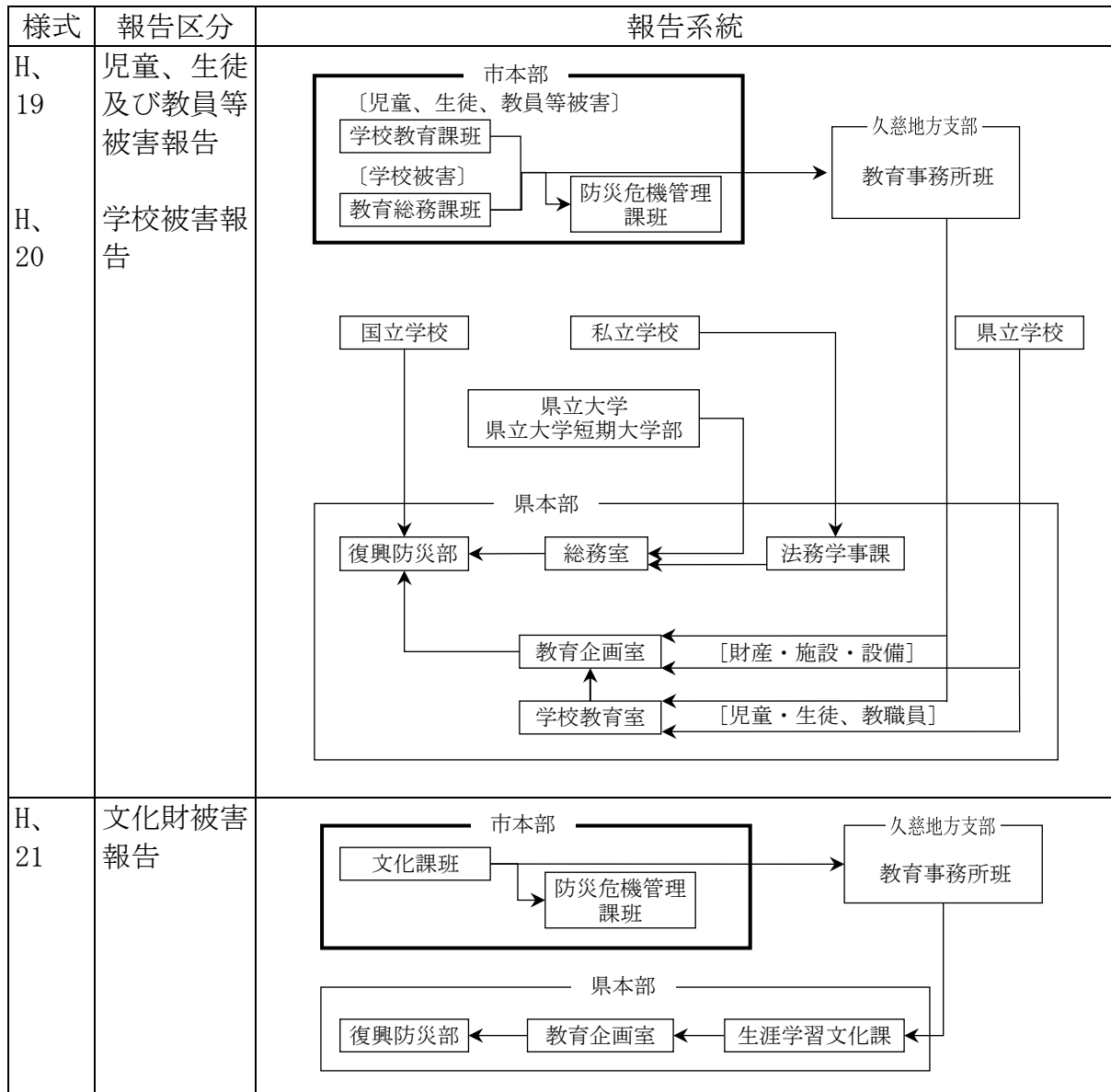




様式	報告区分	報告系統
E、 8	商工関係被害報告	<p style="text-align: center;">市本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 商工市街地振興課班 防災危機管理課班 </div> <p style="text-align: center;">久慈地方支部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 総務班 </div> <p style="text-align: center;">県本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 復興防災部 ← 商工企画室 ← 経営支援課 </div>
9	高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係被害報告	<p style="text-align: center;">市本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 商工市街地振興課班 防災危機管理課班 </div> <p style="text-align: center;">久慈地方支部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 環境福祉班 総務班 </div> <p style="text-align: center;">[ガス関係施設]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 盛岡ガス(株) (一社)岩手県高圧ガス保安協会 </div> <p style="text-align: center;">県本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 復興防災部 ← 消防安全課 ← [高圧ガス・火薬類施設] </div> <p style="text-align: center;">[鉱山関係]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 環境生活企画室 ← 環境保全課 ← [鉱山関係] </div>
F、 10	水産関係被害報告	<p style="text-align: center;">市本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 産業建設課班 → 林業水産課班 (所管区域内) 山形総合支部 防災危機管理課班 </div> <p style="text-align: center;">久慈地方支部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 水産班 </div> <p style="text-align: center;">県本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 復興防災部 ← 農林水産企画室 </div>
F、 11	漁港施設被害報告	<p style="text-align: center;">市本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 林業水産課班 ↓ 防災危機管理課班 </div> <p style="text-align: center;">久慈地方支部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 土木班 河川課 農林班 </div> <p style="text-align: center;">県本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 復興防災部 ← 農林水産企画室 ← 漁港漁村課 河川課 </div>







3 - 4 - 4 災害情報の報告系統一覧表

初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告種別・区分		市本部の報告担当部署	県本部の報告受領部署				
					久慈地方支部	県本部	取りまとめる課		
1	-	被害発生等報告		防災危機管理課班	総務班		防災課		
1-1	-	避難の指示等の状況報告		防災危機管理課班	総務班		防災課		
2、2-1、2-2	2、2-1、2-2	人的被害報告		保健推進課班	福祉環境班	復興くらし再建課	防災課		
		住家被害報告		税務課班	福祉環境班				
A、3	3	庁舎等被害報告		財政課班	総務班		防災課		
4	4	社会福祉施設、社会教育、文化施設、体育施設被害報告	社会福祉施設	社会福祉課班	福祉環境班	長寿社会課、障がい保健福祉課、地域福祉課、子ども子育て支援室	保健福祉企画室		
			社会教育施設	生涯学習課班	教育事務所班			生涯学習文化課	教育企画室
			文化施設	文化課班	教育事務所班			文化振興課	文化スポーツ企画室
			体育施設	生涯学習課班	教育事務所班			スポーツ振興課	文化スポーツ企画室
B、C、5、5-1	5、5-1	医療衛生施設被害報告	病院等	保健推進課班	保健医療班	医療政策室	保健福祉企画室		
			感染症指定医療機関	保健推進課班	保健医療班				
			母子健康センター	保健推進課班	保健医療班			子ども子育て支援室	保健福祉企画室
			上水道施設	上下水道整備課班	福祉環境班	県民くらしの安全課	環境生活企画室		
			衛生施設	生活環境課班	福祉環境班	県民くらしの安全課、資源循環推進課	環境生活企画室		
6	6	消防施設被害報告		防災危機管理課班	総務班		防災課		
D	7	観光施設被害報告	自然公園施設	商工観光課班	福祉環境班	自然保護課	環境生活企画室		
			観光施設	商工観光課班	総務班	観光・プロモーション室	商工企画室		

初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告種別・区分		市本部の報告担当部署	県本部の報告受領部署		
					久慈地方支部	県本部	取りまとめる課
E	8	商工関係被害報告		商工観光課班	総務班	経営支援課	商工企画室
9	9	高圧ガス、火薬類施設及び鉦山関係被害報告	鉦山関係	商工観光課班	保健福祉班	環境保全課	環境生活企画室
			高圧ガス、火薬類施設	商工観光課班	総務班		消防安全課
F	10	水産関係被害報告		林業水産課班	水産班		農林水産企画室
F	11	漁港施設等被害報告	海岸保全施設	林業水産課班	土木班、河川課	漁港漁村課、河川課	農林水産企画室
			海岸保全施設以外	林業水産課班	農林班	漁港漁村課	農林水産企画室
F	12	農業施設被害報告		農政課班	農林班		農林水産企画室
F	13、13-1	農作物等被害報告		農政課班	農林班		農林水産企画室
F	14	家畜等関係被害報告		農政課班	農林班		農林水産企画室
F	15	農地農業用施設被害報告	海岸保全施設	農政課班	土木班、河川課	農村建設課、河川課	農林水産企画室
			海岸保全施設以外	農政課班	農林班	農村建設課	農林水産企画室
F	16	林業関係被害報告	林産・特用林産施設	林業水産課班	農林班	林業振興課	農林水産企画室
			苗畑施設	林業水産課班	農林班	森林整備課	農林水産企画室
			治山施設	林業水産課班	農林班	森林保全課	農林水産企画室
			苗木	林業水産課班	農林班	森林整備課	農林水産企画室
			苗木以外	林業水産課班	農林班	林業振興課	農林水産企画室
			林地荒廃	林業水産課班	農林班	森林保全課	農林水産企画室
			林道	林業水産課班	農林班	森林保全課	農林水産企画室
森林	林業水産課班	農林班	森林保全課	農林水産企画室			
G-1, G-2	17	土木施設等被害報告	道路・橋りょう	道路河川維持課班	土木班	道路環境課、砂防災課	県土整備企画室

初期 情報 報告 様式	被害 額等 報告 様式	報告種別・区分	市本部の 報告担当 部署	県本部の報告受領部署				
				久慈 地方支部	県本部	取りまとめ る課		
				河川	道路河川維持 課班	土木班	河川課、砂 防災害課	県土整備企 画室
				海岸	道路河川維持 課班	土木班	河川課、砂 防災害課	県土整備企 画室
都市施設 等	上下水道整備 課班	土木班	都市計画 課、下水環 境課、砂防 災害課	県土整備企 画室				
G-1, G-2,	18	公営住宅等被害報 告	建設企画課班	土木班	建築住宅課	県土整備企 画室		
H	19	児童、生徒及び教 員等被害報告	学校教育課班	教育事務所 班	学校教育室	教育企画室		
H	20	学校被害報告	教育総務課班	教育事務所 班	/	教育企画室		
H	21	文化財被害報告	文化課班	教育事務所 班	生涯学習文 化課	教育企画室		

○ 県本部久慈地方支部のメールアドレス

- | | | |
|---|--------------|----------------------|
| 1 | 経営企画部 | BK0001@pref.iwate.jp |
| 2 | 保健福祉環境部 | BK0002@pref.iwate.jp |
| 3 | 農政部 | BK0003@pref.iwate.jp |
| 4 | 農政部農村整備室 | BK0008@pref.iwate.jp |
| 5 | 林務部 | BK0004@pref.iwate.jp |
| 6 | 水産部 | BK0005@pref.iwate.jp |
| 7 | 土木部 | BK0006@pref.iwate.jp |
| 8 | 久慈農業改良普及センター | CE0026@pref.iwate.jp |
| 9 | 県北教育事務所 | DB0019@pref.iwate.jp |

3 - 4 - 5 災害報告取扱要領

(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通達)
[最終改正 令和5年5月消防防第55号]

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日				田	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
月 日 時確定				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報告者名				学 校	箇所		
区 分		被 害		病 院	箇所		
人的被害	死 者	人		道 路	箇所		
		うち 災害関連死者	人	橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人	河 川	箇所			
	負傷者	重 傷	人	港 湾	箇所		
		軽 傷	人	砂 防	箇所		
住家被害	全 壊	棟		その他	清 掃 施 設	箇所	
		世帯			鉄 道 不 通	箇所	
		人			被 害 船 舶	隻	
	半 壊	棟			水 道	戸	
		世帯			電 話	回線	
		人			電 気	戸	
	一 部 破 損	棟			ガ ス	戸	
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
	床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯	
		世帯			り 災 者 数	人	
		人			火 建 物	件	

非住家	公共建物	棟			危険物	件	
	その他	棟			その他	件	

区 分		被 害		都道府県災害 対策本部	名 称						
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時			
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時			
公共土木施設	千円			設置市町村名 災害対策本部							
その他の公共施設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数	団体										
そ の 他	農産被害	千円						適用市町村名 災害救助法	計 団体		
	林産被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
	計				計 団体						
その他	千円			消防職員出動延人数	人						
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人						
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況										
	消防機関の活動状況										
	その他（避難指示等の状況）										

第2号様式 災害中間年報

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円							
農林水産業施設		千円							
公共土木施設		千円							
その他の公共施設		千円							
その他被害		千円							
被害総額		千円							
都道府県 災害対策本部		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

第3号様式 災害年報

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流出・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流出・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

区 分	災害名		発生年月日						計
	電 話	回線							
	電 話	回線							
	電 気	戸							
	ガ ス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
	り 災 世 帯 数	世帯							
	り 災 者 数	人							
	公立文教施設	千円							
	農林水産業施設	千円							
	公共土木施設	千円							
	その他の公共施設	千円							
	小 計	千円							
	公共施設被害市町村数	団体							
その他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
	そ の 他	千円							
	被 害 総 額	千円							
都道府県		設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部		解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

3 - 4 - 6 火災・災害等即報要領

(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通達)

[最終改正 令和5年5月消防応第55号]

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までに於いて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものと

する。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建

物等に被害を及ぼしたもの

- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの（ウ）に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイ（ア）、（イ）に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウ（ア）、（イ）に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

- 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - (2) バスの転落等による救急・救助事故
 - (3) ハイジャックによる救急・救助事故
 - (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救

助事故

- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動の状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
- ア 死者3人以上生じた火災
(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
- a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災
(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) 罹災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 (月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼ぼや棟 } 計 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそ

- れ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る災害
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分				
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要	危険物施設の区分						
事故の概要							
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等人 (人)				
			重症 人 (人)				
			中等症 人 (人)				
			軽症 人 (人)				
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
					消防本部(署)	台	
					消防団	台	
					消防防災ヘリコプター	機	
					海上保安庁	人	
					自衛隊	人	
		その他	人				
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
（例）
 - ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
 - ・避難指示の発令状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
 - ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者数	死者（性別・年齢）	負傷者等	人
	計 人	（ 人） 重 症 （ 人） 中 等 症 （ 人） 軽 症 （ 人）	人 人 人 人
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合など

においては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽症		人		一部破損		棟	未分類		棟	
	119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概要

災害の概要欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害			
災害名 ・ 報告番号	災 害 名			田	流失・埋没	ha			
	第 報				冠 水	ha			
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分		被 害		学 校		箇所			
区 分		被 害		病 院		箇所			
区 分		被 害		道 路		箇所			
人的被害	死 者	人		橋 り よ う		箇所			
	うち 災害関連死者	人		河 川		箇所			
	行方不明者	人		港 湾		箇所			
	負傷者	重 傷	人		砂 防		箇所		
		軽 傷	人		清 掃 施 設		箇所		
住家被害	全 壊		棟	その他	鉄 道 不 通		箇所		
	全 壊		世帯		被 害 船 舶		隻		
	全 壊		人		水 道		戸		
	半 壊		棟		電 話		回線		
	半 壊		世帯		電 気		戸		
	半 壊		人		ガ ス		戸		
	一 部 破 損		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
	一 部 破 損		世帯						
	一 部 破 損		人						
	床 上 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯	
	床 上 浸 水		世帯			り 災 者 数		人	
	床 上 浸 水		人			火 災 発 生			
非住家	公 共 建 物	棟		建 物		件			
	そ の 他	棟		危 険 物		件			
				そ の 他		件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県		
公立文教施設	千円				市町村		
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円		災害救助適用市町村名	計	団体	
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額	千円			119番通報件数		件	
災害の概要							
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	自衛隊の災害派遣	その他					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

3 - 6 - 1 県本部長が指定する緊急輸送道路一覧

路線名		指定区間	供用区間	備考
【高規格幹線道路】				
東北縦貫自動車道		県内全線	全線	1次
東北横断自動車道		釜石JCT～花巻JCT	全線	1次
		北上JCT～秋田県境	全線	1次
三陸縦貫自動車道		県内全線	全線	1次
三陸北縦貫道路		県内全線	全線	1次
八戸久慈自動車道		県内全線	全線	1次
宮古盛岡横断道路	達曽部道路	—	全線	1次
	築川道路	—	全線	1次
	都南川目道路	川目IC～手代森IC	全線	1次
	宮古西道路	宮古港IC～宮古根市IC	全線	1次
	宮古箱石道路	墓目～腹帯地区	全線	1次
		下川井地区	全線	1次
		川井～箱石地区	全線	1次
	平津戸松草道路	平津戸・岩井～松草	全線	1次
区界道路	区界～築川	全線	1次	
【直轄国道】				
国道4号		県内全線	全線	1次
国道45号		県内全線	全線	1次
国道46号		県内全線	全線	1次
【県管理国道】				
国道106号	45号（宮古市：築地交差点）～340号（宮古市茂市）		全線	1次
	340号（宮古市茂市）～宮古盛岡横断道路（宮古市腹帯）		全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市腹帯）～宮古盛岡横断道路（宮古市古田）		全線	1次
	宮古盛岡横断道路（宮古市古田）～宮古盛岡横断道路（宮古市下川井）		全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市下川井）～340号（宮古市下川井）		全線	1次
	340号（宮古市下川井）～宮古盛岡横断道路（宮古市箱石）		全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市箱石）～宮古盛岡横断道路（宮古市平津戸）		全線	1次
	宮古盛岡横断道路（宮古市平津戸）～宮古盛岡横断道路（宮古市区界第4地割）		全線	2次
	宮古盛岡横断道路（宮古市区界第4地		全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
	割)～宮古盛岡横断道路(宮古市区界第1地割)		
	宮古盛岡横断道路(宮古市区界第1地割)～宮古盛岡横断道路(盛岡市築川第6地割)	全線	2次
	宮古盛岡横断道路(盛岡市川目第5地割)～455号(盛岡市:市役所前交差点)	全線	1次
国道107号	45号(大船渡市盛町:権現堂交差点)～283号(遠野市宮守町下鱒沢:鱒沢交差点)	全線	1次
	283号(遠野市宮守町下鱒沢:鱒沢交差点)～107号(遠野市宮守町下鱒沢:凌沢交差点)	全線	1次
	107号(遠野市宮守町下鱒沢:凌沢交差点)～東北横断自動車道(江刺田瀬IC)	全線	2次
	東北横断自動車道(江刺田瀬IC)～秋田県境	全線	1次
国道281号	全線	全線	1次
国道282号	県内全線	全線	1次
国道283号	45号(釜石市:松原交差点)～東北横断自動車道(釜石仙人峠IC)	全線	1次
	東北横断自動車道(釜石仙人峠IC)～遠野市上郷第17地割	全線	2次
	東北横断自動車道(遠野住田IC)～340号(遠野市松崎町白岩15地割)	全線	2次
	340号(遠野市松崎町白岩15地割)～396号(遠野市綾織町:日影交差点)	全線	1次
	396号(遠野市綾織町:日影交差点)～107号(遠野市宮守町下鱒沢:鱒沢交差点)	全線	2次
	107号(遠野市宮守町下鱒沢:凌沢交差点)～4号(花巻市高木:花巻東BP矢沢交差点)	全線	1次
国道284号	県内全線	全線	1次
国道340号	青森県境～395号(軽米町軽米第14地割)	全線	2次
	395号(軽米町軽米第14地割)～106号(宮古市茂市)	全線	1次
	106号(宮古市川井)～283号(遠野市松	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
	崎町)		
	283号(遠野住田IC)～343号(陸前高田市竹駒町:廻館交差点)	全線	2次
	343号(陸前高田市竹駒町:廻館交差点)～45号(陸前高田市気仙町:高田松原西交差点)	全線	1次
国道342号	道の駅巖美溪～一関IC	全線	2次
	一関IC～宮城県境	全線	1次
国道343号	340号(陸前高田市竹駒町:廻館交差点)～4号(奥州市水沢中田町:中田町交差点)	全線	1次
	(主)一関大東線～(一)沖田渋民線	全線	2次
	(一)沖田渋民線～343号(一関大東長渋民)	全線	2次
	(主)一関大東線～343号(一関市大東町大原勝善)	全線	1次
国道346号	県内全線	全線	1次
国道395号	全線	全線	1次
国道396号	全線	全線	1次
国道397号	107号(住田町世田米小股)～〈市〉大手通り線(奥州市水沢区)	全線	1次
	〈市〉大手通り線～(一)前沢北上線	全線	2次
国道455号	全線	全線	1次
国道456号	396号(紫波町栃内)～283号(花巻市高松)	全線	2次
	(主)水沢米里線重用区間(奥州市江刺区)	全線	1次
	(主)一関北上線重用区間(奥州市江刺区)	全線	2次
	343号(一関市大東町摺沢)～284号(一関市千厩町摩王)	全線	2次
	284号(一関市千厩町摩王)～宮城県境	全線	1次
【主要地方道】			
(主)盛岡横手線	455号(盛岡市内丸:裁判所前)～〈市〉梨木町上田一丁目線	全線	1次
	全線(455号(盛岡市内丸:裁判所前)～〈市〉梨木町上田一丁目線を除く)	全線	2次
(主)釜石港線	〈市〉大町只越町1号線～283号(釜石市鈴子町:大渡橋南交差点)	全線	1次
	釜石海上保安部～〈市〉大町只越町1号線	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
(主)二戸五日市線	全線	全線	2次
(主)久慈岩泉線	全線	全線	2次
(主)水沢米里線	(一)玉里梁川線～4号(奥州市水沢区：道下交差点)	全線	1次
(主)大船渡綾里三陸線	45号(大船渡市：大船渡合庁前交差点)～大船渡港	全線	1次
	大船渡港～〈市〉綾里線	全線	2次
	(一)崎浜港線～45号(大船渡市三陸町前田)	全線	2次
(主)江刺室根線	〈市〉川内本線～343号(一関市大東町大原)	全線	2次
(主)花巻大曲線	4号(花巻市高木：花巻東BP矢沢交差点)～(一)花巻南インター線	全線	1次
(主)盛岡和賀線	全線((主)上米内湯沢線～〈町〉宮田線を除く)	全線	2次
	(主)上米内湯沢線～〈町〉宮田線	全線	1次
(主)一関北上線	4号(一関市山目：大槻交差点)～(主)一関大東線(一関市中央町：竹山交差点)	全線	1次
	(主)一関大東線(一関市中央町：竹山交差点)～107号(北上市立花)	全線	2次
	(主)水沢米里線重用区間(奥州市江刺区)	全線	1次
(主)盛岡環状線	全線	全線	2次
(主)一関大東線	全線	全線	1次
(主)軽米種市線	全線	全線	2次
(主)軽米九戸線	(主)戸呂町軽米線～340号(九戸村江刺家)	全線	1次
	395号(軽米町小軽米)～(主)戸呂町軽米線	全線	2次
(主)大更八幡平線	282号(八幡平市大更)～〈市〉北切線	全線	2次
(主)二戸九戸線	全線	全線	1次
(主)大槌小国線	全線	全線	2次
(主)花巻北上線	全線	全線	2次
(主)野田山形線	45号(野田村野田付近交差点)～野田IC	全線	2次
(主)平泉巖美溪線	(一)三日町瀬原線～〈町〉役場線	全線	2次
(主)二戸田子線	県内全線	全線	2次
(主)釜石遠野線	国道45号～〈市〉寺前線	全線	2次
(主)上米内湯沢線	全線(396号(盛岡市手代森：都南大橋東交差点)～(主)盛岡和賀線を除く)	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
	396号（盛岡市手代森：都南大橋東交差点）～（主）盛岡和賀線	全線	1次
（主）花巻平泉線	4号（花巻市二枚橋：方八丁交差点）～（主）盛岡和賀線	全線	2次
	107号（北上市和賀町横川目）～（主）北上西インター線	全線	2次
	（一）三日町瀬原線～4号（平泉バイパス）	全線	2次
	（主）盛岡和賀線～〈市〉大畑・糠塚線	全線	2次
（主）大船渡広田陸前高田線	45号（陸前高田市米崎町：広田半島入口交差点）～広田漁港	全線	2次
	〈市〉駅通り線（陸前高田市高田町字館の沖）～340号（陸前高田市高田町字大石沖）	全線	2次
（主）北上東和線	東和IC～283号（花巻市東和町安俵）	全線	2次
（主）宮古岩泉線	106号（宮古市上鼻）～〈市〉北部環状線	全線	2次
（主）重茂半島線	〈市〉重茂港線～45号（宮古市：津軽石交差点）	全線	2次
（主）戸呂町軽米線	281号（久慈市山形町戸呂町）～（主）軽米九戸線	全線	1次
	（主）軽米九戸線～395号（軽米町上館）	全線	2次
（主）岩泉平井賀普代線	45号（田野畑村：大芦交差点）～島の越漁線	全線	2次
	太田名部漁港～45号（普代村：役場口交差点）	全線	2次
（主）柏台松尾線	松尾八幡平IC～282号（八幡平市松尾）	全線	2次
（主）紫波インター線	全線	全線	2次
（主）北上西インター線	全線	全線	2次
（主）北上金ヶ崎インター線	全線	全線	2次
【一般県道等】			
（一）石鳥谷大迫線	4号（花巻市石鳥谷町好地：好地交差点）～（一）中寺林犬淵線	全線	2次
（一）花巻和賀線	〈市〉城内・大通り一丁目線～〈市〉吹張町・城内線	全線	1次
	（主）花巻大曲線～〈市〉不動・下根子線	全線	2次
（一）江刺金ヶ崎線	〈町〉谷来浦・南町線～4号（金ヶ崎町西根：西根交差点）	全線	2次
（一）不動盛岡線	〈町〉安庭線～〈市〉殿町6号線	全線	1次
	〈町〉狼久保線～〈町〉安庭線	全線	2次
（一）遠野停車場線	〈市〉穀町仲町通り線～（一）遠野住田線	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
(一)種市停車場線	(一)角ノ浜玉川線～45号(洋野町種市：緑ヶ丘交差点)	全線	2次
(一)達曾部下宮守線	全線	全線	1次
(一)紫波雫石線	紫波 I C～(主)盛岡和賀線	全線	2次
(一)盛岡鶯宿温泉線	(主)盛岡環状線～(主)盛岡横手線	全線	2次
(一)有芸田老線	田老南 I C～〈市〉市街地33号線	全線	2次
(一)玉里梁川線	全線	全線	1次
(一)若柳花泉線	〈市〉郷ノ里五輪堂線～342号(一関市花泉町老松水沢)	全線	2次
(一)花輪千徳線	宮古田鎖 I C～106号	全線	2次
(一)不動矢巾停車場線	〈町〉三堤線～(一)矢巾停車場線	全線	2次
(一)矢巾停車場線	〈町〉中央 1 号線～ 4 号(矢巾町西徳田：矢幅駅入口交差点)	全線	1次
	(一)不動矢巾停車場線～〈町〉中央 1 号線	全線	2次
(一)崎浜港線	(主)大船渡綾里三陸線～〈市〉中村線	全線	2次
(一)一戸浄法寺線	(一)二戸一戸線～〈町〉平田沢関屋線	全線	2次
(一)羽黒堂二枚橋線	(一)東宮野目二枚橋線～4号(花巻市二枚橋町：花巻空港駅口交差点)	全線	1次
(一)八木港線	全線	全線	2次
(一)野田港線	全線	全線	2次
(一)氏子橋夕顔瀬線	4号(盛岡市上堂：上堂交差点)～〈市〉上堂一丁目青山二丁目線	全線	2次
(一)岩泉停車場線	岩泉消防署～455号(岩泉町岩泉太田)	全線	2次
(一)盛岡滝沢線	〈市〉中屋敷町青山一丁目 2 号線～(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)佐倉河真城線	4号(奥州市水沢区佐倉河：道下交差点)～〈市〉大手通り線(奥州市水沢区立町：立町交差点)	全線	1次
(一)長部漁港線	45号(陸前高田市気仙町交差点)～〈市〉湊漁港 2 号線	全線	2次
(一)吉里釜石線	大槌漁港～(一)大槌小鎚線	全線	2次
(一)衣川水沢線	奥州 S I C 下り線側出入り口(奥州市胆沢小山笹森)～〈市〉附野下笹森線(奥州市胆沢小山附野)	全線	1次
(一)遠野住田線	283号(遠野市綾織町新里4地割)～遠野 I C	全線	1次
	遠野 I C～〈一〉遠野停車場線	全線	2次
(一)水海大渡線	45号(釜石市：釜石両石 I C 入口交差点)～釜石両石 I C	全線	2次
(一)新城馬口沢線	4号(奥州市：沖田交差点)～(一)衣	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
	川前沢線		
(一)角ノ浜玉川線	(一)種市停車場線～〈町〉種市漁港線	全線	2次
(一)桜峠平田線	45号(釜石市唐丹町:桜峠北交差点)～唐丹漁港	全線	2次
(一)吉浜上荒川線	45号(大船渡市三陸町:川原交差点)～〈市〉根白元屋敷線	全線	2次
(一)清水野村崎野線	〈市〉飯豊和田線～4号(北上市村崎野:北上工業団地交差点)	全線	1次
(一)相去飯豊線	〈市〉川原町線～〈市〉九年橋藤沢線	全線	1次
(一)崎山宮古線	道の駅みやこ～45号(宮古市築地2丁目)	全線	2次
(一)一関平泉線	〈市〉中央町三反田線～(主)一関北上線	全線	1次
(一)二戸軽米線	(主)二戸田子線～(一)二戸一戸線(二戸市福岡:長嶺郵便局前交差点)	全線	2次
	340号(軽米町軽米:軽米IC交差点)～〈町〉役場沢線	全線	2次
(一)中寺林犬淵線	4号(花巻市石鳥谷町中寺林:石鳥谷BP南口交差点)～(一)石鳥谷大迫線	全線	2次
(一)二戸一戸線	4号(二戸市上田面:金田一交差点)～〈市〉矢沢線	全線	1次
	〈市〉矢沢線～(主)二戸九戸線交差点(一)二戸軽米線重用区間(二戸市福岡長嶺)除く)	全線	2次
	(一)一戸浄法寺線～4号(一戸町一戸:県立一戸病院入口交差点)	全線	2次
	4号(一戸町一戸:小井田交差点)～(一)一戸浄法寺線	全線	2次
(一)宮古港線	全線	全線	2次
(一)大槌小鎚線	全線	全線	2次
(一)衣川前沢線	(一)前沢北上線～(一)新城馬口沢線	全線	2次
(一)東和花巻温泉線	(一)山の神西宮野目線～4号(花巻市東宮野目:花巻東バイパス北口交差点)	全線	1次
(一)宮古山田線	山田北IC～45号(山田町豊間根第2地割)	全線	2次
(一)小本港線	全線	全線	2次
(一)本宮長田町線	〈市〉太田橋中川町線～(主)盛岡横手線	全線	2次
	(主)盛岡環状線～〈市〉太田橋中川町線	全線	2次
	〈市〉宮沢小幅線～(主)盛岡環状線	全線	2次
(一)花巻停車場花巻温泉郷	〈市〉四日町三丁目中央線～(主)盛岡和	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
線	賀線		
(一)東宮野目二枚橋線	全線	全線	1次
(一)花巻空港インター線	全線	全線	1次
(一)山の神西宮野目線	全線	全線	1次
(一)花巻南インター線	全線	全線	1次
(一)三日町瀬原線	全線	全線	2次
(一)前沢北上線	全線	全線	2次
【市町村道】			
盛岡市道 上田四丁目稲荷町1号線	4号(盛岡市上田:NHK前交差点)～(一)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点)	全線	2次
盛岡市道 上田四丁目稲荷町2号線	(一)氏子橋夕顔瀬線(館坂交差点)～(主)盛岡横手線(稲荷町交差点)	全線	2次
盛岡市道 本町通二丁目上田四丁目線	盛岡市上田一丁目15番18号地先～<市>上田四丁目稲荷町1号線(市営体育館前交差点)	全線	2次
盛岡市道 北山一丁目10号線	盛岡市北山一丁目301番1地先～4号(盛岡市北山一丁目321番地先)	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目線	県立中央病院～盛岡市北山一丁目301番1地先	全線	1次
盛岡市道 上田一丁目1号線	盛岡市上田一丁目6番15号地先～県立中央病院	全線	1次
盛岡市道 梨木町上田一丁目線	(主)盛岡横手線～盛岡市上田一丁目6番15号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大沢川原一丁目線	455号交差点(盛岡市内丸8番4号地先)～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸大通三丁目線	106号交差点(盛岡市内丸3番1号地先)～盛岡市大通一丁目2番1号地先	全線	1次
盛岡市道 太田橋中川町線	(主)盛岡横手線～(一)本宮長田線	全線	2次
盛岡市道 内丸三ツ割五丁目1号線	455号交差点(盛岡市内丸2番1地先)～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸4号線	盛岡市内丸10番38号地先～盛岡市内丸9番18号地先	全線	1次
盛岡市道 内丸本町通一丁目線	455号交差点(盛岡市内丸11番15号地先)～盛岡市内丸10番38号地先	全線	1次
盛岡市道 宮沢小幅線	(一)本宮長田町線～(主)盛岡和賀線(アイスアリーナ南交差点)	全線	2次
盛岡市道 上堂一丁目青山二丁目線	(一)氏子橋夕顔瀬線～(一)盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 稲荷町谷地頭線	盛岡市青山一丁目23番24号地先～(一)盛岡滝沢線	全線	2次
盛岡市道 青山一丁目線	盛岡市青山一丁目9番22号地先～盛岡市青山一丁目23番24号地先	全線	2次
盛岡市道 中屋敷町青山一丁	盛岡市青山一丁目9番22号地先～(一)盛	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
目2号線	岡滝沢線		
盛岡市道 岩手飯岡駅前通線	4号(盛岡市三本柳10地割1番10地先)～盛岡市永井22地割51番地1地先	全線	2次
盛岡市道 下永林1号線	盛岡市永井22地割51番地1地先～46号(盛岡市津志田14地割70番地1地先)	全線	2次
盛岡市道 大島線	46号(盛岡市永井1地割73番1地先)～盛岡市中央卸売市場	全線	2次
盛岡市道 殿畑六号線	(一) 不動盛岡線(盛岡市永井31地割)～日本オイルターミナル	全線	1次
宮古市道 山口地区6号線	(主) 宮古岩泉線～宮古市五月町1-1地先	全線	2次
宮古市道 山口地区23号線	宮古市五月町1-1地先～宮古地区広域行政組合消防本部	全線	2次
宮古市道 山口地区1号線	(主) 宮古岩泉線～宮古地区合同庁舎	全線	2次
宮古市道 藤の川1号線	45号(宮古市藤の川1)～宮古市藤の川3-8地先	全線	2次
宮古市道 藤の川7号線	宮古市藤の川3-8地先～三陸国道事務所	全線	2次
宮古市道 小佐原1号線	45号(宮古市佐原3丁目)～〈市〉小佐原2号線	全線	1次
宮古市道 小佐原2号線	〈市〉小佐原1号線～県立宮古病院	全線	1次
宮古市道 市街地16号線	45号(宮古市田老1丁目)～宮古市田老字川向159-6地先	全線	2次
宮古市道 重茂港線	(主) 重茂半島線～重茂漁港	全線	2次
宮古市道 小堀内向新田線	45号(岩手県宮古市田老小堀内33)～田老北IC	全線	2次
宮古市道 北部環状線	45号(宮古市佐原3丁目)～〈市〉北部環状2号線	全線	1次
	〈市〉北部環状2号線～(主) 宮古岩泉線	全線	2次
宮古市道 中川原地区十四号線	106号(宮古市南町13-2)～〈市〉八幡沖鉄道踏切線(宮古市南町13-1)	全線	1次
宮古市道 八幡沖鉄道踏切線	〈市〉中川原地区十四号線(宮古市南町13-1)～宮古市役所(宮古市宮町一丁目1-18)	全線	1次
宮古市道 市街地33号線	45号(宮古市田老向山)～(一) 有芸田老線	全線	2次
宮古市道 千徳大橋線	106号(宮古市上鼻二丁目)～(一) 宮古港線	全線	1次
宮古市道 板屋近内線	(主) 宮古岩泉線～〈市〉北部環状2号線(宮古市近内第4地割22番1地先)	全線	2次
宮古市道 北部環状2号線	〈市〉北部環状線～宮古北IC	全線	1次
	宮古北IC～〈市〉板屋近内線(宮古市近内第4地割22番1地先)	全線	2次
大船渡市道 合同庁舎前線	45号(大船渡市猪川町:大船渡合庁前交差点)～大船渡地区合同庁舎	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
大船渡市道 田茂山明神前線	45号（大船渡市盛町字下舘下22-4）～大船渡市大船渡町字山馬越31-4	全線	1次
大船渡市道 県立大船渡病院線	大船渡市大船渡町字山馬越20-2～県立大船渡病院	全線	1次
大船渡市道 綾里線	大船渡市三陸町綾里字石浜77-22～(主)大船渡綾里三陸線	全線	2次
大船渡市道 中村線	(一)崎浜港線～大船渡市三陸町越喜来字杉下90-2	全線	2次
大船渡市道 崎浜旧支線	大船渡市三陸町越喜来字杉下85-3～大船渡市三陸町越喜来字杉下83-1	全線	2次
大船渡市道 旧崎浜線	大船渡市三陸町越喜来字杉下84-7～大船渡市三陸町越喜来字浪板14-6	全線	2次
大船渡市道 根白元屋敷線	大船渡市三陸町吉浜字根白85-4～(一)吉浜上荒川線	全線	2次
大船渡市道 扇洞根白線	大船渡市三陸町吉浜字扇洞73-1～根白漁港	全線	2次
大船渡市道 根白漁港線	〈市〉根白元屋敷線（大船渡市三陸町吉浜字根白18-1）～〈市〉扇洞根白線（大船渡市三陸町吉浜字根白36-2）	全線	2次
大船渡市道 野々田川口橋線	〈市〉野々田二号線（大船渡市大船渡町字野々田11）～45号（大船渡市大船渡町字野々田21）	全線	1次
大船渡市道 野々田二号線	〈市〉野々田川口橋線（大船渡市大船渡町字野々田7）～大船渡港	全線	1次
大船渡市道 宇津野沢権現堂線	45号（大船渡市盛町字宇津野沢1-3）～〈市〉市役所庁舎前線（大船渡市盛町字宇津野沢1-1）	全線	1次
大船渡市道 市役所庁舎前線	〈市〉宇津野沢権現堂線（大船渡市盛町字宇津野沢1-1）～大船渡市役所	全線	1次
大船渡市道 滝の沢線	45号（三陸IC交差点）～道の駅さんりく	全線	2次
大船渡市道 田茂山佐野線	45号～(主)大船渡綾里三陸	全線	2次
花巻市道 城内・大通り一丁目線	(一)山の神西宮野目線（花巻警察署前交差点）～(一)花巻和賀線	全線	1次
花巻市道 里川口・上町線	(一)山の神西宮野目線（里川口交差点）～花巻市上町15-1	全線	1次
花巻市道 上町・坂本線	花巻市上町15-1～花巻市役所	全線	1次
花巻市道 吹張町・城内線	(一)花巻和賀線～花巻市役所	全線	1次
花巻市道 役場庁舎入口線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割105～(一)中寺林犬淵線	全線	2次
花巻市道 役場庁舎南廻線	花巻市石鳥谷町八幡第4地割100-7～花巻北消防署	全線	2次
花巻市道 瀬畑口・下根子線	(一)山の神西宮野目線（瀬畑口交差点）～花巻市南諏訪町7-4	全線	2次
花巻市道 南諏訪町横断幹線	花巻市南諏訪町7-4～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次
花巻市道 不動・下根子線	(一)花巻和賀線～花巻市南諏訪町17-14	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
花巻市道 四日町三丁目中央線	(一)山の神西宮野目線(四日町交差点)～(一)花巻停車場花巻温泉郷線(四日町三丁目交差点)	全線	2次
花巻市道 材木町・山の神線	花巻市消防本部(花巻中央消防署)～(主)花巻大曲線	全線	2次
花巻市道 吹張町・滝ノ沢線	花巻市末広町105～花巻市消防本部(花巻中央消防署)	全線	2次
花巻市道 鍛冶町・末広町線	花巻市末広町105～(一)花巻和賀線	全線	2次
花巻市道 大畑・糠塚線	(主)花巻平泉線～花巻第二工業団地	全線	2次
花巻市道 卸町五号線	(主)花巻平泉線～花巻第一工業団地	全線	2次
花巻市道 日居城野・地森線	(一)花巻停車場花巻温泉郷線～日居城野運動公園	全線	2次
北上市道 九年橋藤沢線	107号(北上市本石町二丁目110)～(一)相去飯豊線(北上市大通り三丁目85)	全線	1次
北上市道 大天満大曲線	〈市〉九年橋藤沢線～〈市〉上川原常盤台線	全線	1次
北上市道 川原町線	4号(北上市北鬼柳29地割)～〈市〉上川原常盤台線(北上市北鬼柳32地割)	全線	1次
	(一)相去飯豊線(北上市九年橋三丁目)～〈市〉上川原常盤台線(北上市北鬼柳32地割)	全線	1次
北上市道 上川原常盤台線	〈市〉川原町線(北上市九年橋三丁目)～北上済生会病院	全線	1次
	107号(北上市新設町交差点)～〈市〉大天満大曲線(北上市芳町101)	全線	1次
北上市道 蒲沢村崎野線	4号(北上市村崎野17地割34)～〈市〉飯豊和田線(北上市村崎野17地割186)	全線	1次
北上市道 常盤台藤沢線	4号(北上市藤沢18地割102番地23)～〈市〉飯豊和田線(北上市藤沢15地割176番地2)	全線	1次
北上市道 飯豊和田線	107号(北上市北鬼柳19地割)～(一)清水野村崎野線(北上市村崎野19地割)	全線	1次
北上市道 大堤北線	4号(北上市相去町旧館沢九の一)～同市相去町古館沢一	全線	2次
北上市道 飯豊秋葉線	4号(北上市村崎野19地割)～〈市〉川原町南田線(北上市北工業団地201)	全線	2次
北上市道 川原町南田線	〈市〉飯豊秋葉線(北上市北工業団地201)～川原町南田線(川原町同市北工業団地1-1)	全線	2次
	〈市〉川原町南田線(北上市二子町馬場野1-2)～〈市〉川原町南田線(北上市成田27地割100-14)	全線	2次
北上市道 第2073124号線	〈市〉飯豊秋葉線～北上工業団地	全線	2次
北上市道 後藤工業団地線	(一)後藤野野中線～〈市〉後藤工業団地三号線	全線	2次
北上市道 後藤工業団地三号線	〈市〉後藤工業団地線～後藤野工業団地(北上市和賀町後藤2地割106-170)	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
北上市道 成田黒沢尻線	〈市〉飯豊秋葉線（北上市北工業団地563-3）～〈市〉川原町南田線（北上市成田27地割100-14）	全線	2次
北上市道 第1002053号線	4号（北上市相去町平林38-3）～〈市〉第1023045号線（北上市相去町平林8-17）	全線	2次
北上市道 第1023045号線	〈市〉第1023053号線（北上市相去町平林8-17）～〈市〉第1023052線（北上市相去町山根梨の木43-102）	全線	2次
北上市道 第1023052号線	〈市〉第1023045号線（北上市相去町大松沢1-23）～（主）北上金ヶ崎インター線（北上市相去町大松沢1-14）	全線	2次
久慈市道 東駅前線	久慈市川崎町第1地割67-1～久慈市川崎町第1地割66-37	全線	1次
久慈市道 久慈駅東口線	久慈市川崎町第1地割66-37～久慈市川崎町第2地割1-16	全線	1次
久慈市道 二十八日町新井田線	281号（久慈市二十八日町一丁目1）～久慈市表町第1地割59-20	全線	1次
	久慈市田屋町第2地割50-5～久慈IC	全線	1次
久慈市道 下長内旭町線	久慈市川崎町第2地割1-16～久慈市旭町第7地割41-1	全線	1次
	久慈市長内町第27地割30-3～久慈市川崎町第3地割8-7	全線	2次
久慈市道 広美町海岸線	久慈市長内町第23地割64-21～45号（久慈市長内町第34地割20-4）	全線	2次
	久慈市長内町第34地割20-4～久慈市長内町第37地割15-10	全線	1次
久慈市道 久慈夏井線	281号（久慈市八日町二丁目37）～281号（久慈市十八日町二丁目1）	全線	2次
久慈市道 久慈港線	〈市〉広美町海岸線（久慈市長内町第34地割37-15）～長内工業団地（久慈市長内町第34地割57-2）	全線	2次
久慈市道 門前源道線	〈市〉下長内旭町線（久慈市旭町第9地割42-15）～県立久慈病院（久慈市旭町第9地割52-3）	全線	1次
遠野市道 一日市新町線	（一）遠野住田線～遠野地区合同庁舎	全線	2次
遠野市道 一日市新張線	283号・340号（遠野市松崎町白岩15地割）～〈市〉穀町仲町通り線（穀町1地割交差点）	全線	2次
遠野市道 穀町仲町通り線	遠野警察署～（一）遠野停車場線	全線	2次
遠野市道 上組町青笹線	遠野市上組町15-2～〈市〉東館上組町線（上組町12地割交差点）	全線	2次
遠野市道 東館上組町線	遠野警察署～〈市〉上組町青笹線（上組町13地割交差点）	全線	2次
一関市道 中央町三反田線	（一）一関平泉線～一関市銅谷町204-3	全線	1次
一関市道 朴中里線	（一）一関北上線～一関市竹山町5-1	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
一関市道 東工業団地線	(主)一関大東線～一関市狐禅寺字大平133	全線	1次
	〈市〉東工業団地線(一関市狐禅寺字大平133)～〈市〉東台環状線(一関市東台14-5)	全線	2次
一関市道 狐禅寺太平線	一関市狐禅寺字大平133～一関市滝沢字宮田118-19	全線	1次
	一関市滝沢字宮田118-19～一関市滝沢字宮田118-88	全線	1次
一関市道 狐禅寺太平2号線	一関市狐禅寺字大平131～一関市狐禅寺字大平118-19	全線	1次
一関市道 泥田立沢線	一関市山目字泥田21-1～342号(一関市山目字泥田20-9)	全線	2次
一関市道 川内本線	一関市大東町大原字立町87-1～(主)江刺室根線	全線	2次
一関市道 立町線	一関市大東町大原字立町1-1～343号(一関市大東町大原字町裏119-3)	全線	2次
一関市道 大原渋民線	一関市大東町渋民字大洞地11-2～343号(一関市大東町渋民字横張4-8)	全線	2次
一関市道 北方館山線	456号(一関市千厩町千厩字町230)～一関市千厩町千厩字北方16-2	全線	2次
一関市道 北方線	一関市千厩町千厩字北方16-2～一関市千厩町千厩字北方16-3	全線	2次
一関市道 千厩新町北方線	456号(一関市千厩町千厩字町60-1)～一関市千厩町千厩字北方22-5	全線	2次
一関市道 駒場横井田線	一関千厩町千厩字横井田70-7～456号(一関千厩町千厩字横井田66-5)	全線	2次
一関市道 千厩病院線	一関千厩町千厩字横井田70-7～一関市千厩町千厩字上駒場87-3	全線	2次
一関市道 多目的グラウンド線	一関千厩町千厩字草井沢32-10～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 萩の森団地線	一関千厩町千厩字草井沢32-10～一関千厩町千厩字草井沢32-10	全線	2次
一関市道 駒場金田線	一関市千厩町千厩字上駒場106-1～一関市千厩町千厩字中駒場19-6	全線	2次
一関市道 中駒場線	一関市千厩町千厩字上駒場120-5～一関市千厩町千厩字中駒場14-1	全線	2次
一関市道 千厩奥玉線	284号(一関市千厩町千厩字下駒場174-4)～一関市千厩町千厩字上駒場152-2	全線	2次
一関市道 駒場広域道路線	284号(一関市千厩町千厩字上駒場285-8)～一関市千厩町千厩字上駒場360-9	全線	2次
一関市道 郷ノ里五輪堂線	(一)若柳花泉線～一関市花泉町桶津字下原78-1	全線	2次
一関市道 東台環状線	〈市〉東工業団地線(一関市東台14番77地先)～〈市〉東工業団地線(一関市東台14番77地先)※環状線全て指定	全線	2次
陸前高田市道 栃ヶ沢7号線	陸前高田市竹駒町字栃ヶ沢47-14～陸前	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
	高田市竹駒町字栃ヶ沢47-13		
陸前高田市道 栃ヶ沢8号線	陸前高田市高田町字鳴石38-2～陸前高田市竹駒町字栃ヶ沢47-13	全線	2次
陸前高田市道 相川鳴石線	340号（陸前高田市竹駒町字相川204-6）～陸前高田市高田町字鳴石52-11	全線	2次
陸前高田市道 鳴石和野線	〈市〉相川鳴石線（陸前高田市高田町字鳴石51番1）～〈市〉和野線（陸前高田市高田町字西和野40番1）	全線	2次
陸前高田市道 西和野山苗代線	〈市〉和野線（陸前高田市高田町字西和野91番14）～〈市〉川向荒沢線（陸前高田市高田町字山苗代48番3）	全線	2次
陸前高田市道 和野線	〈市〉鳴石和野線（陸前高田市高田町字荒町24番）～〈市〉西和野山苗代線（陸前高田市高田町字西和野57番1）	全線	2次
陸前高田市道 湊漁港2号線	長部漁港（陸前高田市気仙町字湊109番）～（一）長部漁港線（陸前高田市気仙町字湊178番9）	全線	2次
陸前高田市道 川向荒沢線	45号（陸前高田市米崎町字川向26番12）～〈市〉西和野山苗代線（陸前高田市高田町字荒沢33番2）	全線	2次
陸前高田市道 駅通り線	〈市〉大石沖館の沖線（陸前高田市高田町字大石110番9）～陸前高田市役所	全線	2次
釜石市道 大町只越町1号線	釜石市只越町3丁目～釜石市只越町1丁目	全線	1次
釜石市道 只越天神町線	（主）釜石港線～釜石市只越町3丁目	全線	1次
釜石市道 松倉4号線	283号（釜石市野田町2丁目）～県立釜石病院	全線	1次
釜石市道 小佐野町8号線	283号（釜石市小佐野町1丁目）～釜石市小佐野町1丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町1号線	釜石市小佐野町1丁目～釜石市小佐野町4丁目	全線	2次
釜石市道 野田向定内線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町2丁目	全線	2次
釜石市道 向定内11号線	釜石市定内町2丁目～釜石市定内町4丁目	全線	2次
釜石市道 小佐野町大沢線	釜石市小佐野町4丁目～釜石市定内町2丁目	全線	2次
	釜石市定内町4丁目～独立行政法人国立病院機構釜石病院	全線	2次
釜石市道 鈴子町中央線	283号（釜石市鈴子町8）～釜石市鈴子町8	全線	2次
釜石市道 鈴子町中妻線	釜石市鈴子町14～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町北線	釜石市鈴子町15～釜石市鈴子町13	全線	2次
釜石市道 鈴子町1号線	283号（釜石市鈴子町9）～釜石市鈴子町15	全線	2次
釜石市道 八雲町1号線	283号（釜石市：釜石警察署入口交差点）～釜石警察署	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
釜石市道 大平工業団地2号線	45号(釜石市大平町4丁目)～(市)太平工業団地1号線	全線	2次
釜石市道 大平工業団地1号線	(市)太平工業団地2号線～岩手オイルターミナル	全線	2次
釜石市道 寺前線	(主)釜石遠野線(釜石市鶴住居町5丁目)～南三陸沿岸国道事務所(釜石市鶴住居町5丁目)	全線	2次
二戸市道 枋ノ木市民会館線	(主)二戸九戸線～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 枋ノ木中道線	二戸市石切所字前小路62-3地先～二戸市石切所字荷渡14-4地先	全線	2次
二戸市道 大村前小路線	二戸市石切所字前小路62-3地先～(主)二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 下川又中村線	(主)二戸九戸線～二戸市役所	全線	1次
二戸市道 上田面1号線	4号(二戸市金田一字上田面46-3地先)～二戸消防署・二戸警察署	全線	2次
二戸市道 諏訪前2号線	4号(二戸市石切所字諏訪前63-2)～(主)二戸五日市線	全線	2次
二戸市道 矢沢線	(一)二戸一戸線～395号(二戸市仁左平字矢沢76-1地先)	全線	1次
二戸市道 長嶺上東線	(一)二戸軽米線～二戸市堀野字上東72-1地先	全線	2次
二戸市道 大沢倉小清水線	二戸市堀野字上東72-1地先～二戸市福岡字大平70-4地先	全線	2次
二戸市道 福岡大平線	二戸市福岡字大平70-4地先～二戸市労働環境施設運動公園	全線	2次
八幡平市道 森子線	282号(八幡平市野駄第21地割230番2地先)～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 森子支線	八幡平市野駄第21地割150番1地先～八幡平市野駄第21地割164番	全線	2次
八幡平市道 松尾線	282号(八幡平市松尾第27地割107番2地先)～八幡平市野駄第21地割1番22地先	全線	2次
八幡平市道 北切線	(主)大更八幡平線～八幡平市大更第35地割63番56	全線	2次
八幡平市道 工業団地線	282号～盛岡北部工業団地	全線	2次
八幡平市道 大更中央線	282号～八幡平市立病院	全線	2次
奥州市道 大手通り線	397号(奥州市水沢区西2)～(一)佐倉河真城線	全線	1次
奥州市道 川原小路柳町線	総合水沢病院～奥州市水沢区字川原小路11-2	全線	2次
奥州市道 十文字秋成線	343号(奥州市水沢区中田町5)～(一)佐倉河真城線	全線	2次
奥州市道 北上野福原線	(一)佐倉河真城線～奥州市水沢区大鐘町2丁目14	全線	2次
奥州市道 西町下笹森線	397号(奥州市水沢区西町2)～奥州市胆沢区小山字下笹森106-4	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
奥州市道 南上野桜屋敷線	県立胆沢病院～〈市〉西町下笹森線	全線	1次
奥州市道 中町小境線	456号（奥州市江刺区大通り5）～奥州市江刺区西大通り91-2	全線	2次
奥州市道 高縁相馬檀線	奥州市胆沢南都田字小十文字160～397号（奥州市胆沢若柳下松原97）	全線	2次
奥州市道 下萱刈窪鶴田線	（一）前沢北上線～奥州市胆沢南都田字小十文字160	全線	2次
奥州市道 南八日市新地野線	（主）水沢米里線（奥州市江刺岩谷堂字南八日市）～〈市〉耳取三ノ関線（奥州市江刺岩谷堂字松長根）	全線	2次
奥州市道 耳取三ノ関線	〈市〉南八日市新地野線（奥州市江刺岩谷堂字松長根）～〈市〉フロンティアパーク環状線（奥州市江刺岩谷堂字袖山11-19）	全線	2次
奥州市道 フロンティアパーク環状線	〈市〉耳取三ノ関線（奥州市江刺岩谷堂字袖山11番44地先）～〈市〉耳取三ノ関線（奥州市江刺岩谷堂字袖山11番19地先）	全線	2次
奥州市道 工業団地一号線	〈市〉南八日市新地野線（奥州市江刺岩谷堂字松長根）～〈市〉高畑佐野線	全線	2次
奥州市道 高畑佐野線	〈市〉工業団地一号線～〈市〉南八日市新地野線	全線	2次
奥州市道 工業団地二号線	〈市〉南八日市新地野線～奥州市江刺岩谷堂字松長根13番地先	全線	2次
奥州市道 附野下笹森線	（一）衣川水沢線（奥州市胆沢小山附野）～〈市〉西町下笹森線（奥州市胆沢小山字下笹森106-4）	全線	1次
滝沢市道 滝沢駅線	4号（滝沢市砂込：県立大学入口交差点）～〈市〉産業文化センター5号線	全線	1次
	〈市〉産業文化センター5号線～〈市〉紫野第2号幹線	全線	2次
滝沢市道 産業文化センター5号線	滝沢市砂込389-76～滝沢市砂込389-28	全線	1次
滝沢市道 紫野第2号幹線	4号（滝沢市砂込738）～アピオ北側駐車場入口	全線	1次
	〈市〉滝沢駅線～（主）盛岡環状線	全線	2次
滝沢市道 鶺鴒姥屋敷線	（主）盛岡環状線（商工会前交差点）～総合公園テニスコート付近	全線	2次
滝沢市道 中鶺鴒上ノ山線	（主）盛岡環状線（ビッグルーフ入口交差点）～総合公園テニスコート付近	全線	2次
滝沢市道 茨島土沢線	（主）盛岡環状線～滝沢中央SIC	全線	2次
雫石町道 雫石・小岩井線	雫石町千刈田73番地～46号（雫石町晴山38番地1）	全線	2次
雫石町道 雫石中央線	雫石町千刈田120番地～46号（雫石町上曾根田103番地4）	全線	2次
雫石町道 北田圃12号線	雫石町千刈田5番地1～雫石町千刈田120番地	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
葛巻町道 役場線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 下町田子線	281号（葛巻町葛巻第14地割）～葛巻町役場	全線	2次
葛巻町道 椈ノ木土谷川線	プラトー入り口～281号（葛巻町葛巻第39地割）	全線	2次
葛巻町道 奥道線	340号（葛巻町葛巻第5地割）～281号（葛巻町葛巻第5地割）	全線	2次
葛巻町道 ミルク公園線	プラトー入り口（〈町〉椈ノ木土谷川線）～くずまき交流館プラトー	全線	2次
岩手町道 庁舎前東線	〈町〉沼宮内一方井線～4号（岩手町五日市：石神の丘交差点）	全線	2次
岩手町道 沼宮内一方井線	岩手町五日市9地割84-22地先～〈町〉庁舎前東線	全線	2次
岩手町道 大宮通り線	岩手町五日市9地割84-22地先～岩手土木センター	全線	2次
紫波町道 東裏中新田線	4号（紫波町日詰字下丸森38-7）～紫波中央駅前一丁目1-3	全線	2次
紫波町道 中新田蓬田線	紫波中央駅前二丁目3-28～紫波中央駅前二丁目3-20	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前南北線	紫波中央駅前二丁目3-20～紫波町紫波中央駅前二丁目1-3	全線	2次
紫波町道 紫波中央駅前二丁目1号線	紫波町紫波中央駅前二丁目1-33～紫波町紫波中央駅前二丁目1-4	全線	2次
紫波町道 希望ヶ丘線	(主)紫波インター線～紫波町紫波中央駅前一丁目1-84	全線	2次
矢巾町道 中央1号線	(一)矢巾停車場線～〈町〉安庭線	全線	1次
	矢巾町医大通一丁目30番1号～(一)矢巾停車場線	全線	2次
矢巾町道 安庭線	〈町〉中央1号線～〈町〉堤川目線	全線	1次
	4号（矢巾町藤沢：消防学校入口交差点）～〈町〉中央1号線	全線	2次
矢巾町道 三堤線	(一)不動矢巾停車場線～矢巾町大字南矢幅第13地割117番3	全線	2次
矢巾町道 三堤2号線	矢巾町大字南矢幅第13地割142番5～矢巾町役場入口	全線	2次
矢巾町道 狼久保線	矢巾町大字南矢幅第13地割117番3～(一)不動盛岡線	全線	2次
矢巾町道 宮田線	(主)盛岡和賀線～矢巾町大字広宮沢第5地割109番6	全線	1次
矢巾町道 堤川目線	矢巾町大字広宮沢第5地割109番6～〈町〉安庭線	全線	1次
	〈町〉安庭線～矢巾S I C下り線側入口	全線	2次
矢巾町道 流通センター南二丁目九号線	(主)盛岡和賀線～〈町〉志和稻荷街道線	全線	1次

路線名	指定区間	供用区間	備考
矢巾町道 志和稲荷街道線	(一) 不動盛岡線(岩手県紫波郡矢巾町大字赤林第六地割)～〈町〉流通センター南二丁目九号線	全線	1次
矢巾町道 町民センター線	〈町〉狼久保線～矢巾町役場	全線	2次
西和賀町道 館役場前線	107号(西和賀町川尻40地割40番地66)～西和賀町川尻40地割40番地71	全線	2次
西和賀町道 大野南線	(主)盛岡横手線～西和賀さわうち病院	全線	2次
金ヶ崎町道 役場中央線	(一)江刺金ヶ崎線～金ヶ崎町役場	全線	2次
金ヶ崎町道 南荒巻・医者屋敷線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:勘九郎東交差点)～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 大平線	金ヶ崎町西根森山31～金ヶ崎町西根大平	全線	2次
金ヶ崎町道 南花沢・前野線	4号(金ヶ崎町三ヶ尻:金ヶ崎工業団地口交差点)～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
金ヶ崎町道 森山3号線	金ヶ崎町西根森山・西根大沢～金ヶ崎町西根森山・西根森	全線	2次
金ヶ崎町道 森山5号線	金ヶ崎町西根森山・西根森～金ヶ崎町西根森山	全線	2次
金ヶ崎町道 森山1号線	金ヶ崎町西根森山十七番地先～〈町〉南花沢・前野線	全線	2次
金ヶ崎町道 谷木前・南町線	〈市〉南花沢・前野線(岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根前野)～4号(金ヶ崎町西根古寺)	全線	2次
平泉町道 役場線	(主)平泉巖美溪線～平泉町役場(平泉町平泉字志羅山43-1)	全線	2次
平泉町道 祇園線	(一)三日町瀬原線～平泉S I C	全線	2次
住田町道 役場別当線	107号(住田町世田米川向)～住田町世田米字川向87-7	全線	2次
住田町道 役場前線	住田町世田米字川向87-7～住田町世田米字川向22-5	全線	2次
住田町道 清水沢上和野線	住田町世田米字川向22-5～107号(住田町世田米川向)	全線	2次
大槌町道 花輪田寺野線	(一)大槌小鋸線～大槌町小鋸第22地割字中川原	全線	2次
大槌町道 寺野線	大槌町小鋸第21地割109番内29～県立大槌病院	全線	2次
大槌町道 小鋸線	(一)大槌小鋸線～大槌町小鋸第21地割109番内29	全線	2次
大槌町道 源水迫又線	大槌消防署～(主)大槌小国線	全線	2次
大槌町道 大ヶ口線	大槌消防署～〈町〉末広町沢山1号線(大槌町末広町交差点)	全線	2次
大槌町道 末広町沢山1号	〈町〉大ヶ口線(大槌町末広町交差点)～	全線	2次

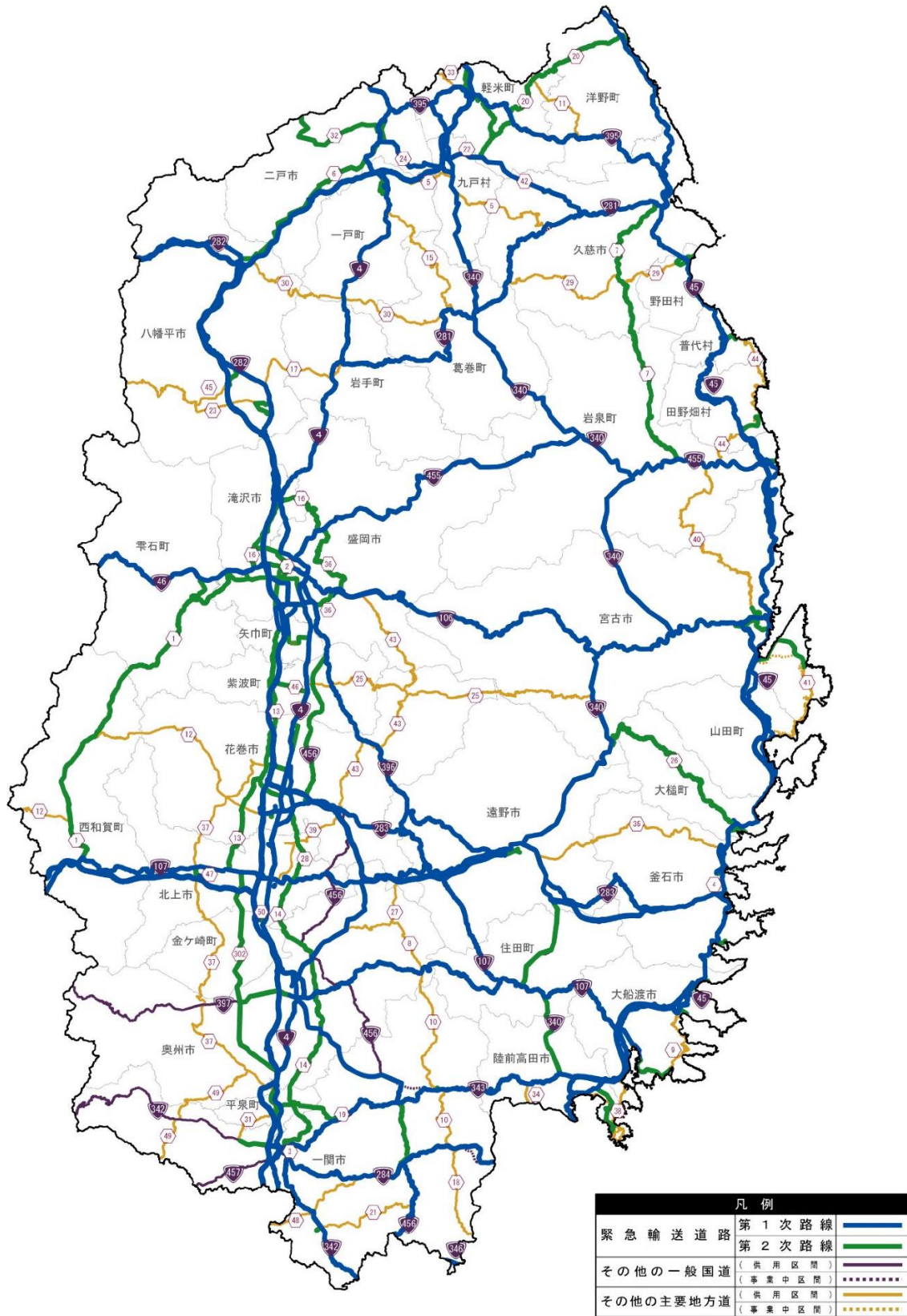
路線名	指定区間	供用区間	備考
線	(主)大槌小国線		
大槌町道 愛宕山線	(一) 大槌小鎚線 (大槌町本町413) ~ 大槌町役場 (大槌町小鎚第32地割126番地91)	全線	2次
山田町道 中央・八幡線	45号 (山田町中央町158-15) ~ 山田町役場 (山田町八幡町331-2)	全線	2次
山田町道 織笠・外山線	45号 (下閉伊郡山田町織笠12-2-9) ~ 下閉伊郡山田町織笠14-29-3	全線	2次
山田町道 細浦・柳沢線	下閉伊郡山田町織笠14-29-3 ~ 山田町織笠14-4-1	全線	2次
山田町道 境田南線	45号 (山田町境田町15-35) ~ <町> 細浦・柳沢線 (山田町飯岡2-1-60)	全線	2次
岩泉町道 中家線	455号 (岩泉町岩泉中家45) ~ <町> 惣畑線	全線	2次
岩泉町道 惣畑線	<町> 中家線 ~ 岩泉町役場	全線	2次
田野畑村道 田野畑平井賀線	45号 (下閉伊郡田野畑村145番7地先) ~ 45号 (下閉伊郡田野畑村123番3地先)	全線	2次
田野畑村道 田野畑インター菅窪線	45号 (下閉伊郡田野畑村和野239-2) ~ 田野畑中央IC	全線	2次
普代村道 普代駅前1号線	(主) 岩泉平井賀普代線 ~ 道の駅青の国ふだい	全線	2次
軽米町道 役場沢線	(一) 二戸軽米線 ~ 九戸郡軽米町大字軽米第10地割3番	全線	2次
軽米町道 蓮台野橋大町線	(一) 二戸軽米線 ~ 九戸郡軽米町大字軽米第8地割105番9	全線	2次
軽米町道 大町向川原蓮台野橋線	九戸郡軽米町大字軽米第8地割108番2 ~ (主) 戸呂町軽米線	全線	2次
軽米町道 軽米病院脇線	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番1 ~ 395号 (九戸郡軽米町大字上館第14地割1番3)	全線	2次
軽米町道 軽米病院線	九戸郡軽米町大字上館第1地割73番9 ~ 九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番1	全線	2次
軽米町道 岩崎外川目線	395号 (九戸郡軽米町大字上館第14地割43番2) ~ 九戸郡軽米町大字上館第1地割73番8	全線	2次
野田村道 北区明内線	45号 (野田村野田付近交差点) ~ <村> 役場前線	全線	2次
野田村道 役場前線	<村> 北区明内線 ~ 野田村役場	全線	2次
洋野町道 種市駅前十号線	種市第23地割字小橋27番81 ~ 種市第23地割27番2	全線	2次

路線名	指定区間	供用区間	備考
洋野町道 種市駅前八号線	種市第23地割27番2～種市第23地割27番2	全線	2次
洋野町道 種市漁港線	45号（種市第18地割字小路合64番1）～種市第18地割字小路合47番1	全線	2次
洋野町道 吹切線	45号（九戸郡洋野町種市第4地割10-1）～洋野宿戸IC	全線	2次
一戸町道 袋町沢田線	(一)二戸一戸線（一戸町一戸字砂森100-2地先）～県立一戸病院（一戸町一戸字砂森60-1地先）	全線	2次
一戸町道 平田沢関屋線	(一)一戸浄法寺線（一戸町西法寺字平田沢19-2地先）～一戸町総合運動公園（一戸町西法寺字大平19地先）	全線	2次

【備考欄に関する補足】

- 1次＝第1次緊急輸送道路：防災拠点（県庁舎、地方生活圏中心都市（2次生活圏中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路
- 2次＝第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点を連絡する道路

岩手県緊急輸送道路網図

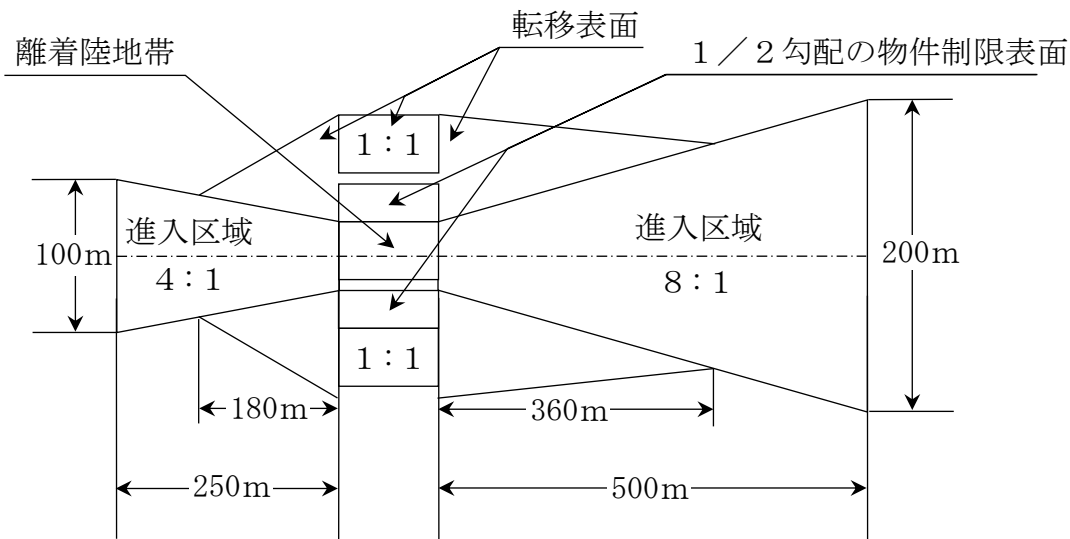


3 - 6 - 2 ヘリポートの設置基準

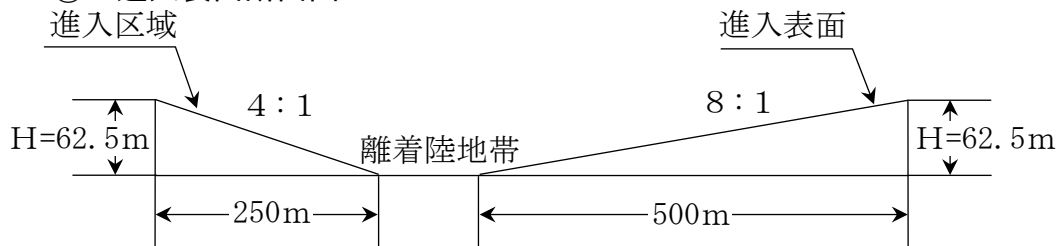
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(7) 一般

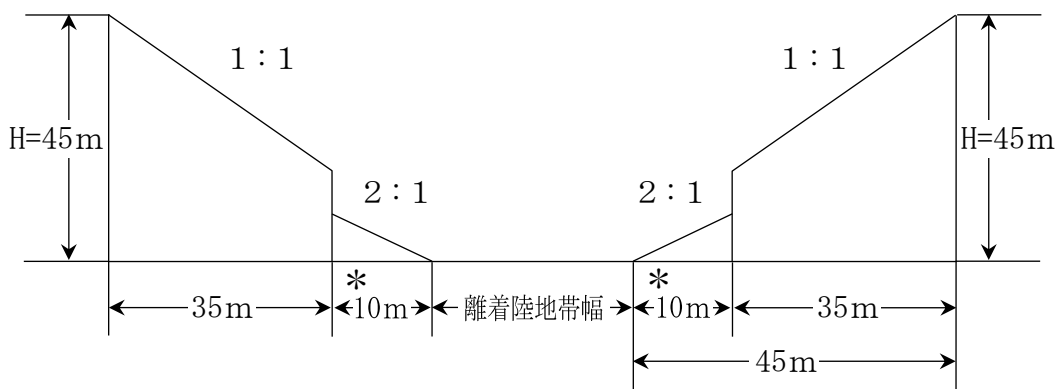
① 平面図



② 進入表面断面図



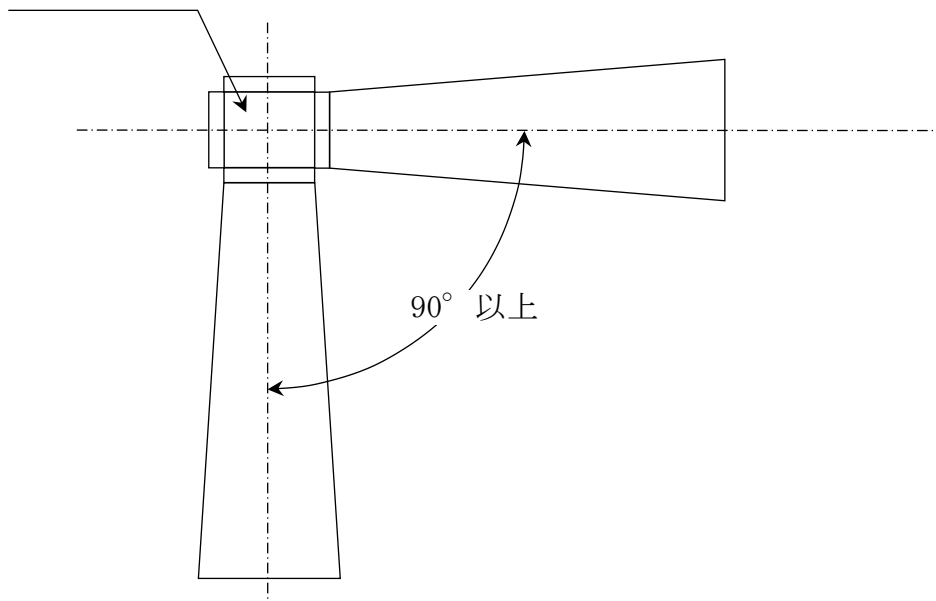
③ 転移表面断面図



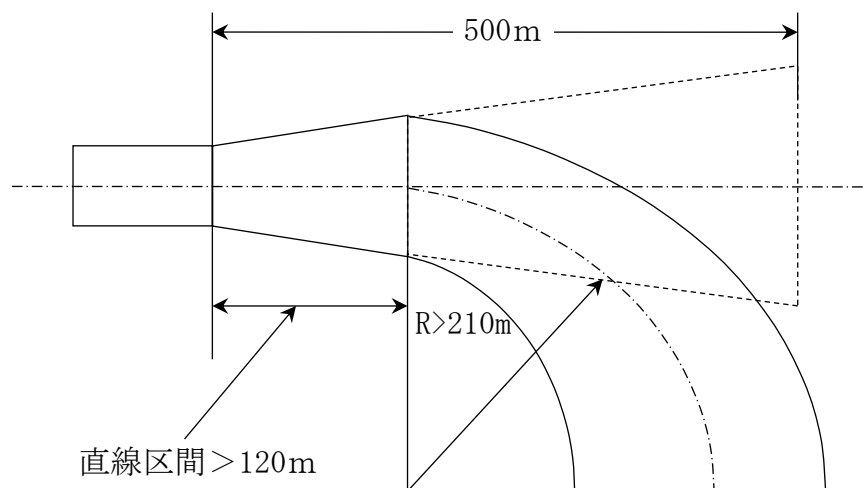
* 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

〔進入区域、進入表面の特例〕

- ① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面
離着陸地帯



- ② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面

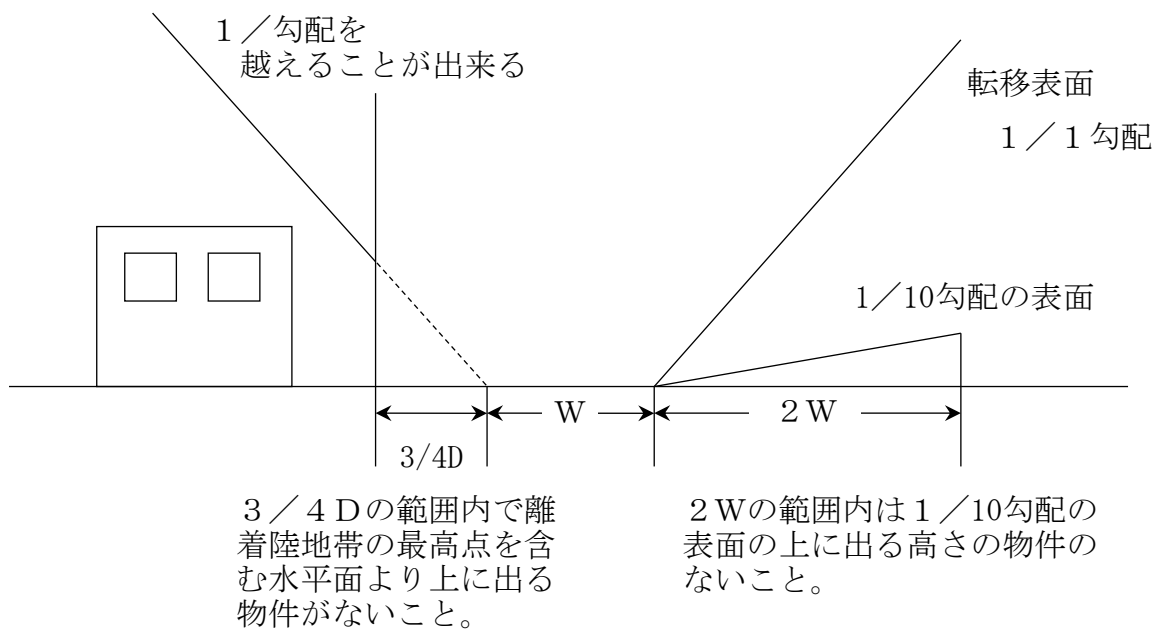


- * 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。
- * Rは210メートル以上とする。

〔転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）〕

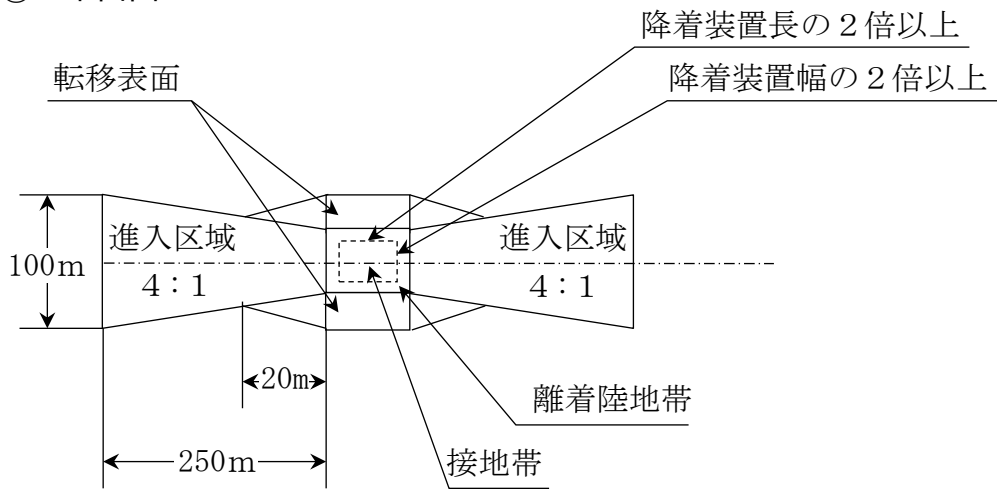
* 転移表面断面図

D = ローター直径
W = 離着陸地帯幅

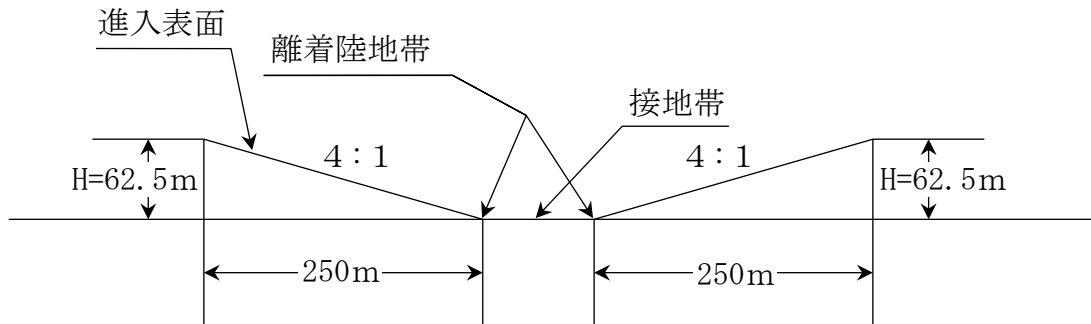


(1) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

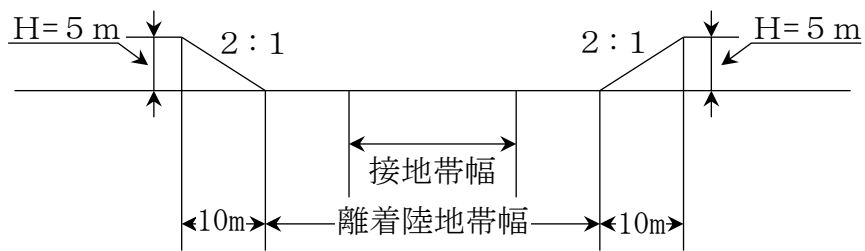
① 平面図



② 進入表面断面図

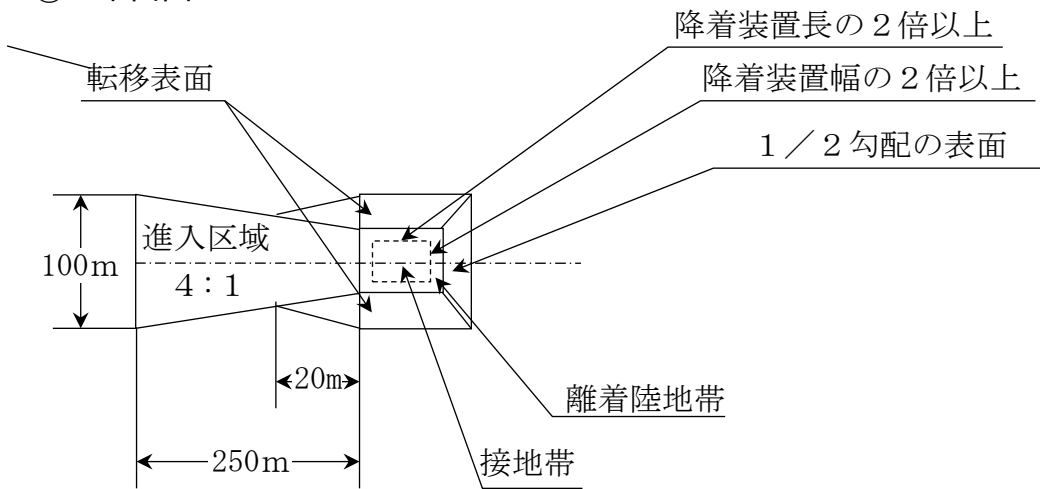


③ 転移表面断面図

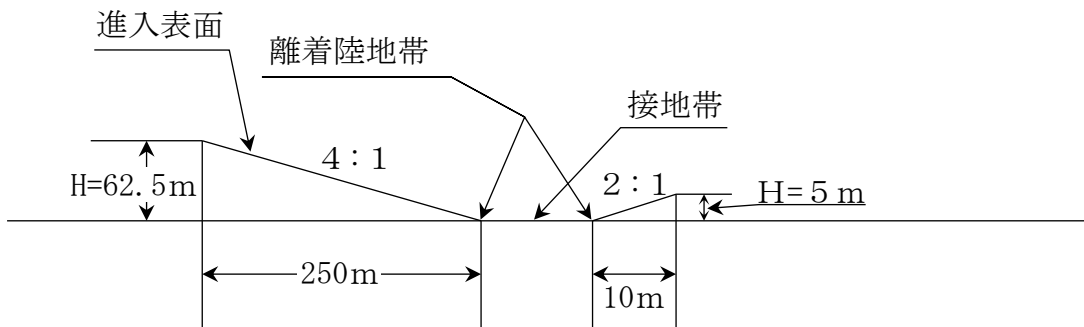


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

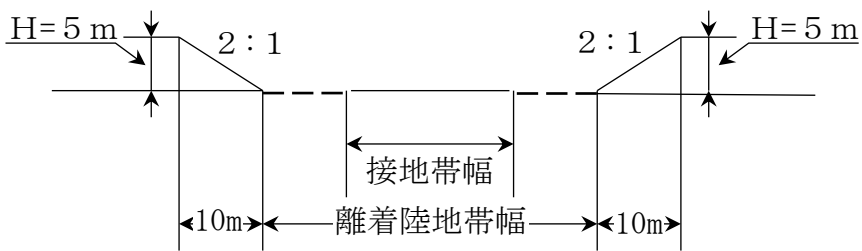
① 平面図



② 進入表面断面図

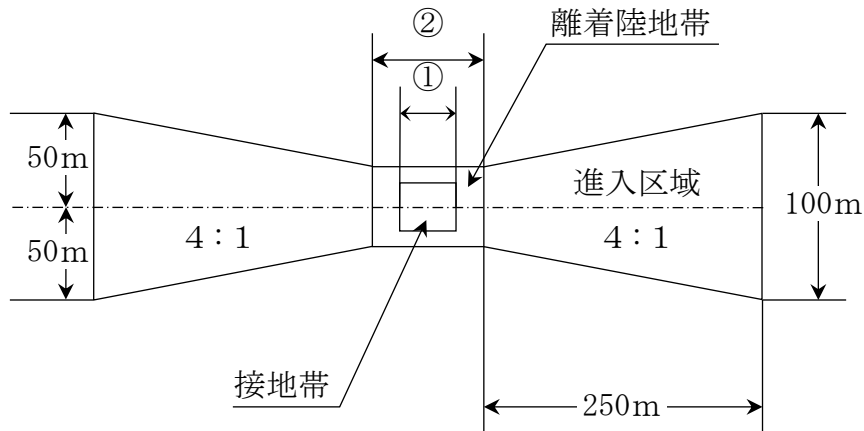


③ 転移表面断面図



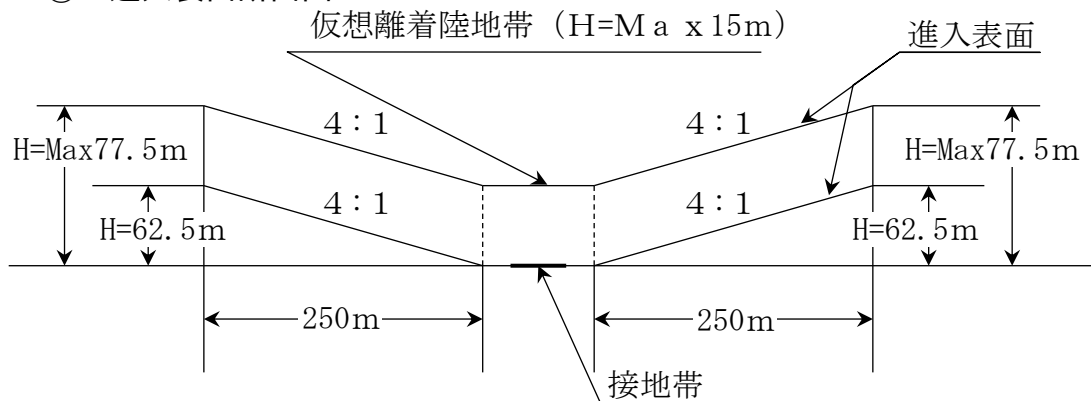
(ウ) 災害時において緊急輸送等、または訓練においても使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

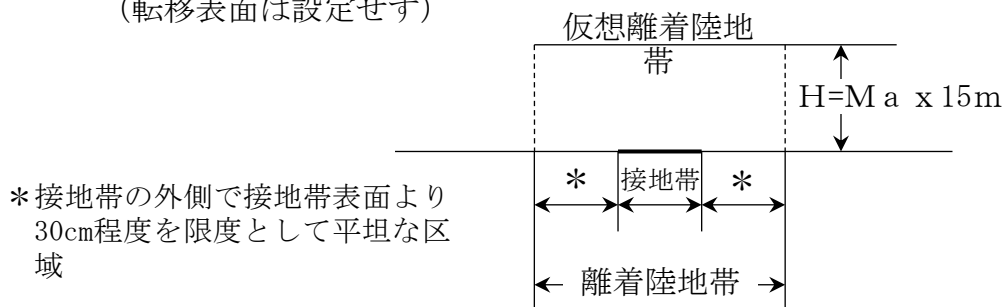


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 - * 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 - * 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)

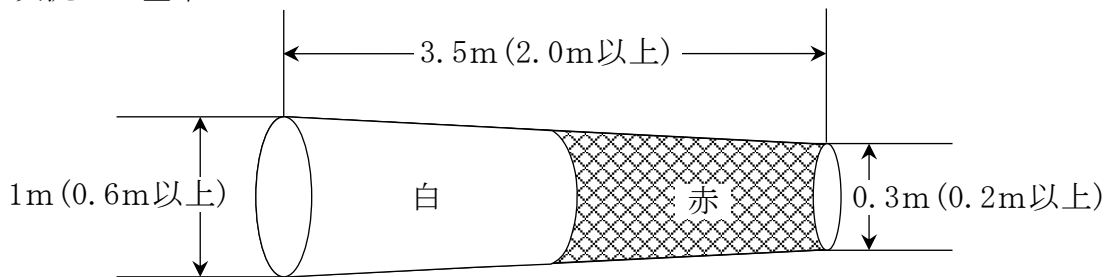


* 接地帯の外側で接地帯表面より30cm程度を限度として平坦な区域

(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

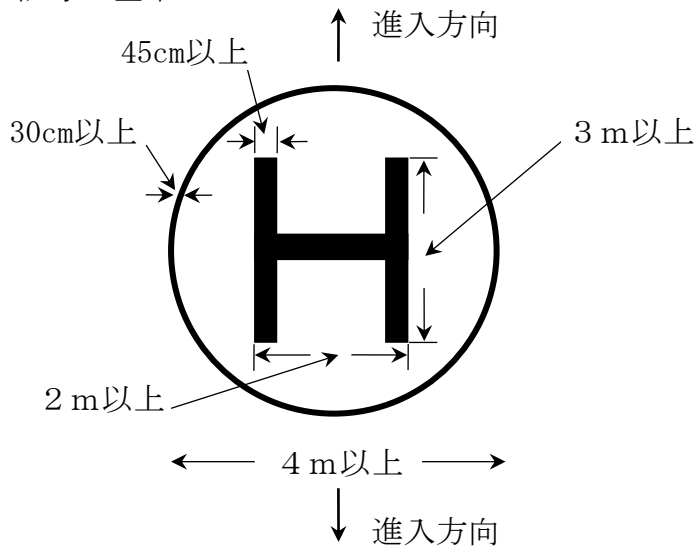


※ () 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3 - 6 - 3 久慈広域圏におけるヘリポートの現況

(令和6年11月10日現在)

	離着陸場名	地名・地番	座標 (世界測地系)	長さ× 幅 (m)	避難場 所指定 の有無	津波による 浸水が予想 される場所
久慈市	久慈空中消火 基地	久慈市 長内町28-105-1	N 40° 10' 42" E 141° 47' 33"	125 40		
	久慈川左岸 河川敷公園	久慈市栄町 (久慈小学校前)	N 40° 11' 39" E 141° 45' 12"	500 70		浸水
	平庭高原 ふれあい広場	久慈市山形町 来内20-13-174	N 40° 05' 06" E 141° 30' 37"	150 80		
	久慈市立 山形中学校	久慈市山形町 川井10-87-8	N 40° 09' 03" E 141° 34' 10"	115 115	有	
	久慈市 総合防災公園	久慈市夏井町 大崎3-45-4	N 40° 12' 28" E 141° 47' 13"	118 110	有	
普代村	黒崎展望台 駐車場	下閉伊郡普代村 第2地割下村	N 40° 00' 22" E 141° 55' 54"	30 45		
	普代村北緯40 度総合運動公 園多目的グラ ウンド	下閉伊郡普代村 第19地割白井71	N 40° 02' 27" E 141° 52' 22"	45 75		
	普代浜緑地 公園駐車場	下閉伊郡普代村 第7地割字明神 30-4	N 40° 00' 47" E 141° 53' 45"	28 46		浸水
野田村	県立久慈工業 高等学校	九戸郡野田村 大字野田26-62-7	N 40° 06' 53" E 141° 48' 28"	230 184	有	
	野田村立 野田小学校	九戸郡野田村 大字野田12-61- 18	N 40° 06' 10" E 141° 49' 07"	90 70	有	
	のんちゃん パーク	九戸郡野田村 第18地割内	N 40° 06' 27" E 141° 49' 25"	100 50		浸水
	野田村立 野田中学校	九戸郡野田村 大字野田22-114- 13	N 40° 06' 10" E 141° 48' 08"	145 130	有	
洋野町	種市運動場	九戸郡洋野町 種市21-188	N 40° 24' 20" E 141° 42' 07"	200 150		
	洋野町立 中野中学校	九戸郡洋野町 中野245-7	N 40° 18' 35" E 141° 46' 32"	150 100	有	
	県立 種市高等学校	九戸郡洋野町 種市38-94-110	N 40° 25' 55" E 141° 41' 47"	200 150	有	
	大野山村広場	九戸郡洋野町 大野60	N 40° 16' 37" E 141° 37' 58"	120 100		
	洋野町立 大野中学校	九戸郡洋野町 大野9-39-1	N 40° 17' 05" E 141° 37' 23"	100 120	有	
	(旧)洋野町立 向田小学校	九戸郡洋野町 上館55-49-14	N 40° 19' 41" E 141° 36' 18"	130 90	有	
	洋野消防署	九戸郡洋野町 種市23-86-1	N 40° 24' 40" E 141° 42' 36"	60 50		

3 - 9 - 1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時受入のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
 - (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 応援職員等の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所までの経路
 - (6) 応援を要する期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

- 第6条** 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。
2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

- 第7条** 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

- 第8条** 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

- 第9条** この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。
2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

- 第10条** この協定は、平成8年10月7日から効力を生じるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各
1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	盛岡市長	桑島博
宮古市	宮古市長	菊池長右エ門
大船渡市	大船渡市長	甘竹勝郎
水沢市	水沢市長	後藤晨
花巻市	花巻市長	渡邊勉
北上市	北上市長	高橋盛吉
久慈市	久慈市長	久慈義昭
遠野市	遠野市長	菊池正
一関市	一関市長	佐々木一朗

陸前高田市				
陸前高田市	菅野俊吾			
釜石市				
釜石市	野田武義			
江刺市				
江刺市	及川勉			
二戸市				
二戸市	小原豊明			
雫石町				
雫石町	川口善彌			
葛巻町				
葛巻町	遠藤治夫			
岩手町				
岩手町	田中幸平			
西根町				
西根町	工藤勝治			
滝沢村				
滝沢村	柳村純一			
松尾村				
松尾村	佐々木正四郎			
玉山村				
玉山村	工藤久徳			
紫波町				
紫波町	鷹木壯光			
矢巾町				
矢巾町	高橋隆三			
大迫町				
大迫町	畠敏			
石鳥谷町				
石鳥谷町	大竹義文			
東和町				
東和町	小原秀夫			
湯田町				
湯田町	菅原信夫			
沢内村				
沢内村	内記正志			
金ヶ崎町				
金ヶ崎町	高橋紀雄			
前沢町				
前沢町	鈴木一司			
胆沢町				
胆沢町	千田明			
衣川村				
衣川村	佐々木秀康			

花	泉 町				
	花泉町長	小野寺	亮	助	
平	泉 町				
	平泉町長	穂 積	昭	慈	
大	東 町				
	大東町長	小 原	伸	元	
藤	沢 町				
	藤沢町長	佐 藤		守	
千	厩 町				
	千厩町長	藤 野	光	男	
東	山 町				
	東山町長	松 川		誠	
室	根 村				
	室根村長	名 取		涉	
川	崎 村				
	川崎村長	千 葉		莊	
住	田 町				
	住田町長	菅 野		剛	
三	陸 町				
	三陸町長	佐々木	菊	夫	
大	槌 町				
	大槌町長	黒 澤	友	吉	
宮	守 村				
	宮守村長	照 井	春	雄	
田	老 町				
	田老町長	竹 花	達	雄	
山	田 町				
	山田町長	黒 澤		孝	
岩	泉 町				
	岩泉町長	八重樫	協	二	
田	野畑村				
	田野畑村長	早 野	仙	平	
普	代 村				
	普代村長	岩 澤	義	雄	
新	里 村				
	新里村長	山 口	通	男	
川	井 村				
	川井村長	原		眞	
軽	米 町				
	軽米町長	平	澄	芳	
種	市 町				
	種市町長	関 根	重	男	
野	田 村				
	野田村長	中 川	正	勝	

山	形	村			
	山形村長	小笠原		寛	
大	野	村			
	大野村長	柏木	幸夫		
九	戸	村			
	九戸村長	伊保内	昭一		
浄	法	寺	町		
	浄法寺町長	砂子田	一男		
安	代	町			
	安代町長	北館	義一		
一	戸	町			
	一戸町長	稲葉	暉		

3 - 9 - 2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2項に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算出した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額

- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。
- 3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（費用負担の協議）

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

（連絡担当課）

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

（訓練の実施）

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		F A X 番号
			防災行政無線	有線番号	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	防災危機管理課	×-487-1	0194-52-2111	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
盛岡	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
宮古	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
岩手中部	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		F A X 番号
			防災行政無線	有線番号	
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆 江	水沢市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川村	総務課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜 石	釜石市	総務課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両 盤	一関市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉町	総務課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
気 仙	川崎村	民生課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
	大船渡市	総務課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

（応援調整市町村長） 殿

（応援要請市町村長）

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) そ の 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等 被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担 当 者 名	
電話・FAX番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名（種類・規格等）	数量	場所

(2) 職員等の派遣

職種	活動内容	人員	場所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸路	
空路（ヘリポート等）	
水路（港湾等）	

3 - 9 - 3 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況

(令和8年2月3日現在)

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
相互応援協定	葛巻町	昭和34年6月7日	総務部防災危機管理課
相互応援協定	洋野町（種市町）	昭和34年8月10日	総務部防災危機管理課
相互応援協定	洋野町（大野村）	昭和34年8月10日	総務部防災危機管理課
相互応援協定	野田村	昭和34年8月10日	総務部防災危機管理課
相互応援協定	岩泉町	昭和38年7月20日	総務部防災危機管理課
相互応援協定	軽米町	昭和46年10月20日	総務部防災危機管理課
久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定	洋野町（種市町、大野村）、久慈市（山形村）、野田村、普代村	昭和62年4月1日	総務部防災危機管理課
久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定変更消防相互応援協定	洋野町、野田村、普代村	平成18年12月15日	総務部防災危機管理課
災害時の医療救護活動に関する協定	㈱久慈医師会	昭和63年4月1日	生活福祉部保健推進課
災害時の医療救護活動に関する協定の一部を変更する協定	㈱久慈医師会	平成10年9月16日	生活福祉部保健推進課
災害防止協定	岩手県日本地下石油備蓄株式会社	平成5年7月14日	総務部防災危機管理課
岩手県防災ヘリコプター応援協定	岩手県、県内の全ての市町村及び消防の一部事務組合	平成8年10月1日	総務部防災危機管理課
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	県内の全ての市町村	平成8年10月7日	総務部防災危機管理課
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	平成19年6月27日	総務部防災危機管理課
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ユニバース 株式会社ジョイス	平成20年10月16日	総務部財政課

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
	株式会社サンデー 株式会社薬王堂 NPO法人コメリ災害対策センター		
災害時における応急復旧に関する協定	久慈市上下水道工事業協同組合	平成21年2月18日	上下水道部上下水道整備課
災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会(岩手県、県内33市町村により連名で締結)	平成26年3月28日	上下水道部上下水道整備課
災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会東北支部(岩手県、県内32市町村により連名で締結)	令和6年3月7日	上下水道部上下水道整備課
災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定	岩手県石油商業協同組合久慈支部	平成21年2月19日	総務部財政課
災害時における資器材等物資供給協力に関する協定	ホームック株式会社	平成21年3月3日	総務部財政課
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成22年4月1日	総務部防災危機管理課
災害時における応急対策業務に関する協定	社団法人岩手県建設業協会久慈支部	平成22年10月13日	建設部建設企画課
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	県内の市町村、廃棄物処理に関連する一部事務組合及び広域連合	平成24年3月1日	生活福祉部生活環境課
災害時における救助に関する協定	岩手県生活衛生同業組合中央会、久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会	平成24年9月5日	総務部防災危機管理課
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸株式会社岩手主管支店	平成26年2月4日	総務部財政課
災害時における支援協力に関する協定	久慈沿岸地域建設復興グループ・白樺会	平成27年1月8日	総務部防災危機管理課
災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	平成27年5月14日	総務部防災危機管理課
災害時における相互応援に関する協定	小千谷市	平成28年6月13日	総務部防災危機管理課

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定	小金井市	平成28年11月24日	総務部防災危機管理課
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人岩手県産業資源循環協会	平成30年2月5日	生活福祉部生活環境課
三重県明和町と岩手県久慈市の災害時相互応援に関する協定	三重県明和町	平成30年9月3日	総務部防災危機管理課
岩手県久慈市・青森県鱒ヶ沢町 歴史文化で結ぶ友好協定	青森県鱒ヶ沢町	平成30年10月3日	総合政策部政策推進課
災害時における相互応援に関する協定	栃木県大田原市	平成30年10月18日	総務部防災危機管理課
災害時における電動車両等の支援に関する協定	岩手三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和2年11月20日	総務部防災危機管理課
災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	岩手県葬祭業協同組合	令和3年1月21日	総務部防災危機管理課
久慈市と日本郵便会社との包括的連携に関する協定	久慈市内郵便局	令和3年3月17日	総務部防災危機管理課
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	北東北福山通運株式会社	令和5年10月24日	総務部財政課
災害時等におけるバスによる人員輸送等の協力に関する協定	岩手県北自動車株式会社	令和6年4月30日	総合政策部地域づくり振興課
災害時における電力復旧協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社久慈電力センター	令和6年6月5日	総合政策部情報システム課
久慈市と東日本電信電話株式会社とのICTの活用による地域の活性化に向けた連携に関する協定	東日本電信電話株式会社岩手支店長	令和6年7月2日	総合政策部情報システム課
災害時等における海上輸送体制の支援協力に関する協定	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所	令和6年9月4日	企業立地港湾部港湾エネルギー推進課

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
災害時における応急 対策業務に関する協 定	久慈地区測量設計業 連絡協議会	令和7年9月11日	建設部建設企画 課
損害調査結果の提供 及び利用に関する協 定	三井住友海上火災保 険株式会社	令和8年2月3日	総務部税務課

3 - 12 - 1 災害救助法による救助の種類、期間等（災害救助基準）

（令和7年4月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 （ホテル・旅館の利用額は@10,000円（税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設置工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日 以内	患者等の移送費は、別 途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした 日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明或いは行方 不明な状態にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から3日 以内	輸送費、人件費は、別 途計上
福祉サー ビスの提 供	避難生活において配慮 を必要とする高齢者、 障害者、乳幼児その他 の者	1 左記の者からの相談対応 等 消耗器材費又は器物の使 用謝金、借上費若しくは 購入費(工事費を含む。)として当該地域に おける通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用 謝金、器物の使用謝金、借 上費若しくは購入費、光熱 水費、仮設便所等の設置費 として当該地域における通 常の実費	災害発生の日から7日 以内	令和7年7月1日から 施行 輸送費、人件費は、別 途計上
住家の被 害の拡大 を防止す	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ず る程度の損傷を受け、	住家の被害の拡大を防止す るための緊急の修理が必要 な部分に対して、	災害発生の日から10日 以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
するための緊急の修理	雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 53,900円以内		
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は既存等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生と及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する	（洗浄、消毒等） 1体当たり	災害発生の日から10日	1 検案は原則とし救護班

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	処理（埋葬を除く。）をする。	3,700円以内 一時保存 ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	以内	2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事し	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		た者に相当するものの給与を考慮して定める		
救助の実務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 - 15 - 1 医療機関一覧

(令和8年1月1日現在)

医療機関名 所在地 電話番号	総合 病院	救急 告示	病床数				療養型 再掲	診療科目
			精神	感染症	その他	合計		
岩手県立久慈病院 久慈市旭町10-1 53-6131	○	○		4	242	246	0	内科、消化器内科、 循環器内科、呼吸器 内科、脳神経内科、 精神科、小児科、外 科、整形外科、形成 外科、脳神経外科、 皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科、リハ ビリテーション科、 放射線科、歯科口腔 外科、麻酔科
北リアス病院 久慈市源道12-111 53-2323			210			210		心療内科、神経内 科、老年内科、精神 科
久慈恵愛病院 久慈市湊町17-100 52-2311					61	61	22	内科、呼吸器科、消 化器科、循環器科、 外科、整形外科、皮 膚泌尿器科、肛門科
齊藤内科 久慈市荒町2-9 53-3511						0		内科、呼吸器科、消 化器科、循環器科
竹下医院 久慈市中の橋1-5 53-0022						0		内科、婦人科
鳥谷医院 久慈市十八日町1- 30-3 53-2808						0		歯科、歯科口腔外科
おのでら耳鼻咽喉科ク リニック 久慈市長内町24- 147-1 61-3387						0		耳鼻咽喉科
久慈眼科クリニック 久慈市長内町32-12- 4 61-1530						0		眼科
ちだ医院 久慈市門前37-56-26 61-3366						0		小児科、アレルギー 科、内科
しろと内科循環器科ク リニック 久慈市田屋町1-35-1 61-3330						0		内科、循環器科
おおさわ内科・胃腸科 医院 久慈市中の橋1-48-2 61-3033						0		内科、胃腸科
金子クリニック 久慈市門前2-26						0		内科、糖尿病内科、 ひ尿器科、腎臓内

医療機関名 所在地 電話番号	総合 病院	救急 告示	病床数				療養型 再掲	診療科目
			精神	感染症	その他	合計		
61-1005								科、
久慈市国民健康保険山 形診療所 久慈市山形町川井9- 44-8 72-2033					19	19		内科、外科
関上こどもクリニック 久慈市長内町24-98- 2 75-3722						0		小児科、内科、アレ ルギー科
くじ整形外科・内科ク リニック 久慈市二十八日町1- 4 66-8822						0		内科、整形外科、リ ハビリテーション 科、糖尿病内科

3 - 15 - 2 災害時の医療救護活動に関する協定書

久慈市（以下「甲」という。）と社団法人久慈医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、久慈市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときには、直ちに、医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死体の検案、死胎の検案

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が備える医薬品等とする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第8条 救護所における医薬品は、無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各項に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費
実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等を使用したときのその使用した医薬品等の費用実費の額
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の現状回復に要する費用実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講じるものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和63年4月1日から昭和64年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意志表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

昭和63年4月1日

甲 久慈市
代表者 久慈市長 久 慈 義 昭

乙 久慈市川崎町3-8-58
社団法人 久慈医師会
会 長 川 村 弘 二

災害時の医療救護活動に関する協定書の一部を変更する協定書

久慈市（以下「甲」という。）と社団法人久慈医師会（以下「乙」という。）とで取り交わした「災害時の医療救護活動に関する協定書」（昭和63年4月1日締結）の一部を次のとおり変更する。

第2条の次に次の1条を加える。

（自主出動）

- 第2条の2** 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して派遣することができる。
- 2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

平成10年9月16日

甲 久慈市
代表者 久慈市長 久 慈 義 昭

乙 久慈市川崎町10番30号
社団法人 久慈医師会
会 長 白 岩 道 夫

3 - 16 - 1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

協 定 書

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(以下「倉庫」という)に保管されている米穀及び災害対策用乾パン(以下「災害救助用米穀等」という)の岩手県知事への緊急引渡しに関し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領(平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局通知)」に基づき、岩手県知事と岩手農政事務所長との間に下記のとおり協定する。

記

第1条 災害救助用米穀等の売買契約は、岩手県知事(以下「知事」という。)と岩手農政事務所長(以下「所長」という。)との間において締結するものとする。

第2条 被災地の市町村長等は、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第3条 知事は、市町村長等が第2条により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

第4条 第3条における価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

第5条 災害救助用米穀等の売買代金の延滞措置については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、所長が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から30日を越える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、所長が知事と協議の上、決定するものとする。

第6条 災害救助用米穀等の引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事の指定するもの(知事又は市町村長等が取扱者として指定した卸売業者等をいう。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えないものとする。

第7条 この協定書の内容に変動を生じたときは別途更新するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、知事及び所長がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

岩 手 県 知 事 印

東北農政局岩手農政事務所長 印

3 - 16 - 2 災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事(以下「甲」と久慈市長(以下「乙」という。))とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(以下「倉庫」という。)に保管されている米穀及び災害対策用乾パン(以下「災害救助用米穀等」という。)の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取り扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に変わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第2条 災害救助用米穀等の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

岩手県知事 達増 拓也 印

久慈市長 山内 隆文 印

3 - 16 - 3 災害救助用米穀代金納付契約書

- 1 種類
 2 数量
 3 代金 ¥
 内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

- 4 現金引取場所
 5 代金納付期限 年 月 日
 6 引取目的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は災害救助用米穀の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第2条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第5条 乙は、災害救助用米穀の引取後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第6条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各々1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県知事 達増 拓也 印
 乙

3 - 16 - 4 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日 18総食第294号 制 定
平成19年3月30日 18総食第1369号 一部改正

第1 趣旨

この要領は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)が発動された場合(災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。)における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(以下「倉庫」という。)に保管されている米穀及び災害対策用乾パン(以下「災害救助用米穀等」という。)の都道府県知事(以下「知事」という。)への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。)は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長(特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。)からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。)が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。
 - (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主幹課長及び地方農政事務所等の地域課長(以下「地域課長等」という。)又は倉庫の責任者(政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。)に対して直接引渡しを要請することができること。
 - (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
 - (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置(以下「延納措置」という。)については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとすること。
 - ア 災害救助法が発動された場合
延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
 - (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
 - (ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること
- イ 国民保護法が発動された場合
延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。
- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。
ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者(知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。
- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。
- (1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。
この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について(平成16年4月1日付け15号第2911号総合食料局長通知)に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。
- (2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領(平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。)に定めるところにより行うものとする。
ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官(以下「分任物品管理官」という。)が発行する荷渡指図書(出庫証を含む。以下同じ。)は概数によって発行することができるものとする。
ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。
イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。
- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続きは次のとおりとする。
- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課(以下「地域課等」という。)との間に連絡がつく場合

- ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕が無い(荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。)と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。
- イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。
ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。
なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。
- ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。
- エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合
- ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合
- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等(地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。)に対して、文書により要請を行うものとする。
- (イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの支持を(1)のイに準じて行うものとする。
- (ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。
- (エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせるものとする。
- イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合
- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。
- (イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米

穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理者は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

3 - 16 - 5 政府所有米穀の販売要領(抜粋)

(平成16年3月31日付け15総食糧第829号総合食料局長通知)

第6 災害時における応急用米穀の取扱い

1 都道府県知事(以下「知事」という。)は、地震、大火災、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀(以下「応急用米穀」という。)の数量等を地方農政事務所長(地方農政局の所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。)に通知する。

2 地方農政事務所長等は、1の通知を受けたときは、管内の届出事業者の精米手持状況等を参酌の上、届出事業者に対し、知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡すものとする。

なお、災害救助法(昭和22年法律第108号)が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、総合食料局長が別に定めるところによる。

3 地方農政事務所長等は、応急用米穀について2に基づき講じた措置については、速やかに、総合食料局長に報告する。この場合、地方農政事務所長は地方農政局長あてに報告し、地方農政局長は取りまとめの上、総合食料局長へ報告する。ただし、緊急を要するものにあつては、地方農政事務所長は直接総合食料局長あてにも報告する。

3 - 26 - 1 液化石油ガス製造・貯蔵施設の状況

(令和8年1月1日現在)

名称	所在地	電話番号
ENEOSグローブエナジー(株) 久慈営業所	久慈市大沢8-2-3	0194-53-5265
(株)細谷地	久慈市長内町17-100-10	0194-53-2305

3 - 30 - 1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるものと認められる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場に

おける防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生在市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生在市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県	
岩手県知事	増田寛也
盛岡市	
盛岡市長	桑島博
宮古市	
宮古市長	菊池長右エ門
大船渡市	
大船渡市長	甘竹勝郎
水沢市	
水沢市長	後藤晨
花巻市	
花巻市長	渡邊勉
北上市	
北上市長	高橋盛吉
久慈市	
久慈市長	久慈義昭
遠野市	
遠野市長	菊池正
一関市	

一関市長	佐々木	一	朗
陸前高田市			
陸前高田市長	菅野	俊	吾
釜石市			
釜石市長	野田	武	義
江刺市			
江刺市長	及川		勉
二戸市			
二戸市長	小原	豊	明
雫石町			
雫石町長	川口	善	彌
葛巻町			
葛巻町長	遠藤	治	夫
岩手町			
岩手町長	田中	幸	平
西根町			
西根町長	工藤	勝	治
滝沢村			
滝沢村長	柳村	純	一
松尾村			
松尾村長	佐々木	正	四郎
玉山村			
玉山村長	工藤	久	徳
紫波町			
紫波町長	鷹木	壯	光
矢巾町			
矢巾町長	高橋	隆	三
大迫町			
大迫町長	畠		敏
石鳥谷町			
石鳥谷町長	大竹	義	文
東和町			
東和町長	小原	秀	夫
湯田町			
湯田町長	菅原	信	夫
沢内村			
沢内村長	内記	正	志
金ヶ崎町			
金ヶ崎町長	高橋	紀	雄
前沢町			
前沢町長	鈴木	一	司
胆沢町			
胆沢町長	千田		明
衣川村			

	衣川村長	佐々木	秀	康
花	泉 町			
	花泉町長	小野寺	亮	助
平	泉 町			
	平泉町長	穂 積	昭	慈
大	東 町			
	大東町長職務代理者			
	大東町助役	伊 東	一	和
藤	沢 町			
	藤沢町長	佐 藤		守
千	厩 町			
	千厩町長	藤 野	光	男
東	山 町			
	東山町長	松 川		誠
室	根 村			
	室根村長	名 取		渉
川	崎 村			
	川崎村長	千 葉		莊
住	田 町			
	住田町長	菅 野		剛
三	陸 町			
	三陸町長	佐々木	菊	夫
大	槌 町			
	大槌町長	黒 澤	友	吉
宮	守 村			
	宮守村長	照 井	春	雄
田	老 町			
	田老町長	竹 花	達	雄
山	田 町			
	山田町長	黒 澤		孝
岩	泉 町			
	岩泉町長	八重樫	協	二
田	野畑村			
	野畑村長	早 野	仙	平
普	代 村			
	普代村長	岩 澤	義	雄
新	里 村			
	新里村長	山 口	通	男
川	井 村			
	川井村長	原		眞
軽	米 町			
	軽米町長	平	澄	芳
種	市 町			
	種市町長	関 根	重	男

野 田 村
 野田村長 中 川 正 勝
 山 形 村
 山形村長 小笠原 寛
 大 野 村
 大野村長 柏 木 幸 夫
 九 戸 村
 九戸村長 伊保内 昭 一
 浄法寺町
 浄法寺町長 砂子田 一 男
 安 代 町
 安代町長 北 舘 義 一
 一 戸 町
 一戸町長 稲 葉 暉
 盛岡地区広域行政事務組合管理者
 盛岡市長 桑 島 博
 胆沢地区消防組合管理者
 水沢市長 後 藤 晨
 両磐地区消防組合管理者
 一関市長 佐々木 一 朗
 久慈地区広域行政事務組合管理者
 久慈市長 久 慈 義 昭
 大船渡地区消防組合管理者
 大船渡市長 甘 竹 勝 郎
 遠野地区消防事務組合管理者
 遠野市長 菊 池 正
 宮古地区広域行政組合管理者
 宮古市長 菊池 長右^エ門
 花巻地区消防事務組合管理者
 花巻市長 渡 邊 勉
 北上地区消防組合管理者
 北上市長 高 橋 盛 吉
 二戸地区広域行政事務組合管理者
 二戸市長 小 原 豊 明

3 - 30 - 2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号、以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- (4) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

(常駐基地)

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課消防保安課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(防災航空隊)

第7条 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。
2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

(隊長等の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 災害予防活動
- (6) 消防防災訓練活動
- (7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第4号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 緊急運航の時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理責任者が別に指示するものとする。
- 3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。
- 4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

- 2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。
- 3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

- 2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法等を明らかにした要領等を整備しなければならない。
- 4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。
- 5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、隊員及び操縦士(以下「隊員等」という。)の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

- 2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。
- 3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリ搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危険の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑 則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第30条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画 (年度)

岩手県防災航空隊

項目	防災業務・自隊訓練				その他				整備計画	累計飛行時間	累計使用燃料	備考
	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃料使用量	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃料使用量				
月	上旬											
	中旬											
	下旬											
月	上旬											
	中旬											
	下旬											
月	上旬											
	中旬											
	下旬											

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター月間運航計画 (月)

岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運 航 内 容	飛行予定 時 間	飛行区分	燃料使用量	飛行場所(市町村)	使 用 離着陸 場	申請手続 の有無	機体等 整備計画	累計 飛行 時間	累計 使用 燃料	備考
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								

(注) 飛行区分は、1 防災義務、2 訓練、3 その他のうち、該当業務に○印をすること。

(様式第3号)

岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表 (年度)

部課名
職氏名
連絡先

TEL

1 使用日時

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 その他参考となる事項

(様式第4号)

岩手県防災ヘリコプター使用申請書

第 年 月 日
第 年 月 日

岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長 様

申請者 (印)
(担当者 TEL)

岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
目的					
飛行経路					
使用の目的					
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

(様式第5号)

岩手県防災ヘリコプター使用承認書

第 年 月 日
年 月 日

(申請者)

様

岩手県復興防災部消防安全課防災航空担当課長

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県防災ヘリコプターの使用について下記により承認する。

記

- 1 使用日時
年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 目的

(様式第6号)

飛 行 報 告 書

運航管理責任者
消防安全課防災航空担当課長 様

報告者

年月日	年 月 日 () 天候					
業務内容						
飛行経路						
操縦士名			整備士名			
運航指揮者						
搭乗隊員						
飛行時間	出発時間	時	分	実飛行時間	時間	分
	到着時間	時	分	使用燃料	ℓ	
No.	搭乗者氏名	No.	搭乗者氏名	搭載物資品名	個 数	重量(kg)
1		5				
2		6				
3		7				
4		8				

3 - 30 - 3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに消防安全課消防保安課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市長村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、消火基地等の確保

(4) その他必要な事項

(報告)

- 第7** 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。
- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの国民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、上空からの偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車
で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場
合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に
転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送する
よりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材
等を搬送する必要があると認められる場合

エ 臓器搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークからの臓器搬送が必要で、臓器の
搬送に時間的制約があり、また脳死と判定された者の状態が急変等により、
早急に臓器搬送が必要と認められる場合

オ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関		発信者	TEL	
			FAX	
要請日時	年 月 日 ()		時	分要請
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動 (偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他:)			
	2 火 災 (空中消火 偵察・情報収集 その他:)			
	3 救 助 (山岳―搜索・救助 水難―搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他:)			
	4 救 急 (傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資機材搬送 その他:)			
発生場所	市 町 村 (世界測地系座標) N E			
気象状況	天候	視程	(風向)	(風速) (気温)
災害の状況	発生日時: 年 月 日 時 分頃			
要救助者情報	ふりがな 氏 名		生年月日	
	(男・女)		年 月 日生 (歳)	
	住所	携帯電話		
	特徴			
現場指揮者	職・氏名		連絡方法	
			携帯電話等 無 線 コールサイン (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	
離着陸場-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油			
	⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン		(主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	
離着陸場-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送 ⑥給油			
	⑦その他:			
	(世界測地系座標) N		E	
	無線コールサイン		(主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波)	

その他	応援に要する資器材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線 CH (主運用波、統制波 1・2・3、防災相互波) コールサイン
到着予定時間	年 月 日 () 時 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分間
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶 1 本で、約 30 分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	年 月 日 () 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター: TEL0198-26-5251 FAX0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

公用携帯電話: 隊長090-6853-4083、副隊長090-6853-4090、副隊長090-6853-4073

災 害 等 即 報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策() 2. 火災() 3. 救助() 4. 救急() 5. その他()
要請市町村等	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
要請日時	年 月 日 () 時 分
活動日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要) (活動内容) (活動範囲)
搬送人員	
その他 参考事項	
現場出動人員	

災 害 状 況 等 報 告 書

年 月 日

運航管理責任者 様

岩手県消防安全課防災航空担当課長 様

要請市町村等の長

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領第7により、次のとおり報告します。

記

活動種別	1. 災害対策 2. 火災 3. 救助 4. 救急 5. その他 ()		
発生日時	年 月 日 ()	時	分頃
要請日時	年 月 日 ()	時	分
発生場所			
災害の概要 及び 対応状況			
出動機関 及び 人員等	消防署隊 消防団隊	人 人	台 台
被害の概要等 (被害の規模、ま たは被救助者の傷 病程度等)	関係機関 (人)		
その他 参考事項			
担当者	所属・役職・氏名・TEL		

岩手県防災航空センター：TEL：0198-26-5251 FAX：0198-26-5256 アドレス CG0011@pref.iwate.jp

4 - 2 - 1 災害復興住宅資金一覧

(令和5年1月1日現在)

貸付対象	根拠法令	融資限度額	貸付条件
<p>火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。</p> <p>1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合</p>	<p>独立行政 法人住宅 金融支援 機構法 (平成17 年7月6日 法律第82 号)</p>	<p>1 建設資金 1,680万円 2 整地資金 450万円 3 土地取得資金 970万円</p>	<p>1 据置期間 3年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、 木造(耐久性):35年以内 木造(一般):25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>
<p>2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明書の発行を受けた場合</p>		<p>1 新築購入資金 2,650万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユース プラスマンション</p>	

<p>(2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合</p>		<p>2,650万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320万円 ※購入資金のうち、土地取得資金は970万円が限度</p>	
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨のり災証明書の交付を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合</p>		<p>1 補修資金 740万円 2 引方移転資金 450万円 3 整地資金 450万円 ※2と3をあわせて利用する場合は、合計で450万円が限度</p>	<p>1 据置期間 1年以内（返済期間は延長しない。） 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済</p>

参考

リ・ユースプラス住宅：

以下の要件をすべて満たす住宅。

- ①耐火構造・高性能準耐火構造・性能耐火（耐久性有）の住宅の場合は、昭和55年4月1日以降に表示登記された住宅。準耐火構造（一般）・木造（耐久性）・木造（一般）性能耐火（耐久性無）の住宅の場合は、昭和60年4月1日以降に表示登記された住宅。
- ②1戸建の住宅にあつては敷地面積は100㎡以上、1戸建以外の住宅にあつては1建築物あたりの敷地面積が100㎡以上の住宅。
- ③リ・ユース住宅の基準に加え、断熱性能、遮音性能などが公庫の定める基準に適合し、「リ・ユース住宅適合証明書」において、「リ・ユースプラス住宅」、「リ・ユースプラス住宅（基準金利適用）」、「リ・ユースプラス住宅（償還期間延長）」のいずれかに適合すると証明された住宅。

リ・ユース住宅：

以下の要件をすべて満たす住宅。

- ①劣化状況などが公庫の定める基準に適合し、「リ・ユース住宅適合証明書」において、「リ・ユース住宅の要件に適合する」と証明されている住宅。
- ②1戸建の住宅にあつては敷地面積は100㎡以上、1戸建以外の住宅にあつては1建築物あたりの敷地面積が100㎡以上の住宅。

リ・ユースプラスマンション：

以下の要件をすべて満たすマンション。

- ①耐火構造・高性能準耐火構造・性能耐火（耐久性有）の住宅の場合は、昭和55年4月1日以降に表示登記された住宅。1時間準耐火・性能耐火（耐久性無）の場合は、昭和60年4月1日以降に表示登記された住宅。
- ②リ・ユースマンションの基準に加え、断熱性能、遮音性能や劣化状況などが公庫の定める基準に適合し、「リ・ユース住宅適合証明書」の適合証明欄において、「リ・ユースプラスマンション」または「リ・ユースプラスマンション（基準金利適用）」に適合すると証明された住宅。

リ・ユースマンション：

以下のいずれかの要件を満たすマンション。

- ①管理規約や長期修繕計画などが公庫の定める基準に適合し「リ・ユース住宅適合証明書」(*1)において、「リ・ユースマンション」に適合すると証明された住宅。
- ②昭和58年4月1日以降に表示登記された住宅で「一般中古マンション適合確認書」により要件に適合すると確認されたマンション。

4 - 2 - 2 生活福祉資金一覽

(令和6年12月20日現在)

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付上限額 の目安	貸付条件
低所得世帯、 障害者世帯及 び高齢者世帯 のうち、他から の融資を受け ることのできな い世帯(資金の 貸付にあわせ て必要な支援 を受けること により独立自活 できると認めら れる世帯)	生活福祉資 金貸付制度 要綱(平成 21年7月28 日厚生労働 省発社援 0728第9 号)	福祉資金福祉 費(災害を受 けたことによ り臨時に必要 となる経費)	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 (目安) 3 連帯保証人 原則必要(ただし連帯保証 人を立てられない場合でも 利用可能。) 4 貸付利子 連帯保証人有り:無利子連 帯保証人無し:年1.5% 5 申込方法 借入申込書等の必要書類 に、官公署が発行するり災 証明書、被災証明書等を添 付し、市町村社会福祉協議 会を經由して県社会福祉協 議会へ申し込む。
		福祉資金福祉 費(住宅の補 修等に必要 な経費)	1世帯 250万円以内	

4 - 2 - 3 災害援護資金一覧

(令和6年12月20日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が</p> <p>1人世帯 220万円以内</p> <p>2人世帯 430万円以内</p> <p>3人世帯 620万円以内</p> <p>4人世帯 730万円以内</p> <p>5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内</p> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円以内</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）</p>	<p>対象被害及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円</p> <p>2 住居の全壊 250万円</p> <p>3 住居の半壊 170万円</p> <p>4 家財の3分の1以上の損害 150万円</p> <p>5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円</p> <p>6 住居全体の滅失もしくは流失 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>3 貸付利子 利率年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>4 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>5 延滞利率 年5%</p>

※東日本大震災による災害援護資金については、特例がある。